

八尾市第6次総合計画  
「八尾新時代しあわせ成長プラン」

## 第6期実施計画書

令和8年（2026年）2月  
（令和8年（2026年）4月改訂）  
八尾市



# 計画書の構成

## 第1編 実施計画書

実施計画書の概要 P. 3

第1章 施策推進の基本的な方向性など P. 7

施策 1	切れ目のない子育て支援の推進	P.9
施策 2	就学前教育・保育の充実	P.10
施策 3	子どもの学びと育ちの充実	P.11
施策 4	子ども・若者の健全育成と支援の推進	P.12
施策 5	やおプロモーションの推進	P.13
施策 6	歴史資産などの保全・活用・発信	P.14
施策 7	みどり豊かな潤いのある暮らし	P.15
施策 8	芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり	P.16
施策 9	地域経済を支える産業の振興	P.17
施策 10	就労支援と雇用機会の創出	P.18
施策 11	消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実	P.19
施策 12	住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり	P.20
施策 13	快適な交通ネットワークの充実	P.21
施策 14	魅力ある都市づくりの推進	P.22
施策 15	都市基盤施設の整備と維持	P.23
施策 17	防災・防犯・緊急事態対応力の向上	P.24
施策 18	消防力の強化	P.25
施策 19	健康づくりの推進	P.26
施策 20	健康を守り支える環境の確保	P.27
施策 21	地域医療体制の充実	P.28
施策 22	良好な生活環境の確保・地球環境の保全	P.29
施策 23	つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり	P.30
施策 24	高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現	P.31
施策 25	障がいのある人への支援の充実	P.32
施策 26	生活困窮者への支援	P.33
施策 27	一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進	P.34
施策 28	平和意識の向上	P.35
施策 29	多文化共生の推進	P.36
施策 30	地域のまちづくり支援・市民活動の促進	P.37
施策 31	生涯学習とスポーツの振興	P.38
施策 32	信頼される行政経営	P.39
施策 33	公共施設マネジメントの推進	P.40
施策 34	行財政改革の推進	P.41

※ 前期基本計画における施策 16：上水道の安定供給については、水道事業が令和 7 年（2025 年）4 月より大阪広域水道企業団に統合され、同企業団が事業を実施していることから、後期基本計画の施策体系から削除しており、施策番号 16 は欠番となっています。

第2章 施策構成事務事業計画概要 P. 43

## 第2編 参考資料

第1章 施策指標一覧 P. 93

第2章 市長マニフェスト関連事業一覧 P.121

# 第1編 実施計画書



# 実施計画書の概要

## 1. 計画策定の趣旨

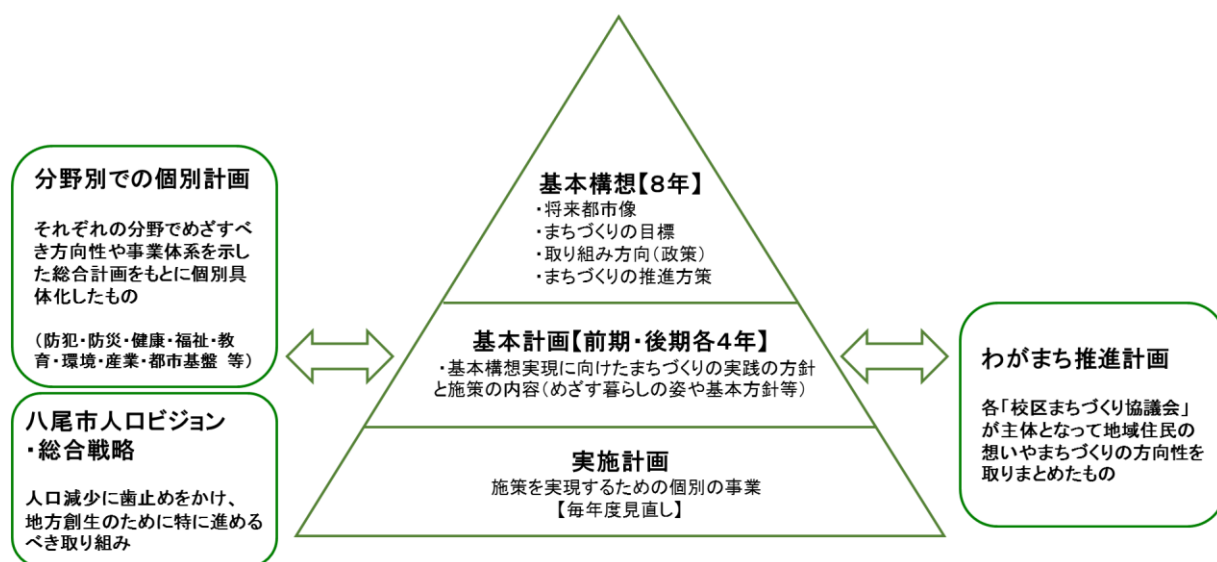
この実施計画は、「八尾市第6次総合計画 基本構想（以下「基本構想」という。）」に示された将来都市像「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」の実現を図るため、策定するものです。八尾に関わるすべての市民がしあわせを感じられるまちをめざし、また、社会全体、さらには未来の人々のしあわせにつながることをめざして、この将来都市像に向かって市民とともにまちづくりを進めていきます。

## 2. 実施計画の位置づけ

将来都市像の実現に向け、基本構想において、市民の日常生活の場面とライフステージという視点から、市民のしあわせが実現するための6つのまちづくりの目標及び目標に向けた取り組み方向を政策として表しています。

また、「八尾市第6次総合計画 基本計画（以下「基本計画」という。）」において、6つのまちづくりの目標のもと、施策ごとに具体的な手法を体系化してとりまとめ、「めざす暮らしの姿」と「基本方針」を設定しています。

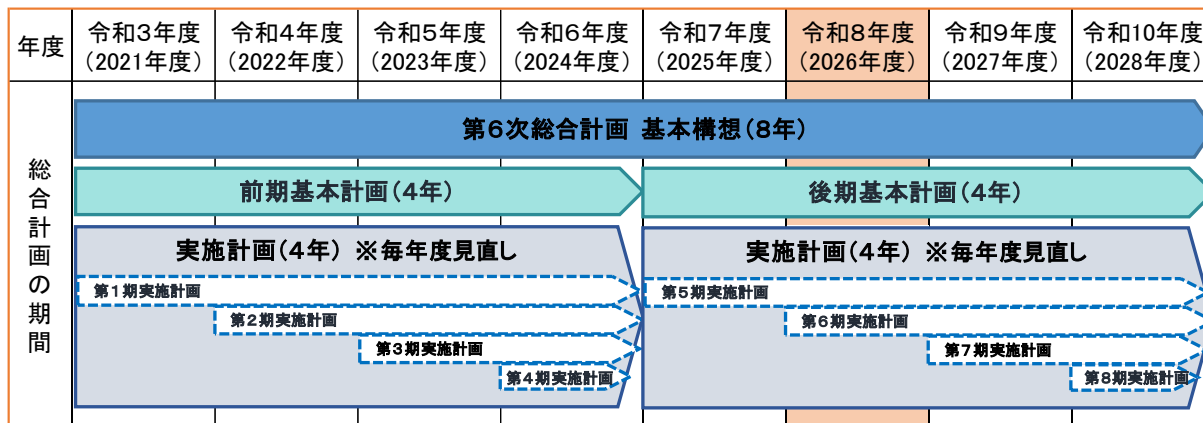
第6期実施計画では、後期基本計画において定める全33施策の「めざす暮らしの姿」を実現するため、各施策の「基本方針」を踏まえながら、令和8年度（2026年度）に特に注力する点を施策推進の基本的な方向性として明らかにし、それに則した具体的な取り組み内容を実施計画期間における個別の事業計画として示しています。さらに、「めざす暮らしの姿」の実現にあたっての課題解決に向けた達成度などを定量的に計ること、また、まちづくりの現状を市民と共有する際の重要な物差しとすることを目的として、施策ごとに指標を設定しています。



【八尾市第6次総合計画の構成】

### 3. 計画期間

第6次総合計画期間においては、実施計画が基本計画において定める各施策の「めざす暮らしの姿」を実現するための個別の事業計画であるという観点から、基本計画の計画期間ごとにすべての施策・事業を位置付ける実施計画を策定しています。第6期実施計画については、令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間を計画期間とします。なお、施策内体系のどの内容について、優先的に力を入れるべきか、戦略的な政策議論を強化する観点から、毎年度見直しを行い、基本計画の着実な実現に向け取り組んでいきます。



### 4. 本計画の推進

本市では、財源やマンパワーなどの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、市民が必要とする行政サービスが的確に提供される持続可能な行政経営を行うため、「部局マネジメント戦略」の設定という次年度の組織戦略を定める取り組みを起点として、実施計画策定と予算編成を行い、次年度の資源配分の最適化を図る手法を採用しています。

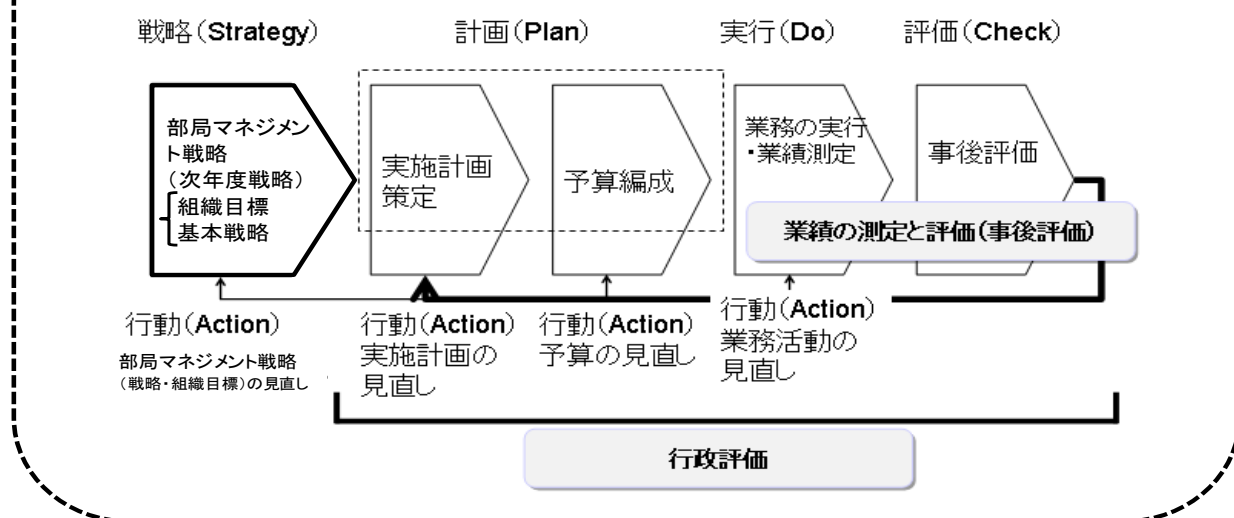
さらに、実施計画、予算が確定し、施策展開を図る実施年度の段階には、当年度の「部局マネジメント戦略」を確定し、組織を挙げて、着実な総合計画の推進を図っています。

第6期実施計画においても本手法により庁内横断的な検討を重ね、策定を行い、事後評価を進める下記に示す行政経営の流れにより、PDCA サイクルを回します。なお、本計画の実績については、令和9年（2027年）の秋に「実施計画実績書」として公表します。

#### ■八尾市のマネジメントサイクル（PDCA サイクル） ※第6期実施計画期間でのマネジメントサイクル

- ① 部局マネジメント戦略の立案【令和7年（2025年）6月末】
- ② 実施計画策定方針の決定【令和7年（2025年）7月末】 … P（計画）
- ③ 実施計画策定及び予算編成【令和7年（2025年）8月～令和8（2026年）年1月】 … P（計画）
- ④ 予算議案の提案【令和8年（2026年）3月市議会定例会】
- ⑤ 部局マネジメント戦略の確定【令和8年（2026年）】 … D（実施）
- ⑥ 予算の執行 … D（実施）
- ⑦ 施策及び事務事業の事後評価【令和9年（2027年）】 … C（評価）・A（改善）

## ■ 部局マネジメント戦略と行政評価の関係



### 5. 第6期実施計画 策定における観点について

第6期実施計画においては、将来都市像の実現に向け、各施策を推進するための取り組みを着実に展開するため、施策間の連携を含め庁内横断的な対応を推進するという観点を持ちながら、八尾の成長につなげるまちづくりを進めます。

とりわけ、令和8年度（2026年度）の行政運営においては、物価高騰への対応として、国や大阪府とも歩調を合わせつつ、市民や事業者への迅速かつ適切な支援に引き続き取り組み、また、2025年大阪・関西万博への参画や挑戦で得られた貴重な経験や成果などを様々な取り組みに反映し、「八尾の成長と発展」につなげていきます。

さらに、市民意識（ニーズ・満足度）や行財政改革の視点、風通しのよい組織運営を考慮の上、「子ども・子育て」、「安全・安心・環境」、「健康・福祉」、「魅力・活力」に関連する取り組みを重要ポイントとして設定し、八尾の成長をさらに進めてまいります。

なお、限られた行政資源を効果的・効率的に資源配分するため、重点的に推進する施策及び取り組みについては、第1章の「施策推進の基本的な方向性など」及び第2章の「施策構成事務事業計画概要」において、「重点該当欄」に「○」でお示ししています。



# 第1章 施策推進の基本的な方向性など

本章においては、33の施策について、「該当するまちづくりの目標」、「施策推進部局」及び「めざす暮らしの姿」を示した上で、「施策指標」、「施策推進の基本的な方向性」及び「主な取り組み内容」を掲載しています。

施策指標により、めざす暮らしの姿の達成状況を的確に表現し、投入した資源に見合う成果を得られているかを把握するとともに、施策の進捗評価を行う際の重要な物差しの一つとして用い、取り組みの見直しや、優先順位付けを行う上での判断材料とします。また、行政の取り組みをわかりやすく伝え、まちづくりの現状について市民との共有を図ります。

なお、施策指標は、原則として令和5年度（2023年度）実績値・令和7年度（2025年度）の計画値は第5期実施計画書より転載し、令和8年度（2026年度）以降の計画値及びめざす値については、現状の取り組み状況を踏まえながら必要に応じ見直しを行うこととしています。

施策指標の定義など詳細については、第2編参考資料の第1章施策指標一覧に掲載しています。

※前期基本計画における施策16：上水道の安定供給については、水道事業が令和7年（2025年）4月より大阪広域水道企業団に統合され、同企業団が事業を実施していることから、後期基本計画の施策体系から削除しており、施策番号16は欠番となっています。

# 各施策頁の掲載内容

## 1. 施策の概要

施策No. 施策名称							
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち	
	施策に関連するまちづくりの目標に「○」						
施策推進部局	施策を主管する部局をはじめ、主管部局以外の施策構成事務事業担当課が所属する部局名を記載						
めざす暮らしの姿							
令和3年度（2021年度）～令和10年度（2028年度）の間に実現をめざす市民の活動や状態などの姿を記載 （八尾市第6次総合計画・後期基本計画より転載）							
施策指標							
	指 標	単 位		基準値	計画値		めざす値
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
1	施策の進捗度を定量的に測定するために設定した指標		計画値	第5期実施計画策定時における計画値・実績値		第6期実施計画策定時における計画値	令和10年度に達成をめざす値
			実績値				

## 2. 令和8年度(2026年度)における施策推進の基本的な方向性・主な取り組み内容

基本的な方向性		
「めざす暮らしの姿」の実現に向けた令和8年度（2026年度）における施策の展開にあたっての基本的な方向性を記載 （第6次総合計画の各施策に位置付けられる基本方針のうち、令和8年度（2026年度）に重点的に取り組む意向のある基本方針を中心に記載）		
主な取り組み内容		
重点施策	重点施策に該当する施策には「○」	上記の基本的な方向性をふまえ、令和8年度（2026年度）において具体的に取り組む内容について記載

## 1. 施策の概要

1 切れ目のない子育て支援の推進								
該当する まちづくりの 目標	目標1 未来への育ちを誰もが 実感できるまち	目標2 もしもの時への備えが あるまち	目標3 世界に魅力が 広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で 環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分ら しさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつく る持続可能なまち		
		○				○		
施策推進部局	こども若者部 教育委員会事務局							
めざす暮らしの姿								
1. 妊娠・出産・子育ての支援の充実を図ることにより、妊娠・出産を望むすべての人が、安心して子どもを生み育てられる環境が整っています。 2. 保護者が子どもや子育てに関して、身近にいつでも悩みや不安を相談できる場所があり、適切に対応・支援を受けられています。 3. 地域全体で子育て家庭を見守り、支援をすることで、家庭環境にかかわらず、すべての子どもの権利が守られ、体罰のない、心身ともに健やかに育つ環境が整っています。 4. 子ども・若者が、自らの意見や気持ちについて自由に表現することができており、周囲の大人がそれを受け止めることができおり、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが進められています。								
施策指標								
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
1	1歳6か月児健康診査の受診率	%	計画値		97.0	98.0	99.0	100
			実績値	96.5	-	-	-	-
2	子ども・子育てに関する総合相談件数	件	計画値		15,600	15,900	16,200	16,500
			実績値	15,216	-	-	-	-
3	児童虐待の相談件数	件	計画値		10,200	4,200	4,300	4,400
			実績値	9,620	-	-	-	-
4	あつまれ八尾っ子ウェブサイトが集まったこどもの意見の数	件	計画値		40	60	80	100
			実績値	-	-	-	-	-

## 2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>こどものこえを聴き、こどものしあわせをいちばんに考える「みんなで作る“こどもまんなか”やおのまち」の実現に向け、こどもの意見を施策に反映する取り組みを広げるとともに、こどもの視点にたった多様な居場所づくりを進め、こども計画を推進します。</li> <li>こども総合支援センターが、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに対して、関係機関と連携し、途切れることのない重層的な支援を提供するとともに、多様な主体とともに地域資源の開発を進め、地域全体で子ども・子育て当事者を見守り支える体制をつくりまします。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>全庁的にこどもの意見聴取・反映のしくみを展開するため、公園整備へこどものこえを反映する取り組み事例をはじめ、こどものこえを聴き、その意見をこどもに関する施策に反映することで、こどもが安全で安心して過ごせる環境づくりを進める。</li> <li>こども総合支援センター「ほっぷ」を、児童福祉法における「こども家庭センター」として母子保健機能と児童福祉機能が一体となる拠点整備を行い、相談支援体制の強化を進める。また、保護者を含め気軽に立ち寄れる居場所機能に加え、地域の取り組みを集約して発信する場を設けることにより、地域資源の開発につなげていく。</li> </ul>

1. 施策の概要

2 就学前教育・保育の充実								
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち		
		○			○			
施策推進部局	こども若者部 教育委員会事務局							
めざす暮らしの姿								
<p>1. すべての就学前施設において、安全・安心な環境のもと、質の高い就学前教育・保育の提供により、子どもたちが認定こども園などで、いきいきと過ごしています。</p> <p>2. 多様な就学前教育・保育が提供されることにより、保護者が仕事と生活のバランス(ワーク・ライフ・バランス)を実現するなど、子育てがしやすくなっています。</p> <p>3. 障がいのあるなしにかかわらず、多様な子どもたちが、ともに育ちあう環境ができています。</p>								
施策指標								
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
1	市内で働く保育士・保育教諭数(4月1日時点)	人	計画値		1,722	1,721	1,726	1,725
			実績値	1,684	-	-	-	-
2	保育入所受入れ枠(4月1日時点)	人	計画値		6,726	6,729	6,762	6,753
			実績値	6,518	-	-	-	-
3	障がい児保育(保育サポート枠)の保育施設入所児童数(4月1日時点)	人	計画値		260	270	280	290
			実績値	222	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前教育・保育の質の向上及び小学校への円滑な接続に向け、研究・研修の充実を図るとともに、虐待等の防止に取り組みます。</li> <li>・保育ニーズの増加を踏まえ、公民連携で保育教諭の確保や離職防止に取り組むとともに、子ども・子育て支援事業計画の基本方針に沿って、既存施設の改修等により、既存施設の有効活用を図りながら、教育(1号)から保育(2・3号)への保護者ニーズの変化に対応します。</li> <li>・多様な保育ニーズへの対応を進めるうえで、児童の疾病等の受け入れの強化に取り組めます。</li> <li>・インクルーシブ保育の理念の浸透や制度の理解を図り、子ども一人ひとりに応じた就学前教育・保育の提供に取り組めます。</li> </ul>		
主な取り組み内容		
重点施策	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病児保育(病児対応型)の新規開設を図り、実施施設の拡大に取り組む。</li> <li>・教育(1号)から保育(2・3号)への保護者ニーズの変化に対応するため、既存施設の大規模修繕を実施し、保育受入れ枠の拡大に取り組む。</li> <li>・幼保こ小の円滑な連携・接続に向けた取り組みを部局間連携で進める。</li> </ul>

1. 施策の概要

3 子どもの学びと育ちの充実									
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち			
	○				○				
施策推進部局	教育委員会事務局 政策企画部								
めざす暮らしの姿									
1. 学びと育ちの連続性と一貫性により、子どもたちが他者とも互いを認め合いながら自立し、自尊感情を高め、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与しようとする子どもが育っています。 2. いじめや不登校などの多様な教育課題の解決に向けてきめ細かな支援ができており、子どもたちが健やかに育っています。 3. すべての子どもが安全に安心して学校生活を過ごすことのできる環境が整っています。 4. 学校・家庭・地域の連携・協働のもと、地域とともにある学校づくりを実践することで、すべての子どもが地域社会全体に見守られながら健やかに育っています。									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	「学校に行くのは楽しい」と思う児童生徒の割合	%		計画値		84.2	84.6	85.0	85.4
				実績値	83.4	-	-	-	-
2	「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思う児童生徒の割合	%		計画値		97.0	98.0	99.0	100
				実績値	95.8	-	-	-	-
3	各学校危機管理マニュアルの点検・見直しを実施した学校の割合	%		計画値		100	100	100	100
				実績値	100	-	-	-	-
4	保護者や地域の人との協働による活動を行った学校の割合 ※令和8年度から指標値の算出方法変更	%		計画値		-	79.7	82.7	85.7
				実績値	-	-	-	-	-
5	「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	%		計画値		80.5	81.0	81.5	82.0
				実績値	80.2	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの自己肯定感・自己有用感を高めるため、非認知能力の育成に資する取り組みを進めます。</li> <li>いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、体制や支援を充実します。</li> <li>子どもたちにとって最良の教育環境を提供していくため、学校規模等の適正化に向けた今後の方策の検討を進めます。</li> <li>給食費の無償化や学校・家庭・地域との連携、部活動改革を進めます。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、家庭、地域へのアプローチによる非認知能力の育成に取り組み、その成果を共有・発信する。</li> <li>不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実に向け、オンラインを活用した学習支援やコミュニケーション支援、フリースクールなどの民間施設や地域との連携を図るとともに、新たに府立高校と連携した居場所の整備を進める。</li> <li>小学校給食費について、国の学校給食費負担軽減策に加え、本市独自の取り組みとして完全無償化を実施し、中学校給食費については、無償化を1年間延長する。</li> <li>コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動について、モデル校での実証に向け、検討・準備を進める。</li> <li>小規模特認校制度の効果検証を行い、様々な観点から整理・分析し、今後の学校規模等の適正化に関する方向性を検討する。</li> <li>学校司書のモデル配置を進め、小学校に加えて中学校にも配置する。</li> <li>いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るため、学校への支援と専門職との連携により対応力の強化を図る。</li> <li>部活動改革の推進に向け、拠点校方式や地域クラブ活動のモデル事業を継続し、効果検証を踏まえて部活動等のあり方方針を改訂する。</li> </ul>

1. 施策の概要

4 子ども・若者がチャレンジできる環境づくり							
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち	
		○	○			○	
施策推進部局	こども若者部 教育委員会事務局						
めざす暮らしの姿							
<p>1. 次代を担う子どもが、多様な体験・活動を行えるように、安全安心な居場所を確保できる環境を整えることで、将来に希望を持ちながら成長しています。</p> <p>2. 子ども・若者の健全育成に関わる主体的な活動を促進することで、すべての子ども・若者が健やかに育っています。</p> <p>3. 子ども・若者がそれぞれに抱えている様々な事情について、相談できる体制が整っており、すべての子ども・若者、家族が安心して暮らしています。</p> <p>4. 子ども・若者が地域に集える居場所があり、社会全体で青少年を見守り、新たな地域の担い手として活躍しています。</p>							
施策指標							
指標	(単位)		基準値	計画値			めざす値
			R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
1 放課後児童室待機児童数(4月1日時点)	人	計画値		0	0	0	0
		実績値	0	-	-	-	-
2 子ども・若者の健全育成に係る事業数	本	計画値		278	302	327	352
		実績値	254	-	-	-	-
3 若者相談窓口相談のあった人数(実相談人数)	人	計画値		100	120	130	140
		実績値	78	-	-	-	-
4 青少年健全育成に関する地区住民懇談会の実施地区数	地区	計画値		19	23	27	29
		実績値	15	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<p>・次代を担う人材の育成のため、放課後子ども教室及び放課後児童室事業を充実するとともに、学校と地域が一体となって子どもたちを育てる体制づくりを進めます。また、民間団体とも協力し、様々な体験・活動を行うことができる機会を創出し、すべての子ども・若者が、安心して過ごせる多様な居場所でチャレンジできる環境をつくります。</p> <p>・「八尾市における青少年健全育成のあり方」に基づき、青少年健全育成を進めます。</p> <p>・様々な困難を抱える子ども・若者について多機関との連携やアウトリーチを通じた支援を展開し、「誰ひとり取り残さない」支援を行います。</p>	
主な取り組み内容	
重点施策	<p>○ 希望する児童が放課後等に安全・安心に過ごし、仲間とともに自主的に活動することができる居場所づくりとしてモデル実施しているスクールキッズ・スクエア事業の実施校を拡大する。</p> <p>・子ども・若者の主体的な取り組みや主体性を育む取り組みを支援することで、子ども・若者がチャレンジできる環境づくりを進める。</p> <p>・ひきこもり等の困難を抱える子ども・若者と、その家族が抱える複雑化・複合化した福祉課題に対し、多機関との連携やアウトリーチを通じた支援を行うとともに、それらの子ども・若者が現状から踏み出し、チャレンジできる場や機会づくりを進める。</p>

1. 施策の概要

5 やおプロモーションの推進									
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち			
				○	○		○		
施策推進部局	政策企画部 魅力創造部 教育委員会事務局								
めざす暮らしの姿									
<p>1. 八尾のイメージのブランド化が進み、その魅力が市内外へ届くことにより市外には八尾に興味・関心を持ち、応援する人が増えており、八尾に移り住む人も増えています。</p> <p>2. 誇りと愛着を持ちながら八尾に住み続ける人が増えています。</p> <p>3. ものづくりをはじめ、歴史・文化等の八尾の様々な魅力に触れる観光客でまちがにぎわい、地域経済が活性化し、市民・地域・企業等の活動・活躍が活発になり地域が活気であふれています。</p>									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	八尾の魅力を友人や知り合いに推奨する気持ち が強い市民の割合	%		計画値		19.0	21.0	23.0	25.0
				実績値	13.6	-	-	-	-
2	住み続けたいと感じる市民の割合	%		計画値		74.0	76.0	78.0	80.0
				実績値	68.7	-	-	-	-
3	市外から本市への観光来訪者数 ※令和8年度から指標変更	人		計画値		-	1,293,000	1,358,000	1,426,000
				実績値	-	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<p>・2025年大阪・関西万博への参画・参加を通して得た体験や実績をもとに、本市のプロモーションを国内外に展開し、新たな観光魅力の創出・活用・発信によるインバウンド等観光客の増加、地域経済の活性化につなげます。</p> <p>・市内外の多様な主体との連携を深め、広域的な取り組みを通じた地域資源の活用や戦略的なプロモーションによる発信力の強化により、定住魅力と移住・来訪意欲の向上を図ります。</p>	
主な取り組み内容	
重点施策	<p>○</p> <p>・2025年大阪・関西万博への参画・参加の実績を踏まえて策定した八尾のプロモーションの考え方に基づき、八尾への関心と誘客、関係人口の増加と移住へつなげるべく、積極的に市外の人々に向けて、地域資源の魅力を広める取り組みを進める。</p> <p>・まちのにぎわいの創出と市民の郷土愛の醸成を図るため、市民・民間団体・企業等の協力のもと、本市をロケ地とする映像制作等の誘致を積極的に行い、市の魅力を発信する。</p> <p>・観光関連事業者の自走支援として広報プロモーションなどを積極的に実施し、事業者自身が持続的に事業改善や成長を図れるよう支援するとともに、やお観光創造アンバサダー等による若者目線からの新たな観光資源の創出を進める。</p> <p>・「空港のあるまち八尾」におけるにぎわいの創出を図る他、「空飛ぶクルマ」のある未来社会への理解を深めるため、大阪府主催の「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」における検証事業や議論を踏まえ、社会実装に向けた取り組みを進める。</p>

1. 施策の概要

6 歴史資産などの保全・活用・発信									
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち			
		○		○		○			
施策推進部局	魅力創造部								
めざす暮らしの姿									
<p>1. 地域住民との協働等による歴史資産等の保全・活用の取り組みが広がり、貴重な文化財が受け継がれています。</p> <p>2. 生涯学習や学校教育等の様々な機会を通じて、国史跡等の八尾の歴史資産に触れることができ、市民が郷土に誇りを感じています。</p> <p>3. 歴史資産や文化財施設の情報を身近に得ることができ、観光と連携した取り組みが進むことにより来訪者が増え、八尾の歴史資産等の魅力が市内外に広く知られています。</p>									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	ボランティア活動への参加人数	人		計画値		65	67	69	71
				実績値	63	-	-	-	-
2	指定文化財等の件数	件		計画値		136	138	140	142
				実績値	132	-	-	-	-
3	文化財情報等へのアクセス数	件		計画値		10,000	12,000	13,200	14,400
				実績値	-	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<p>・地域に受け継がれてきた文化財や歴史資産を次の世代に伝えるため、歴史資産を活かしたまちづくりや歴史学習の場としての活用等を推進し、地域住民をはじめとする市民と行政が協力しながら文化財の調査・保全、情報や魅力の発信に取り組みます。</p> <p>・史跡高安千塚古墳群と史跡由義寺跡の保存や活用、整備に向けた取り組みを進めます。</p> <p>・2025年大阪・関西万博における交流人口等の効果を本市で促進するにあたり、歴史資産の魅力を効果的に伝えるため、自然や産業など他の資産との連携も含めた情報発信の構築に努めます。</p>	
主な取り組み内容	
重点施策	<p>・文化財の保存や活用に関する基本的な方針とそれを推進するための措置等を盛り込んだ本市の文化財のマスタープランとなる八尾市文化財保存活用地域計画に基づき、歴史資産の保存と活用の取り組みを進めるとともに、計画の進捗状況を踏まえ、次期計画の策定に向けた準備を進める。</p> <p>・史跡高安千塚古墳群保存活用計画に基づき、公有化及び今後の整備に向けた検討を進める。</p> <p>・史跡由義寺跡整備基本計画に基づき、整備を円滑かつ着実に進める。</p>

1. 施策の概要

7 みどり豊かな潤いのある暮らし							
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち	
				○	○	○	
施策推進部局	魅力創造部 環境部						
めざす暮らしの姿							
1. 都市近郊の身近な里山である高安山の自然が適切に保全されています。 2. 観光と連携した取り組みにより、高安山の自然や歴史資産に親しむ市民や来訪者が増えています。 3. 景観形成と連携し、玉串川や長瀬川沿道等がみどりの豊かさや潤いを感じられる魅力的な空間として市民に広く知られ、親しまれています。 4. 市民・企業・行政が連携し、みどりの保全、創出、育成に取り組み、潤いややすらぎのある暮らしができています。							
施策指標							
指標	(単位)		基準値	計画値			めざす値
			R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
1 里山保全に関する活動回数	回	計画値		36	36	36	36
		実績値	34	-	-	-	-
2 生駒山系ハイキングガイドいこいこまっぷの販売数	冊	計画値		2,401	2,901	3,401	3,901
		実績値	1,401	-	-	-	-
3 桜の植樹本数	本	計画値		240	260	280	300
		実績値	200	-	-	-	-
4 グリーンボックス貸出及び街かど緑化の申請回数	回	計画値		140	140	140	140
		実績値	136	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成と連携して、玉串川や長瀬川等の水と緑のネットワーク形成の取り組みを進めるとともに、桜並木の病害虫対策に取り組み、市民、企業との協働によるみどりの保全、創出、育成を進め、市民が身近なみどりの良さを実感できるまちづくりの取り組みを進めます。</li> <li>・高安山の魅力の向上やにぎわいの創出に向けたまちづくりの取り組みを進めます。</li> <li>・八尾市都市農業振興基本計画の取り組みを進めます。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉串川等の桜並木の良好な景観を市民の財産として永続的に保つため、行政・市民・企業が心をひとつにして桜の再生・保全の取り組みを進める。</li> <li>・みどりの基本計画及び八尾市緑化条例に基づき、みどりの環境の保全と緑化の推進を図るため、緑化協議等により市民や事業所と協力して緑化の取り組みを進める。</li> <li>・公共施設の緑化において、草花等を支給し、施設管理者と協力して緑化の取り組みを進める。</li> <li>・高安山活用と保全の取り組みを進める。</li> <li>・ハイキング道の保全整備を行う。</li> <li>・八尾市都市農業振興基本計画に基づき、遊休農地解消対策、有害鳥獣駆除対策の取り組みを進める。</li> </ul>

1. 施策の概要

8 芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり								
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともしつくる持続可能なまち		
		○		○		○		
施策推進部局	魅力創造部							
めざす暮らしの姿								
1. 市民の芸術文化活動が盛んに行われています。 2. 身近に芸術文化に触れることができる機会があります。 3. 街中に芸術文化があふれていて八尾の魅力を感じることができます。 4. 芸術文化の力で子どもたちの笑顔が輝いています。								
施策指標								
指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
			R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1 文化会館の大ホール及び小ホールの稼働率	%		計画値		65.0	65.0	65.0	65.0
			実績値	65.8	-	-	-	-
2 やおうえるかむコモンズ推進会議及び文化会館指定管理者が実施する芸術文化に関する事業の来場者数	人		計画値		23,000	20,000	20,000	25,000
			実績値	26,825	-	-	-	-
3 日常生活において音楽、映画、演劇、美術などの芸術文化に親しんで心の豊かさを感じる時がある市民の割合	%		計画値		60.0	61.0	62.0	63.0
			実績値	60.2	-	-	-	-
4 八尾らしさや魅力を活かした事業の数	本		計画値		20	17	17	17
			実績値	17	-	-	-	-
5 八尾市において身近な場所で、芸術文化に触れることができると感じる市民の割合	%		計画値		60.0	62.0	64.0	66.0
			実績値	-	-	-	-	-
6 中学生以下対象の芸術文化に関するイベント参加者数	人		計画値		9,250	9,250	9,250	9,250
			実績値	12,309	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の創作・発表活動の活性化に向け、創作・発表の場の確保、活動に加わるきっかけづくり、活動・交流の場の拡大を図ります。</li> <li>文化会館をはじめ、商業施設や古民家、寺社、町工場等、市内の様々な場所で芸術文化に触れることができる機会を設けます。</li> <li>芸術文化により人・場所・活動がつながっていく芸術文化活動の有機的なネットワーク(やおうえるかむコモンズ)の形成に向け、多様な主体(行政、NPO、地域団体、民間企業など)が協働して取り組みます。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な場所で音楽やアートを気軽に楽しめるまちかどライブクリエイションを市内各地で実施する。</li> <li>2025年大阪・関西万博へ出展した経験を生かし、本市の魅力を発信するため、アフター万博イベントを実施する。</li> <li>若い世代に芸術文化活動の発表の場を提供することにより、互いの創作意欲を高めるとともに、参加者同士の交流を図ることを目的に、市内の全6高校が参加する高校合同文化祭を実施する。</li> <li>芸術文化により人・場所・活動がつながっていく芸術文化活動の有機的なネットワーク(やおうえるかむコモンズ)の形成に向け、多様な主体と連携し、様々な事業を実施する役割を担うアートコーディネーターを養成するための講座を実施する。</li> <li>文化会館指定管理者による芸術文化振興事業を実施する。</li> </ul>

1. 施策の概要

9 地域経済を支える産業の振興							
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち	
				○		○	
施策推進部局	魅力創造部						
めざす暮らしの姿							
<p>1. 地域内のつながりによる新たな取り組みへのチャレンジ意欲とその取り組みを応援する機運醸成により、イノベーションエコシステムが構築され、八尾の好循環につながっています。</p> <p>2. 操業環境等の整備と企業集積の維持が図られ、活発な産業活動により、職住近在のまちづくりが進んでいます。</p> <p>3. 先輩企業家が次世代の企業家の成長を支えることで人が集まり、にぎわいが持続するまちとなっています。</p> <p>4. 個性豊かな商店やオープンファクトリーが増え、地域内外から八尾の応援者や、関係人口の増加とともに、八尾の産業が全国から注目されています。</p> <p>5. 特産物の認知度が上がり、農業者、市民が誇りをもって、生産し賞味され、都市における農地の多様な機能が市民に理解されるとともに、効率的な農作業の確保と合わせて八尾のブランド力が市内外に定着しています。</p>							
施策指標							
指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値
			R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
1 中小企業におけるイノベーション実践数	事業	計画値		63	63	63	63
		実績値	124	-	-	-	-
2 立地制度活用による雇用人数	人	計画値		68	71	74	77
		実績値	65	-	-	-	-
3 次世代企業家育成において市内企業がメンター役を担う割合	%	計画値		50.0	50.0	50.0	50.0
		実績値	53.6	-	-	-	-
4 産業分野にかかわる関係人口の対基準年度比率	%	計画値		105	110	115	120
		実績値	100	-	-	-	-
5 産直便等事業者を含む直売所数	か所	計画値		19	19	19	19
		実績値	19	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<p>・新たな分野や異業種をはじめ、素材・加工技術等を活かした様々なイノベーションにつながる取り組みの支援により、チャレンジを誘発する事業を創出するための環境の整備・システム化を進めるとともに、企業誘致支援策等による操業環境の向上と産業集積の維持発展を図ります。</p> <p>・特産物の魅力発信や生産者と消費者との交流、安定的な農産物供給を担う生産者団体等への支援、生産基盤整備を含め農地保全に向けた取り組みを、計画的に進めます。</p>	
主な取り組み内容	
重点施策	<p>○</p> <p>・2025年大阪・関西万博への参画・参加を通して得た体験や実績をもとに、市内企業の成長や経済波及効果を活かし取り組みを行う。</p> <p>・八尾市中小企業地域経済振興基本条例に基づき、卓越した技術と魅力的な素材を持つ八尾市内の中小企業が新たな価値を生み出すため、共創可能な各業界の企業やクリエイターとのマッチングを行い、商品・サービスの開発及び販路開拓強化への支援を進める。</p> <p>・中小企業サポートセンターの専門コーディネーターによる相談業務を引き続き強化し、製品・商品の高付加価値化や技術・経営の高度化などの支援の他、セミナー等による市内企業の人材育成をサポートする。</p> <p>・農業と市民のふれあい促進のため、八尾市農業啓発推進協議会を通じ、農業の啓発活動を行う。また、都市農業の多様な機能を発揮するために八尾市都市農業振興基本計画を進める。さらに、農業後継者や新規就農者の施設整備等への支援策を実施する。</p>

1. 施策の概要

10 就労支援と雇用機会の創出									
該当する まちづくりの 目標	目標1 未来への育ちを誰もが 実感できるまち	目標2 もしもの時への備えが あるまち	目標3 世界に魅力が 広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で 環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分ら しさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつ くる持続可能なまち			
			○	○	○	○			
施策推進部局	魅力創造部								
めざす暮らしの姿									
<p>1. 働く意欲・希望のあるすべての市民が多様な働き方で就労を実現しています。</p> <p>2. ダイバーシティ経営と働き方改革の推進により、企業における人材確保や定着が進み、すべての市民がワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活を送っています。</p>									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	地域就労支援センターにおける相談者の雇用達成の割合	%		計画値		32.0	33.0	34.0	35.0
				実績値	30.2	-	-	-	-
2	参加したセミナー等の内容が参考になった企業の割合	%		計画値		94.1	94.1	94.1	94.1
				実績値	96.2	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く意欲・希望のあるすべての市民に対し、自立支援及び個別的、包括的、継続的な就労支援を行います。</li> <li>・就労困難者等に対し、引き続き、一人ひとりが抱える課題に応じた支援を行います。</li> <li>・市内企業の人材確保や人材定着に向けた支援を行います。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、国(ハローワーク)や大阪府をはじめとする関係機関と連携し、市民の雇用機会の創出と定着促進及び市内企業の人材確保支援等に取り組む。</li> <li>・就労困難者等に対しては、地域就労支援事業をはじめ他の事業との連携を図りつつ、一人ひとりの悩みに応じたきめ細かい就労支援を実施する。</li> <li>・ワークサポートセンターについて、近年の利用状況に応じた施設規模に見直し、市民の利便性向上につながる場所へ移転を行い、引き続き求職者支援を実施する。</li> </ul>

1. 施策の概要

11 消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実									
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち			
			○		○				
施策推進部局	魅力創造部								
めざす暮らしの姿									
<p>1. 市民が最新の消費生活問題に関する情報を得ることにより、身につけた知識を活用して消費者トラブルを未然に回避することができています。トラブルに直面した場合も、市民が主体的に問題を解決できるようになっています。</p> <p>2. 消費生活相談員の相談対応力が向上することにより、様々な消費者トラブルや悪質商法に対して、市民が適切な助言・支援を受けています。</p> <p>3. 消費者教育がさらに推進され、持続可能な社会の実現に向けて、当事者としての自覚と思いやりを兼ね備えた市民が、自立して行動しています。</p>									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	消費者教育講座等における理解度	%		計画値		98.0	98.0	98.0	98.0
				実績値	97.3	-	-	-	-
2	消費生活相談の解決率	%		計画値		98.0	98.0	98.0	98.0
				実績値	97.9	-	-	-	-
3	エシカル消費に関する講座の受講者数	人		計画値		100	100	100	100
				実績値	88	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<p>・市民が消費者トラブルを未然に回避できる、またトラブルに直面した場合には主体的に問題を解決することのできる知識を身につけるよう、常に最新の消費生活問題に対応した研修・啓発活動を行います。</p>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育講座や出張講座、消費者大会、消費生活展等の活動や媒体を通じて、消費生活トラブルの事例紹介や対処方法等についての啓発を行う。</li> <li>・最新の消費生活トラブルの事例紹介や対処方法等についての啓発を行うため、消費生活相談員及び消費者相談員のスキルアップを図るための研修会等への参加を推進する。</li> <li>・行政と協働して消費者への啓発を実施する消費者団体等について、最新の消費生活に関する情報の共有等の連携を図る。</li> </ul>

1. 施策の概要

12 住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり								
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち		
			○		○	○		
施策推進部局	建築部							
めざす暮らしの姿								
1. 良質な住まいづくりにより、若者や新婚子育て世帯等の定住が進み、活気があふれるまちになっています。 2. 耐震性向上など住環境に配慮された住宅が普及することにより、良質な住まいづくりが進んでいます。 3. 住宅確保要配慮者が住まいを確保できています。 4. 市営住宅の適切な維持管理・機能更新や、入居者、地域団体、関係機関等との連携により、入居者が安全・安心に生活しています。								
施策指標								
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
1	中古住宅利活用等の件数	件	計画値		15	30	30	30
			実績値	9	-	-	-	-
2	民間住宅の耐震化率	%	計画値		90.0	90.0	90.0	90.0
			実績値	88.7	-	-	-	-
3	セーフティネット住宅登録戸数	戸	計画値		1,670	1,680	1,690	1,700
			実績値	1,658	-	-	-	-
4	市営住宅改善事業実施戸数	戸	計画値		310	320	330	340
			実績値	288	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住みたい・住み続けたい良質な住まいづくりにつながるよう、庁内関係部局をはじめ関係団体等との連携を図りつつ、法令等に基づく規制誘導や住宅等に関する情報提供・啓発・助言・指導など、多様な手法を用いて住環境の向上を図ります。</li> <li>・安全で安心なまちづくりの実現に向け、既存民間建築物の耐震化の促進に努めます。</li> <li>・市営住宅については、入居者が安心・安全に生活できるよう、計画的に建替え・改善・維持補修等を進めるとともに、今後も本市の住宅セーフティネットの重要な役割を担うことから、適正な戸数管理に努めます。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若者や新婚子育て世帯等の移住促進、耐震性向上など住環境に配慮された住宅の普及促進、住宅確保要配慮者の住まいの確保及び市営住宅の適切な維持管理・機能更新等による安全・安心な生活の達成に向け、引き続き多様な取り組みの検討・実施や環境づくりを進める。</li> <li>・増加する空家等の適切な管理を促し、流通や活用につなげ、若者や新婚子育て世帯等の定住を促進し、地域コミュニティの活性化を図る。</li> <li>・利活用が困難な旧耐震基準の住宅や空家等に対する除却補助制度を拡充することで、住環境の質の向上と土地活用を促し、地域の活性化をめざす。</li> <li>・盛土規制法に基づく取り組みについては、大阪府や関連市等と連携し、盛土等による災害の防止のため、引き続き規制誘導等を行うとともに、積極的な啓発に努める。</li> <li>・市営住宅機能更新事業計画に基づき、適切な維持管理や計画的な施設整備を進めるとともに、入居者、地域団体、関係機関等と連携し、コミュニティの醸成を図る。また、既存市営住宅ストックを活用し、若者・子育て世帯が安心して住み続けられるよう多様な住宅供給に取り組む。</li> </ul>

## 1. 施策の概要

13 快適な交通ネットワークの充実								
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち		
			○		○			
施策推進部局	都市整備部							
めざす暮らしの姿								
<p>1. 一人ひとりの目的や状況に応じ、様々な移動手段を選択でき、誰もが円滑に移動できるまちになっています。</p> <p>2. 適正な自転車利用と道路環境の充実により、快適に自転車で移動することができるまちになっています。</p> <p>3. 交通ルールの遵守やマナーの向上等により、交通事故が減っています。</p>								
施策指標								
指標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
			R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1 乗合タクシーの運行率	%		計画値		30.0	32.0	34.0	36.0
			実績値	24.0	-	-	-	-
2 自転車駐車場利用率	%		計画値		80.0	80.0	80.0	80.0
			実績値	73.6	-	-	-	-
3 市内の交通事故件数	件		計画値		570	640	630	620
			実績値	586	-	-	-	-

## 2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との連携による公共交通の維持存続のための利用促進に取り組みます。また交通手段の選択肢を増やし、公共交通の利便性を高めるため、多様な手段と機能の拡充に向けた取り組みを進めます。</li> <li>・適正な自転車利用のため、駅周辺の放置自転車対策として、指導・撤去を行っていない時間帯の放置防止対策に取り組むなど、移動保管活動や啓発活動をさらに充実します。</li> <li>・交通事故に占める割合が高い高齢者や自転車利用者の安全を守るため、関係機関と連携し、自転車の正しい乗り方などの交通安全教育や啓発活動をさらに充実します。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通不便地における乗合タクシーの取り組みについては、本格運行を行っている竹湊、大正、志紀、曙川、高安及び南高安地域においては、乗車率向上のため、PR活動を行う。実証運行を行っている西郡地域については、地域住民との意見交換及び利用者アンケートを通じて意見を集約し、運行時刻、乗降場所及び運行ルート等、運行計画の見直しの検討を行い、本格運行への移行を進める。</li> <li>・放置自転車の移動保管及び返還業務を行うとともに、指導・撤去を行っていない時間帯について、啓発活動に取り組む。</li> <li>・市営自転車駐車場及びその他の駐輪施設の利用促進を図る。</li> <li>・学校園をはじめ地域等と連携し、交通安全教育を推進するとともに、交差点等の危険箇所において注意看板等の設置を行い、交通安全の啓発に取り組む。</li> <li>・開発関連の協議、路外駐車場の届出及び臨時運行許可事務を行う。</li> </ul>

1. 施策の概要

14 魅力ある都市づくりの推進								
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち		
		○	○	○				
施策推進部局	都市整備部 政策企画部							
めざす暮らしの姿								
1. 主要駅周辺がにぎわい、それらが交通ネットワークでつながり、人や企業が活気にあふれるまちになっています。 2. 計画的な道路整備や土地利用により交通渋滞が緩和され、防災力が向上するとともに、産業集積の維持発展と暮らしやすさが共存したまちとなっています。 3. 魅力ある都市景観が形成され、多くの人に選ばれるまちとなっています。								
施策指標								
指標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
			R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	主要駅周辺のまちづくりに資する関係者協議	回	計画値		25	25	25	25
			実績値	25	-	-	-	-
2	地域が考えている方向でまちの整備が進んでいると思う市民の割合	%	計画値		30.5	31.0	31.5	32.0
			実績値	29.6	-	-	-	-
3	都市計画道路の整備率	%	計画値		56.4	56.7	56.9	57.2
			実績値	55.9	-	-	-	-
4	景観計画に基づく届出件数	件	計画値		20	20	20	20
			実績値	23	-	-	-	-
5	うるおいと魅力ある景観づくりがなされていると感じる市民の割合	%	計画値		62.2	62.5	62.7	63.0
			実績値	62.0	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要駅周辺の特色を活かしたまちづくりの機能の充実のために長期的な視点にたった都市計画手法等の活用によりにぎわいの創出に向けた検討を進めます。</li> <li>・八尾空港西側跡地は、引き続き関係機関と連携を図り、市の南部エリアの活性化に資するまちづくりを進めます。</li> <li>・河内山本駅周辺整備は、引き続き関係機関と連携し、駅周辺の整備に取り組みます。</li> <li>・計画的・効果的に都市計画道路の整備を進めます。広域的な道路ネットワークを構築する国道25号大阪柏原バイパス(大阪柏原線)については、国や府、沿線市等と連携し整備を促進します。</li> <li>・低未利用地等の現状を把握し、地域課題や市民ニーズを踏まえた適切な土地利用を図ります。</li> <li>・都市計画手法等を活用した適切な規制・誘導を行い計画的な土地の有効利用を図ります。</li> <li>・八尾らしい景観資源について特色のある景観誘導を図るとともに八尾きらりの保全・活用を行い、また、市民と共創の景観まちづくりを進めます。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 八尾空港西側跡地の有効活用については、将来を見据えた持続可能な魅力あるまちづくりを進めるため、大阪市と連携しながら、まちづくりの基本構想策定に着手する。</li> <li>・近鉄河内山本駅周辺は、府と連携し、踏切から五月橋交差点までの道路整備や駅前広場の整備に向けた都市計画手続きを進める。</li> <li>・久宝寺線、JR八尾駅前線については道路整備や用地取得等を進める。</li> <li>・東大阪中央線、八尾空港線、久宝寺緑地線については、引き続き府と連携し、用地取得に向けた調査等を進める。</li> <li>・八尾富田林線の整備促進や国道25号大阪柏原バイパス(大阪柏原線)の事業化に向けて、国、府、沿線市などと連携強化を図る。</li> <li>・西郡地域におけるまちづくりの構想をもとに、公共施設の効率的な配置と余剰地の有効活用の推進を図り、持続可能なにぎわいのあるまちづくりに向けた取り組みを進める。</li> <li>・土地の適切な規制・誘導を行うため、用途地域の変更に向けた検討や産業集積のまちづくりを進めるための土地利用の検討を図る。</li> <li>・八尾らしい景観の保全、整備の一層の推進を図るため、景観整備機構の指定に向けた検討を進める。八尾きらりは新たなテーマで公募を行うと共に、所有者勉強会等の情報を共有・発信する場を通して保全・活用を図る。</li> </ul>

1. 施策の概要

15 都市基盤施設の整備と維持								
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち		
			○		○			
施策推進部局	都市整備部 下水道部							
めざす暮らしの姿								
1. 道路、橋梁、河川、公園、下水道等の都市基盤施設が適切に維持管理されることにより、これらの施設が健全に保たれ、市民が安全に安心して暮らせるまちとなっています。 2. 交通安全対策や道路改良により、すべての市民が生活道路を安全・快適に通行できています。 3. 河川、下水道、流域対策等による総合的な治水対策により、水害や土砂災害の防止・軽減を図ることができています。 4. 地域住民に親しまれ、愛される公園が整備され、多くの人が活発に利用しています。 5. 景観に配慮した整備により、多くの人が魅力を感じ快適に暮らせるまちとなっています。								
施策指標								
指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
			R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1 橋梁の修繕工事の整備率	%		計画値		54.3	63.0	67.4	84.8
			実績値	41.3	-	-	-	-
2 公共下水道事業会計の経常収益対経常費用比率	%		計画値		100	100	100	100
			実績値	102.8	-	-	-	-
3 市道で発生した交通事故件数	件		計画値		350	365	360	355
			実績値	359	-	-	-	-
4 寝屋川流域水害対策計画の貯留量達成率	%		計画値		81.5	82.0	82.5	83.0
			実績値	80.5	-	-	-	-
5 一人当たりの都市公園面積	㎡		計画値		3.19	3.26	3.33	3.40
			実績値	3.05	-	-	-	-
6 玉串川護岸整備事業の整備率	%		計画値		49.5	66.4	83.2	100
			実績値	15.9	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な都市基盤施設の整備と市民との協働による維持管理を進めます。</li> <li>安全で快適に通行できる道路環境向上のため、交通安全対策や道路改良に取り組みます。</li> <li>洪水や浸水被害、土砂災害等を防ぐため、寝屋川流域における総合治水対策に取り組みます。</li> <li>公共下水道事業は、経営戦略に沿った事業経営のもと、下水道施設の適正管理に努めます。</li> <li>市民のニーズに対応した遊具等を適正に配置し、魅力の向上と利用促進を図ります。</li> <li>玉串川や長瀬川の沿道等、景観に配慮した整備を進めます。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	○ 「八尾市都市基盤施設維持管理基本方針」による個別施設計画を基に、計画的な維持管理の取り組みを進める。 ・公園整備の際には、地域住民の意見を取り入れながら、市民と協働の公園づくりを進めるとともに、八尾市子ども計画に基づいた事業に取り組む。 ・寝屋川流域水害対策計画に基づき、公共下水道やため池の治水活用のほか、民間開発等による雨水流出抑制施設の整備を進めるとともに、東部山麓の市管理河川の整備計画に基づき、計画的な治水対策、老朽化対策を進める。 ・歩道の拡幅や段差解消等による安全な歩行空間の整備のほか、八尾市通学路等交通安全プログラムに基づく関係機関と連携した取り組みを進める。 ・景観に配慮した玉串川の整備を引き続き進める。 ・公共下水道事業は、経営戦略に沿った事業経営のもと、八尾市ストックマネジメント計画及び八尾市上下水道耐震化計画に基づき、施設の改築・耐震化を進める。

1. 施策の概要

17 防災・防犯・緊急事態対応力の向上								
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち		
			○			○		
施策推進部局	危機管理							
めざす暮らしの姿								
1. 防災や減災につながる様々な取り組みが広がり、八尾の防災力が向上し、災害に強いまちになっています。 2. 大阪府警・地域・事業所・学校等と連携し、防犯活動や啓発活動に取り組むことにより「大阪重点犯罪」の被害が減っています。 3. 効果の高い啓発活動により、市民や職員における危機管理意識が向上しています。								
施策指標								
指標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
			R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	地区防災計画策定済み地区数	地区	計画値		20	28	28	28
			実績値	3	-	-	-	-
2	地区防災計画策定等支援にかかる職員の支援地区数	地区	計画値		28	28	28	28
			実績値	22	-	-	-	-
3	大阪重点犯罪認知件数	件	計画値		331	318	306	294
			実績値	357	-	-	-	-
4	学生防犯隊活動回数	回	計画値		12	12	12	12
			実績値	12	-	-	-	-
5	危機管理マニュアルの更新率	%	計画値		100	100	100	100
			実績値	100	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い都市をめざし、防災体制を確立するとともに災害に強い組織づくりの取り組みを進め、防災情報の周知・啓発により、市民の防災意識の向上を図ります。</li> <li>・地域における自主防災組織や地区防災計画策定・改訂の活動を支援することにより、地域防災力の向上を図ります。</li> <li>・「大阪重点犯罪」の被害対象とされる子どもや女性を中心に、大阪府警や地域と連携した効果の高い啓発活動や、地域・事業所・学校等と連携した防犯活動に取り組めます。</li> <li>・地域により維持管理されてきた防犯灯について、地域の負担軽減を図るため、市への移管を行い、市が直接維持管理を実施する手法への取り組みを進めるとともに、引き続き、町会、地域団体等が行う防犯の取り組みを支援します。</li> <li>・犯罪被害者等に寄り添った支援を行うとともに積極的な市民周知を行います。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所等の環境整備を進める。</li> <li>・災害時に住民へきめ細かく必要な情報を行き渡らせることができるよう、情報伝達の多重化・多様化を図る。</li> <li>・地区防災計画について、全校区での計画策定をめざし取り組みを進める。</li> <li>・災害時における支援システム(災害情報システム・被災者支援システム)のより効果的な運用を行う。</li> <li>・備蓄及び防災用資機材の確保と適正な管理に努めるとともに、災害時に効率的な供給を行う。</li> <li>・地域や警察と連携し、地域住民が必要と考える場所や犯罪発生率の高い場所への防犯カメラの設置及び維持管理を行う。</li> <li>・地域により維持管理されてきた防犯灯について、地域の負担軽減を図るため、市への移管を行い、市が直接維持管理を実施する手法への取り組みを進める。</li> <li>・基礎自治体として犯罪被害者等に寄り添い、迅速かつ身近な支援を行うとともに、大阪府、八尾警察署、関係機関等と相互に連携を図りながら、犯罪被害者等の支援を行う。</li> </ul>

1. 施策の概要

18 消防力の強化									
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち			
			○						
施策推進部局	消防本部								
めざす暮らしの姿									
<p>1. 消防力の強化により、市民の生命、身体、財産の安全・安心が守られています。</p> <p>2. 市民・地域や事業所、各種団体との連携により地域における消防防災力の向上が図られ、災害に強いまちとなっています。</p>									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	災害想定訓練(指令・警防・救急・救助)回数	回		計画値		720	720	720	720
				実績値	1,012	-	-	-	-
2	防火管理者の選任率	%		計画値		97.0	97.0	97.0	97.0
				実績値	97.0	-	-	-	-
3	防災リーダー養成講習受講者数	人		計画値		68	68	68	68
				実績値	68	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防庁舎は、消防活動の拠点として重要な施設であることから、八尾市消防庁舎建設基本構想を踏まえ、消防本部庁舎及び市域南西部の消防署大正出張所の整備や、その他の消防庁舎の機能更新等に向けた取り組みを進めます。</li> <li>病院搬送の迅速化・円滑化を図るため、マイナ保険証を活用した救急活動を全救急隊に拡大し実施します。</li> </ul>		
主な取り組み内容		
重点施策	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部庁舎について設計業務を進める。また、市域南西部の消防署大正出張所について引き続き建設工事を行う。さらに、市域南東部消防署所について、用地取得に向けた取り組みを進める。</li> <li>日勤救急隊2隊に対し、マイナ保険証を活用した救急活動が可能となるよう、機器を整備し、全救急隊で運用する。</li> </ul>

1. 施策の概要

19 健康づくりの推進								
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち		
			○			○		
施策推進部局	健康福祉部							
めざす暮らしの姿								
1. 「みんなの健康をみんなで守る」健康コミュニティづくりを進めることにより、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、いつまでも心身ともに健康に暮らせる健康でつながるまちが実現しています。								
施策指標								
指 標	(単位)		基準値		計画値		めざす値	
			R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)		R10(2028)
1 健康のために運動などを心がける市民の割合	%		計画値		55.3	58.5	61.8	65.0
			実績値	50.8	-	-	-	-
2 糖尿病重症化予防に係る受療率	%		計画値		90.0	90.0	90.0	90.0
			実績値	83.5	-	-	-	-
3 男性の健康寿命(前年の暫定値)	歳		計画値		79.7	80.3	80.8	81.3
			実績値	78.7	-	-	-	-
4 女性の健康寿命(前年の暫定値)	歳		計画値		84.0	84.5	84.9	85.4
			実績値	83.1	-	-	-	-
5 国民健康保険加入者における特定健康診査受診率【※出納閉鎖時点】	%		計画値		38.0	41.0	44.0	47.0
			実績値	33.5	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの健康をみんなで支え守る地域づくりを推進するため、市民、地域、学校、事業者、学術研究機関等と協働のもと、健診・医療・介護に係るデータ等を活用した健康づくりの取り組みを進めます。</li> <li>健康寿命の延伸を実現するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び特定健康診査・がん検診・歯科健康診査等の受診率向上に取り組みます。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学や関係機関等との連携による健診・医療・介護のデータ分析に基づく糖尿病等生活習慣病の予防及び健康課題の明確化による地域での健康づくり活動を進める。</li> <li>2025年大阪・関西万博において展示発表した、大学との共同研究により開発した健康寿命推定アプリ「ウェルやお」を活用し、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを推進する。</li> <li>「八尾市健康まちづくり宣言」の普及啓発と、生活習慣病特に糖尿病予防及びフレイル予防等、八尾市健康まちづくり計画に基づく健康づくりを推進する。</li> <li>医師会等と連携し、各種健(検)診の受診しやすい環境の整備、効果的な受診勧奨及び疾病の重症化予防の取り組みを実施する。</li> <li>40歳未満でがんの末期状態と診断された方が、住み慣れた自宅で療養し、自分らしい生活を送れるよう、患者とその家族の方の負担軽減を図るため、在宅介護サービスにかかる利用料等の一部を新たに助成する。</li> <li>八尾市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づく健康づくり及び各種保健事業を実施する。</li> <li>高齢者の保健事業と介護予防の連携を強化し、一体的な取り組みを進める。</li> </ul>

1. 施策の概要

20 健康を守り支える環境の確保						
該当する まちづくりの 目標	目標1 未来への育ちを誰もが 実感できるまち	目標2 もしもの時への備えが あるまち	目標3 世界に魅力が 広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で 環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分ら しさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつ くる持続可能なまち
			○			
施策推進部局	健康福祉部 環境部					

めざす暮らしの姿

1. 市民の生命や健康の安全を脅かす大規模災害や感染症などへの備えが充実しており、市民一人ひとりが、安全かつ安心して健康な生活ができる環境が整っています。

施策指標

	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
1	健康危機管理訓練の実施回数	回	計画値		2	2	2	2
			実績値	5	-	-	-	-
2	ゲートキーパー研修等の受講者数	人	計画値		200	200	200	200
			実績値	123	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新興感染症や大規模災害をはじめとする健康危機事象に的確に対応するとともに、引き続き対策訓練や研修等をさらに充実させ、職員の技術強化に努めることで、市民の健康に関する安全・安心を確保します。</li> <li>・「誰も自殺に追い込まれることのないまち“やお”」の実現をめざし、みんなで生きることを支えるための取り組みを包括的に推進します。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新興感染症や大規模災害等の健康危機事象に的確に対応するため、感染症や地震・風水害等の災害への対策訓練や研修を実施する。とりわけ、医師会、歯科医師会、薬剤師会との災害協定に基づく取り組みを拡充する。</li> <li>・自殺対策においては、生きることの阻害要因を少なくし、生きることの促進要因を増やすための取り組みとして、ゲートキーパーの養成や精神疾患に関する研修等を実施する。</li> </ul>

1. 施策の概要

21 地域医療体制の充実									
該当する まちづくりの 目標	目標1 未来への育ちを誰もが 実感できるまち	目標2 もしもの時への備えが あるまち	目標3 世界に魅力が 広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で 環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分ら しさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつ くる持続可能なまち			
			○		○		○		
施策推進部局	健康福祉部 市立病院事務局								
めざす暮らしの姿									
<p>1. 市民が適切な医療を受けることができるよう、地域の医療機関等が役割分担と連携を推進し、必要な医療提供体制が確保されています。</p> <p>2. かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持ち、医療機能に応じた役割分担を理解し、適切な医療機関を受診する市民が増えています。</p>									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	中河内保健医療協議会・各種懇話会の開催回数	回		計画値		6	6	6	6
				実績値	6	-	-	-	-
2	市立病院における紹介率	%		計画値		50.00	50.00	50.00	50.00
				実績値	68.98	-	-	-	-
3	市立病院における逆紹介率	%		計画値		70.00	70.00	70.00	70.00
				実績値	103.82	-	-	-	-
4	「かかりつけ医」を持っている市民の割合	%		計画値		80.0	80.0	80.0	80.0
				実績値	77.6	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<p>・市民が適切な医療を受けることができるよう大阪府、中河内医療圏内各市の行政機関・医療機関等が医療サービスに関する各種データを活用する中で、それぞれの機能・役割を果たすことで医療提供体制の構築を進めます。</p> <p>・市立病院においては、持続可能な病院運営に必要な資金を確保しながら、急性期医療・政策医療に取り組みます。</p>	
主な取り組み内容	
重点施策	<p>○</p> <p>・大阪府の医療計画に基づく医療協議会や各種懇話会に参画することで、大阪府や中河内医療圏内各市の行政機関・医療機関との医療提供体制構築にかかる連携を推進する。特に第8次大阪府医療計画に基づき、在宅医療提供体制に求められる4つの医療機能(①退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応、④看取り)の確保をするべく、大阪府と連携して、八尾市医師会を基盤とするネットワークの構築を引き続き支援する。</p> <p>・骨髄等の提供者の経済的な負担軽減を図るため、骨髄等の提供者に対する支援を行う。</p> <p>・市立病院においては、市保健所等の関係機関と連携し、新興感染症への対応を踏まえた健康危機事象を含む災害医療への取り組みを進めるとともに、急性期医療・政策医療に対応する。</p> <p>・市立病院において、出産時の痛みを和らげ、母体の負担を軽減するための選択肢として、無痛分娩の導入を進める。</p>

1. 施策の概要

22 良好な生活環境の確保・地球環境の保全									
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち			
				○	○	○			
施策推進部局	環境部								
めざす暮らしの姿									
<p>1. 環境を意識した暮らしや事業活動により、河川や空気がきれいな状態に保たれ、温室効果ガスの排出量削減に向け、市民、事業者と行政が一体となって取り組みを進めています。</p> <p>2. 市民や事業者等が地域の美化活動に自主的に取り組むとともに、美化をテーマにした市民活動や地域でのネットワークが強化され、まちが美しく清潔に保たれています。</p> <p>3. 市民や事業者等と協働し、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進することで、資源が循環して利用され、廃棄物が減少するとともに、排出される廃棄物が適正に管理、処理されています。</p>									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	環境基準適合率(大気環境・水質環境・騒音環境)	%		計画値		100	100	100	100
				実績値	99.2	-	-	-	-
2	市域の温室効果ガス排出量(前々年度の指標値)	万t-CO2		計画値		114	109	103	98
				実績値	132	-	-	-	-
3	地域一斉清掃受付件数	件		計画値		930	930	930	930
				実績値	930	-	-	-	-
4	資源化されている量を除くごみ処理量	t		計画値		61,560	60,251	58,983	57,000
				実績値	63,803	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な生活環境をめざして、八尾市環境総合計画の基本方針に基づき、市民、事業者等とのパートナーシップにより、地球温暖化対策をはじめ環境負荷が低減される取り組みを進めます。</li> <li>・循環型社会の実現に向け、ごみの分別収集・処理を行うことにより、ごみの減量・資源化を進めるとともに、廃棄物全般の適正処理を推進します。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民・事業者・行政のさらなる脱炭素化に向け、ゼロカーボンシティやお推進協議会参画事業者等との公民連携の取り組みを進めるとともに、ZEB化モデル施設としてリサイクルセンター学習プラザ「めぐる」のZEB化工事及び啓発に取り組む。</li> <li>・本市の生態系や里山の保全活動などを発信し、魅力ある地域資源が存在する八尾への誘客を促すことにより、自然環境保全への関心を高める。</li> <li>・八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)改定計画の目標達成のため、ごみの減量・資源化の推進、適正な処理に関し、計画的かつ継続的に推進する。</li> <li>・廃棄物の適正処理に向け、事業者の監視、指導及び許可等を実施する。</li> </ul>

1. 施策の概要

23 つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり									
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち			
			○			○			
施策推進部局	健康福祉部								
めざす暮らしの姿									
<p>1. 包括的な支援により、すべての市民が夢や生きがいをもって、孤立することなく住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。</p> <p>2. 地域において、住民一人ひとりが尊重され、お互いの多様性を認めながら、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合うことで、自分らしく活躍しています。</p>									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	つなげる支援室で支援調整などを行い終了した割合	%		計画値		78.0	79.0	80.0	80.0
				実績値	76.0	-	-	-	-
2	地域での福祉活動における登録制度への登録者数	人		計画値		1,503	1,555	1,607	1,660
				実績値	1,368	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定居宅サービス事業者等及び指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について、外部人材の活用も含め体制の強化を図り、サービスの質の確保及び給付の適正化に取り組みます。</li> <li>・複合化・複雑化した地域課題や支援ニーズに対応するため、様々な相談を受け止めるとともに、きめ細かな情報提供や地域資源の活用により地域の関係性づくりを進め、様々な分野の連携による地域共生社会の構築に取り組みます。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定居宅サービス事業者等及び指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について、増加する事業所数に対応し、適正な運営指導を実施するため、外部人材の活用も含め体制の強化を図り、サービスの質の確保及び給付の適正化を図る。</li> <li>・重層的支援体制整備事業において、誰ひとり取り残さない支援体制の確立を図るとともに、困難や生きづらさのある人・世帯が、地域での生活が継続できるよう、支援機関と地域関係機関・団体や民間企業等と連携し、地域社会に参加できる機会の充実に取り組むとともに、複雑・複合的な課題のある人・世帯に対する支援の円滑化に向け、ICT技術を活用し、各部署で保有する相談支援情報の共有を図る。</li> </ul>

1. 施策の概要

24 高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現								
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち		
			○		○	○		
施策推進部局	健康福祉部							
めざす暮らしの姿								
<p>1. 身近な地域で高齢者の居場所や社会参加の機会があり、それらを活用しながら高齢者が生きがいをもって自立した生活を送っています。</p> <p>2. 高齢者が必要なサービスを適切に利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。</p>								
施策指標								
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
1	高齢者見守りサポーターやお協力事業者数	事業者	計画値		730	735	740	745
			実績値	658	-	-	-	-
2	認知症サポーター数	人	計画値		18,700	20,000	21,300	22,600
			実績値	17,702	-	-	-	-
3	健康のために運動などを心がける市民の割合(60代以上)	%	計画値		59.0	61.0	63.0	65.0
			実績値	56.3	-	-	-	-
4	要支援・要介護認定率	%	計画値		25.5	25.5	25.5	25.5
			実績値	25.5	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<p>・介護サービス利用者に適正なサービスが提供され、持続可能な介護保険制度を運営するため、サービスの質の向上及び必要量の確保などの環境整備に取り組みます。</p> <p>・認知症等により、支援を必要とする高齢者やその家族を支えるしくみづくり、介護予防事業の推進等を通じて、身近な地域での高齢者の居場所や社会参加の機会を充実させ、高齢者が健康づくりに主体的に取り組み、生きがいをもって自立した生活ができるよう、関係機関と連携するなど、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得る、地域包括ケアシステムのさらなる強化に取り組みます。</p>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第10期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と(仮称)八尾市認知症施策推進計画を一体的に策定する。</li> <li>・健康寿命の延伸を図るとともに、要介護状態への移行を緩やかにし、高齢者がいつまでも元気に自立した生活ができることをめざし、成果連動型民間委託契約方式(PFS)を活用した社会参加の促進を目的とした介護予防プログラムを実施する。</li> <li>・介護サービス等について、関係課及び関係機関と連携を図りながら、効果的かつ実効性のあるサービス利用の適正化の取り組みを進める。</li> <li>・持続可能な介護保険制度の運営に向けて認定率の上昇の抑制に取り組む。</li> <li>・認知症に関する理解の促進や、認知症の人の社会参加につながる取り組みを進める。</li> <li>・高齢者が安心して暮らせるように、地域での相談・見守り支援体制の充実に取り組む。</li> </ul>

1. 施策の概要

25 障がいのある人への支援の充実						
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち
		○	○		○	○
施策推進部局	健康福祉部 こども若者部					

めざす暮らしの姿

- 多様化するニーズに対応したサービスや相談体制を活用し、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしています。
- 保健、医療、福祉、教育等との連携により地域全体で障がいのある人を支えるしくみをつくることで、多様で複合的な課題を抱える障がいのある人やその家族が安心して暮らしています。
- 障がいや障がいのある人に対する理解と合理的配慮が促進されることで、障がいの有無にかかわらず、すべての人が、自己決定が尊重され社会参加と自己実現を図りながら暮らしています。

施策指標

	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
1	施設入所者の地域移行者数	人	計画値		3	3	3	3
			実績値	2	-	-	-	-
2	地域生活支援拠点等の登録者数	人	計画値		175	180	185	190
			実績値	135	-	-	-	-
3	関係機関との連携により対応した基幹相談支援センターにおける支援件数	件	計画値		100	100	100	100
			実績値	113	-	-	-	-
4	障がい者雇用率の達成企業割合(前年6月1日時点)	%	計画値		50.1	51.6	53.1	51.5
			実績値	50.1	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性

- 障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、地域での生活を支えるサービスの提供をはじめ、様々な相談に対応できる体制等を充実するとともに、支援が途切れることのないよう、制度等の周知を図ります。
- 分野ごとの対応では解決することが困難な多様で複合的な課題に対応できるよう、また、障がいのある人が「親なきあと」も自分らしく生きていくことのできるよう、地域や関係機関等の連携を深め、地域全体で障がいのある人やその家族を支える体制づくりをさらに進めます。
- 障がいのある人の人権が尊重され、障がいの有無にかかわらず個々の意見が様々な取り組みに反映されるなど、社会参加と自己実現を図りながら地域とともに暮らす社会づくりに向けて、障がいや障がいのある人への理解と合理的配慮についてさらに促進していきます。

主な取り組み内容

重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等が身近な地域で安心して暮らすために必要かつ持続可能な基盤整備を進めるため第8期八尾市障がい福祉計画及び第4期八尾市障がい児福祉計画を策定するとともに、事業所等をはじめとした関係機関の連携を深め、必要な支援体制について充実を図る。</li> <li>障がい者等が「親なきあと」も自分らしく生きていくことができるよう、関係機関と連携し安心して生活できる支援体制の構築に向けた取り組みを進める。</li> <li>児童発達支援第1センターいちょうは、児童発達の専門職による支援と地域の障害児医療センターとしての機能を担っていくため、施設を整備し機能充実を図る。また、保護者の家庭環境の変化に対応するため、低年齢児の親子通園での同時支援は継続しつつ、いちょうでの親子通園を一定経験した児童において、保護者のニーズに応じた送迎以外の親子分離療育を実施していく。</li> </ul>
------	--

## 1. 施策の概要

26 生活困窮者への支援									
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち			
		○	○						
施策推進部局	健康福祉部								
めざす暮らしの姿									
<p>1. 生活に困窮したときに、誰もが必要な支援を適切に受けることができ、社会とのつながりや居場所を持ち、地域社会の一員として安心して安定した生活を送ることができています。</p> <p>生活困窮者支援を通じた地域づくりにより、誰もが地域のなかで尊厳をもって安心して暮らし続ける包摂型社会が実現しています。希望する誰もが、様々な支援を受けながら再スタートを切ることができます。</p>									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	就労支援対象プランを作成した者のうち、就労開始または増収につながった者の割合	%		計画値		52.0	55.0	58.0	60.0
				実績値	49.4	-	-	-	-
2	学習支援事業へ参加する前に比べて勉強の仕方が分かるようになった生徒の割合	%		計画値		70.0	73.0	76.0	80.0
				実績値	63.2	-	-	-	-
3	自立生活支援を行った生活保護受給者に対する効果のあった件数の割合	%		計画値		63.0	64.0	65.0	66.0
				実績値	62.8	-	-	-	-

## 2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者等を早期に把握し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、相談支援機関に留まらず、幅広い分野の関係機関による見守り活動や社会参加への支援等と連携することにより、生活困窮者の自立を支援します。また、支援につながりにくい人や世帯に対しては、アウトリーチを通じて関係機関等との連携を強化し、自立に向けた支援を行います。</li> <li>生活保護受給世帯の自立を促進するため、レセプトデータの分析等から生活保護受給者の健康管理に努めるとともに増大する医療費への対応を図るほか、ハローワーク等の関係機関と連携した適切で丁寧な就労支援に取り組みます。</li> <li>生活保護事務について、事務の見直しを進め、効率的で適正な保護の実施に努めます。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者の属性や困りごとの内容に関わらず、アセスメントを通じて本人等の状態に応じた支援を行うとともに、自ら支援を求めることが困難な人へのアウトリーチを通じた支援機能の強化を図り、必要な支援を実施する。</li> <li>生活困窮者の抱える課題が複雑化・複合化しているため、様々な機関や民間団体、地域住民と連携し、組織横断的な体制のもと支援を実施する。</li> <li>ひとり親世帯及び低所得子育て世帯をはじめとする生活困窮世帯を対象とした学習支援事業を実施し、学習習慣や基礎学力の定着等の学習支援、勉強や生活等の相談支援を実施する。</li> <li>生活保護システム標準化に対応するとともに、電子決裁導入に向けて検討を行う。</li> <li>健康管理支援の充実を図り、検診や医療機関の受診勧奨を行うだけでなく、レセプトデータの分析等により年々増大する医療費への対応を図る。</li> </ul>

1. 施策の概要

27 一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進									
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち			
			○	○	○	○	○		
施策推進部局	人権ふれあい部								
めざす暮らしの姿									
<p>1. 一人ひとりの人権が尊重され、差別のない、ともに認め合い、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らしています。</p> <p>2. 職場、地域など様々な場において環境づくりが進むことにより、性別にかかわらず、すべての人が活躍しています。</p>									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	人権啓発セミナーの内容について満足と答えた参加者の割合	%		計画値		90.0	91.0	92.0	93.0
				実績値	88.5	-	-	-	-
2	男女共同参画が実現していると思う市民の割合	%		計画値		35.0	35.0	35.7	36.5
				実績値	27.7	-	-	-	-
3	市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合(年度末時点)	%		計画値		40.0	40.0	41.0	41.5
				実績値	35.5	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<p>・すべての人権が尊重される社会、差別のない社会を築くため、学校、職場、地域等、あらゆる場を通じた人権教育・啓発に取り組むとともに、職場、地域など様々な場で性別に関わらずすべての人がともに活躍できる環境づくりを進めます。</p>	
主な取り組み内容	
重点施策	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次八尾市人権教育・啓発プランに基づきすべての人権が尊重される社会、差別のない社会を築くため、学校、職場、地域等あらゆる場を通じた人権教育・啓発に取り組む。</li> <li>・はつらつプランに基づき男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進める。男女共同参画センター「すみれ」を中心に女性が夢を実現し自分らしく活躍することを後押しする。不安等を抱える女性が社会との絆を回復できるよう寄添いながら支援を行いアウトリーチ型相談支援により潜在的な需要に働きかける。また、「すみれ」の機能の充実を図るとともに、移転に伴いより安定した事業実施に取り組む。</li> <li>・職場環境づくりの推進及び2025年大阪・関西万博でのシンポジウム参画の経験を活かして、次代を担う若者の男女共同参画に対する意識醸成を図る。</li> <li>・令和9年度開始の、次期はつらつプラン第4次八尾市男女共同参画基本計画の策定を行う。</li> <li>・インターネット上の人権侵害への対応について大阪府との連携や他の自治体の先進的な取り組みなどを研究し差別のない社会の実現に向けて取り組む。</li> <li>・性の多様性等新たに認識されるようになった人権課題に対し正しい知識と理解を深めるため啓発を行い誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて取り組む。</li> </ul>

1. 施策の概要

28 平和意識の向上								
該当する まちづくりの 目標	目標1 未来への育ちを誰もが 実感できるまち	目標2 もしもの時への備えが あるまち	目標3 世界に魅力が 広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で 環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分ら しさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつ くる持続可能なまち		
		○				○	○	
施策推進部局	人権ふれあい部							
めざす暮らしの姿								
<p>1. 核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを伝える体験講話を通じて、次代を担うすべての若者・子どもたちが、平和の大切さを理解しています。</p> <p>2. 一人ひとりの市民が、戦争のない、核兵器のない、対話による平和な社会の大切さを認識し、国際平和に貢献する地域社会が創造されています。</p>								
施策指標								
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
1	平和学習の受講者数	人	計画値		2,500	2,500	2,500	2,500
			実績値	2,496	-	-	-	-
2	平和な社会が大切だと感じている市民の割合	%	計画値		96.0	96.0	96.0	96.0
			実績値	94.6	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<p>・世界の恒久平和は、全人類の願いであるという強い思いのもと、日本非核宣言自治体協議会及び平和首長会議と連携しながら核兵器廃絶に向けた働きかけを行います。</p> <p>・世界各地で戦争や紛争が後を絶たない中で、被爆体験講話や身近な地域に残る戦争遺跡、市民の戦争体験談等を通して、戦争による悲惨な体験や生活を経験していない世代への平和意識の高揚に取り組みます。</p>	
主な取り組み内容	
重点施策	<p>・終戦から年月が経つにつれて、戦争を知らない世代が多くなる中で、市内小中学校を対象とした長崎原爆被爆者や伝承者による講話を行う。</p> <p>・市民の平和意識の高揚を図るため、非核・平和啓発に取り組む。</p>

1. 施策の概要

29 多文化共生の推進									
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち			
				○		○			
施策推進部局	人権ふれあい部								
めざす暮らしの姿									
1. 様々な国籍の人たちが文化や習慣などの相互理解を深め、尊重し、学びあいながら共生しています。 2. 共生社会の推進により、多くの外国人市民が八尾のまちに集まり、学び、働き、活躍しています。 3. 姉妹・友好都市をはじめとする海外の都市との交流が活発に行われ、互いの文化や歴史の理解が深まり、豊かな共生社会が形成されています。									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	国際交流センター事業参加者数	人		計画値		4,000	4,000	4,000	4,000
				実績値	3,859	-	-	-	-
2	外国人相談窓口における相談件数	件		計画値		2,200	2,200	2,200	2,200
				実績値	2,192	-	-	-	-
3	国際交流に興味のある市民の割合	%		計画値		52.0	53.0	54.0	55.0
				実績値	49.4	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人市民が安心して八尾で学び、働き、暮らすことができる環境づくりや、外国人市民と日本人市民、互いの人権が尊重される社会づくりを進めます。</li> <li>市民が様々な国や地域の多様な生活文化や習慣等に対する相互理解を深めるために、国内外での市民間の交流機会を創出するとともに、外国人市民の地域活動への参画の促進等に取り組みます。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人相談事業などの生活支援や地域との共生に向けたコミュニケーション支援等の取り組みを行う。</li> <li>SNS等を活用した多言語での情報発信により、外国人市民への情報提供の充実を図る。</li> <li>災害時多言語支援センターの活用により、災害時における外国人市民への多言語による情報提供に取り組む。</li> <li>青少年交流を中心とした国際交流を進めていくことで国際感覚の豊かな人材育成や地域社会における多文化理解への広がりへとつなげていく。</li> </ul>

1. 施策の概要

30 地域のまちづくり支援・市民活動の促進								
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち		
						○	○	
施策推進部局	人権ふれあい部 総務部							
めざす暮らしの姿								
1. 地域住民が多様な主体と協力・連携し、地域課題の解決に向けた活動が実践されています。 2. 様々な地域活動や市民活動へ、多くの市民が参加することで、地域の組織運営や、地域活動や市民活動の持続性が高まっています。 3. 様々な人材や活動をつなぐことで、地域の活性化につながるアイデアの創出や、より多くの活動資源が集まるようになっていきます。								
施策指標								
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
1	校区まちづくり協議会が多様な主体と連携した事業数	本	計画値		23	24	25	26
			実績値	21	-	-	-	-
2	町会加入世帯率	%	計画値		50.4	50.4	50.4	50.4
			実績値	55.2	-	-	-	-
3	市民活動支援ネットワークセンター「つどい」を介して連携した件数	件	計画値		26	27	28	29
			実績値	24	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期わがまち推進計画に掲げる目標の実現に向けた取り組みが各地域で進むように、校区まちづくり協議会(まち協)が行う各種取り組みを通じて多くの人が参加し活躍できる機会の創出や、主体的で持続可能なコミュニティづくりを支援します。</li> <li>・地域活動団体の基礎となる町会等の加入率の維持・向上をめざして、町会役員や若い方等の現役世代の声を基に、町会加入の意義が感じられ、活動の負担が少ない持続可能な町会運営となるよう自治振興委員会とともに検討します。</li> <li>・まち協が地域づくりの中心として活動し、また様々な主体がつながり互いの活動を発展しあえる地域のプラットフォームとして連携・協力が広がるように「つどい」による中間支援を充実させていきます。また、未来のまちづくりの主体者を育てていくため、市民活動支援基金事業助成金を活用し、今後も若者の市民活動を支援していきます。</li> </ul>	
主な取り組み内容	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち協の主体的な取り組みを支援するため、やお地域まちづくりアドバイザーを活用するほか、まち協同士の情報交換の機会創出を進める。また、まち協に対して、地域の状況に応じたアイデアや情報提供、相談助言などが的確に行えるよう職員のスキルアップを図る。</li> <li>・校区まちづくり交付金制度を運用するなかで、担い手不足や関わる人の固定化、地域基盤の強化や持続可能な地域コミュニティづくりなどの課題解消につながるソフトの取り組みを促進することにより、多様な人が参画する地域の主体的な活動を支援する。</li> <li>・「八尾市自治振興委員会・町会への依頼事項見直し方針」に基づき、市からの依頼事項の削減による負担軽減を進める。若い世代の参画や町会役員等の負担軽減を図るためのICT活用等の研修会を実施していくとともに、町会本来の役割と加入の意義について自治振興委員会と検討し、ゆるやかなつながりの構築と活動の活性化、加入促進の取り組みが活発に行われるよう支援する。</li> <li>・「つどい」の運営により、市民活動団体とまち協などの連携・協力のコーディネート強化、担い手の確保や活動に必要な専門知識やスキルアップの支援などを行う。また、中間支援の利便性を踏まえ、運営場所を移転する。</li> </ul>

1. 施策の概要

31 生涯学習とスポーツの振興									
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち			
		○				○			
施策推進部局	教育委員会事務局 魅力創造部								
めざす暮らしの姿									
<p>1. 市民が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、学んだ知識や成果を社会に還元できる環境づくりにより、自己の人格を磨き、高い幸福感を持ちながら地域社会で活躍しています。</p> <p>2. 市民が、ライフステージに応じたスポーツや運動を継続的に取り組み、地域社会がスポーツを通じて、都市の魅力と人々の活気にあふれています。</p>									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	生涯学習施設で実施する講座等の参加者数	人		計画値		46,400	47,600	48,800	50,000
				実績値	43,649	-	-	-	-
2	生涯学習施設で実施した講座の修了生の成果発表者数	人		計画値		865	910	955	1,000
				実績値	781	-	-	-	-
3	市立のスポーツ施設を利用した人数	人		計画値		645,000	668,000	692,000	718,000
				実績値	603,172	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<p>・市民の主体的な学術・文化・教養の向上及び日常生活における課題の解決に寄与する学習が行えるよう、学習機会の創出を図ることに加え、時代の変化を踏まえ、市民の学習意欲等の向上を図るしくみづくりを進めます。</p> <p>・学校、家庭、地域のつながりを一層深め、地域社会全体ですべての子どもの育ちを見守りつつ、関係機関等との連携により、非認知能力の育成をはじめとする家庭教育の支援に取り組みます。</p> <p>・幅広い世代が気軽に運動に取り組める場を提供するとともに、市民が運動やスポーツの楽しさや喜びを実感できるよう、スポーツ観戦等を通じて「本物」に触れる機会の創出に取り組みます。</p>	
主な取り組み内容	
重点施策	<p>○</p> <p>・地区生涯学習推進事業の実施をはじめ、現代的課題講座、人権学習講座、視覚障がい者理解教室等を開催することにより、市民の学習機会の創出を図るとともに、幅広い世代の市民が学んだ知識や成果を地域で実践し、活躍できる環境づくりを進める。</p> <p>・家庭の教育力UPサポート事業を実施するとともに、子どもの自己肯定感や自己有用感が高まることをめざし、保護者や地域で子育てに関わる方を対象とした講演会やワークショップ等を通じて、非認知能力の育成を意識した家庭教育についての理解を促進する。</p> <p>・八尾市体育連盟やスポーツ推進委員と連携し、幅広い世代が気軽に運動やスポーツ活動に取り組める場を提供する。また、スポーツ関係機関と連携し、プロスポーツの観戦機会を設ける等、市民が運動やスポーツの楽しさや喜びを実感できる機会を創出する。</p>

1. 施策の概要

32 信頼される行政経営								
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち		
				○	○		○	
施策推進部局	政策企画部 総務部 財政部 人権ふれあい部							
めざす暮らしの姿								
<p>1. 財源や人材などの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、市民が必要とする行政サービスが的確に提供される持続可能な行政経営が行われています。</p> <p>2. 住み続けたいと思えるまちとなるよう、大学や企業、他の自治体等の多様な主体との連携による行政活動が進んでいます。</p> <p>3. 行政手続きにおける市民の利便性の向上が図られており、また、必要な情報を正確に手に入れることができます。</p>								
施策指標								
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
1	施策指標達成率	%	計画値		60.0	70.0	80.0	90.0
			実績値	38.5	-	-	-	-
2	経常収支比率	%	計画値		95.0	94.0	93.0	92.0
			実績値	100.6	-	-	-	-
3	若者世代の社会動態	人	計画値		-150	-100	-50	0
			実績値	-89	-	-	-	-
4	企業・大学等と連携した取り組み件数	件	計画値		418	428	438	448
			実績値	408	-	-	-	-
5	八尾市役所からの情報が入手しやすいと感じる市民の割合	%	計画値		46.5	48.5	50.5	52.5
			実績値	42.5	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<p>・健全かつ公正で持続可能な行財政運営に向け、透明性・公正性が確保された適正な事務を遂行するとともに、さらなる財源確保に取り組めます。</p> <p>・大学や企業、他の自治体等との連携・協力による地方創生に資する取り組みを進めます。</p> <p>・市民が必要とする市政情報を、様々な媒体で適切かつタイムリーに情報提供します。</p> <p>・データ等に基づく庁内横断的な議論を行い、計画的な行政経営を進めます。</p>	
主な取り組み内容	
重点施策	<p>・歳出の見直しとあわせ、税収の確保及び国庫補助金などの特定財源の確保に最大限に努め、ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング等の歳入確保手法により、さらなる財源の確保に取り組む。</p> <p>・民間企業や大学等の担当者と庁内各課とのさらなる関係構築のためのコーディネートに努めるとともに、民間企業等のリソースを活用した市民サービスの向上や行政課題等への対応をさらに促進するためのしくみの構築等を進める。</p> <p>・市政だよりをはじめ、市ホームページ、アプリや様々なSNS等を活用し、市民が必要とする情報へのアクセス性の向上を図り、市民の利便性の向上と効果的な市政情報の発信に取り組む。</p> <p>・第6次総合計画後期基本計画に掲げる各施策の取り組みの有効性を高めるために、行政の持つデータや事業の効果を表す合理的根拠に基づいた事業立案を行い、計画的な行政経営を進める。</p> <p>・デジタル技術を活用し、窓口業務の効率化と市民サービスの向上を図る。</p>

1. 施策の概要

33 公共施設マネジメントの推進									
該当する まちづくりの 目標	目標1 未来への育ちを誰もが 実感できるまち	目標2 もしもの時への備えが あるまち	目標3 世界に魅力が 広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で 環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分ら しさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつ くる持続可能なまち			
			○		○		○		
施策推進部局	政策企画部 財政部 人権ふれあい部 建築部 教育委員会事務局								
めざす暮らしの姿									
1. 計画的かつ適切な維持保全や機能更新により、どのような時でもすべての市民が安全に安心して公共施設(庁舎、コミュニティセンター、教育施設、福祉施設、消防施設など)を利用することができます。 2. 長期的な視点に立って、公共施設の適正な規模や配置の見直しが適宜行われています。 3. PPP/PFI手法の活用等により、民間の資金・ノウハウを活かし、公共施設の管理・運営が効率的に行われています。 4. 未利用施設や未利用地の民間活用や売却等により、適切な資産管理が行われています。									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	公共施設が利用しやすいと感じる市民の割合	%		計画値		48.5	49.0	49.5	50.0
				実績値	47.5	-	-	-	-
2	公共施設(建物)総量	㎡		計画値		671,349	658,000	658,000	658,000
				実績値	671,349	-	-	-	-
3	公民連携手法の活用施設数	箇所		計画値		8	8	8	9
				実績値	5	-	-	-	-
4	未利用地(100坪以上、建物付きを含む)の総数	箇所数		計画値		4	4	3	3
				実績値	3	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
・八尾市公共施設マネジメント実施計画に基づき、施設の効率的な配置(施設の複合化・統合化など)を検討するとともに、施設の安全性の確保とバリアフリー化等により利用者の利便性向上を図りつつ、長寿命化を進めるため、施設毎の個別施設計画により、公共施設を長期的・計画的に保全します。	
主な取り組み内容	
重点施策	○ <ul style="list-style-type: none"> <li>・八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版(八尾市公共施設等総合管理計画)に基づき、一般公共施設及び学校施設の施設保全点検や機能更新等について、関係部局と連携を図りながら取り組みを進めることで、より実践的な公共施設マネジメントを展開していく。また、八尾市公共施設マネジメント実施計画に基づき、劣化が進んでいる施設の改修に優先的に取り組む。</li> <li>・老朽化する八尾市立桂人権コミュニティセンター及び周辺施設を、コミュニティの拠点及び多世代交流拠点となる複合施設として機能更新するために、基本設計をはじめ整備に向けた取り組みを進める。</li> </ul>

1. 施策の概要

34 行財政改革の推進									
該当するまちづくりの目標	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち	目標2 もしもの時への備えがあるまち	目標3 世界に魅力が広がるまち	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち			
							○		
施策推進部局	政策企画部								
めざす暮らしの姿									
<p>1. 行財政改革の推進により、多様化・複雑化する市民生活の課題、行政需要への対応や未来に向けた新たな投資を可能とし、まちの成長につなげる改革と成長の好循環を実現しています。</p> <p>2. ICTの活用等により、市民サービスの向上や業務の効率化など、行政活動の生産性が向上しています。</p>									
施策指標									
	指 標	(単位)		基準値	計画値			めざす値	
				R5(2023)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
1	年度末決算における基金残高	億円		計画値		60.0	60.0	60.0	60.0
				実績値	98.1	-	-	-	-
2	八尾市の取り組みが改善されていると思う市民の割合	%		計画値		29.0	30.0	31.0	31.0
				実績値	26.5	-	-	-	-
3	電子申請システムのユーザー登録者件数	人		計画値		35,000	41,500	48,000	54,500
				実績値	23,533	-	-	-	-

2. 令和8年度(2026年度)における施策の基本方針・主な取り組み内容

基本的な方向性	
<p>・先行き不透明な時代の中でもさらなる「改革と成長の好循環」の実現を図るため、行財政改革の推進に係る取り組みの強化や新たな取り組みに着手し、まちの成長を推し進めます。</p> <p>・限られた人員で質の高い市民サービスの提供を実現するため、ICT技術の活用等の生産性向上に資する環境整備や行政手続きのオンライン化など、行政DXを全庁的に進め、市民の利便性向上や職員負担の軽減を図ります。</p>	
主な取り組み内容	
重点施策	<p>○</p> <p>・限られた財源とマンパワーで多様化する行政課題に対応していくため、既存事業や固定的な経費の見直しを行うとともに、様々な主体との協働や新たな歳入の確保に積極的に取り組むなど、たゆみない行財政改革を進める。</p> <p>・業務の自動化・省力化を目的として、AI関連サービスなどの業務効率化に資するツールの導入を推進する。</p> <p>・行政手続きのオンライン申請が可能な手続きの拡充、新しいICT技術を業務に活用した取り組みを行い、市民の利便性の向上や職員負担の軽減を図る。</p> <p>・窓口DXについて、ライブイベントや各種手続き時における書かない窓口等の実現に向けた取り組みを進める。</p>



## 第2章 施策構成事務事業計画概要

本章においては、基本計画の施策体系順に、施策を構成する「事務事業」を示した上で、各事務事業の「担当課」、「事業概要」、「令和8年度（2026年度）～令和10年度（2028年度）計画」、「計画額」及び「方向性」等を掲載しています。

また、市長マニフェストの実現に関連する事務事業については、「マニフェスト関連 No.」にマニフェスト項目の番号を記載しています。市長マニフェスト及び関連事業一覧については、第2編参考資料の第2章市長マニフェスト関連事業一覧において取りまとめお示ししています。

### 各事務事業の掲載内容

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連No.
No.施策名称										
	1 事務事業の名称	担当課 (令和8年 (2026年) 2月時点)	事務事業の概要	令和8年度計画(2026年度)に実施する内容	令和9年度計画(2027年度)に実施する内容	令和10年度計画(2028年度)に実施する内容	令和8年度(2026年度)予算として計画している額(直接事業費)	・事業実施 ・拡大 ・継続 ・縮小 を表示	重点取り組みに該当する事務事業に「○」を記載	マニフェストに関連する事務事業については該当するマニフェストNo.を記載



施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
1. 切れ目のない子育て支援の推進										
1	妊産婦包括支援事業	こども健康課	妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を図るため、妊娠から出産後において、保健師・助産師等による面談を通じて「妊婦等包括相談支援事業」と「妊婦のための支援給付」を効果的に組み合わせ、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。また、妊産婦健康診査・産後ケアなどの母子保健事業を実施する。	○妊婦健康診査の実施 ○妊婦歯科健康診査の実施 ○産婦健康診査の実施 ○産後ケア事業の実施、啓発及び契約施設数の増加促進 ○妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付を効果的に組み合わせる実施 ○低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業の実施	同左	同左	468,699	継続		5・6
2	母子訪問相談事業	こども健康課	妊娠・出産の切れ目のない支援の強化として「母子保健相談員(助産師)」を配置し、助産師や保健師等の専門職がすべての妊産婦や乳幼児を対象に、訪問や相談支援を実施する。母子手帳交付時には、面談等の機会を活用し、妊婦の状況を把握し、必要な情報提供・保健指導を行う。不妊・不育で悩む人に対して相談を実施する。	○妊娠前から助産師などの相談等による切れ目のない支援の実施 ○乳児家庭全戸訪問事業の実施	同左	同左	32,238	継続		
3	不育症治療費等助成事業	こども健康課	不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るための治療費等の一部を助成する。	○不育症治療費等助成制度の実施	同左	同左	4,588	継続		5
4	母子健康教育事業	こども健康課	育児不安を解消するため、妊産婦・乳幼児の保護者に対して子どもの疾病予防や育児の知識、正しい食についての講習等を行う。	○両親教室の実施 ○離乳食講習会の実施 ○スプーン教室の実施	同左	同左	2,032	継続		
5	乳幼児育成指導事業	こども健康課	乳幼児(未熟児含む)の心身の健全な発達を促し、保護者の育児不安の解消を図るため、経過観察が必要と判断された乳幼児に対して健診や相談、教室などのフォロー事業を行う。	○経過観察健康診査の実施 ○健診後フォロー教室の実施	同左	同左	3,501	継続		
6	乳幼児健康診査事業	こども健康課	乳幼児の疾病予防や健康保持を図るため、各種健康診査を実施し、必要な指導を行う。	○4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査の実施 ○5歳児健康診査の実施手法の検討 ○乳児一般(1か月児)健康診査・乳児後期健康診査の実施 ○新生児聴覚検査の一部費用助成の実施 ○ファーストリード・プロジェクト事業の実施	同左	同左	59,984	継続		8・9
7	こども相談事業	こども・いじめ何でも相談課	こども総合支援センターにおける体制整備充実を図り、事業の適正かつ円滑な実施を行うことで、切れ目なく子ども子育てを総合的に支援する。	○こども総合支援センターの運営・整備(母子保健と児童福祉が一体となる拠点の整備) ○こども総合支援センターの相談機能の充実(子育て相談、発達相談、児童虐待に係る相談、教育相談)・体制及び専門性の強化 ○子育て支援情報提供業務の円滑な実施 ○親子教室の開催 ○こども情報システムの運用 ○ヤングケアラー等の支援	同左	同左	78,366	継続		12
8	妊娠・出産・育児の切れ目のない支援推進事業	こども若者政策課	妊娠・出産・育児に対する切れ目なく、重なり合う寄り添い支援が提供できるよう保健・福祉・医療・教育が連携した包括的な支援体制を構築し、すべての子ども・若者が健やかに育ち、乳幼児連れの保護者が安心して外出しやすい環境づくりを行う。また、子どもが利用できる施設・イベントの情報発信や大阪府と連携した結婚支援の取り組みにより、次代の親育てや少子化への対応を行う。	○切れ目のない支援推進会議の開催(テーマ:多様なこどもの居場所づくり) ○生活応援アプリ「やおっぶ」の普及啓発・活用 ○登録した赤ちゃんの駅の周知・利用促進と移動式赤ちゃんの駅の貸出 ○子ども向けウェブサイトの運用 ○大阪府との連携による結婚支援の推進	同左	同左	924	継続		
9	児童手当関係事務	こども若者政策課	児童手当法に基づき、児童手当の給付を行う。	○児童手当法に基づく手当の給付 ○児童手当管理システム標準化への対応	同左	同左	5,510,037	継続		
10	児童扶養手当関係事務	こども若者政策課	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を給付する。	○児童扶養手当法に基づく手当の給付	同左	同左	1,331,112	継続		
11	特別児童扶養手当関係事務	こども若者政策課	障がいのある児童を育てている保護者に対して特別児童扶養手当を給付する。	○特別児童扶養手当申請の審査及び大阪府への進達 ○特別児童扶養手当管理システム標準化への対応	同左	同左	17,992	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
12	子ども医療費公費負担事業	子ども若者政策課	子どもの健全育成・児童福祉の向上を図るため、医療保険により受診した場合に一部自己負担額を控除した額を公費で負担する。	○子どもにかかる医療費の一部助成の実施 ○ガバメントクラウドへの業務用システムの移行	○子どもにかかる医療費の一部助成の実施	同左	1,140,532	継続		
13	ひとり親家庭医療費公費負担事業	子ども若者政策課	ひとり親家庭の生活の安定と健康増進、福祉の向上を図るため、医療保険により受診した場合に一部自己負担額を控除した額を公費で負担する。	○ひとり親家庭にかかる医療費の一部助成の実施 ○ガバメントクラウドへの業務用システムの移行	○ひとり親家庭にかかる医療費の一部助成の実施	同左	209,107	継続		
14	母子家庭等自立支援事業	子ども若者政策課	ひとり親家庭等の自立を促すために、就労支援、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業及び養育費確保に係る支援を行う。ひとり親家庭等の支援のために、大阪弁護士会に委託し、ひとり親家庭の無料法律相談事業を行う。母子家庭等就業・自立支援センター事業をそれぞれ実施する。母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施する。ひとり親家庭の就労支援や生活の安定を図るために、家庭生活支援員を派遣し、家事支援を行う。	○母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 ○母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ○ひとり親家庭への無料法律相談事業 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ○養育費確保支援事業 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業 ○母子家庭等日常生活支援事業 ○全国ひとり親世帯等調査 ○民法改正についての周知	○母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 ○母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ○ひとり親家庭への無料法律相談事業 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ○養育費確保支援事業 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業 ○母子家庭等日常生活支援事業	同左	40,267	継続		
15	母子保護の実施	子どもいじめ何でも相談課	母子生活支援施設における母子保護の実施を行う。母子家庭で、居宅で生活することが児童の福祉に欠ける場合又は居宅が無い場合、保護者と児童(18歳未満)に対し母子生活支援施設への入所を行い、生活指導や児童の保護を実施する。	○母子生活支援施設における母子保護の実施(相談、入所決定等) ○入所施設の情報収集 ○母子保護対応のスキルアップを目的とした研修会等への参加	同左	同左	44,317	継続		
16	助産の実施	子ども健康課	妊婦が経済的理由により入院助産を受けることができない場合、助産施設への入所を行う。	○助産の実施	同左	同左	17,690	継続		
17	母子緊急一時保護事業	子どもいじめ何でも相談課	不測の事態により精神的又は経済的に緊急の保護を必要とする母子世帯を一時的に保護する。	○母子生活支援施設における緊急一時保護	同左	同左	3,923	継続		
18	ママ・サポート事業	子ども健康課	核家族等で、日中出産前・後の母親及び乳児の介助をする者がいない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事及び育児の援助を行う。	○事業の広報 ○ヘルパー派遣の実施	同左	同左	364	継続		6
19	未熟児養育医療給付事業	子ども若者政策課	身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する。なお、世帯の市町村民税の所得割の額に応じて自己負担金が生じる。	○未熟児養育医療の給付	同左	同左	32,350	継続		
20	子どもの未来応援推進事業	子ども若者政策課	「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」等に基づき策定した八尾市子ども計画において、子どもの貧困の解消に向けた取り組みを実施する。	○検討結果に基づくひとり親家庭の学習支援事業の実施 ○子どもの居場所運営団体への支援	○ひとり親家庭の学習支援事業の実施 ○子どもの居場所運営団体への支援	同左	33,108	継続		13・14
21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業【特別会計】	子ども若者政策課	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るため(子どもの修学や就学支度、親自身の技能習得や転宅など)に資金を貸し付ける。	○貸付希望者の相談対応 ○貸付申請の受理、審査 ○貸付決定者の借用手続 ○債権の償還管理及び滞納者への督促、滞納整理 ○ガバメントクラウドへの業務用システムの移行	○貸付希望者の相談対応 ○貸付申請の受理、審査 ○貸付決定者の借用手続 ○債権の償還管理及び滞納者への督促、滞納整理 ○債権回収委託事業者の選定	同左	47,121	継続		
22	「子どもまんなかやおのまち」推進事業	子ども若者政策課	子ども基本法に基づく八尾市子ども計画(子ども・子育て支援法に基づく八尾市子ども・子育て支援事業計画を含む)の基本理念「みんなでつくる」子どもまんなか「やおのまち」の実現に向けた進捗管理を行うとともに、八尾市子ども・子育て会議等を開催することにより、子ども・子育て支援の取り組みを総合的かつ計画的に推進する。	○八尾市子ども計画(八尾市子ども・子育て支援事業計画を含む)の推進と進捗管理 ○八尾市子ども・子育て会議等の開催 ○社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)の開催 ○子どもの意見反映しくみづくりの啓発	○八尾市子ども計画(八尾市子ども・子育て支援事業計画を含む)の推進と進捗管理 ○八尾市子ども・子育て会議等の開催 ○社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)の開催 ○子どもの意見反映しくみづくりの啓発 ○八尾市子ども・子育て支援事業計画中間見直しの検討	同左	1,061	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
23	ファミリー・サポート・センター事業	子ども健康課	仕事と家庭の両立支援と子育て支援の強化を図るため、育児の援助を行いたい者と受けたい者からなる会員組織を設立し、地域における会員同士の相互援助活動を支援する。	○事業委託により実施 (会員の募集・登録及び研修・会員間の交流、コーディネート、サブリダーの活用) ○研修等の実施	同左	同左	14,372	継続		
24	家庭支援事業	子どもいじめ何でも相談課	家庭支援事業には、児童福祉法に規定された「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」があり、これらの事業を必要とする家庭に対して、事業の利用助奨・支援を行う。	○短期入所事業(ショートステイ)の実施 ○夜間養護事業(トワイライトステイ)の実施 ○養育支援訪問事業の実施 ○子育て世帯訪問支援事業の実施 ○児童育成支援拠点事業の実施 ○親子関係形成支援事業の実施	同左	同左	16,321	継続		6・7・25
25	いじめから子どもを守る八尾づくり推進事業	子どもいじめ何でも相談課	すべての子どもをいじめから守るために、弁護士・心理士等の専門職を配置し相談対応等を行うと同時に、教育委員会事務局及び市立学校との連携体制を構築しながら、必要に応じて関係機関と協力し、課題の解決をめざす。 また、「八尾市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止に向けた啓発を実施する。	○学校外からのアプローチによるいじめ解消のしくみづくりから得た実証実績に基づく、相談や啓発等のいじめ施策の実施 ○専門職等によるいじめに関する相談対応の実施 ○教育委員会事務局との連携した施策を行っていくために定例協議を実施 ○専門職や職員による学校関係者や地域へのいじめ問題の研修・出前講座の実施等 ○いじめ報告相談アプリ、手紙相談の実施 ○いじめ防止啓発カードの作成や啓発運動の実施	同左	同左	26,360	継続		13
26	つどいの広場事業	子ども健康課	子育て親子の交流・集いの場を設置する。(週3日以上かつ1日5時間程度開設) 子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、及び、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。	○事業者委託により実施 ○相談・交流事業の実施 ○公平公正なサービスの確保 ○研修会等によるスタッフの資質向上に向けた取り組み ○地域子育て支援拠点事業間の交流や地域との連携	同左	同左	65,851	継続		
27	地域子育て支援推進事業	子ども健康課	市内の5地域子育て支援センターを開設し、在宅子育て世帯の交流の場の提供と交流の促進や、相談援助の実施、子育て関連情報の提供や子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する。 プレママ・親子相談・交流会や、市内の公園に出向いての保育活動の実施を通して、各種事業を周知し、子育て支援策につなげ、子育て世帯の孤立化や児童虐待の予防、また相談を受けることでの不安軽減につなげる。 その他、ほっぷに設置されているあそびのひろば来所者からの相談対応や子育ておうえんBOOKの発行や、在宅子育て世帯向けリーフレットの送付、子育ておうえん講座を行う。	○公園・地域公共施設等での親子遊び会や訪問事業等のアウトリーチ手法も含めた地域子育て支援センターでの在宅子育て家庭に対する支援や情報提供 ○妊娠期等様々なニーズに対応した支援拠点における教室の開催 ○オンラインによる交流会・相談の実施 ○併設子ども園との連携や保健師と情報共有したアウトリーチの実施 ○子育て支援情報提供業務の円滑な実施 ○子育ておうえん講座の開催	同左	同左	46,800	継続		7
28	子育て支援事業(桂青館)	桂青少年会館	青少年会館条例に掲げる目的を達成するために、幼児を対象とした教室の実施、ゆめの広場(プレイルーム)の開放、子育てサークル等への貸館及び地域子育て支援センターとの連携を通じて子育て支援を行う。	○幼児と保護者を対象とした各種教室の実施 ○幼児と保護者を対象とした交流場所の提供 ○子育てサークル等交流活動支援	同左	同左	9,894	継続		
29	子育て支援事業(安中青館)	安中青少年会館	青少年会館条例に掲げる目的を達成するために、親子幼児教室、子育てサークルへの支援及び地域子育て支援センターとの連携を行う。	○親子幼児教室(ミニトランポリン・ダンス等) ○貸館等による子育てサークル活動支援 ○ウイズっこ広場(遊戯室開放) ○出前絵本の会	同左	同左	5,714	継続		
30	利用者支援事業	保育・子ども園課	利用者支援員を市窓口に配置するとともに、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う。	○事業の啓発広報 ○相談業務の実施 ○利用者ニーズに適した支援の情報提供 ○利用者支援員への研修	同左	同左	3,298	継続		
31	地域子育てつながりセンター事業	子ども健康課	子育て親子の交流・集いの場を設置する。(週5日以上かつ1日5時間程度開設) 子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、及び、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。 子育て家庭と地域がつながるしくみづくり、子育て支援のネットワークづくりの充実を図る。	○親子教室等を通じて在宅子育て家庭に対する支援を実施 ○電話や来園による子育て相談指導を実施 ○地域での子育てを支援し、地域全体で子育て世帯を見守る子育て支援のネットワークづくりを実施 ○地域と連携した取り組みを実施	同左	同左	10,669	継続		
32	家庭支援推進認定子ども園事業	子ども施設運営課	家庭環境に配慮が必要な園児・在宅子育て家庭に対する支援を図ることにより、日常生活における基本的な習慣や態度の涵養を図る。	○要支援世帯の割合が多い2園で重点的に事業を実施 ○必要とする認定子ども園が増加した場合には、当該園を家庭支援推進園とし、拡大して実施	同左	同左	9,789	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	33 児童虐待対策事業	こどもいじめ何でも相談課	要保護児童対策地域協議会を中心に、子どもを守る環境づくりを進めるとともに、児童虐待の発生予防・早期発見・関係機関職員の資質向上を図るために広報・啓発、研修等を実施する。 こども総合支援センターにおける虐待相談機能として、関係機関と緊密に連携し、子育て世帯の不安や悩みに対する相談等を通じ、児童虐待予防に取り組んでいく。	○児童虐待相談の実施 ○要保護児童対策地域協議会の運営 ○児童虐待防止の広報・啓発、研修活動 ○担当職員の資質向上のための研修 ○ケース対応へのスーパーバイズ機能強化 ○機関連携によるヤングケアラーの把握及びその支援 ○要支援児童等見守り強化事業の実施	同左	同左	4,801	継続		14
2.就学前教育・保育の充実										
	1 「人権を大切に心育てる」保育推進事業	こども施設運営課	「人権を大切に心育てる」保育を推進するための学習・研究を行い、児童に認定こども園での生活の場を通じて伝えていく。	○人権保育・子どもの権利擁護推進研修への参加	同左	同左	200	継続		
	2 保育人材育成事業	保育・こども園課	子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者及び現に従事する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得するため、全国共通の子育て支援員研修を実施する。	○子育て支援員研修の実施	同左	○子育て支援員研修の実施 ○フォローアップ研修	751	継続		
	3 幼児教育研究・研修事業	教育センター	幼児教育に関する研究及び保育者等を対象にした研修、並びに保育サポート児の在籍する就学前教育への巡回指導を通じて、保育者の資質を向上することにより、就学前教育・保育において子どもたちに生きる力の基礎となる資質・能力を育成し、小学校教育への円滑な接続を図る。	○幼児教育に関する研究・研修と小学校教育との接続・連携研修 ○保育サポート児の在籍する就学前教育への専門家派遣巡回指導・フォローアップ巡回指導 ○公開保育、園内学習会等への担当職員の派遣 ○公立認定こども園における幼児教育研究事業の実施	同左	同左	2,970	継続		15
	4 私立認定こども園等運営費補助事業	保育・こども園課	私立認定こども園等の経営の健全化を支援することで、安定した保育サービスの供給を図るため、私立認定こども園等運営費補助金を交付し、適正な運営助成を行う。	○私立認定こども園等運営費補助金の交付・見直し	○私立認定こども園等運営費補助金の交付	同左	604,911	継続		
	5 病児保育事業	保育・こども園課	【病児対応型】 病児回復期又は病児回復期に至らないが当面症状の急変が認められない状態にあり、集団での保育が困難な児童を専用スペースにて保育する。 【体調不良児対応型】 事業実施認定こども園等に通所しており、保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、当該施設の専用スペース等で保育する。	○事業実施にかかる補助金の支給（病児対応型・体調不良児対応型） ○新規施設の整備にかかる補助金の支給（病児対応型）	○事業実施にかかる補助金の支給（病児対応型・体調不良児対応型）	同左	240,472	拡大	○	10
	6 施設型給付・指導事業	保育・こども園課	子ども・子育て支援法に基づく確認並びに同法に基づく施設型給付費、地域型保育給付費の支給を行う。預かり保育事業の実施施設や幼稚園等に対して施設等利用費を支給する。また、適正な事業実施を確保するために、特定教育・保育施設等に対して指導監査を行う。	○施設型給付費及び地域型保育給付費、施設等利用費の支払い ○子ども・子育て支援施設等に対する指導監査の実施 ○子ども・子育て支援施設等に対する指導監査に係る研修受講	○施設型給付費及び地域型保育給付費、施設等利用費の支払い ○子ども・子育て支援施設等に対する指導監査の実施 ○子ども・子育て支援施設等に対する指導監査の実施	同左	10,007,942	継続		3
	7 認定こども園等整備計画推進事業	保育・こども園課	保育ニーズに対応するための認定こども園等の創設や増築、老朽化に伴う改築や大規模修繕等を行う。	○認定こども園等の整備（大規模修繕）	同左	同左	303,667	継続		
	8 保育所等保育料の適正化事業	保育・こども園課	保育所運営にかかる歳入を確保するために、収納率の向上及び未納対策等を実施する。	○未納対策の実施による収納率の向上	同左	同左	3,139	継続		
	9 保育士確保支援事業	保育・こども園課	市内私立認定こども園等における保育士確保を支援することを目的として、市内私立認定こども園等に新たに正規職員として採用される保育士等に対し、3年間を限度とし1年毎に補助金を支給する。また、保育士就職フェアを開催するほか、採用・定着セミナーの開催、保育士応援バスポート、保育の職場体験・普及啓発に関する事業等の取り組みを実施していく。	○保育士確保事業支援金の交付・見直し ○保育士宿舍借り上げ支援事業の実施 ○保育士就職フェアの開催 ○保育士応援バスポートの配布 ○保育の職場体験・普及啓発に関する事業の実施（協定による）	○保育士確保事業支援金の交付 ○保育士宿舍借り上げ支援事業の実施 ○保育士就職フェアの開催 ○保育士応援バスポートの配布 ○保育の職場体験・普及啓発に関する事業の実施（協定による）	同左	76,515	継続		
	10 幼児教育・保育の無償化対応事務	保育・こども園課	子ども子育て支援法の一部改正内容に加え、市独自を含む幼児教育・保育無償化事務を実施する。無償化対象児童への「施設等利用給付認定」を行い、対象児のうち、認可外保育施設等利用者等への償還事務等を実施する。また、多様な集団活動事業を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行う。	○施設等利用給付認定を実施 ○利用料の償還事務（認可施設等への代理受領方式による給付分を除く） ○地域就学前集団活動利用支援給付事務	同左	同左	79,102	継続		3

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
11	ひとり親家庭保育支援事業	保育・こども園課	母子生活支援施設の保育機能を活用して、ひとり親家庭の子ども(0歳児から2歳児)に対して保育サービスの提供を行う。	○10人分委託(市制度)	同左	同左	12,240	継続		
12	入所関係事務	保育・こども園課	保育利用についての相談受付、認定こども園等への保育利用申込の受付・利用調整事務等を行う。	○認定こども園等における保育利用申込の受付・利用調整 ○実費徴収補足給付事務 ○保育システムにおける標準準拠システムへの移行	同左	○認定こども園等における保育利用申込の受付・利用調整 ○実費徴収補足給付事務	20,233	継続		
13	認証保育施設運営事務	保育・こども園課	やむを得ない事由により保育を必要とする児童を要綱等に基づき斡旋することで保育サービスを提供する。	○委託事業の実施	同左	同左	17,385	継続		
14	こども誰でも通園制度事業	保育・こども園課	子ども・子育て支援法に基づき、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度を実施する。	○こども誰でも通園制度の実施(乳児等のための支援給付)	同左	同左	25,321	継続		
15	公立認定こども園運営事業	こども施設運営課	公立認定こども園において、調理民間委託を行い公民連携のもと効率的効果的な運営を行う。また、要保護児童対策地域協議会等の開催により関連機関と連携を図る。さらに、在宅子育て世帯へのひろば事業や相談事業などを実施することにより、子育て支援に取り組む。延長保育においては、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う需要に対応するため長時間保育を引き続き実施する。また、保護者の希望に応じて在園児及び在園児以外の一時預かり保育を実施する。加えて在宅児におけるこども誰でも通園制度を利用した保育を実施する。	○公立認定こども園の入園児童の教育、保育の実施 ○公立認定こども園の調理民間委託に関する効果検証 ○公立認定こども園の施設改修に関する設計 ○在宅児童に対する子育て相談、地域交流、ひろば事業等 ○延長保育事業及び在園児の一時預かり事業を継続し保護者のニーズに対応 ○在園児以外の一時預かり事業を実施 ○こども誰でも通園制度を利用する児童等の保育を実施	○公立認定こども園の入園児童の教育、保育の実施 ○公立認定こども園の更なる調理民間委託について検討 ○公立認定こども園の施設改修の実施 ○在宅児童に対する子育て相談、地域交流、ひろば事業等 ○延長保育事業及び在園児の一時預かり事業を継続し保護者のニーズに対応 ○在園児以外の一時預かり事業を実施 ○こども誰でも通園制度を利用する児童等の保育を実施	796,236	継続		15	
16	認定こども園等保健会事務局事務	こども施設運営課	認定こども園等の保健の振興を図る。	○事業の委託	同左	同左	416	継続		
17	障がい児保育支援事業(私立認定こども園等)	保育・こども園課	障がいのある児童(3～5歳児)、配慮が必要な児童(0～2歳児)、医療的ケア児を受け入れる私立認定こども園等に対し、加配保育士や看護師等の人件費補助等を行うことにより、受入体制の構築を図る。	○障がい児保育(医療的ケア児受入れを含む)にかかる補助事業の実施 ○保育サポート担当職員の配置費の見直し	○障がい児保育(医療的ケア児受入れを含む)にかかる補助事業の実施	997,504	継続		11	
18	障がい児保育支援事業(公立認定こども園)	こども施設運営課	八尾市障害児保育審議会による『八尾市における「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方～インクルーシブ(育ちあう)保育の創造～」に関する提言』に沿って取り組んでいく。関係機関との連携、職員の専門的な学習を進める。	○障がい児保育の充実 ○標準時間対応の体制整備 ○障がい児関係機関との連絡会議の実施	同左	同左	173,857	継続		11
19	障がい児保育サポート等利用調整事務	保育・こども園課	障がいのある就学前児童(3歳児から5歳児まで)を対象に、就学前教育・保育施設の入所相談を受けるとともに、利用調整を行う。また、八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドラインに基づき医療的ケア児の保育受入れを行う。さらに、障がい児保育に関する諸課題について審議するため、障害児保育審議会を設置する。	○障がい児保育(保育サポート)利用調整事務の実施 ○年度途中での保育サポート認定への変更及び解除や保育サポート認定での随時入所の実施 ○医療的ケア児保育等のガイドラインに基づく利用調整の実施 ○障害児保育審議会の運営事務	同左	同左	561	継続		11
3.子どもの学びと育ちの充実										
1	学力向上推進事業	学校教育推進課	全国学力・学習状況調査などの結果の分析等に基づき、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、各中学校区を単位とした授業改善や校種間連携について研究を推進し、本市の児童及び生徒の「確かな学力」の向上を図る。	○学力調査等の分析 ○教育課程編成・実施、指導方法の工夫改善について指導・助言 ○小学校及び義務教育学校における放課後学習等、学習意欲の向上と学習習慣の定着を図るための取り組み ○「言語活動の充実」及び「情報活用能力の育成」の推進 ○教科担任制の研究	同左	同左	9,331	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
2	学校図書館活用推進事業	学校教育推進課	学校司書を段階的に配置することで、児童・生徒の言語能力及び情報活用能力を育成し、学力向上を推進する。 また、それ以外の学校には学校図書館サポーターを配置し、すべての学校の児童・生徒の学校図書館利用を促進し、学校図書館の効果的な活用を図るとともに、図書環境の充実と図書機能の充実を図り、魅力ある学校図書館づくりを進める。	○学校司書の配置効果及び配置時教等の検証 ○学校司書配置以外の学校に学校図書館サポーターを配置 ○学校図書館の整備と蔵書管理の実施 ○市立図書館と連携し、図書館サポーター等を対象とした研修等の実施 ○市立図書館との事業連携の強化策の検討	同左	同左	19,325	継続		
3	英語教育推進事業	学校教育推進課	中学校及び義務教育学校での英語教育の充実のためにネイティブスピーカーを配置するとともに、市内全小学校及び義務教育学校においても、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど、国際社会を生きる基礎となる英語活動を推進する。また、言語活動の充実に向け、英語を活用した発表の機会として、英語によるスピーキングコンテスト等の取り組みを推進する。	○学習指導要領に対応した外国語教育の実施及び充実 ○英語スピーキングコンテスト等の実施 ○JETプログラムによる外国語指導助手(ALT)の配置及び研修等の実施	同左	同左	157,018	継続		
4	小中一貫教育推進事業	教育センター	中学校区でめざす子ども像を共有しながら、義務教育における子どもの「学び」「育ち」を一体的に捉え、9年間を見通した教育活動を推進する。	○前年度のアンケート実施結果等フィードバックした継続的取り組みの推進と中学校区での連携体制の更なる整備 ○中学校校区における教職員研修	同左	同左	683	継続		
5	子どもが輝く学校づくり総合支援事業	学校教育推進課	学びと育ちの連続性・一貫性を意識した小中連携の取り組みや地域と連携したあいさつ運動の取り組みの推進等、学校長がリーダー性を一層発揮し、特色ある学校とともに、保護者や地域から信頼される学校となるよう、今日的な教育課題の解決と学校の活性化をめざした、児童生徒や地域の実態に応じた取り組みを推進する。	○児童生徒や地域の実態に応じた活動及び特色ある学校づくりの推進 ○各学校において、あいさつ運動など日常生活における取り組みの充実 ○体験活動や地域との交流、ゲストティーチャーを活用するなどした児童生徒の心を豊かに育む取り組みの実施 ○児童・生徒の安全安心を図る取り組みの充実 ○事業実施を通じた非認知能力育成に係る取り組み情報の収集	同左	同左	15,870	継続		15
6	子どもの健康・体力づくり推進事業	学校教育推進課	体育活動の安全な実施により、運動習慣を身につけるとともに、健やかな体のさらなる育成をめざす取り組みを推進する。また健康教育の観点から歯みがき指導を行い、「健やかで心豊かな子ども」を育成する。	○給食後の歯磨き運動の推進を図る取り組み ○各学校において作成した体力づくり推進計画(アクションプラン)の指導助言	同左	同左	0	継続		
7	地域食育PR事業	学給食課	子どもへの食育を家庭や地域とともに進めるために、学校における取り組みを情報発信する。	○市ホームページでの学校における食育活動等の情報発信 ○給食献立コンテストの開催 ○学校給食大会の開催	同左	同左	3,647	継続		
8	人権教育研修事業	人権教育課	教職員・指導主事の人権意識の高揚と指導力の向上を図るため、人権教育に関する各種研修を行う。とりわけ、教職経験の少ない教職員への人権教育の研修機会を充実させることを通じて、児童生徒に対する人権教育の取り組みを一層充実させる。また、学校や保護者・地域における人権教育の推進を図るため、人権学習プログラムの開発や人権学習関係資料等の整備を行う。	○各種人権教育研修の実施 ・管理職人権研修(校長対象と教頭対象の各1回) ・人権教育研修講座(6回) ・人権教育実践交流会(2回) ○研究協力員人権教育部会による研究成果を集約し、学習プログラムを整理 ○研究・研修用図書、視聴覚教材の貸出・整備等 ○教職員の人権感覚の醸成を目的とした人権啓発動画の配信	同左	同左	735	継続		25
9	人権教育推進事業	人権教育課	学校における人権教育に関しての指導助言や様々な人権教育に関する取り組み等を通して、児童・生徒・保護者・教職員の人権意識の向上を図る。また、本市における人権教育や国際理解教育の推進を図るため、本市教職員で構成する人権教育研究団体への支援等を行う。	○学校の人権教育についての企画・立案 ○学校における人権教育への指導・助言 ○じんけん文化祭(じんけん作品展)の企画・開催 ○「ひゅーまんフェスタ」実行委員会への参画及び関係部署との連携・協力 ○人権作品集の発行・配付、人権カレンダーの作成及び学校・関係機関への掲示 ○「八尾市人権教育連合協議会」との連携	同左	同左	2,367	継続		
10	進路指導対策事業	学校教育推進課	生徒の主体的な進路選択に適切な指導、助言ができるよう、常に進路に関する情報の収集及び提供を行う。また、高等学校等の特色、再編整備・入試改革等について、情報収集に努める。	○中高連絡会の開催 ○進路保障冊子作成 ○進路保障協議会の開催	同左	同左	550	継続		
11	表彰関係事務	教育政策課	「文化の日」に、優秀な成績を収めた児童生徒及び本市の教育に貢献した個人・団体等を表彰する。	○文化の日式典における教育委員会表彰	同左	同左	99	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
12	教育振興基本計画の推進	教育政策課	八尾市教育振興基本計画の進行管理を行うとともに、教育委員会における事務について点検・評価し、その結果を報告書として公表する。また、教育行政に係る重要施策の総合調整を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育振興基本計画の進行管理及び教育委員会点検・評価報告書の作成</li> <li>○教育行政に係る重要施策の総合調整</li> <li>○中学校の部活動改革に向けたモデル事業の実施</li> <li>○中学校の部活動改革に向けたモデル事業の効果検証及び令和9年度以降の実施方針の策定</li> <li>○民間プール施設を活用した水泳授業の実施</li> <li>○非認知能力を育む実践発表会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育振興基本計画の進行管理及び教育委員会点検・評価報告書の作成</li> <li>○教育行政に係る重要施策の総合調整</li> <li>○中学校の部活動改革の方針に基づく実施</li> <li>○民間プール施設を活用した水泳授業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育振興基本計画の進行管理及び教育委員会点検・評価報告書の作成</li> <li>○教育行政に係る重要施策の総合調整</li> <li>○中学校の部活動改革の方針に基づく実施</li> <li>○民間プール施設を活用した水泳授業の実施</li> <li>○八尾市教育振興基本計画後期計画の総括・次期計画の策定</li> </ul>	15,323	継続	○	15
13	総合教育会議運営事務	政策推進課	教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、教育委員会との連携強化を図るため、総合教育会議を設置・運営する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合教育会議の開催</li> </ul>	同左	同左	0	継続		
14	小規模特認校における特色ある教育推進事業	学校教育推進課	桂中学校、桂小学校、北山本小学校、高安小中学校における小規模化対策として、各校を小規模特認校に指定し、特色ある教育を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模特認校事業の実施</li> <li>○事業実施状況の検証と検証結果の次年度事業への反映</li> </ul>	同左	同左	39,288	継続		15
15	学校ICT活用事業	教育センター	個別最適な学びや協働的な学びを実現するために機器や教育用ソフトウェアをはじめとしたICT環境を整備する。 ICTを活用したわかりやすい授業づくり・教員の指導力向上を通じて、Society5.0社会に対応できる児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力の向上を図る。 ICTを活用した学習を支える教育情報ネットワーク等のインフラの維持・管理を行う。 校務や教務へのシステム導入の推進により、教職員の働き方改革を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校校務支援システムや学校図書館システム等の運用</li> <li>○教育情報ネットワークその他情報機器の維持管理や更新</li> <li>○情報機器等の障害対応体制の強化</li> <li>○授業支援ソフト・学習支援ソフトの検討・更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校校務支援システムや学校図書館システム等の運用</li> <li>○教育情報ネットワークその他情報機器の維持管理や更新</li> <li>○情報機器等の障害対応体制の強化</li> </ul>	同左	211,989	継続		16
16	教育情報収集・提供事業	教育センター	教職員の資質向上に寄与するため、教育情報の発信源として、各種教育情報の資料収集及び提供を行う。また、教科書センターとして教科書展示会を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育情報の収集と提供</li> <li>○各種研究冊子の収集</li> <li>○研究紀行等の発行</li> <li>○教科書センターとして教科書展示会を実施</li> </ul>	同左	同左	770	継続		
17	教育研究・研修事業	教育センター	中核市の教育委員会として、法令に定められた教職員研修を確実に行うことはもとより、職階や課題、教科・領域に応じた研修についても八尾市の教育の状況を踏まえた内容で実施する。また、各領域において八尾の子どもたちに相応しい時機に応じたテーマを設定し授業改善等に向けた研究を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法令に定められた教職員研修</li> <li>○職階や課題、教科・領域別研修</li> <li>○初任者研究授業の指導助言</li> <li>○研究協力員による教職員の教科指導等の指導力向上のための研究</li> </ul>	同左	同左	2,539	継続		
18	クラブ活動等支援事業	教育政策課	学校の管理運営及びクラブ従事者等の報償事務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要綱に基づくクラブ活動等指導従事者への支援</li> </ul>	同左	同左	60	継続		
19	福利厚生業務	教育政策課	職員の福利厚生及び活動への支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員被服貸与</li> <li>○乳がん検診・子宮がん検診・VDT検診</li> <li>○安全衛生委員会の開催及び職場巡視</li> <li>○公務災害発生時の迅速な請求手続き</li> <li>○府費負担教職員を対象としたストレスチェックの実施</li> </ul>	同左	同左	3,402	継続		
20	人事管理業務	教育政策課	事務局職員及び市立学校に配属する市費職員の適正配置等の人事管理を実施する。 市立学校教職員(府費負担教職員)の服務監督を実施する。 学校における働き方改革を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適材適所の人員配置による公務効率の向上、職員の資質向上による適正・効率的な行財政運営</li> <li>○教職員の出退勤(動急)管理システムの運用及びシステム更新の検討</li> <li>○教職員の負担を軽減しより一層の充実を図るための取り組み推進</li> <li>○教頭等の管理職のマネジメント支援</li> <li>○市立学校(市費職員)に係る効果的な出退勤管理の検討及び実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適材適所の人員配置による公務効率の向上、職員の資質向上による適正・効率的な行財政運営</li> <li>○教職員の出退勤(動急)管理システムの運用及びシステム更新の検討及び実施</li> <li>○教職員の負担を軽減しより一層の充実を図るための取り組み推進</li> <li>○教頭等の管理職のマネジメント支援</li> <li>○市立学校(市費職員)に係る効果的な出退勤管理の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適材適所の人員配置による公務効率の向上、職員の資質向上による適正・効率的な行財政運営</li> <li>○教職員の出退勤(動急)管理システムの運用及びシステム更新の実施</li> <li>○教職員の負担を軽減しより一層の充実を図るための取り組み推進</li> <li>○市立学校(市費職員)に係る効果的な出退勤管理の実施</li> </ul>	7,013	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	21 生徒指導対策事業	学校教育推進課	多様化する児童生徒の指導上の諸問題の早期発見、適切な対応及び未然防止に向けて、学校に配置されているスクールカウンセラーを活用するとともに、学校だけでは解決困難な事例について個別にスクールカウンセラーを派遣し、必要に応じてスクールロイヤーによる相談支援も行う中で、課題の解決をめざす。また、関係諸機関との連絡会や児童生徒指導に関する研修会等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関等との連絡会の開催</li> <li>○生徒指導に係る研修会の開催</li> <li>○スクールカウンセラー、スクールロイヤー等の活用</li> <li>○いじめ不登校対策研究委員会の開催</li> </ul>	同左	同左	1,424	継続		
	22 特別支援教育推進事業	教育センター	支援学級や通級指導教室の適正配置等の環境整備、専門家チームの巡回指導等の人的支援、医療・福祉等の連携による総合的な支援を通じて特別な支援が必要な子どもへの教育を充実させる。また、様々な団体や市民との交流を通して障がいのある児童生徒に対する市民理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育の充実に向けた支援学級、通級指導教室の適正配置等、学習環境の整備</li> <li>○専門家の派遣等を通じた教育・支援内容の充実</li> <li>○障がい理解・啓発事業の実施</li> <li>○医療的ケア対象児に対する校外学習等を含む学習環境整備等の支援を実施</li> </ul>	同左	同左	196,757	継続		11
	23 帰国・外国人児童生徒受入等支援事業	人権教育課	日本語指導が必要な児童・生徒が在籍する学校への指導助言や言語介助員・日本語指導補助員・支援員の派遣を通して、日本語指導及び学習面・生活面での適応を図るとともに、民族クラブ活動への講師派遣や教材・カリキュラム開発への支援を行うなど帰国・外国人児童生徒の受入れ体制等の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語指導が必要な児童生徒在籍校への指導・助言</li> <li>○言語介助員・日本語指導補助員や通訳等支援員の派遣</li> <li>○民族クラブ講師派遣等活動支援</li> </ul>	同左	同左	40,370	継続		
	24 就学相談事業	教育センター	障がいのある子どもや保護者の教育的ニーズや意向を踏まえ、安心して学校生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら、専門的な立場から就学相談を行うと共に有識者からなる就学支援委員会において検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○庁内関係部局や関係機関との連携に基づいた保護者との面談</li> <li>○医療相談</li> <li>○学校等への見学</li> <li>○就学フォロー</li> <li>○就学相談ケースの事例研究会</li> <li>○年中児保護者向け就学相談説明会の実施</li> </ul>	同左	同左	1,485	継続		
	25 教育センター管理運営業務	教育センター	八尾市教育センターの施設・設備の管理・運営を円滑に進め、良好な施設利用環境を維持する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の維持管理(施設、浄化槽、空気・水等衛生状態、電気設備、消火設備、植木剪定、除草など)</li> <li>○施設修繕</li> <li>○公用車維持管理</li> <li>○来所児童生徒送迎</li> <li>○建築基準法に基づく点検(3年に1度)</li> <li>○老朽化した電気設備機器の更新</li> </ul>		同左	30,289	継続		
	26 教育相談事業	教育センター	児童及び生徒が家庭や学校で生活する中で心の健康や教育上の諸問題について、来所又は電話による相談を実施するとともに、子育てに関する支援も行う。また、青少年に関する様々な相談も行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般教育相談</li> <li>○特別な支援が必要な子どもの教育相談</li> <li>○巡回相談</li> </ul>	同左	同左	35,604	継続		
	27 スクールサポーター派遣事業	教育センター	教育系・心理系大学の学生や地域住民等の社会人を活用し、各学校の活動を支援する人材をスクールサポーターとして登録し、学校の要請に応じて派遣することで、地域の特色を活かした学校づくりに寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣の大学との連携、人材登録</li> <li>○地域との連携、人材登録</li> <li>○各学校の要請に応じ、登録したサポーターを派遣</li> </ul>	同左	同左	3,339	継続		
	28 命を育む教育推進事業	人権教育課	学校において、「命を育む教育(自他の命を大切に、自他の命を守ることができる児童・生徒の育成をめざす教育)」を充実させるための支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校での「命を育む教育推進事業」の実践・成果の集約</li> <li>○成果の発信及び他校での活用</li> </ul>	同左	同左	2,580	継続		
	29 いじめ問題対策事業	人権教育課	学校におけるいじめの未然防止の取り組みの充実、いじめ事象発生時の早期発見と適切で迅速な対応を総合的・効果的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○八尾市いじめ防止基本方針に基づきいじめ対策の総合的、効果的な推進</li> <li>○教職員の対応力向上や児童生徒へのいじめ未然防止教育の充実</li> <li>※脱いじめ傍観者教育、SOSの出し方教育、いじめのない学校づくり推進事業</li> <li>○職域別研修(管理職、担当者、初任者)、全教職員伝達研修の実施</li> <li>○いじめ問題対策連絡協議会やいじめ不登校対策研究委員会の開催</li> <li>○専門職と連携しいじめ対応支援チーム会議やいじめESミーティングの実施</li> </ul>	同左	同左	7,621	継続		13

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
30	不登校児童生徒支援事業	教育センター	不登校児童生徒に対して、家庭と学校との中間の居場所としての教育支援センター(適応指導教室)の開設、教育相談、学習支援、集団生活への適応指導など、主体的な学校復帰・社会的自立をめざした支援活動を行うとともに、不登校の未然防止・初期対応として学校における不登校対応に関する取り組みを支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校児童生徒の保護者会の開催</li> <li>○教育相談</li> <li>○教育支援センター(さわやかルーム)での学習等の支援</li> <li>○校内教育支援員による校内教育支援ルームでの支援の充実</li> <li>○オンラインを活用した学習、居場所づくり</li> <li>○フリースクール等の民間施設や地域と連携を深め、不登校の未然防止を推進</li> <li>○居場所のさらなる充実のため府立高等学校等と連携した居場所づくり</li> <li>○地域ボランティアや学生サポーターを活用した学習支援・居場所づくり</li> </ul>	同左	同左	10,075	継続	○	13
31	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	不登校をはじめ様々な課題を抱える児童生徒や保護者に対し、学校と関係機関等が連携した早期支援を推進するため、福祉に関する専門的知識を持ったスクールソーシャルワーカーの配置を充実する。ケース会議や教職員研修等を通して、配置校における教職員、支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童生徒や保護者への支援体制の構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケース会議等におけるアセスメント及びプランニング</li> <li>○教職員研究</li> <li>○スクールカウンセラー等との連携</li> <li>○学校と関係機関等とのコーディネート</li> <li>○家庭教育支援コーディネーター会議の開催</li> <li>○教職員へのコンサルティング</li> </ul>	同左	同左	10,563	継続		25
32	就学援助事業	学務給食課	市立小・中・義務教育学校に在学する児童・生徒で生活保護法による教育扶助を受けている者及びこれに準ずる程度に就学困難と認められるものに対して、就学援助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学援助の実施</li> <li>○認定基準の検討</li> <li>○就学援助の電子申請対応の検討</li> </ul>	○就学援助の実施	○就学援助の実施	286,144	継続		
33	奨学金事業	学務給食課	基金から生じる果実や基金への寄附金等をもって経済的な理由により高等学校、大学等への修学が困難なものに対して奨学金の給付及び私立高等学校等入学準備金の貸付を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高等学校生等へ奨学金を給付</li> <li>○私立高等学校等入学準備金の貸付を実施</li> <li>○大学生等へ奨学金を給付</li> </ul>	同左	同左	10,616	継続		
34	民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助事業	学務給食課	民族学校に在籍する児童・生徒の保護者が経済的に困窮している者に対して就学奨励補助金の交付を行い、教育負担の軽減を図る。	○就学奨励補助金を交付	同左	同左	53	継続		
35	特別支援学校就学奨励補助事業	学務給食課	特別支援学校に在学する児童・生徒の保護者に就学奨励補助金を交付することにより、経済的負担の軽減を図る。	○就学奨励補助金を交付	同左	同左	2,942	継続		
36	小学校給食管理運営業務	学務給食課	安心・安全な学校給食を提供する上で、必要な学校給食管理事務を行い、円滑な学校給食の実施に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市立28小学校(義務教育学校前期課程含む)での学校給食の提供</li> <li>○一部給食調理事業者の選定</li> <li>○給食費の完全無償化</li> </ul>	同左	同左	871,744	継続	○	4
37	小学校給食施設整備事業	学務給食課	既設給食調理場のドライ化や設備、機能の更新により給食の安全衛生の向上を図るとともに、労働の安全衛生の確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調理設備・機器などの更新</li> <li>○空調設備導入(設置)</li> <li>○空調設備更新</li> </ul>	○調理設備・機器などの更新	○空調設備更新	325,500	継続		
38	中学校給食管理運営業務	学務給食課	安心・安全な中学校給食を提供する上で、必要な学校給食管理事務を行い、円滑な学校給食の実施に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市立15中学校(義務教育学校後期課程含む)での学校給食の提供</li> <li>○給食調理事業者の選定</li> <li>○給食費の無償化</li> <li>○次年度以降の給食費無償化について国の動向を踏まえ検討</li> </ul>	○市立15中学校(義務教育学校後期課程含む)での学校給食の提供	○給食費無償化について検討結果に基づき実施	628,539	継続	○	4
39	児童生徒等及び教職員の保健管理、環境衛生業務	学務給食課	児童生徒及び教職員等の健康診断等並びに教育活動に適した環境衛生を維持するための業務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒及び教職員等の健康診断等の実施</li> <li>○教育活動に適した環境衛生維持業務の実施</li> </ul>	同左	同左	105,280	継続		
40	学校管理下における事故の災害共済給付制度に係る事務	学務給食課	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に基づき、学校管理下で発生した災害について、法令に従い医療費、死亡見舞金、障害見舞金を支給する。	○日本スポーツ振興センター災害共済給付制度による、学校管理下で発生した災害についての、法令に則した医療費、見舞金の支給	同左	同左	16,562	継続		
41	日本スポーツ振興センター支給対象外災害給付に係る事業	学務給食課	学校の管理下において発生した災害のうち、治療費が保険診療点数500点未満で日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象外となったものへ災害給付を実施する。	○スポーツ振興センター災害共済給付対象外事業への災害給付の実施	同左	同左	78	継続		
42	学校安全教育推進事業	学校教育推進課	災害発生時、児童・生徒自らが的確な危機回避行動が取れるよう指導するとともに、避難困難者への手助けができるよう、地域とともに避難・防災訓練を実施するなど、大震災の教訓を生かし、校区の地域特性に応じた総合的な視点に立った防災教育を進める。また、交通安全指導について研究を深め、児童生徒の交通安全の意識向上をめざすとともに、地域、関係機関と連携して交通安全教育に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校安全計画に基づき実施される安全教育等への指導助言</li> <li>○地域と連携した取り組みの実施</li> <li>○防災や交通安全等に関する安全教育を実施</li> </ul>	同左	同左	0	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
43	通学路の安全確保事業	学校教育推進課	警察官OB等に八尾市スクールガード・リーダーを委嘱し、登下校時の巡回指導及び子ども安全見守り隊に対する指導助言を実施する。また、通学路の危険箇所に対して、学校及び地域と連携して対策を検討、実施するほか、車両に対し通学児童生徒への注意喚起を促すため路面標示(スクールゾーン(白))・通学路巻看板の設置・補修等を行い、子どもが安全に通学できる地域環境を確立する。	○スクールガード・リーダーによる市内巡回等 ○通学路の危険箇所について、学校及び地域と協議 ○車両通行量の多い箇所への路面標示・通学路巻看板の新設、補修 ○曙川小学校区の都塚北地区在住児童の通学路安全確保のため、安全対策事業を実施	同左	同左	30,313	継続		
44	学校適正規模等推進事業	教育政策課	平成22年(2010年)7月の八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申に基づき、市立学校の規模等の適正化を推進する。	○学校規模等の適正化についての検討 ○小規模特認校制度の効果検証の実施 ○小規模特認校の教育内容や制度等の周知	○学校規模等の適正化についての検討 ○小規模特認校制度の効果検証に基づく実施	同左	1,339	継続		15
45	地域とともにある学校づくり推進事業	学校教育推進課	学校評議員を校長の求めに応じ招集し、学校運営について意見を収集する。また、コミュニティ・スクールの検討を進め、現在、実施している学校評議員制度について、コミュニティ・スクールへの移行をめざす。	○学校評議委員会の運営等に関する支援 ○コミュニティ・スクールの導入に向けた検討	同左	同左	0	継続		
46	学校・地域連携推進事業	教育政策課	学校・家庭・地域の連携・協働を進め、地域とともにある学校づくりを推進する。	○庁内検討会議の開催 ○モデル校でのコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の導入に向けた制度設計や関係課との調整	○庁内検討会議の開催 ○モデル校での事業実施	○庁内検討会議の開催 ○モデル校での事業実施及び効果検証	0	継続		
4.子ども・若者がチャレンジできる環境づくり										
1	放課後児童室事業	こども施設運営課	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る。	○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に従った運用への適合理化(1クラブあたりの人数及び専用区画面積の適向に向けた環境の整備、補助等) ○指導員の確保 ○保育の質の向上	同左	同左	1,458,928	継続		
2	放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	心豊かで健やかな子どもを社会全体で育むため、地域・学校と連携を図りながら、安全・安心な子どもたちの居場所を設け、放課後や週末におけるスポーツや文化・学習活動等様々な体験活動や地域住民との交流活動を実施する。	○既実施校区へ引き続き委託して実施 ○未実施校区へ実施に向けた継続的な働きかけ ○地域学校協働活動の導入に向けた検討	○既実施校区へ引き続き委託して実施 ○未実施校区へ実施に向けた継続的な働きかけ ○地域学校協働活動のモデル事業の実施	○既実施校区へ引き続き委託して実施 ○未実施校区へ実施に向けた継続的な働きかけ ○地域学校協働活動のモデル事業の継続実施と効果検証 ○モデル事業の実施地区の追加検討	7,137	継続		
3	スクールキッズ・スクエア事業	こども施設運営課	希望する児童が、放課後や土曜日、長期休暇中に安全・安心に過ごし、仲間とともに自主的に活動することができる居場所を提供する。	○令和7年度モデル実施2校の継続運用と効果検証 ○指導員の確保 ○モデル実施校の追加及び翌年度実施校の検討	○令和8年度モデル実施校の継続運用と効果検証 ○指導員の確保 ○モデル実施校の追加及び翌年度実施校の検討	○令和9年度モデル実施校の継続運用と効果検証 ○指導員の確保 ○モデル実施校の追加及び翌年度実施校の検討	71,405	継続	○	
4	低学年育成事業(桂青館)	桂青少年会館	小学生教室を実施する。	○学習活動・伝承遊び・文化活動・工作活動・スポーツ活動等の小学生教室・館外活動など	同左	○自主的な学習や活動の場の提供及び活動に必要なサポートの実施	11,477	継続		
5	低学年育成事業(安中青館)	安中青少年会館	低学年育成事業(バレットクラブ)を実施する。	○学習会・活動(学年別・縦割り・チャレンジ・サークル・表現・みんなで考えよう・全体工作・体を動かそう・館外・公園遊び・みんなで本を読もう・遊び別・全体・食育・人権学習・地域交流・バレットクラブを卒業した児童と在会児童との交流等)	同左	○自主的な学習や活動の場の提供及び活動に必要なサポートの実施	16,000	継続		
6	青少年健全育成活動推進事業	生涯学習課	市内の青少年関係団体の活動に対し補助金を交付するほか、青少年指導員の委嘱を行い、各種の活動を支援するとともに、八尾市青少年育成連絡協議会等の地域団体と連携し、青少年に多様な学びの場や活動の場を提供する。	○ソフトボール大会等の八尾市青少年育成連絡協議会事業の協働実施 ○青少年指導員の委嘱 ○青少年関係団体へ補助金交付 ○こども会活動の広報活動・施設利用助成の実施、リーダースクール・ジュニアリーダー養成研修会の実施 ○青少年センター講座等の開催	同左	同左	9,787	継続		
7	がんばる「八尾っ子」応援事業	こども若者政策課	スポーツ活動や文化活動において、顕著な成績をあげ、八尾市を全国発信した子どもを表彰及び応援することで、子どもたちの可能性を広げ、個性や能力の向上を図る。	○八尾市を全国発信する功績をあげた子どもに対する表彰及び広報	同左	同左	24	継続		
8	はたちのつどい事業	こども若者政策課	おとなになったことを自覚し、みずから生きぬこうとする二十歳を祝いあげますことを目的に、実行委員主体の運営による「八尾市はたちのつどい」を開催する。	○式典の運営 ○実行委員会企画による式典の開催	同左	同左	5,268	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	9 青少年施設管理運営業務	生涯学習課	青少年及び青少年に関係する団体等に対し、多様な活動の場を提供するため、青少年施設の管理運営を行う。	○大畑山青少年野外活動センターの指定管理者による運営を実施 ○八尾図書館との複合施設における青少年センターの管理 ○地区福祉委員会等によるコミュニティ運動広場の管理運営	同左	同左	15,096	継続		35
	10 子ども・若者育成支援事業	子ども若者政策課	困難を有する若者やその家族が安心して暮らせるように、複雑・複合化した課題等を支援機関間の連携を通じた支援や支援につながりにくい若者などへアウトリーチを通じた支援、また、若者の居場所づくりを行うことで、本市のめざす「誰ひとり取り残さない相談支援」を展開する。また、子ども・若者の主体的な取り組みや主体性を育む取り組みを支援することで、子ども・若者がチャレンジできる環境づくりを推進する。	○若者相談支援事業の実施(電話・対面・多機関連携・アウトリーチによる相談支援) ○若者の居場所・交流会の実施 ○子ども・若者の主体的な取り組みや主体性を育む取り組みへの助成	同左	同左	25,670	継続		
	11 青少年健全育成事業(桂青館)	桂青少年会館	青少年会館条例に掲げる目的を達成するために、「子どもの居場所」を提供し、平日に長期教室、土曜日や学校の長期休業中に短期教室・講座等を実施する。また、教育課題として重要性が増している不登校児童生徒に対する支援を行う。	○平日長期教室 ○土曜日・学校長期休業中講座 ○中高生を対象とした居場所づくり ○不登校児童生徒の居場所づくり	同左	同左	13,033	継続		
	12 青少年健全育成事業(安中青館)	安中青少年会館	青少年会館条例に掲げる目的を達成するために、「子どもの居場所」を提供し、平日に通年教室、土曜日や学校の長期休業中に短期教室・講座等を実施する。また、教育課題として重要性が増している不登校児童生徒に対する支援を行う。	○通年教室 ○土曜教室・長期休業中教室 ○中高生を対象とした居場所づくり ○不登校児童生徒の居場所づくり	同左	同左	25,993	継続		
	13 青少年健全育成環境づくり支援事業	生涯学習課	地域において関係団体が密接に連携し、青少年を取り巻く社会環境の改善を図るとともに、保護者や青少年育成に携わる育成者への啓発・情報提供等に取り組む。	○青少年問題協議会の開催 ○青少年健全育成八尾市民会議事業の実施 ○地区住民懇談会の開催 ○子ども110番の家の推進	同左	同左	847	継続		
5.やおプロモーションの推進										
	1 やおプロモーション推進事業	広報課	2025大阪・関西万博の波及効果を八尾の成長と発展に活かせるよう、万博への参画・参加を通して得た経験や実績をもとに、地域資源を活用した戦略的プロモーションによる定住魅力と移住・来訪意欲の向上を図る。	○令和7年度策定のプロモーションの考え方を踏まえた展開(市内外への地域資源の魅力発信及び新たな観光魅力の創出に向けた事業) ○企業・団体・近隣自治体等と連携した広域的な取り組みの実施		同左	6,644	継続	○	
	2 八尾河内音頭まつり振興事業	観光・文化財課	市民・企業等との協働で、河内音頭の本場にふさわしい活気と魅力あるまつりの実施に向けた支援を行うために、八尾河内音頭まつり振興会へ補助金を交付する。また、市民や関係者の意向等を踏まえ、今後のまつりのあり方、新たな手法に関する検討に基づいた実施を行う。	○第49回八尾河内音頭まつり事業実施のための補助金交付 ○八尾河内音頭まつり振興会総会の開催、企画事業部会等の運営に係る事務	○第50回八尾河内音頭まつり事業実施のための補助金交付 ○八尾河内音頭まつり振興会総会の開催、企画事業部会等の運営に係る事務	○第51回八尾河内音頭まつり事業実施のための補助金交付 ○八尾河内音頭まつり振興会総会の開催、企画事業部会等の運営に係る事務	16,000	継続		
	3 観光魅力創造事業	観光・文化財課	観光振興を図るため大阪観光局等と連携し、市外へ本市の魅力や観光情報を発信する。	○八尾市魅力ある観光創造基金の運営 ○観光魅力発信事業の実施 ○アフター万博に関する取り組み ○空飛ぶクルマ機運醸成事業の実施 ○観光イベントの開催支援 ○観光創造アンバサダーの活用 ○八尾空港有効活用事業 ○観光ボランティアガイドの育成等 ○国内交流都市との連携		同左	46,318	拡大	○	35・37
	4 「映画のまち・やお」推進事業	観光・文化財課	大阪観光局との連携を図りながら、八尾がロケ地等となる映像制作を増やす活動の推進に取り組む。	○八尾市フィルムコミッション活動 ○市民活動団体等との映画祭協働事業の実施 ○映画のまち・やお普及イベント等の開催	同左	同左	1,127	継続		41

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	5 今東光資料館運営事業	生涯学習課	八尾市にゆかりの深い、直木賞作家・今東光の文学及び活動を通じて、八尾の人・まちの魅力を発見・発信し地域への愛着を育むため、関連資料を収集・保存・展示公開する今東光資料館を運営する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資料館の管理運営</li> <li>○企画展示等の実施</li> <li>○他施設との連携</li> <li>○資料の収集</li> <li>○若年層向け事業の実施</li> <li>○今東光没50年、生誕130年記念企画の計画・準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資料館の管理運営</li> <li>○企画展示等の実施</li> <li>○他施設との連携</li> <li>○資料の収集</li> <li>○若年層向け事業の実施</li> <li>○今東光没50年企画の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資料館の管理運営</li> <li>○企画展示等の実施</li> <li>○他施設との連携</li> <li>○資料の収集</li> <li>○若年層向け事業の実施</li> <li>○今東光生誕130年企画の実施</li> </ul>	1,678	継続		
6.歴史資産などの保全・活用・発信										
	1 史跡等保存活用事業	観光・文化財課	八尾市の貴重な文化財である史跡の高安千塚古墳群や由義寺跡を保存するとともに、歴史資産として価値を高め、地域の歴史や文化財を学べる場として活用し、八尾の魅力として広く発信する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡の保存：高安千塚古墳群の仮整備及び境界確定等の公有化の調整</li> <li>○史跡の普及啓発：見学会や学習会等・ボランティア活動の実施</li> <li>○史跡の管理：高安千塚古墳群の樹木伐採・草刈等、フェンスの設置</li> <li>○史跡の整備：由義寺跡の整備工事・暫定公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡の保存：高安千塚古墳群の仮整備及び境界確定等の公有化の調整</li> <li>○史跡の普及啓発：見学会や学習会等・ボランティア活動の実施</li> <li>○史跡の管理：高安千塚古墳群の樹木伐採・草刈等、フェンスの設置</li> <li>○史跡の整備：由義寺跡の整備工事・暫定公開</li> <li>○史跡の保存活用：高安千塚古墳群保存活用計画の更新調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡の保存：高安千塚古墳群の仮整備及び境界確定等の公有化の調整</li> <li>○史跡の普及啓発：見学会や学習会等・ボランティア活動の実施</li> <li>○史跡の管理：高安千塚古墳群の樹木伐採・草刈等、現況調査</li> <li>○史跡の整備：由義寺跡の整備工事・一般公開</li> <li>○史跡の保存活用：高安千塚古墳群保存活用計画の策定（現況調査）</li> </ul>	238,361	継続		
	2 指定文化財等保存活用事業	観光・文化財課	地域に受けつがれてきた文化財を明らかにするため、建造物や美術工芸品等の調査を行い、貴重な文化財について、八尾市文化財保護審議会に諮問して指定・保存を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定等に係る文化財調査と文化財保護審議会への諮問</li> <li>○地域の文化財調査及び報告書作成・文化財台帳更新</li> <li>○木村家住宅の整備関連条例の検討及び上程・運営事業者の選定・所蔵資料の調査</li> <li>○指定文化財保存・修理事業に係る補助金助成（府指定大型勝軍寺彫刻）</li> <li>○国庫補助・布団太鼓等の保存・修理事業の支援</li> <li>○文化財に関する講演会の実施</li> <li>○市史掲載史資料の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定等に係る文化財調査と文化財保護審議会への諮問</li> <li>○地域の文化財調査及び文化財台帳更新</li> <li>○木村家住宅整備基本設計・実施設計の作成</li> <li>○指定文化財保存・修理事業に係る補助金助成</li> <li>○国庫補助・布団太鼓等の保存・修理事業の支援</li> <li>○文化財に関する講演会の実施</li> <li>○市史掲載史資料の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定等に係る文化財調査と文化財保護審議会への諮問</li> <li>○地域の文化財調査及び文化財台帳更新</li> <li>○木村家住宅整備工事（以降2力年）</li> <li>○指定文化財保存・修理事業に係る補助金助成</li> <li>○国庫補助・布団太鼓等の保存・修理事業の支援</li> <li>○文化財に関する講演会の実施</li> <li>○市史掲載史資料の活用</li> </ul>	34,473	継続		
	3 埋蔵文化財保護事業	観光・文化財課	市内の埋蔵文化財を開発事業等から保護するため、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の発掘調査の調整及び実施、埋蔵文化財届出関連事務及び埋蔵文化財関係の国庫補助事業の事務を行う。 市民の文化財保護の意識向上に努め、埋蔵文化財の活用を図るため、埋蔵文化財再整理資料の展示公開や学校等の教材として活用し、埋蔵文化財の保護の重要性の普及を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埋蔵文化財届出申請の事務及び発掘調査の調整</li> <li>○埋蔵文化財実物資料の活用（資料活用キットによる学校等への出前授業及び貸出・指導支援）</li> <li>○埋蔵文化財発掘調査の直営実施</li> <li>○旧埋蔵文化財調査センターの施設管理</li> <li>○収蔵出土遺物の整理</li> </ul>	同左	同左	55,883	継続		
	4 文化財施設管理運営事務	観光・文化財課	歴史民俗資料館、しおんじやま古墳学習館及び安中新田会所跡旧植田家住宅の3つの文化財施設を活用し、市民が八尾の歴史や文化財に触れる機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者による文化財施設の管理運営</li> <li>○安中新田会所跡旧植田家住宅の指定管理者の選定（指定期間R9-13）</li> <li>○歴史民俗資料館運営委員会の開催</li> <li>○歴史民俗資料館の改修</li> <li>○文化財施設連絡会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者による文化財施設の管理運営</li> <li>○しおんじやま古墳学習館の指定管理者の選定（指定期間R10-14）</li> <li>○歴史民俗資料館運営委員会の開催</li> <li>○八尾市個別施設保全計画に基づく文化財施設の改修の実施</li> <li>○文化財施設連絡会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者による文化財施設の管理運営</li> <li>○歴史民俗資料館の指定管理者の選定（指定期間R11-15）</li> <li>○歴史民俗資料館運営委員会の開催</li> <li>○八尾市個別施設保全計画に基づく文化財施設の改修の実施</li> <li>○文化財施設連絡会議の開催</li> </ul>	93,828	継続		
	5 歴史資産のまち‘やお’推進事業	観光・文化財課	八尾の歴史資産を活用できる環境を整え、史跡や文化財施設の利活用を促進するとともに、市域にある様々な文化財を活用し、八尾の魅力として発信する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の情報提供：文化財情報の提供、文化財説明板の設置</li> <li>○市指定文化財環山楼の公開</li> <li>○市内史跡の維持管理</li> <li>○第2期文化財保存活用地域計画の策定検討（事例調査・補助金調整）</li> <li>○案内板や説明板等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の情報提供：文化財情報の提供、文化財説明板の設置</li> <li>○市指定文化財環山楼の公開</li> <li>○市内史跡の維持管理</li> <li>○第2期文化財保存活用地域計画の策定（協議会設置）</li> <li>○案内板や説明板等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の情報提供：文化財情報の提供、文化財説明板の設置</li> <li>○市指定文化財環山楼の公開</li> <li>○市内史跡の維持管理</li> <li>○第2期文化財保存活用地域計画の策定、パフコメの実施</li> <li>○由義寺跡を活かしたイベントの実施</li> <li>○案内板や説明板等の整備</li> </ul>	5,960	継続		
7.みどり豊かな潤いのある暮らし										
	1 市民協働による里山保全事業	環境保全課	市民・事業者・教育機関・行政で構成する「環境パートナーシップ協議会サソネナやお」等による里山保全事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民環境団体や事業者等による里山保全の実施</li> </ul>	同左	同左	0	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	2 高安山の保全活用事業	農とみどりの振興課	市民や来訪者がその魅力を実感できるよう、高安山に点在する魅力的な資源を活用したまちづくりを進め、自然の保全活動・啓発を行う。また、森林法に基づく届出事務及び盛土規制法に基づく既存盛土基礎調査を行う。	○高安山の魅力向上・にぎわいの創出についての取り組み ○ハイキング道整備工事の実施 ○自然保全活動の支援 ○既存盛土基礎調査の実施 ○森林区域内危険木撤去の補助事業の実施 ○森林整備事業の検討	同左	同左	16,010	拡大		35
	3 玉串川等の桜再生事業	農とみどりの振興課	地域観光資源を活かした「まちの魅力」発見・創造・発信として、玉串川等の桜並木の良好な景観を市民の財産として永続的に保つよう、玉串川等の桜並木の再生計画について検討し、地域と協働で保全・再生に取り組む。	○玉串川等の桜並木の再生計画に基づき、地域と協働で保全事業を実施 ○害虫防除を実施	同左	同左	10,572	継続		
	4 遊休農地の解消対策事業	農とみどりの振興課	遊休農地の解消のため、貸借可能な農地を登録し、必要とする農家等に斡旋・貸し付けを行う農地バンク制度を農業委員会と連携して実施する。また、遊休農地の解消に取り組む者を支援する。	○農地バンク制度の活用	同左	同左	0	継続		35
	5 有害鳥獣駆除対策事業	農とみどりの振興課	有害鳥獣による農業被害等を防止するため、地域住民や農業団体等で構成する八尾市有害鳥獣被害対策協議会の運営を支援し、農業団体の被害防止施設設置に補助金を交付するとともに、有害鳥獣の捕獲等を行う委託業者等による捕獲処理に係る事務手続業務を行う。また、アライグマ等による被害防止のため、捕獲檻の貸し出し及び捕獲時の引き取りを行う。	○八尾市有害鳥獣被害対策協議会等との連絡調整 ○捕獲檻設置による捕獲処分 ○農業団体が設置する被害防止施設への補助	同左	同左	5,436	継続		
	6 緑化推進事業	農とみどりの振興課	市民の緑化意識の高揚や知識の普及を図るため、緑化基金を活用し、市民の所有地、事業所、公共施設等の緑化の推進に対する支援を行う等、みどりの環境を守り、つくり、育てるための事業を行う。また、緑化園芸教室や講座・相談会を実施する。	○緑化園芸講座・相談会、街かど緑化推進支援事業、記念樹配布等、緑化基金を活用した事業の実施	同左	同左	15,513	継続		
8.芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり										
	1 文化会館管理業務	文化・スポーツ振興課	指定管理者制度による文化会館の管理運営と文化会館の維持補修を行う。	○指定管理者による管理運営 ○文化会館の維持補修	○指定管理者による管理運営 ○文化会館の維持補修 ○次期指定管理者の選定	○指定管理者による管理運営 ○文化会館の維持補修	216,087	継続		
	2 芸術文化振興事業	文化・スポーツ振興課	八尾市芸術文化推進基本計画の推進を図り、文化会館をはじめとする様々な芸術拠点において芸術活動を行う市民・団体が、有機的なネットワーク(やおうえるかむ commons)を形成することで、これまで以上に、芸術文化に触れる機会の創出や、鑑賞・活動できる環境の整備を進めていく。また、市民と協働で計画の進行管理を行う。 その他、河内音頭定期公演や全国発信事業を通じて河内音頭の普及・振興に取り組む。	○八尾市芸術文化振興審議会、やおうえるかむ commons 推進会議の運営 ○八尾市芸術文化推進基本計画の推進、進捗管理 ○まちかどライブクリエイション(アフター万博イベント含む)、高校合同文化祭の実施 ○アートコーディネーター養成講座の実施 ○文化会館指定管理者による芸術文化振興事業の実施 ○河内音頭振興の取り組みの実施	○八尾市芸術文化振興審議会、やおうえるかむ commons 推進会議の運営 ○八尾市芸術文化推進基本計画の推進、進捗管理 ○まちかどライブクリエイション(アフター万博イベント含む)、高校合同文化祭の実施 ○アートコーディネーター養成講座の実施 ○文化会館指定管理者による芸術文化振興事業の実施 ○河内音頭振興の取り組みの実施	○八尾市芸術文化振興審議会、やおうえるかむ commons 推進会議の運営 ○八尾市芸術文化推進基本計画の推進、進捗管理 ○まちかどライブクリエイション、高校合同文化祭の実施 ○アートコーディネーター養成講座の実施 ○文化会館指定管理者による芸術文化振興事業の実施 ○河内音頭振興の取り組みの実施 ○(仮称)やおうえるかむ commons フェスティバルの実施	38,899	継続	○	39
9.地域経済を支える産業の振興										
	1 産業政策検討事業	産業政策課	学識経験者や市民、商工業者等からなる産業振興会議を開催し、双方向のコミュニケーションにより現場のニーズをくみ取り、新たな課題に対応した施策展開を検討する。 また、今後の産業政策の市政への反映などについて産業政策アドバイザーの助言の活用のほか、景気動向調査を実施し、その調査結果も踏まえながら、産業集積の維持・発展の施策を検討していく。	○産業振興会議の実施 ○産業振興会議による産業振興方策の検討 ○産業政策アドバイザーからの意見聴取 ○市と八尾商工会議所の連携による四半期毎の業種別・就業者別の八尾市景気動向調査の実施	同左	同左	3,155	継続		35

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
2	中小企業サポートセンター事業	産業政策課	中小企業者の様々なニーズに応えるため専門分野のコーディネーターを配置し、相談・助言や支援機関の紹介、販路開拓支援、産学官の連携、異業種交流の推進、技術セミナーの開催等を行う。また、インキュベーション施設を起業予定者や新分野展開をめざす事業者等に貸し出すことで創業支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業者の研究・技術開発、製品開発、IT化等に係る相談対応</li> <li>○セミナー開催</li> <li>○新事業展開、新分野参入支援</li> <li>○ニーズの発掘、展示会出展支援、ニーズ・シーズ支援</li> <li>○国・大阪府等の公的支援施策・制度の紹介と活用支援、技術相談・技術課題解決のための専門機関へのコーディネート</li> <li>○インキュベートルーム使用者への支援</li> <li>○サポートセンター活動の情報発信</li> </ul>	同左	同左	43,930	継続		
3	オープンイノベーション推進事業	産業政策課	地域経済活性化の担い手を育成するためのワークショップを行うとともに、地域内外のデザイナー・クリエイター等とのマッチング支援を行い、新商品開発・販路開拓支援により新価値創造する企業を育成する。また、イノベーション推進拠点において、新たな産業人材の育成や発信等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2025大阪・関西万博の経済波及効果を活かす取り組みの実施</li> <li>○市内内外の企業間交流の機会創出</li> <li>○オープンイノベーション推進拠点事業</li> <li>○デザインイノベーション推進事業の実施</li> <li>○販路開拓強化支援事業の実施</li> </ul>	同左	同左	25,030	継続	○	36・38・47
4	産業立地誘導推進事業	産業政策課	ものづくり集積促進奨励金制度を効果的に運用するとともに、工場立地に関する手続等の支援を行うほか、工場流出・流入情報の収集に努め、製造業の八尾市内への流入の促進及び八尾市外への流出防止を図る。また、製造業者の用地確保、積極的な事業展開などへのニーズや現状、課題に関する調査結果をもとに、今後の立地推進施策について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ものづくり集積促進奨励金制度の効果的な運用</li> <li>○金融機関と連携した市内内外の企業等への土地情報の提供</li> <li>○関係各課との連携及び産業政策アドバイザー等との協議によるさらなる産業集積の具体的方策の検討</li> <li>○国家戦略特区の活用促進</li> </ul>	同左	同左	75,927	継続		38
5	ベンチャーエコシステム創出事業	産業政策課	中小企業の経営者に対して、人材育成にかかわる情報提供、公的支援制度の紹介を行うとともに、企業向けセミナーなどの定期的な開催により、産学連携及び異業種間交流の促進に取り組み、技術・経営の高度化を図るための人材を育成する。また、中小企業の人材育成やものづくりに対する関心を抱いてもらうため、子どもたちと事業者との交流を行う。八尾商工会議所、大阪シティ信用金庫、日本政策金融公庫東大阪支店、関西みらい銀行などの支援機関との体制強化をはかり、起業希望者を支援するとともに、先輩起業家がメンターとして起業を志す者などをサポートする「イノベーションエコシステム」の構築をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人材育成に向けたセミナーの実施</li> <li>○国・府や大学等と連携を図りながら企業の人材育成の課題解決の取り組みへのサポートを実施</li> <li>○教育機関や市内事業者・異業種グループとの連携、工場見学の取り組みの促進などにより、企業の人材育成を行うとともに、子どもたちに「ものづくり」に関心を持ってもらう機会を創出し、将来世代の人材育成を実施</li> <li>○「あきんど起業塾」の実施や支援機関の連携促進など創業支援体制の充実</li> </ul>	同左	同左	8,797	継続		38
6	地域企業振興事業	産業政策課	市内中小企業者等に対し、新製品・技術開発、新分野への進出、経営改善・技術の向上に要した費用の一部を補助する。市内の事業者に対して規模や状況に応じた事業に必要な資金の融資の斡旋、相談のほか市町村認定業務や信用保証料の助成等を行う。また八尾商工会議所が市内工業振興事業者に対する経営相談・指導に要する経費の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者に対する支援や、中小企業者等の新製品・技術開発や新分野進出等を支援するため、意欲ある事業者経営・技術支援補助金を交付</li> <li>○市内小規模企業者を中心に事業資金融資に関する相談・融資あっ旋</li> <li>○市内小規模企業者に対して低利な融資を提供するため指定金融機関に預託</li> <li>○八尾商工会議所補助金交付要綱に基づく補助金の交付</li> </ul>	同左	同左	257,944	継続		
7	産業ブランディング事業	産業政策課	市内事業者及び市民への産業振興施策の周知手段として、事業者及び市民のニーズに合致した情報誌を発行する。事業者向けに産業関連情報をWEBサイトで発信する。ものづくり企業の魅力を発信するコンテンツの充実を図るとともに、大都市圏で開催される展示会出展や八尾商工会議所との連携のもと行うビジネスチャンス発掘フェアの開催、新商品等の開発支援を通して、「ものづくりのまち・八尾」を国内外に発信し、産業集積地としての認知度と魅力度を高め、ブランド化を推進する。イノベーション推進拠点の活動者を増やし新たな産業人材の育成と発信を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業情報誌の発行</li> <li>○産業集積地としての認知度と魅力度を高めるための情報発信</li> <li>○中小企業地域経済振興功績者顕彰</li> <li>○「八尾ものづくりネット」における、ものづくり企業情報の発信</li> <li>○「やお産業情報ポータル」における、市の事業情報の発信</li> <li>○ビジネスチャンス発掘フェアを開催し、広域的なPR・販路拡大を支援</li> </ul>	同左	同左	16,409	継続		38
8	地域商業にぎわい創出事業	産業政策課	商業団体等が持続的に発展するために、地域住民やコミュニティのニーズを踏まえたにぎわい創出や防犯（街路灯の設置等）などの地域貢献活動等の促進を図る。地域の商店、商店街等の情報を提供し、商業の観点から八尾の魅力を発信する。また、商業団体が計画的・戦略的に活動を実施できるように、活性化ビジョン・プランの策定支援及び活性化ビジョン・プランに基づく事業等の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者、商業団体による地域貢献活動の促進</li> <li>○八尾商工会議所と連携し、八尾商業まつり等にかかる費用の一部を負担</li> <li>○活性化ビジョン・プランを策定しようとする商業団体や商店街・市場等の取り組みに対する支援を実施</li> <li>○八尾市地域商業活性化事業補助金など各種補助事業を実施</li> <li>○まちのコインの活用</li> <li>○あきんどOn-Doネットの廃止</li> </ul>	同左	同左	8,636	縮小		38

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	9 特産物ブランド化推進事業	農とみどりの振興課	本市の特産農産物を生産する農業者団体を支援し、特産農産物のブランド化を推進する事業を行う。また、地域資源活用価値創出に取り組む農業者を支援する。	○特産物ブランド化推進事業の支援 ○八尾市農業啓発推進協議会を活用し販路拡大に関する取り組み ○地域資源活用価値創出に取り組む農業者への支援 ○特産物ブランド化推進のしくみについて、効果的な手法を検討	○特産物ブランド化推進事業の支援 ○八尾市農業啓発推進協議会を活用し販路拡大に関する取り組み ○地域資源活用価値創出に取り組む農業者への支援 ○特産物ブランド化推進のしくみについて、効果的な手法の実施	同左	1,200	継続		
	10 農業啓発事業	農とみどりの振興課	都市農業の果たす役割を広くPRし、農業に対する理解を深めるため、八尾市農業啓発推進協議会を通じて各種農業啓発活動を行う。JAが主催する農業祭等のイベントへの支援等により、農への興味と関心を高める。また、市場出荷に限らない直売所、産地直送便、掘り取り農園などの新たな販売方法に取り組む意欲ある農業者、農業者団体に対して支援を行う。	○特産物PR活動 ○JA主催のイベント開催支援 ○直売所、産地直送便、掘り取り農園などの市場出荷以外の販売方法に取り組む農業者組織に対する支援 ○特産物ネットを廃止し、八尾市ホームページに移行	○特産物PR活動 ○JA主催のイベント開催支援 ○直売所、産地直送便、掘り取り農園などの市場出荷以外の販売方法に取り組む農業者組織に対する支援	同左	979	縮小		
	11 農業支援事業	農とみどりの振興課	農業者団体の育成強化を図り、組織の健全な事業活動を促進する。大阪府の「大阪版認定農業者支援事業」を活用し、設備等の整備を図る。新規就農者を確保し育成するため、農業次世代人材投資資金を活用し支援をする。国の要綱に従い経営所得安定対策事業制度補助金を支払うための事務を行う。	○大阪府農業共済組合の運営経費の負担 ○新鮮で安全な農産物の安定供給に向けた機械・施設等の整備にかかる事業費の助成 ○農業次世代人材投資資金制度を活用し、認定された新規就農者に給付金等の支援 ○国の要綱に従い経営所得安定対策事業制度補助金を支払うための事務	同左	同左	34,348	継続		38
	12 農道の整備	農とみどりの振興課	営農の機械化や農村の生活環境の改善を図るため、主として市街化調整区域における各農道の拡幅整備・路側整備・舗装整備等を行う。	○市街化調整区域内における農道整備の検討	○市街化調整区域内における農道整備	同左	0	継続		
	13 ため池等かんがい施設整備事業	農とみどりの振興課	農業用排水路・ため池の改修を行う。また、大阪府水防計画において、防災重点ため池に指定されたため池については、大阪府と連携し耐震性の調査・診断を行う。	○農業用排水路の整備について検討を実施 ○下流への影響度が高いため池の耐震性能診断の実施について検討を実施	同左	同左	438	継続		
10.就労支援と雇用機会の創出										
	1 ワークサポートセンター管理運営事業	労働支援課	ワークサポートセンターを運営し、市民の就業機会を確保・充実する。また、各種制度やサービスの情報提供を行い、労働環境の安定をめざすほか、労働条件や職場のトラブルなど勤労に関して、弁護士や社会保険労務士による法律相談を実施する。	○ワークサポートセンターの運営(国の地域職業相談室、市の中央地域就業支援センター等) ○相談事業のあり方等検討・実施 ○利便性の高い場所への施設移転の実施	○ワークサポートセンターの運営(国の地域職業相談室、市の中央地域就業支援センター等)	同左	44,142	継続		
	2 地域就労支援事業	労働支援課	働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・出身地など、様々な理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や大阪府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、就労に向けた支援を実施する。	○地域就労支援センターでの相談等就労に向けた支援を実施 ○広域連携での障がい者雇用などの企業啓発セミナー等の開催 ○障がい者面接会等の開催 ○職業能力開発のための講座の実施 ○無料職業紹介事業等を活用した就労実現のためのマッチングの強化 ○地域就労支援基本計画の進捗管理	同左	同左	26,578	継続		
	3 無料職業紹介事業	労働支援課	働く意欲・希望のあるすべての求職者に対し、無料職業紹介所で開拓した求人や、ハローワークから提供される求人情報等を活用して職業紹介を実施する。また、市内事業所の求人を開拓し、求人登録事業所の人材確保支援として就職面接会等の開催や求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」への求人掲載による求職者と事業所のマッチングを行い、雇用の実現に努める。	○会社説明会・面接会等の開催 ○求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を活用した求人情報の提供 ○職業紹介の実施 ○求人事業所開拓の実施 ○女性活躍推進員による女性が働きやすい求人の開拓	同左	同左	14,450	継続		
	4 ダイバーシティ経営推進事業	労働支援課	今後の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を見据え、女性・高齢者・障がい者・外国人材等の活用といった事業所におけるダイバーシティ経営と働き方改革の取り組みを支援するとともに、事業所の人権意識の高揚及び人権問題への啓発に関する事業を実施するほか、個々の中小企業では取り込むことが難しい勤労者への福利厚生事業を実施する(公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターに対し補助金を交付する。また、育児や介護との両立など働く方のニーズに応じた多様な働き方を支援するための周知啓発等を行う。	○ダイバーシティ経営や働き方改革などに取り組むための人材確保セミナー等による企業への支援・啓発 ○(公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターへの補助金交付を通じて各種福利厚生サービスの提供 ○八尾市企業人権協議会事務局事務及び市内事業所への企業内人権の啓発、啓発誌「労働情報やお」の発行	同左	同左	23,454	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
11.消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実										
	1 消費生活センター事業	産業政策課	消費生活センターに消費生活相談員を配置し、消費生活相談及び多重債務相談を実施する。また関係団体と連携して消費者相談員を委嘱し、くらし学習館や各地域での消費者相談を実施する。 消費生活相談員及び消費者相談員について、研修参加等によるスキルアップを図る。 消費者教育講座や出張講座、街頭啓発などの消費者教育・啓発活動を実施する。 消費者行政を効果的に遂行するため、消費者団体等との情報共有等の連携を図る。	○消費生活・多重債務相談事業の実施 ○消費者教育講座、出張講座、街頭啓発等の開催 ○消費生活相談員・消費者相談員の消費生活問題に関する研修会等への参加の推進 ○消費者団体との消費生活問題に関する最新情報の共有などの連携 ○警察と連携し、特殊詐欺対策のための自動録音機等の貸し出し事業を実施 ○消費生活相談情報入カシステムの更新	○消費生活・多重債務相談事業の実施 ○消費者教育講座、出張講座、街頭啓発等の開催 ○消費生活相談員・消費者相談員の消費生活問題に関する研修会等への参加の推進 ○消費者団体との消費生活問題に関する最新情報の共有などの連携 ○警察と連携し、特殊詐欺対策のための自動録音機等の貸し出し事業を実施	同左	16,276	継続		
	2 製品表示及び商品量目に関する立入検査	産業政策課	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、計量法、電気用品安全法、ガス事業法、液石法それぞれに規定されている製品表示・商品量目等の適正実施に関し事業者へ立入検査を行う。不適正事業者には指導等を行い、適正表示・適正計量を推進する。また関係団体と連携して商品量目試買調査を行い、商品量目立入検査の基礎データを収集するほか、食品衛生ハトロールを行う。	○製品表示に関する立入検査の実施 ○商品量目及び特定計量器(水道メーター等を含む)の検査及び有効期間等に関する立入検査の実施 ○関係団体と連携し、商品量目試買調査及び食品衛生ハトロールの実施	同左	同左	51	継続		
	3 計量法に基づく定期検査	産業政策課	計量法第19条に基づく定期検査(集合検査・所在場所検査)等を行う。	○計量法第19条に基づく定期検査(集合検査・所在場所検査)等の実施 ○計量士による検査報告の管理 ○適正計量管理事業所の管理及び新規申請時の立入調査	同左	同左	3,084	継続		
12.住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり										
	1 空家等利活用及び適正管理促進事業	住宅政策課	空家等の適正管理の啓発を行うとともに、管理不良な状態の空家等の所有者等に対し、助言、指導、勧告及び命令に関する事務を行う。 関係団体と連携し、空家等の発生の未然防止や適正管理の促進、活用・流通等の取り組みを行う。	○空家等の適正管理の啓発、指導、支援 ○協議会、関係各課の連絡会議の開催運営 ○空家等の管理啓発オンラインセミナーや相談会等の開催 ○空家等の支援制度の拡充 ○空家バンク制度の見直し検討 ○協定締結と連携した空家対策に係る取り組みの検討及び実施	○空家等の適正管理の啓発、指導、支援 ○協議会、関係各課の連絡会議の開催運営 ○空家等の管理啓発オンラインセミナーや相談会等の開催 ○空家等の補助制度の運用 ○協定締結と連携した空家対策に係る取り組みの検討及び実施	同左	26,658	拡大		
	2 建築基準法令等に基づく事務	審査指導課	特定行政庁として建築基準法に基づく建築確認、許認可、違反指導等、その他関係する各法令に基づく届出及び通知の受理等の業務を行う。	○建築基準法の規定による建築確認・許認可業務 ○建築審査会業務(許認可に際しての同意など) ○中間検査及び完了検査の啓発促進 ○建築防災に係る啓発・促進 ○違反建築物対策 ○定期報告の受理及び制度の周知・啓発 ○建設リサイクル法、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく届出 ○建築物のアスベスト対策の啓発及び進行管理	同左	同左	1,521	継続		
	3 建築に関する所管行政庁の認定等に係る事務	審査指導課	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定事務、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定及び判定等事務、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定事務、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定事務等、所管行政庁の認定等に係る事務を行う。	○長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定等 ○都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定 ○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等	同左	同左	0	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
4	耐震化促進事業(既存民間建築物)	住宅政策課	民間建築物の耐震性の向上を促進し、市民の生命と財産の保護を図るため、建築物の所有者が実施する耐震診断等及び道路に面するブロック塀の撤去等の取り組みを支援するとともに、耐震性向上に向けた啓発や情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断・改修補助制度等の進行管理</li> <li>○昭和56年(1981年)以前の木造住宅について、DM送付等による一層の耐震化の啓発</li> <li>○耐震化に関する説明会の開催</li> <li>○既存民間建築物の耐震化を促進するための啓発手法として、イベント等機会があることに相談窓口を設置</li> <li>○応急危険度判定士及び判定コーディネーターの養成と体制の整備</li> <li>○道路等に面するブロック塀等に対する安全対策補助の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断・改修補助制度等の進行管理</li> <li>○昭和56年(1981年)以前の木造住宅について、DM送付等による一層の耐震化の啓発</li> <li>○耐震化に関する説明会の開催</li> <li>○既存民間建築物の耐震化を促進するための啓発手法として、イベント等機会があることに相談窓口を設置</li> <li>○応急危険度判定士及び判定コーディネーターの養成と体制の整備</li> <li>○道路等に面するブロック塀等に対する安全対策補助の実施</li> </ul>	40,665	継続			
5	都市計画法の開発許可等に係る事務	審査指導課	都市計画法の開発許可等の申請に対して許可(不許可)に係る申請書の受理、審査、許可、開発工事完了後の検査済証の発行業務を行う。宅地造成等工事規制区域で行う宅地造成等(宅地造成・特定盛土等・土石の堆積)に関する工事の許可等に係る申請書の受理、審査、工事の許可、工事の検査済証の発行業務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画法の開発許可等の申請に対する許可(不許可)に係る申請書の受理、審査、許可、開発工事完了後の検査済証の発行業務</li> <li>○開発審査会業務(許可に際しての同意など)</li> <li>○宅地造成等工事規制区域で行う宅地造成等(宅地造成・特定盛土等・土石の堆積)に関する工事の許可等に係る申請書の受理、審査、工事の許可、工事の検査済証の発行業務</li> </ul>	同左	同左	651	継続		
6	開発指導要綱に係る事務	審査指導課	八尾市開発指導要綱に定める開発事業申請の同意事務等を行う。 ・宅地開発に係る窓口相談業務 ・要綱開発申請の受理、審査、同意 ・小規模開発工事の完了検査、検査済証の発行業務 ・小規模要綱協議申出書の受付、審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一定規模の宅地開発事業について、その開発内容の審査、道路など公共施設の管理者との連携及び指導</li> <li>○建築確認申請を迅速に処理するための審査及び協議先の指示等(小規模要綱協議申出)</li> <li>○中高層建築物等に関する業務</li> </ul>	同左	同左	0	継続		
7	住宅政策推進事業	住宅政策課	住宅政策の方向性を示すとともに、市民にとって安心・快適な住環境を促進する。多様化する市民ニーズや住環境の実態を踏まえて、NPO等と協働して住まいに関する情報提供・相談体制の充実を図る。既存民間ストックなどを利用した新たな住宅困窮世帯へのセーフティネットを構築する。分譲マンションの管理の適正化、建替え等の円滑化の推進に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅マスタープランの進行管理や推進、事業実施 住まいに関する情報の収集</li> <li>○サービス付き高齢者向け住宅の登録</li> <li>○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録</li> <li>○居住支援協議会の運営</li> <li>○NPO等との協働での事業実施</li> <li>○移住・定住促進に係る取り組み検討</li> <li>○リフォーム等の住まいに関する情報収集・発信、セミナーや支援の検討実施等</li> <li>○マンション管理適正化推進計画に係る施策の実施・検討</li> </ul>	同左	同左	3,828	継続		
8	市営住宅管理事務	住宅管理課	市営住宅家賃・共益費・駐車場使用料の賦課徴収及び入退去管理、市営住宅及び附帯設備の日常的な修繕・維持管理を行う。また、指定管理者による市営住宅の管理運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者制度の実施(第3期)</li> <li>○既存施設の有効活用の検討、実施</li> <li>○改良住宅ストック活用については、民間事業者等による活用を含めた検討、実施</li> <li>○住宅管理システムの入替検討、実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者制度の実施(第3期)</li> <li>○既存施設の有効活用の検討、実施</li> <li>○改良住宅ストック活用については、民間事業者等による活用を含めた検討、実施</li> </ul>	307,734	継続			
9	既存市営住宅等改修事業	住宅管理課	市営住宅の老朽化等により生じる修繕・改修工事を行う。入居募集用の空家改修工事を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給湯器取替補修</li> <li>○既存住宅浴室補修</li> <li>○入居募集用空家改修工事</li> <li>○若年層向け市営住宅改修事業</li> <li>○計画修繕工事</li> <li>○屋外整備工事</li> </ul>	同左	同左	127,168	拡大	○	
10	市営住宅機能更新事業	住宅管理課	八尾市営住宅機能更新事業計画(八尾市営住宅長寿命化計画)に基づき、市営住宅の建替・改善・維持保全を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住替用住戸改善工事</li> <li>○西部住宅建替PFI事業</li> <li>○長寿命化型改善工事</li> <li>○安中住宅建替事業</li> <li>○八尾市営住宅機能更新事業計画の見直し</li> <li>○子育て世帯支援型改善</li> <li>○西部住宅6号館～8号館、12号館及び13号館解体工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住替用住戸改善工事</li> <li>○長寿命化型改善工事</li> <li>○安中住宅建替事業</li> <li>○子育て世帯支援型改善</li> </ul>	978,329	継続			

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
13. 快適な交通ネットワークの充実										
	1 交通政策推進事業	都市交通課	地域特性に応じた、持続可能な新たな公共交通ネットワークを構築するとともに、公共交通の維持存続のための利用促進に向けた啓発活動などに地域とともに取り組む。	○地域の意見及び運行実績の分析を基にした運行計画の変更の検討 ○八尾市地域公共交通計画の次期計画案の検討	○実証運行中の西郡地域において、本格運行への移行 ○乗合タクシーの意見及び運行実績の分析を基にした運行計画の変更の検討 ○八尾市地域公共交通計画の次期計画案の検討	○各交通不便地の意見集約及び運行実績からの分析を基にした運行計画の検討 ○八尾市地域公共交通計画の次期計画案の策定	16,672	継続		18
	2 放置自転車対策事業	都市交通課	鉄道駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、自転車利用者への指導や放置自転車の移動保管及び返還業務を行う。	○放置自転車の移動・保管及び返還業務、街頭指導の実施 ○放置自転車に関する啓発活動の実施	同左	同左	58,738	継続		
	3 自転車駐車場整備事業	都市交通課	市営自転車駐車場(指定管理)及び八尾シティネット(株)が管理運営する自転車駐車場の利用促進に関する取り組みを行う。	○市営自転車駐車場及びその他の駐輪施設の利用促進 ○市営自転車駐車場の修繕の検討	同左	○市営自転車駐車場及びその他の駐輪施設の利用促進 ○市営自転車駐車場の修繕の検討 ○指定管理者の選定	27,395	継続		
	4 交通安全推進事業	都市交通課	交通事故に占める割合が高い高齢者や自転車利用者の安全を守るため、「交通事故をなくす運動」八尾市推進本部を中心として関係機関と連携し、各種啓発活動や交通安全教育を推進する。	○学校園での交通安全教室の実施 ○効果的な各種交通安全啓発事業の実施 ○危険箇所における安全対策の実施 ○自動車の臨時運行許可業務 ○路外駐車場の届出に関する事務	同左	同左	11,039	継続		
14. 魅力ある都市づくりの推進										
	1 八尾空港西側跡地活性化促進事業	政策推進課	大阪府・大阪市等関係機関との連携のもと、国に対し国有地である八尾空港西側跡地の土地活用方策及び整備手法等についての提案や要望を行い、駅前という立地特性を活かした地域住民の利便性向上に寄与する都市機能の導入など魅力ある都市環境の誘導を図る。	○国、大阪府、大阪市等関係機関との協議	同左	同左	0	継続		34
	2 市街地整備関連事業	都市基盤整備課	都市核の機能強化を図るため、駅周辺整備に関する調査検討を行う。また、都市の再生や機能の高度化をめざして地区の課題の解決、災害に強い都市の構築及び土地利用の促進、市内面的一団地の活用等のため、面的な整備の推進を図る。	○地元の都市基盤関連の相談への対応 ○都市基盤関連の課題解決のための事業化の検討	同左	同左	43	継続		
	3 近鉄河内山本駅周辺整備事業	都市基盤整備課	近鉄河内山本駅周辺の安全性、利便性の向上及びにぎわい空間の創出を図るため、踏切歩道部の改良や駅前広場、歩行空間の整備など交通結節点機能等の強化を行う。	○駅周辺整備にかかる関係機関協議 ○駅周辺整備にかかる地域、地権者との協議 ○踏切から五月橋交差点までの道路改良工事 ○河内山本駅前交通広場の整備にかかる事業認可取得	○駅周辺整備にかかる関係機関協議 ○駅周辺整備にかかる地域、地権者との協議 ○河内山本駅前交通広場の整備にかかる設計等	○駅周辺整備にかかる関係機関協議 ○駅周辺整備にかかる地域、地権者との協議 ○河内山本駅前交通広場整備工事	127,362	継続	○	
	4 国有地等有効活用検討事業	都市政策課	国有地である八尾空港西側跡地については、国、大阪府、大阪市等の関係機関と連携し、土地利用及び都市計画手法の活用について協議、調整を行い、市の南部エリアの活性化に資するまちづくりを進める。	○大阪府と連携したまちづくりの基本構想策定 ○国、大阪府、大阪市等と国有地の有効活用に向けた都市計画手法等の検討・協議 ○都市基盤施設に関する関係機関との検討・協議 ○八尾空港西側跡地の周辺エリアも含めた都市計画手法等の検討	同左	○国、大阪府、大阪市等と国有地の有効活用に向けた都市計画手法等の検討・協議 ○都市基盤施設に関する関係機関との検討・協議 ○八尾空港西側跡地の周辺エリアも含めた都市計画手法等の検討	8,488	継続	○	34
	5 都市計画道路整備事業	都市基盤整備課	都市における円滑な交通機能の確保と都市景観を形成する空間、都市防災等の機能を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な日常生活を営むための道路整備を図る。また、選択と集中により、重点的に整備を進める路線については整備実施に向けて関係法令に基づく手続きを進める。また、都市計画道路の整備促進について、関係機関に働きかけ、早期実現をめざす。	○道路整備等(久宝寺線) ○道路整備及び用地の取得等(JR八尾駅前線) ○用地の取得等(東大阪中央線・久宝寺線・八尾空港線) ○事業化に向けた要望活動等(国道25号大阪柏原バイパス(大阪柏原線)) ○早期整備完了に向けた要望活動(八尾富田林線)	同左	同左	687,209	継続	○	31
	6 街区内道路整備事業	都市基盤整備課	都市のスプロール化を防ぎ、市街地として積極的なまちづくりの推進と土地利用の適正化、並びに防災上の安全なまちづくりを進めるため、地区計画に位置づけられた街区内道路網を整備する。	○測量設計業務等 ○用地の取得等 ○道路整備	同左	同左	16,011	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	7 都市計画推進事業	都市政策課	都市計画法に基づき、都市計画の検討や決定及び変更を行う。また、都市計画に関する調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画マスタープランの改定に向けた都市計画基礎調査の実施</li> <li>○主要駅周辺の地域課題の解決に向けた都市計画手法等の検討</li> <li>○都市計画事業進捗等に伴う都市計画変更の検討</li> <li>○産業集積等の誘導に係る都市計画手法の検討</li> </ul>	同左	同左	11,334	継続		35
	8 都市計画に係る事務	都市政策課	都市計画法、国土利用計画法、公有地の拡大の推進に関する法律(公払法)等に基づく事務を行う。都市計画審議会に関する事務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法令に基づく事務の実施</li> <li>○公開型GISの運用・周知</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法令に基づく事務の実施</li> <li>○公開型GISの更新・運用</li> </ul>	4,054	継続		
	9 西郡地域活性化促進事業	政策推進課	市有施設が多数立地する西郡地域において、公共施設の効率的な配置と余剰地の有効活用の方針について検討し、持続可能なにぎわいのあるまちづくりに向けた取り組みを進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西郡地域におけるまちづくりの構想実現に向けた関係機関との協議</li> </ul>	同左	同左	0	継続		35
	10 都市景観形成基本計画推進事業	都市政策課	八尾市都市景観形成基本計画に基づき施策を進め、良好な都市景観の形成を図り、市民等の意識醸成及び魅力の発信を行う。屋外広告物における必要な規制について、許認可及び啓発を行う。景観計画における重点地区である久宝寺寺内町の景観整備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観整備機構の指定基準の検討</li> <li>○八尾さらりの登録及び活用</li> <li>○屋外広告物条例に基づく許認可事務</li> <li>○景観魅力の普及と啓発の実施、景観まちづくり勉強会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観整備機構の指定基準の策定及び景観整備機構の指定</li> <li>○景観形成基本計画等の取り組み・実績の整理</li> <li>○八尾さらりの募集及び活用</li> <li>○屋外広告物条例に基づく許認可事務</li> <li>○景観魅力の普及と啓発の実施、景観まちづくり勉強会の実施</li> <li>○景観重要建造物の指定基準の策定及び景観重要建造物の指定に向けた協議</li> </ul>	同左	5,176	継続		
	11 まちなみセンター管理運営事務	都市政策課	久宝寺寺内町における歴史的遺産の継承に関するものを行う。久宝寺寺内町の周知及び啓発に関するものを行う。八尾市のまちづくりに関する情報の収集及び提供に関するものを行う。まちなみセンターの施設及び設備の維持管理に関するものを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者(令和9～13年度)選定業務</li> <li>○指定管理者による施設の管理運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者による施設の管理運営</li> <li>○外壁及び屋上防水等の改修にかかる設計業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者による施設の管理運営</li> <li>○外壁及び屋上防水等の改修工事</li> </ul>	13,070	継続		
15.都市基盤施設の整備と維持										
	1 道路橋りょう新設改良事業	土木建設課	都市基盤整備とともに良好な生活空間の整備を図るため、各地域の状況を考慮しつつ、道路、橋りょうの新設改良等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路幅及び新設・改良工事を実施</li> <li>○橋梁等長寿命化修繕計画に基づく修繕工事等を実施</li> <li>○橋梁(15m以上)の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路幅及び新設・改良工事を実施</li> <li>○橋梁等長寿命化修繕計画に基づく修繕工事等を実施</li> <li>○橋梁(15m未満)の点検</li> </ul>	同左	183,500	継続		
	2 環境美化活動推進事業	土木管理事務所	近鉄八尾駅・JR久宝寺駅・JR八尾駅・JR志紀駅・大阪メトロ八尾南駅における各駅前広場の清掃を行い、良好な環境の維持をめざす。また八尾市不法屋外広告物等撤去対策協議会による、クリーンアップロード作戦を実施し不法屋外広告物の撤去及び指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅前広場の清掃実施</li> <li>○不法屋外広告物の撤去</li> <li>○クリーンアップロード作戦の実施</li> </ul>	同左	同左	8,063	継続		
	3 道路舗装整備事業	土木管理事務所	市管理道路の舗装について、良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないように維持補修を行う。また私道について舗装助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幹線道路の舗装補修</li> <li>○一般道路の舗装補修</li> <li>○舗装個別施設計画に基づく維持管理</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幹線道路の舗装補修</li> <li>○一般道路の舗装補修</li> <li>○舗装個別施設計画に基づく維持管理</li> <li>○路面性状調査の実施</li> </ul>	176,710	継続		
	4 道路橋りょう維持管理	土木管理事務所	道路施設について、良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないように維持補修を行う。道路交通の安全・円滑化のため交通安全施設の整備を行う。道路維持管理車両に必要な車両の更新を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路橋りょうの維持管理</li> <li>○道路/バトール及び道路付属物の点検</li> <li>○交通安全施設(道路反射鏡・防護柵・区画線等)の整備</li> <li>○植栽帯改良工事の実施</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路橋りょうの維持管理</li> <li>○道路/バトール及び道路付属物の点検</li> <li>○交通安全施設(道路反射鏡・防護柵・区画線等)の整備</li> <li>○植栽帯改良工事の実施</li> <li>○道路維持管理車両の更新</li> </ul>	280,557	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
5	道路・河川等管理 (財産管理)	土木管 財課	市道・河川・水路構造物等の台帳更新及び整備用途廃止(里道敷・水路敷)に関する調査・整備 道路敷・水路敷等の寄付・帰属・交換に関する処理 市道認定業務 官民境界の確定 街区基準点の管理	○道路・河川・水路等台帳管理システム更新 ○道路・河川・水路等台帳更新 ○法定外公共物売却推進	○道路・河川・水路等台帳更新 ○法定外公共物売却推進	同左	105,246	継続		
6	河川水路等維持管理	土木管 理事務所	河川水路の流水機能を地元協力を得ながら維持するとともに、浸水ポンプ施設については調査点検を行い機能確保に努める。また、浸水被害の防止及び生活環境の改善を図るため、排水路の整備及び排水管渠の整備を行う。その他、河川水路等維持管理に必要な車両の更新を行う。	○河川水路の維持管理 ○河川水路施設のパトロール・点検 ○河川水路等維持管理車両の更新 ○複断面化工事の実施	同左	同左	176,419	継続		
7	公園・緑地等の管理	土木管 理事務所	地元協力を得ながら、公園施設の適正な管理を行うとともに、施設については調査点検を行い機能確保に努める。	○公園、緑地の維持管理 ○公園遊具施設等の点検修理 ○アドプト(愛護)活動の覚書の締結	同左	同左	177,642	継続		
8	下水道施設の維持 管理業務	下水道 保全整備課	下水道台帳整備、補修工事、清掃業務、管渠調査、水質規制、排水設備接続指導業務、開発行為に伴う排水施設の協議指導等を行う。 八尾市公共下水道ストックマネジメント計画等に基づく事業を行う。	○公共下水道施設の補修、調査及び清掃、台帳整備 ○開発行為に伴う排水施設の協議指導 ○事業所等の立入検査、水質調査 ○水洗化に伴う排水設備業務等 ○八尾市公共下水道ストックマネジメント計画に基づく事業 ○特別重点施設のマネジメント計画に基づく事業	同左	同左	-	継続		
9	公共下水道整備・改築事業	下水道 保全整備課	公共下水道整備を行う。 八尾市公共下水道ストックマネジメント計画に基づく改築を行う。 上下水道耐震化計画に基づく耐震化を行う。	○社会資本整備総合交付金の安定確保 ○公共下水道の整備(新設・改築、耐震化)	同左	同左	-	拡大	○	
10	水洗化促進に関する 業務	下水道 指導課	水洗化対象家屋の現地調査や戸別訪問による勧奨指導を行い、水洗化促進を図る。	○水洗化対象家屋の現地調査や戸別訪問による勧奨指導を行い、水洗化を促進	同左	同左	-	継続		
11	下水道経営推進事業	下水道 経営企画課	下水道事業に係る事業経営の企画及び調整をはじめ、八尾市公共下水道事業経営戦略の進行管理、八尾市公共下水道事業経営審議会に関する事務、事業計画の総括、財政計画、予算編成、決算調製その他、広報や部底務の総括、受益者負担金、接続納付金、下水道使用料の賦課・徴収及び水洗便所改造成に係る事務を行う。	○八尾市公共下水道事業経営戦略の事業実施 ○八尾市公共下水道事業経営審議会の開催 ○下水道使用料等の賦課・徴収 ○八尾市水洗便所改造成資金助成制度の実施 ○下水道出前講座等の広報活動の実施	同左	同左	-	継続		
12	交通安全施設等整備事業	土木建 設課	歩行者が安全に通行できるよう、交通安全のための道路改良を行う。 八尾市自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の計画的な整備を行う。 八尾市通学路交通安全プログラムに基づき、生活道路の安全対策を進める。	○通学路を中心とした生活道路の安全対策(路面カラー化等)を実施 ○歩行空間の確保、歩道の段差解消等、交通安全施設等の整備を実施	同左	同左	93,580	継続		
13	河川水路整備事業	土木建 設課	浸水被害を防止するため、普通河川、水路、主要排水路の改修及び整備を行う。特に、東部山麓13河川については、治水対策及び老朽化対策を行う。 また、浸水被害の防止及び生活環境の改善を図るため、排水路の整備及び排水管渠の築造を行う。 さらに、寝屋川流域水害対策計画に基づき、校庭、公園及びため池において雨水流出抑制施設の整備を行う。	○市内一円河川・水路改修 ○雨水貯留施設整備	同左	同左	82,739	継続		
14	土砂災害等の対策 推進事業	土木管 財課	東部の山手地域における土砂災害防止のために、砂防堰堤等の砂防事業の実施を大阪府に働きかけるとともに土砂災害特別警戒区域内の住宅に対し、住民自らが実施する移転等に対し、その費用の一部について助成を行う。	○大阪府総合土砂災害対策推進連絡会等を通じ砂防事業等を大阪府に働きかけ ○土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転等に対する補助金申請制度の啓発	同左	同左	2,344	継続		
15	公園整備事業	土木建 設課	良好な都市景観を形成するとともに、市民の憩いの場である公園、緑地等の整備を進める。また、老朽化した公園について、防災機能や公園施設の安全性及び機能の向上を図る。	○遊戯施設改良 管理施設改良 ○西弓削公園用地買戻し ○西弓削公園整備工事 ○こどもまんなか公園に向けた施設改良 ○西郡地域公園基本構想策定業務	○遊戯施設改良 管理施設改良 ○こどもまんなか公園に向けた施設改良 ○西郡地域公園基本設計	同左	88,780	拡大		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
16	玉串川護岸整備事業	土木建設課	護岸の老朽化が進む玉串川において、事業主体である大阪府と連携し、景観に配慮しながら護岸改修を行う。	○第Ⅱ期(河内山本駅以北)工事	同左	同左	22,025	継続		
17.防災・防犯・緊急事態対応力の向上										
1	防災計画等推進事業	危機管理課	【八尾市地域防災計画】 上位法令等の改訂や本市組織機構の変更に伴い、八尾市地域防災計画及び各班マニュアルを見直し修正する。 本計画を修正し、その実施を推進するため、また、防災に関する重要事項を審議するために防災会議を開催する。 職員の防災力向上のため、訓練等を実施する。 住民の適切な避難行動を促進するため、更新情報(地震の被害想定、河川の浸水想定、避難情報等)をもとに、防災マップを適宜更新する。 【八尾市業務継続計画】 【八尾市災害受援・応援計画】 八尾市地域防災計画と本計画は連動する計画となっているため、八尾市地域防災計画の修正にあわせ、適宜、本計画を改定する。 【八尾市国土強靱化地域計画】 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」に基づき、国土強靱化地域計画の改定を適宜行い、大規模災害等に対する事前防災の取り組みを進める。	○防災会議の実施 ○班長会議の実施 ○避難所開設の実施 ○避難所開設員の指名 ○避難所開設員による避難所開設・運営に必要な研修受講・学校訪問・地域住民との顔合わせ等 ○災害対策本部各班による訓練実施	○八尾市地域防災計画の修正 ○防災会議の実施 ○班長会議の実施 ○避難所開設員の指名 ○避難所開設員による避難所開設・運営に必要な研修受講・学校訪問・地域住民との顔合わせ等 ○災害対策本部各班による訓練実施	○各班マニュアルの改訂 ○班長会議の実施 ○避難所開設員による避難所開設・運営に必要な研修受講・学校訪問・地域住民との顔合わせ等 ○災害対策本部各班による訓練実施	127	継続		
2	災害対策事業	危機管理課	災害から本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えるため、災害対策基本法及び八尾市地域防災計画に基づき、災害予防対策及び災害応急対策等の充実・強化を図る。 災害により被災した市民、地方公共団体及び当該地方公共団体から本市へ避難した者に対する見舞金、物資による支援、その他被災者の支援を八尾市災害支援基金を活用して実施する。また、八尾市災害見舞金等支給要綱に基づく災害見舞金等を支給する。	○防災マップの改訂 ○備蓄及び防災資器材の確保及び管理 ○避難所等の整備 ○大阪府中部広域防災拠点の管理 ○防災行政無線の整備 ○防災情報伝達手段の多重化・多様化 ○被災者支援システムの運用 ○被災者支援システム運用のための環境整備 ○防災備蓄倉庫の整備	○備蓄及び防災資器材の確保及び管理 ○避難所等の整備 ○大阪府中部広域防災拠点の管理 ○防災行政無線の整備 ○防災情報伝達手段の多重化・多様化 ○災害情報システムの運用 ○被災者支援システムの運用 ○被災者支援システム運用のための環境整備 ○防災備蓄倉庫の整備	同左	107,727	継続		30
3	地区防災推進事業	危機管理課	自主防災組織の結成促進及び既存組織への活性化支援を積極的に進める。 災害対策基本法に基づき、地区居住者等が主体となって策定する地区防災計画の策定支援を実施し、策定後も地区防災計画に基づいた防災活動の支援及び計画見直しの支援を行い、地域防災力の向上を図る。	○地区防災計画の策定支援 ○地区防災計画に基づく地区防災訓練の実施や計画の見直しの支援 ○自主防災組織の結成促進、既存組織の活性化及び小学校区単位化	○地区防災計画に基づく地区防災訓練の実施や計画の見直しの支援 ○自主防災組織の結成促進、既存組織の活性化及び小学校区単位化	同左	6,420	継続	○	28
4	防犯計画推進事業	危機管理課	第4次やお防犯計画に基づき、計画的かつ効果的に防犯事業を推進する。 校区まちづくり協議会や警察と協力し、地域住民が必要と考える場所や犯罪・事故等の多発地域への防犯カメラの設置・維持管理を行う。	○地域や警察と連携し、地域住民が必要と考える場所や犯罪発生率の高い場所、交通事故の多発地点への防犯カメラの設置及び維持管理 ○耐用年数の経過した防犯カメラの更新 ○八尾市犯罪被害者等支援条例について関係団体や市民周知に努めるとともに庁内関係部局職員への研修機会の促進	同左	○地域や警察と連携し、地域住民が必要と考える場所や犯罪発生率の高い場所、交通事故の多発地点への防犯カメラの設置及び維持管理 ○耐用年数の経過した防犯カメラの更新 ○八尾市犯罪被害者等支援条例について関係団体や市民周知に努めるとともに庁内関係部局職員への研修機会の促進 ○第5次やお防犯計画の策定に向け、パブリックコメントの実施や計画書(案)の作成	55,410	継続		32

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	5 地域防犯活動支援事業	危機管理課	安全で安心して生活することができる地域社会の実現をめざし、これまで地域により維持管理されてきた防犯灯について、地域の負担軽減を図るため、市への移管を行い、市が直接維持管理を実施する手法への取り組みを進める。また、子どもや女性が犯罪の被害にあわないように未然に防ぐ方法の啓発を行っていく。	○町会、校区まちづくり協議会、地域ボランティア団体、事業者等が行う防犯の取り組みへの支援 ○防犯灯の移管手続の開始 ○市による防犯灯の新設 ○防犯灯の電気料金の全額負担 ○町会による防犯灯の設置・維持管理を促進するための補助金の交付	○町会、校区まちづくり協議会、地域ボランティア団体、事業者等が行う防犯の取り組みへの支援 ○防犯灯の移管手続の実施 ○市による防犯灯の新設・取替 ○防犯灯の電気料金の全額負担 ○町会による防犯灯の設置・維持管理を促進するための補助金の交付	同左	140,313	拡大	○	
	6 危機管理・国民保護対策事業	危機管理課	危機事象発生時の被害軽減を図るため、適宜マニュアルの整備・更新を行うとともに、市政だよりやホームページ等で危機管理に関する啓発を図る。武力攻撃事態等や緊急対処事態に対処するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、国民保護計画の改訂を適宜行い、国民保護措置等の整備を行う。	○危機管理マニュアルの更新 ○危機管理・国民保護計画にかかる市政だより・ホームページ・イベント等での機会を捉えた啓発 ○危機事象に対する職員研修の実施	同左	同左	150	継続		
18.消防力の強化										
	1 消防体制充実・強化対策事業	消防総務課	人員、配置等の充実を計画的に行い、消防体制(常備消防力)の充実と強化を図る。また、消防関係教育機関等へ職員を計画的に研修派遣すると共に、新任管理・監督職を対象とした職場研修を実施する等、多様な人材の育成に努めるほか、業務遂行上、必要な各種資格を計画的に取得させる。	○消防体制充実に向けた職員採用の実施 ○各種研修等への派遣	同左	同左	1,559	継続		29・30
	2 消防警備業務	消防署	警備業務の確実な実行により、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減する。	○火災等災害現場活動の実施 ○警防訓練の実施 ○警防資機材の精通 ○火災原因損害調査 ○調査員の火災原因究明技術向上	同左	同左	186	継続		
	3 救助高度化事業	警防課	救助技術の専門的な教育訓練を充実させるとともに、救助資機材等の整備及び定期点検や訓練施設を計画的に整備し、救助隊の高度化に努める。	○高度救助隊及び救助隊の運用 ○救助隊年間訓練計画に基づく各種訓練実施 ○救助資機材及び訓練施設の修繕、維持管理並びに整備 ○人命救助に係る関連資格習得を目的とした職員の研修派遣 ○特別救助隊運用の検討	○高度救助隊及び救助隊の運用 ○救助隊年間訓練計画に基づく各種訓練実施 ○救助資機材及び訓練施設の修繕、維持管理並びに整備 ○人命救助に係る関連資格習得を目的とした職員の研修派遣 ○特別救助隊運用の検討結果を踏まえた実施	同左	2,274	継続		30
	4 消防資機材・水利整備事業	警防課	各種消防資機材更新計画等に基づき更新整備を行うとともに、高機能消防車両の保守点検等各種整備点検及び消防本部配備車両(全車両)の継続検査、法定点検を実施並びに各種消防資機材等の修繕を効率的に行い、災害における円滑な運用及び事故防止を図る。さらに自主防災組織等が初期消火を行うため市内に配備されている消火活動用資機材(ポンプセット)を維持管理する。	○消防車両の整備 ○現場活動用資機材等の整備 ○消火活動用資機材(ポンプセット)の維持管理 ○高機能消防指令センターの部分改修に係る業務	同左	同左	174,679	継続		30
	5 高機能消防指令センター運用事業	指令課	高機能消防指令センターの機能維持及び保守管理等を実施する。	○高機能消防指令センターの保守管理 ○災害時要配慮者情報の適正な運用管理 ○機器等の不良発生時におけるスポット修繕	同左	同左	56,930	継続		30
	6 消防連携協力推進事業	消防総務課	消防相互応援協定に基づき、協定先市町村や各団体と連携を図り、各種災害に対応する。他都市との消防広域連携体制についての可能性を検討し、実現性と実施効果の高いものを選択しながら事業の展開を図る。	○消防相互応援協定に基づく災害対応 ○救急安心センターおおさかの共同運営 ○消防用ヘリコプターの共同運営	同左	同左	15,584	継続		
	7 消防庁舎機能更新事業	消防総務課	老朽化や機能不足等により、消防防災拠点としての堅牢性が乏しく脆弱性が顕著な消防庁舎の計画的な建替え及び既存施設等の機能更新や機能維持を行い、消防体制の充実強化を図る。	○消防本部庁舎建設等整備設計業務 ○消防署大正出張所建設工事 ○南東部消防署所建設に係る業務 ○消防署志紀出張所改修設計業務(屋上・外壁等) ○消防庁舎の維持整備等	○消防本部庁舎建設等整備設計業務 ○南東部消防署所建設に係る業務 ○消防署志紀出張所改修設計業務(屋上・外壁等) ○消防庁舎の維持整備等	同左	525,797	継続	○	29

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	8 救急高度化事業	救急課	救急安心センターおおさか(＃7119)を広報し、救急車の適正利用を推進する。 救急業務(感染症対策を含む)に対応する体制強化、資器材の在庫管理をSPD(業者管理)し、業務負担軽減を図る。 メディカルコントロール体制のさらなる充実を図り、指導的立場の救急救命士の育成を行い、救急救命士に対して知識・技術の生涯教育を実施し、救命技術の向上を図る。 やおまちAEDステーション事業の本格運用を開始し、市民の救命率向上を図る。 マイナ救急の本格運用を実施し、病院搬送の迅速化及び円滑化を図る。	○救急業務活動 ○各メディアを活用した救急車適正利用の促進 ○救急活動検証と実施基準検証の実施 ○救急救命士生涯教育の実施 ○救急活動訓練の実施 ○症例研究会の実施 ○指導救命士の育成 ○やおまちAEDステーション事業の実施 ○SPD在庫管理の実施 ○マイナ救急の本格運用開始	同左	同左	19,287	継続		30
	9 応急手当普及啓発事業	救急課	応急手当講習の実施と応急手当実施率向上のための啓発活動に取り組む。	○普通救命講習の実施 ○上級救命講習の実施 ○応急手当講習の実施 ○応急手当普及啓発活動資器材の整備及び応急手当訓練受講者促進の啓発活動を実施 ○講習活動用消耗品の整備	同左	同左	391	継続		
	10 許認可・指導等業務	予防課	防火対象物、危険物施設、保安3法施設等の査察、許認可事務、消防用設備等の設置及び指導に関する事務、消防同意事務等を実施する。	○年間査察計画等に基づく関係施設の査察及び検査の実施 ○各審査基準に基づく許認可事務、消防同意事務等の実施 ○消防関係法令違反対象物の是正指導	同左	同左	1,021	継続		
	11 予防広報推進事業	予防課	火災による被害の軽減を図るため、防火防止対策を重点とした「火災予防広報」及び「消防全般広報」を効果的に実施するとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理等について継続的に啓発活動を行う。	○各種イベント(防火フェスティバル・防火展)を通じた防火思想の普及啓発 ○住宅用火災警報器の設置対策及び適正な維持管理方法の周知 ○防災協力事業所と地域の連携強化 ○地域と連携した積極的な防火防止対策の普及啓発 ○高齢者世帯を主とした住宅防火広報の実施 ○消防行政全般についての情報発信	同左	同左	347	継続		
	12 消防団活性化事業	警防課	地域防災の要となる消防団の体制強化を図るため、高齢化が進む消防団への青年層入団を促進するとともに、女性分団活動の拡充化を図り、消防団施設等の整備や装備、訓練、処遇等を充実させる。また、八尾市消防団に関する事務を行う。	○消防団員定数の確保 ○消防団施設、装備品等の整備及び維持管理 ○広報誌の発行 ○消防団の福利厚生 ○報酬・費用弁償・退職報償金の支給 ○身分・表彰・訓練・研修に関する事務 ○大阪府市町村消防財団、消防団員等公務災害補償など共済基金に関する事務 ○消防機械器具置場の更新に係る業務	同左	同左	50,955	継続		30
	13 自主防災組織活動支援事業	消防署	災害に強いまちづくりをめざすため、市民及び地域の自主防災組織に対し、災害発生時の備え等の指導に努めるほか、各種訓練への参加を促進し、防火防災意識の高揚に努める。	○自主防災組織訓練時の防災活動支援(動画配信を含む)の実施 ○自立型訓練の促進 ○学生消防隊の育成及び防災リーダー養成講習の実施 ○自主防災組織と消防団等が連携した訓練の促進 ○校区まちづくり協議会としての訓練実施の促進	同左	同左	426	継続		
19.健康づくりの推進										
	1 健康づくり推進事業	保健企画課	八尾市健康まちづくり宣言の普及・啓発に取り組み、宣言を理念とする健康日本21八尾計画及び八尾市食育推進計画による市民主体の地域ぐるみの健康づくりを推進する。また、大学・研究機関との連携により、本市の健康課題とその課題解決に向けた研究分析を行うほか、地域の特性に応じた保健活動に必要なデータを抽出・分析し、活用できる環境の整備の支援を行うとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。	○八尾市健康まちづくり計画に基づく糖尿病予防等の生活習慣病予防、フレイル予防の推進 ○大学や関係機関との「健康づくり事業の推進に関する協定」に基づく調査・分析・研究 ○2025大阪・関西万博において展示発表した、大学との共同研究により開発した健康寿命推定アプリ「ウェルやお」の活用の推進 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 ○公民連携の手法による健康課題解決の推進	○八尾市健康まちづくり計画に基づく糖尿病予防等の生活習慣病予防、フレイル予防の推進 ○大学や関係機関との「健康づくり事業の推進に関する協定」に基づく調査・分析・研究 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 ○公民連携の手法による健康課題解決の推進 ○八尾市健康まちづくり計画次期計画策定に関するアンケートの実施	○八尾市健康まちづくり計画に基づく糖尿病予防等の生活習慣病予防、フレイル予防の推進 ○大学や関係機関との「健康づくり事業の推進に関する協定」に基づく調査・分析・研究 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 ○公民連携の手法による健康課題解決の推進 ○八尾市健康まちづくり計画次期計画策定	27,766	継続	○	17

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
2	後期高齢者医療事業【特別会計】	健康保険課	75歳(一定の障害があると認定された方は65歳)以上の高齢者を対象とする独立した医療制度である。保険者である大阪府後期高齢者医療広域連合が運営主体として事務を行い、市は保険料の徴収と各種届出・申請受付等の業務を行う。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進にあたっては、関係課及び関係機関と連携しながら進めていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料徴収事務</li> <li>○口座振替事務</li> <li>○納付相談事務</li> <li>○各種申請受付事務</li> <li>○マイナ保険証関連事務</li> <li>○窓口業務委託関連事務</li> <li>○保険料のコンビニ収納及びeL-QR等の新たな納付手段導入の検討・準備</li> <li>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料徴収事務</li> <li>○口座振替事務</li> <li>○納付相談事務</li> <li>○各種申請受付事務</li> <li>○マイナ保険証関連事務</li> <li>○窓口業務委託関連事務</li> <li>○保険料のコンビニ収納及びeL-QR等の新たな納付手段導入の準備・導入</li> <li>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料徴収事務</li> <li>○口座振替事務</li> <li>○納付相談事務</li> <li>○各種申請受付事務</li> <li>○マイナ保険証関連事務</li> <li>○窓口業務委託関連事務</li> <li>○保険料のコンビニ収納及びeL-QR等の新たな納付手段導入の準備・導入</li> <li>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進</li> </ul>	9,591,697	継続		17
3	国民健康保険 資格給付事業【特別会計】	健康保険課	いつでも、どこでも誰もが必要な医療が受けられるよう、国民皆保険制度の理念に基づき、国民健康保険の取得・喪失に伴う資格管理及び各種保険給付を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資格の届出管理及び適正化業務</li> <li>○窓口業務委託関係事務</li> <li>○AIを活用した電話音声案内の試行導入の検証を踏まえた本格実施</li> <li>○マイナ保険証関連事務</li> <li>○高齢受給者証の廃止及び証更新時期変更にかかる事務</li> <li>○各種保険給付の支給</li> <li>○医療費適正化の取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資格の届出管理及び適正化業務</li> <li>○窓口業務委託関係事務</li> <li>○AIを活用した電話音声案内の継続実施</li> <li>○マイナ保険証関連事務</li> <li>○各種保険給付の支給</li> <li>○医療費適正化の取り組み</li> </ul>	同左	17,253,922	継続		
4	国民健康保険 賦課収納事業【特別会計】	健康保険課	国民健康保険料の賦課・収納業務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正な所得把握の推進</li> <li>○収納率の向上に向けた取り組み</li> <li>○収納方法の利便性の向上につながるeL-QRの導入準備</li> <li>○口座振替の推進</li> <li>○収納対策緊急プランの改訂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正な所得把握の推進</li> <li>○収納率の向上に向けた取り組み</li> <li>○収納方法の利便性の向上につながるeL-QRの導入</li> <li>○口座振替の推進</li> <li>○改訂された収納対策緊急プラン実施</li> </ul>	同左	109,493	継続		
5	地域健康づくり支援事業	健康推進課	地域コミュニティや関係機関等と連携し、地域の特性にあわせた健康づくりの取り組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の健康課題を把握し、地域の特性にあわせた健康づくり活動の推進</li> <li>○住民主体の健康づくりの推進</li> <li>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進</li> </ul>	同左	同左	1,247	継続		17
6	公害保健福祉事業	保健予防課	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、リハビリテーション事業、家庭療養指導、インフルエンザ予防接種費用助成、禁煙治療費用助成、新型コロナウイルスワクチン接種費用助成等の事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リハビリテーション事業の実施</li> <li>○家庭療養指導事業の実施</li> <li>○インフルエンザ予防接種費用助成事業の実施</li> <li>○禁煙治療の費用の助成に関する事業の実施</li> <li>○新型コロナウイルスワクチン接種費用助成事業の実施</li> </ul>	同左	同左	4,268	継続		
7	環境保健事業	保健予防課	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく予防事業として健康相談事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防事業 健康相談事業の実施</li> </ul>	同左	同左	208	継続		
8	公害健康被害補償事業	保健予防課	公害による健康被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図るため、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定審査を行い、補償給付を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定審査の実施</li> <li>○補償給付の実施</li> </ul>	同左	同左	643,294	継続		
9	健康相談事業	健康推進課	電話・面接等により、心身の健康に関する個別の相談を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電話・面接・オンライン等による個別相談の実施</li> </ul>	同左	同左	965	継続		
10	食生活改善推進員養成事業	健康推進課	市民の食生活の改善に向け、地域での実践・普及を進める人材の育成を図るため、食生活改善推進員(ボランティア)の養成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養成講座の実施</li> <li>○推進員を対象とした研修の実施</li> </ul>	同左	同左	540	継続		
11	食育推進事業	健康推進課	八尾市食育推進計画に基づき、食育の取り組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食育に関する啓発や健康教育の実施</li> </ul>	同左	同左	167	継続		
12	健康増進事業(がん検診)	健康推進課	がんの予防及び早期発見・早期治療につなげるため、がん検診(胃、大腸、肺、子宮、乳)を委託医療機関や保健センター等において実施する。また、がん対策推進基本計画に基づくがん患者の支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定健診等とのセット健(検)診の実施</li> <li>○受診勧奨の実施</li> <li>○要精密検査者への事後フォローと精度管理の実施</li> <li>○石綿読影の精度に係る調査の実施</li> <li>○アピアランスケアに係る費用の一部助成の実施</li> <li>○若年がん患者の在宅療養に係る費用の一部助成の実施</li> </ul>	同左	同左	335,905	拡大	○	

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
13	国民健康保険 各種 保健事業【特別会 計】	健康保 険課	被保険者の健康の保持増進のため、人間ドック助成を行い、病気の早期発見・早期治療につなげる。特定保健指導の対象とならない非肥満高血圧者及び高血糖者に対して、医療機関への受療勧奨、保健指導を行い、循環器疾患等の疾病を予防する。 糖尿病性腎症重症化予防のため、リスクが高いと見込まれる非肥満者に対して、医療機関への受療勧奨、保健指導を行う。 生活習慣病を予防する一助となるよう市内運動施設での健康づくり助成を行う。 複数の医療機関から同じ薬効の医薬品を処方されている重複服薬者、又は14剤以上処方されている多剤服薬者について適切な受診などを促す保健指導を行う。 医療費適正化の一環として、医療費通知や後発医薬品差額通知を送付する。 30～39歳の若年齢層の生活習慣病予防等の観点から若年齢健診を実施し、健診の意識を高める。	○第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づく取り組み及び中間見直し評価 ○健康診断助成事業(人間ドック助成事業) ○国保保健指導事業 ○糖尿病性腎症重症化予防事業 ○健康増進事業(健康づくり助成事業) ○健康啓発事業 ○後発医薬品差額通知事業 ○医療費通知事業 ○若年齢健康診査の実施	○第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づく取り組み ○健康診断助成事業(人間ドック助成事業) ○国保保健指導事業 ○糖尿病性腎症重症化予防事業 ○健康増進事業(健康づくり助成事業) ○健康啓発事業 ○後発医薬品差額通知事業 ○医療費通知事業 ○若年齢健康診査の実施	同左	89,001	継続		
14	国民健康保険 特定 健康診査等事業【特 別会計】	健康保 険課	40歳以上の国保加入者に対し、健康の保持増進のために特定健康診査を健康増進課と連携を図りながら実施する。 特定健康診査の結果よりメタボリックシンドローム該当者及び予備群を抽出し、リスクに応じた特定保健指導を健康増進課と連携を図りながら実施する。	○特定健康診査・特定保健指導の実施 ○特定健康診査未受診者への受診勧奨及び特定保健指導未利用者への利用勧奨 ○第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づく取り組み及び中間見直し評価 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	○特定健康診査・特定保健指導の実施 ○特定健康診査未受診者への受診勧奨及び特定保健指導未利用者への利用勧奨 ○第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づく取り組み ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	同左	161,231	継続		17
15	健康増進事業(健康 診査等)	健康推 進課	生活習慣病の予防と疾病の早期発見を目的とし、生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発を行うと共に特定健康診査等、健康増進法に基づく健康診査、骨密度検査、歯科健康診査、肝炎ウイルス検診を委託医療機関や保健センター等において実施する。 また、集団健診受診者等への事後フォローを実施する。	○各種がん検診とのセット(検)診の実施 ○受診勧奨の実施 ○(検)診結果に基づく事後フォローの実施 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	同左	同左	102,619	継続		
16	訪問指導事業	健康推 進課	療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。	○対象者への訪問の実施	同左	同左	283	継続		
17	健康教育事業	健康推 進課	生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るため、健康教育を実施する。また、特定健診等の各種健(検)診や、保健指導、健康相談などを受けた者のうち必要と認めるもの、又は希望するものに対して、健康管理や適切な受療行動を促す。	○健康教育の実施 ○生活習慣病予防等の啓発の実施	同左	同左	1,323	継続		
20.健康を守り支える環境の確保										
1	予防接種事業	健康推 進課	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種関係法令及び八尾市予防接種実施要領に基づく予防接種事業を実施する。	○予防接種法に基づく定期接種の実施 ○先天性風しん症候群予防を目的とした費用助成事業の実施(任意接種) ○広域連携(中河内)による予防接種の実施	同左	○予防接種法に基づく定期接種の実施 ○先天性風しん症候群予防を目的とした費用助成事業の実施(任意接種) ○広域連携(中河内)による予防接種の実施 ○予防接種事務デジタル化・運用	1,061,159	継続		
2	狂犬病予防事業	保健衛 生課	飼犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付を行う。	○飼犬の登録 ○狂犬病予防注射済票の交付 ○狂犬病予防集合注射の実施 ○広報・啓発の充実 ○野犬の捕獲	同左	同左	4,186	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	3 感染症対策事業	保健予防課	感染症法の理念に基づき、感染症の予防や拡大防止対策に取り組み、公衆衛生の向上及び増進を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症予防に関する正しい知識の普及啓発</li> <li>○感染症の発生予防及びまん延防止の対応</li> <li>○感染症発生動向調査事業の運営</li> <li>○感染症診査協議会の運営</li> <li>○地域における感染症対策のネットワーク構築</li> <li>○感染症医療費公費負担の実施</li> </ul>	同左	同左	65,305	継続		
	4 医事監視指導等事業	保健企画課	医療法等の関係法令に基づき、病院、診療所、助産所、施術所等の許認可事務及び監視指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病院、診療所、助産所、施術所等の許認可事務及び監視指導</li> </ul>	同左	同左	6,564	継続		
	5 各種統計調査事業 (保健衛生関係)	保健企画課	統計法や人口動態調査令等の関係法令に基づき、厚生労働省が行う人口動態調査を中心とした各種厚生統計の調査事務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口動態調査</li> <li>○病院報告</li> <li>○医療施設調査</li> <li>○国民生活基礎調査</li> <li>○衛生行政報告例</li> <li>○地域保健・健康増進事業報告</li> <li>○医師・歯科医師・薬剤師統計</li> <li>○患者調査</li> <li>○受療行動調査(該当市のみ)</li> <li>○国民健康・栄養調査(該当市のみ)</li> <li>○歯科疾患実態調査(該当市のみ)</li> <li>○社会保障・人口問題基本調査(該当市のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口動態調査</li> <li>○病院報告</li> <li>○医療施設調査</li> <li>○国民生活基礎調査</li> <li>○衛生行政報告例</li> <li>○地域保健・健康増進事業報告</li> <li>○国民健康・栄養調査(該当市のみ)</li> <li>○歯科疾患実態調査(該当市のみ)</li> <li>○社会保障・人口問題基本調査(該当市のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口動態調査</li> <li>○病院報告</li> <li>○医療施設調査</li> <li>○国民生活基礎調査</li> <li>○医師・歯科医師・薬剤師統計</li> <li>○衛生行政報告例</li> <li>○地域保健・健康増進事業報告</li> <li>○国民健康・栄養調査(該当市のみ)</li> <li>○国民健康・栄養調査(該当市のみ)</li> <li>○歯科疾患実態調査(該当市のみ)</li> <li>○社会保障・人口問題基本調査(該当市のみ)</li> </ul>	4,626	継続		
	6 栄養改善指導事業	保健企画課	給食開始・変更・廃止等の届出受理・指導をはじめ、巡回指導などの個別指導、立入検査、集団指導及び喫食者等に対する食育の推進等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定給食施設等への巡回等による指導</li> <li>○特定給食施設等を対象とした栄養改善にかかる研修会の実施</li> <li>○市内飲食店等を対象としたヘルシーメニュー登録制度の運用等による食環境づくりの推進</li> </ul>	同左	同左	428	継続		
	7 健康危機事象対策事業	保健企画課	市民の健康・生命を脅かす健康危機事象に対し、地域の関係機関と連携しながら適切な対応ができるよう、保健医療調整本部開設訓練及び健康危機対処計画等に基づく健康危機対策訓練等の実施や災害備蓄物品等の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健医療調整本部開設訓練等の実施</li> <li>○災害備蓄物品の整備</li> </ul>	同左	同左	294	継続		
	8 薬事監視指導等事業	保健企画課	医薬品医療機器等法の規定に基づき、医薬品等の適正な供給の確保及び適正な調剤がなされるよう、薬局、医薬品販売業(店舗販売業)、医療機器販売業等に係る許認可等業務及び監視指導を行う。また、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者の登録・届出受付業務及び毒物劇物取扱施設に対する監視指導等を行う。さらに、薬物乱用防止、献血推進、医薬品の適正使用推進等の啓発事業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○薬局、医薬品販売業(店舗販売業)及び医療機器販売業に対する審査業務及び監視業務の実施</li> <li>○毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する審査業務及び監視業務の実施</li> <li>○薬物乱用防止、献血推進及び医薬品の適正使用に関する啓発活動の実施</li> </ul>	同左	同左	1,761	継続	27	
	9 食品衛生監視指導事業	保健衛生課	食品関係施設等の許可、届出業務や監視指導の実施により、食品に起因する食中毒の発生や異物混入等の衛生上の危害の発生を防止するとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、市民の健康を確保する。 食品衛生監視指導計画に基づき、市内で製造又は流通する食品等の取去検査を実施することで、衛生上の被害発生を防止する。食中毒(疑い)発生時には、患者及び施設調査を実施し、迅速な検査で原因菌等を特定することでその拡大とまん延を防止する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品営業施設の許可、届出及び立入検査の実施</li> <li>○食品の取去検査の実施</li> <li>○食品衛生講習会の開催</li> <li>○取去検査、食中毒(疑い事例を含む)の検査の実施(検査実施機関は外部委託)</li> </ul>	同左	同左	15,646	継続		
	10 環境衛生監視指導事業	保健衛生課	興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、温泉、専用水道、遊泳場、特定建築物等の環境衛生関係施設に関する許可、届出、監視指導及び水質検査等を行うとともに、家庭用品の試買検査、住居衛生、衛生害虫等に関する相談業務などを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境衛生関係施設の許可、届出事務等及び立入検査の実施</li> <li>○専用水道、公衆浴場、遊泳場等の取去検査の実施(検査実施機関は外部委託)</li> </ul>	同左	同左	5,410	継続		
	11 動物愛護推進事業	保健衛生課	動物愛護法に基づく動物の適正な飼養にかかわる啓発、飼えなくなった犬・猫の引き取り等を行う。 飼い主のいない猫に対し、不妊・去勢手術費用の一部を助成し、地域、関係団体とともに不幸な命を増やさない取り組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犬猫の引き取りの実施</li> <li>○動物愛護啓発事業の実施</li> <li>○飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術費用の一部助成の実施</li> </ul>	同左	同左	13,399	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	12 地域保健医療等申請受付進達事務	保健予防課	被爆者援護事業申請受付、肝炎医療費助成申請受付、石綿健康被害救済給付申請受付を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被爆者援護事業申請受付</li> <li>○肝炎医療費助成申請受付</li> <li>○石綿健康被害救済給付申請受付</li> <li>○肝がん・重症肝硬変治療費医療助成事業申請受付</li> </ul>	同左	同左	147	継続		
	13 難病対策事業	保健予防課	指定難病と特定疾患の医療費助成の申請の受理事務を行う。支援が必要な難病患者に適切な在宅療養が行えるよう、関係機関と連携し、個別や集団支援を行う。また、難病患者家族の在宅療養支援を目的に、地域医療ネットワークの構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定難病、特定疾患に係る医療給付申請受付</li> <li>○指定難病患者等に対する訪問・相談支援事業の実施</li> <li>○在宅難病患者ケア推進事業の実施</li> </ul>	同左	同左	5,810	継続		
	14 精神保健事業	保健予防課	精神疾患、アルコールや薬物依存症等について、相談、知識の普及啓発、研修等による人材育成、組織の育成支援等の事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こころの健康相談の実施</li> <li>○普及啓発の実施</li> <li>○心のサポーター養成研修の実施</li> <li>○関係機関研修等の実施</li> </ul>	同左	同左	4,233	継続		
	15 小児慢性特定疾病対策事業	保健予防課	小児慢性特定疾病医療費助成制度に基づき、申請受理、認定審査、給付決定、助成金給付を行うとともに、小児慢性特定疾病医療費支給の認定を適正に行うため、小児慢性特定疾病審査会の運営事務を行う。また、小児慢性特定疾病児童とともに人工呼吸器等による医療的ケアを必要とする児の相談支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療費助成申請の受付及び給付決定、医療費の支払い</li> <li>○指定医・指定医療機関等の指定、監督の実施</li> <li>○小児慢性特定疾病児童とともに人工呼吸器等による医療的ケアを必要とする児の相談支援</li> </ul>	同左	同左	109,461	継続		
	16 環境衛生防疫業務	環境事業課	雨水樹等に発生する衛生害虫等の発生抑制対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衛生害虫の防除薬剤の地域等への配布を実施</li> </ul>	同左	同左	552	縮小		
	17 自殺対策推進事業	保健予防課	八尾市自殺対策推進計画に基づき、各基本施策(普及啓発、人材育成、相談支援、関係機関の連携・ネットワークの強化等)を総合的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○八尾市自殺対策推進計画(第2次)の推進・進捗管理</li> <li>○八尾市自殺対策計画審議会、八尾市自殺対策推進会議の運営</li> <li>○ゲートキーパー養成講座の実施</li> <li>○八尾市自殺対策相談支援事業「こころのちのちの相談」の実施</li> <li>○普及啓発の実施</li> <li>○自殺未遂者相談支援の実施</li> </ul>	同左	同左	10,042	継続		
21.地域医療体制の充実										
	1 地域保健対策推進事業	保健企画課	地域の職域、各関係機関、医療機関等との連携により情報の共有化を図るとともに、それぞれが有する保健医療資源の相互活用や体制整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中河内保健医療協議会懇話会の開催</li> <li>○受動喫煙防止対策事業の実施</li> <li>○骨髄バンクドナー支援事業の実施</li> <li>○庁内保健師連絡会の運営</li> <li>○人材育成プランに基づく保健師の人材育成</li> </ul>	同左	同左	7,238	継続		26
	2 地域医療体制確保推進事業	保健企画課	中河内医療圏における二次救急医療体制及び小児初期救急医療体制を確保する。うち、小児初期救急は広域運営事業運営委員会の事務局を運営する。また、民間の救急告示病院の増設及び診療科目の拡充並びに産科の開業を含めた産科医療の確保について国・大阪府へ要望を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中河内医療圏における二次救急医療体制の確保</li> <li>○中河内医療圏における小児初期救急医療体制の確保</li> <li>○民間の救急告示病院の増設及び診療科目の拡充に向けた国・府への要望</li> <li>○産科医療の確保に向けた国・府への要望</li> </ul>	同左	同左	21,500	継続		
	3 休日急病診療事業	健康推進課	市民の生命の安全確保のため、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し、保健センターにおいて市内医療機関の休診日に急病診療を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し、保健センターにて急病診療を実施(市内医療機関の休診日)</li> </ul>	同左	同左	118,901	継続		
	4 政策医療の充実	企画運営課	当院は公立病院として八尾市民に安全で良質な医療を提供する責務を負っている。特に、民間病院では提供されにくい不採算医療分野を政策医療として担うことは、公立病院の使命であり、その充実を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○24時間体制の救急医療(内科・外科)及び小児救急医療(輪番制(週2回))の提供</li> <li>○小児医療の提供</li> <li>○周産期医療(産科・NICU)の充実を図り、無痛分娩を実施</li> <li>○がん等の高度医療の推進</li> <li>○大規模災害及び健康危機事象発生時における、市保健所と連携した医療提供</li> <li>○新興感染症への対応</li> </ul>	同左	同左	-	継続	○	

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	5 急性期医療の推進	企画運営課	当院は公立病院として、八尾市民に安全で良質な医療を提供する責務を負っている。 特に八尾市の地域医療支援病院として、紹介・逆紹介の取り組みを進めて、地域の医療機関との機能分化による連携を推進するとともに、PFIでの公民協働による効果を最大限に発揮して、健全経営を維持しながら、急性期医療の推進を図る。	○紹介率・逆紹介率の向上をめざした取り組み ○病診連携システムの運用 ○地域医療支援病院の承認継続 ○SPCとの協働によるPFI事業の推進 ○市立病院公開講座、健康相談等の実施 ○施設基準等の更新 ○医療機器の更新 ○八尾市立病院第6期経営計画の策定	○紹介率・逆紹介率の向上をめざした取り組み ○病診連携システムの運用 ○地域医療支援病院の承認継続 ○SPCとの協働によるPFI事業の推進 ○市立病院公開講座、健康相談等の実施 ○施設基準等の更新 ○医療機器の更新 ○八尾市立病院第6期経営計画の推進	同左	-	継続		
	6 かかりつけ医等の普及促進	保健企画課	国によるかかりつけ医等に関する制度整備を受け、外来診療機能の充実を図るため、市民及び医療提供施設に対し、かかりつけ医等の必要性及び役割について普及啓発等を行う。	○国によるかかりつけ医等に関する制度に沿った市民への普及啓発及び医療提供施設との情報共有等の実施	同左	同左	0	継続		
22.良好な生活環境の確保・地球環境の保全										
	1 大気・水質・騒音等に係る規制及び監視並びに公害苦情処理	環境保全課	環境悪化の防止を図るため、公害関係法令に基づき、区域の大気・水質環境、騒音等の状況を継続して監視、測定する。 また、公害の未然防止を図るため、環境関係法令、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び八尾市生活環境の保全と創造に関する条例に基づき、工場・事業場等に対して発生源の規制、監視、指導、啓発活動等を実施する。 市域における良好な生活環境の確保に係る紛争について、和解の仲介及び調停の制度を設けることにより、迅速かつ適切な解決を図り、住みよい生活環境の実現に寄与する。	○環境の監視(大気汚染、公共用水域等水質、騒音等)及び調査結果の公表 ○工場・事業場等の監視、指導、啓発(典型7公害) ○屋外燃焼行為等に係る公害苦情対応 ○生活環境紛争処理委員会総会を開催し、委員を委嘱 ○申請に基づく和解の仲介又は調停の実施	○環境の監視(大気汚染、公共用水域等水質、騒音等)及び調査結果の公表 ○工場・事業場等の監視、指導、啓発(典型7公害) ○屋外燃焼行為等に係る公害苦情対応 ○申請に基づく和解の仲介又は調停の実施	同左	50,265	継続		
	2 生活排水対策の推進	環境保全課	生活排水による河川等の水質汚濁の改善に向けた啓発を実施する。また、浄化槽法に基づき、浄化槽管理者に対し、適正な維持管理についての指導・啓発等を実施するとともに、八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき、浄化槽保守点検業者の登録等を行う。	○生活排水対策に係る啓発等の推進 ○浄化槽の維持管理や法定検査の受検率向上のための啓発 ○浄化槽保守点検業者の登録等	同左	同左	4,608	継続		
	3 環境総合計画推進事業	環境保全課	八尾市環境総合計画の基本方針に沿って環境施策を実施するとともに、市民・事業者・行政など多様な主体が連携し、具体的な取り組みを推進する。 また、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことを確保するため、環境影響評価制度の運用を行う。	○環境総合計画に基づく環境施策の推進、進行管理、評価及び講評 ○環境総合計画改定にかかる準備 ○環境審議会の運営 ○地域循環共生圏の取り組みの推進 ○事業者からの申請に基づく環境影響評価委員会の実施	同左	同左	1,479	継続		
	4 あき地の適正管理業務	環境事業課	適正な管理がなされていないあき地管理者(所有者等)に対し、調査のうえ指導等を行う。	○適正な管理がなされていないあき地管理者に対し、雑草や不法投棄物の撤去、柵・立札の設置等必要な措置をとるよう指導・勧告を実施 ○草刈機の貸出を実施	同左	同左	124	継続		
	5 市立墓地・斎場等の管理運営	環境施設課	市立墓地、斎場等の管理運営を行う。また、八尾市柏原市火葬場組合の関係業務を行う。	○市立墓地及び二俣墓地の管理運営 ○斎場の管理運営 ○納骨堂の管理運営 ○斎場・納骨堂の運営形態の検討 ○八尾市柏原市火葬場組合の事務局事務	○市立墓地及び二俣墓地の管理運営 ○斎場の管理運営 ○納骨堂の管理運営 ○八尾市柏原市火葬場組合の事務局事務	同左	154,386	継続		
	6 公衆トイレの管理運営	環境施設課	近鉄八尾駅高架下公衆便所の維持・管理を行う。	○公衆便所の管理運営 ○公衆便所のあり方に係る検討・調整	同左	同左	4,583	縮小		
	7 墓地、納骨堂、火葬場の経営許可等に係る事務	環境施設課	墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可や変更等に係る事務を行う。	○墓地、納骨堂、火葬場の経営許可等に係る事務	同左	同左	0	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	8 し尿収集運搬業務	環境施設課	し尿の効率的・効率的な収集を行うため、定期収集、臨時汲み取り等を実施する。	○効率的なし尿収集業務の実施及び適正な収集体制の維持 ○効率的な手数料徴収体制及びシステムの維持 ○下水道部や八尾市環境事業協同組合(浄化槽許可業者)との連携	同左	同左	67,008	継続		
	9 ゼロカーボンシティやお推進事業	環境保全課	八尾市地球温暖化対策実行計画に基づき、2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロの目標を達成するための施策を市民・事業者・行政等の多様な主体とのパートナーシップにより取り組む。また、八尾市役所も市内の一事業者として建物の省エネ改修等をはじめとした地球温暖化対策を実施する。	○八尾市地球温暖化対策実行計画の進行管理 ○ゼロカーボンシティやお推進協議会の運営 ○地球温暖化対策に資する啓発活動や環境学習の推進 ○公共施設脱炭素化指針に基づく公共施設の脱炭素化の推進	○八尾市地球温暖化対策実行計画の進行管理 ○ゼロカーボンシティやお推進協議会の運営 ○地球温暖化対策に資する啓発活動や環境学習の推進 ○公共施設脱炭素化指針に基づく公共施設の脱炭素化の推進	同左	6,341	拡大	○	33
	10 環境美化活動推進事業	環境保全課	散乱ごみや不法屋外広告物のない快適で美しいまちづくりを推進するため、「八尾をきれいにする運動推進本部」を中心に、市民や事業者と協力し、啓発・実践活動を行う。また、路上喫煙マナーの向上を図るため、市民ボランティアと連携して、路上喫煙マナーの啓発活動を行う。	○市民、市民活動団体及び事業者との連携による環境美化啓発及び清掃活動の推進 ○地域清掃活動への支援 ○清掃道具購入費の補助 ○美化労務者への表彰 ○路上喫煙マナー向上推進員や路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターとの協働による啓発活動の実施	同左	同左	2,354	継続		
	11 一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)推進事業	循環型社会推進課	八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)改定計画に基づく取り組みを推進することにより、ごみの減量・資源化・食品ロスの削減等を推進するとともに、基本計画の進捗状況の把握と事業効果の検証を行う。また、ごみの減量・資源化の推進を図るため、有価物集団回収実施団体に対して、各種再生資源の回収量に応じ、奨励金の交付等を行う。	○一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)改定計画に基づく各種施策の展開と進捗状況及び事業効果の検証 ○ごみ減量推進員との意見交換及び連携の推進 ○警察、地域住民との連携及び抜き取り行為に対する指導の計画的実施 ○食品ロスの削減に関する取り組みの実施 ○各種環境法令の改正に伴う廃棄物の収集・処理に関する検討 ○有価物集団回収奨励金の交付	同左	○一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)改定計画に基づく各種施策の展開と進捗状況及び事業効果の検証 ○一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)改定計画の見直し ○ごみ減量推進員との意見交換及び連携の推進 ○警察、地域住民との連携及び抜き取り行為に対する指導の計画的実施 ○食品ロスの削減に関する取り組みの実施 ○各種環境法令の改正に伴う廃棄物の収集・処理に関する検討 ○有価物集団回収奨励金の交付	30,240	継続		
	12 指定袋等による分別収集事業	循環型社会推進課	ごみの減量・資源化の推進を図るため、指定袋による分別収集を行う。	○指定袋を製作し、各世帯に無料配付 ○指定袋による分別排出の啓発	同左	同左	239,027	継続		
	13 粗大ごみ戸別収集事業	環境事業課	事務の効率化の観点から、粗大ごみ、臨時ごみ、リサイクル家電(冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ[ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式]、洗濯機・乾燥機)の申込受付業務を委託するとともに、電算システムを活用して戸別収集を実施する。併せて、粗大ごみ等の不法投棄対策を実施する。	○粗大ごみ、臨時ごみ及びリサイクル家電の電話及びインターネット(粗大ごみのみ)予約制による有料個別収集について、受付及び粗大ごみ収集は委託業者、臨時ごみ及びリサイクル家電の収集は直営により実施 ○不法投棄対策の取り組みを実施	同左	同左	30,097	継続		
	14 事業系一般廃棄物減量・適正処理等推進事務	循環型社会推進課	事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度及び、事業系一般廃棄物再生輸送業指定制度の運用を行うとともに、許可車両に対する展開検査を通じて許可業者・排出事業者への搬入不適合等の指導を行い、事業系一般廃棄物の減量化と適正処理を推進する。	○事業系一般廃棄物の収集運搬業許可及び再生輸送業指定の更新 ○許可業者及び指定業者に対する指導・監督 ○排出事業者に対する適正排出の指導 ○排出事業者による減量化・資源化への取り組みを推進	○許可業者及び指定業者に対する指導・監督 ○排出事業者に対する適正排出の指導 ○排出事業者による減量化・資源化への取り組みを推進	○事業系一般廃棄物の収集運搬業許可及び再生輸送業指定の更新 ○許可業者及び指定業者に対する指導・監督 ○排出事業者に対する適正排出の指導 ○排出事業者による減量化・資源化への取り組みを推進	3,020	継続		
	15 環境啓発(教育)事業	環境事業課	市内の学校園やリサイクルセンターにおいて、ごみ収集に関する紙芝居や塵芥車を使用したごみ収集疑似体験等を行う出前講座を実施する。地域行事等においては、啓発キャラクターを活用したごみの3Rに関する啓発活動等を実施する。	○市内の学校園やリサイクルセンターにおける環境教育を実施 ○地域行事等において啓発キャラクターの活用等による3Rの啓発活動を実施	同左	同左	303	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
16	リサイクルセンター学習プラザの管理運営事業	環境施設課	循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現その他環境学習の推進等に資する事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部内連携による環境啓発</li> <li>○小学校の社会見学の環境啓発</li> <li>○施設の管理運営</li> <li>○ZEB化改修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部内連携による環境啓発</li> <li>○小学校の社会見学の環境啓発</li> <li>○施設の管理運営</li> </ul>	同左	129,807	継続	○	
17	ごみ収集運搬業務	環境事業課	8種分別収集を効率的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ収集運搬業務を直営及び委託業者により実施</li> <li>○粗大ごみ・臨時ごみ・リサイクル家電の収集を申込制にて実施</li> <li>○適正排出指導や啓発の実施</li> <li>○ふれあい収集の実施</li> <li>○カラス被害対策にかかる調査・啓発の実施</li> <li>○計画的な収集運搬車両更新の実施</li> <li>○塵芥車等の定期的な整備と適宜な修繕対応の実施</li> </ul>	同左	同左	385,797	継続		
18	一般廃棄物の処理に係る広域連携事業	循環型社会推進課	一般廃棄物の焼却処理について、本市においては大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市で構成された一部事務組合である大阪広域環境施設組合を運営し、広域処理体制を維持し、組合の施設である八尾工場にて主に焼却処理を行う。また焼却残渣については、近畿圏内各都市が参画する大阪湾圏域広域処理場整備事業(大阪湾フェニックス計画)にて処理され、焼却残渣の埋立処分地の確保と適正処理を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪広域環境施設組合構成市の連携による広域的なごみ処理システムの運用</li> <li>○大阪広域環境施設組合構成市としてごみ焼却処理事業に参画(運営協議会への参加など)</li> <li>○大阪広域環境施設組合分担金の将来見通しに係る定期的な情報共有</li> <li>○本市の焼却ごみから生じた焼却残渣を大阪湾圏域広域処理場へ搬入</li> <li>○本市の大阪湾フェニックス計画搬入量に応じて建設工事費を負担</li> </ul>	同左	同左	1,185,958	継続		
19	一般廃棄物最終処分場の管理運営	環境施設課	一般廃棄物(埋立ごみ)の最終処分施設の管理運営を行う。また、可燃ごみ(剪定枝含む)の持ち込みの受付業務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物最終処分場の管理運営</li> <li>○剪定枝(植木等)のリサイクルの実施</li> </ul>	同左	同左	45,808	継続		
20	リサイクルセンター管理運営事業	環境施設課	一般廃棄物(粗大ごみ、複雑ごみ、資源物、容器包装プラスチック、ペットボトル、簡易ガスボンベ・スプレー缶)の中間処理施設の管理運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクルセンターの管理運営</li> </ul>	同左	同左	395,281	継続		
21	一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可	環境施設課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法の規定に基づき収集・運搬及び清掃の許可に関する事務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○許可業者の指導・監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○許可業者の指導・監督</li> <li>○許可の更新</li> </ul>	同左	0	継続		
22	産業廃棄物適正処理推進事業	循環型社会推進課	産業廃棄物の適正処理に向けて、事業者の監視、指導及び許可等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物処理業に係る許可</li> <li>○産業廃棄物関連事業者からの申告、届出等の受理</li> <li>○産業廃棄物関連事業者に対する監視、指導、立入検査等</li> <li>○使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る事業者の登録、許可及び指導等</li> <li>○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に係る届出の受理、立入検査等</li> </ul>	同左	同左	2,304	継続		
23.つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり										
1	地域福祉計画推進事業	地域共生推進課	地域福祉を推進するため、八尾市地域福祉計画を策定し、社会福祉協議会と連携し、計画の推進を行う。さらに、社会福祉法第7条に基づき、八尾市社会福祉審議会を設置し、福祉計画全体の方向性や社会福祉に関する事項を調査審議する。また、学識経験者や社会福祉を目的とする団体の代表者、公募市民などで構成される専門分科会で地域福祉計画に関連する取り組みの進捗状況の把握や検証・評価を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉審議会本審の開催</li> <li>○社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催(第4次計画の推進、進捗管理)</li> </ul>	同左	同左	454	継続		
2	市立共同浴場管理運営事業	地域共生推進課	市立共同浴場錦温泉の維持管理、補修及び事業運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者による管理運営</li> <li>○方針に基づく運営</li> </ul>	○方針に応じた対応	同左	18,459	継続		
3	社会福祉協議会との連携強化	地域共生推進課	地域福祉の推進を図るため、共助の中心的な担い手である社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動に対して、社会福祉協議会と一体となって支援の取り組みを進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金交付(・八尾市社会福祉協議会運営費補助金・八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金・八尾市日常生活自立支援事業推進補助金・八尾市ボランティア活動振興事業補助金・八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金・八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金・八尾市権利擁護推進事業補助金)</li> </ul>	同左	同左	152,996	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
4	重層的支援体制整備事業	地域共生推進課	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備し、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を介護、障がい、子育て、生活困窮をはじめとする各支援機関・地域関係機関・団体や民間企業等と連携して行うことにより、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○包括的な支援体制のさらなる強化に向けた体制の充実</li> <li>○部局間及び関係機関との連携による切れ目のない支援体制の強化</li> <li>○居住支援協議会の運営</li> <li>○ICTを活用した庁内横断的な相談支援情報の共有化</li> <li>○福祉職及び相談窓口職員等の人材育成プログラムの実施</li> <li>○地域社会に参加する機会を確保するための地域拠点の拡充等</li> </ul>	同左	同左	34,719	継続		20
5	社会福祉会館管理運営業務	地域共生推進課	八尾市立社会福祉会館の維持管理、補修及び会館での事業運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者による管理運営</li> <li>○社会福祉会館のエレベーター改修工事</li> </ul>	○指定管理者による管理運営	○指定管理者による管理運営	73,717	継続		
6	権利擁護推進事業	地域共生推進課	八尾市成年後見制度利用促進計画(地域福祉計画と一体的に策定)に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。八尾市社会福祉協議会権利擁護センターを中核機関として、専門職団体、関係機関が連携協力する「協議会」を運営し、「(支援)チーム」を支援するしくみづくりを行う。 また、権利擁護支援が必要な人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域連携ネットワークによる権利擁護の推進</li> <li>○協議会と中核機関の運営</li> <li>○市民後見人の後見業務の支援</li> <li>○市民後見人養成支援</li> <li>○八尾市成年後見制度利用促進計画の推進</li> <li>○社会福祉法人による法人後見の支援</li> <li>○持続可能な権利擁護支援モデル事業の効果検証・課題整理後の事業展開</li> </ul>	同左	同左	9,385	継続		22
7	指定居宅サービス事業者等の指定等に係る事務(高齢者福祉関係)	福祉指導課	指定居宅サービス事業者等の指定等、指定地域密着型サービス事業者等の指定等、特別養護老人ホーム等の設置認可等、老人デイサービスセンター及び有料老人ホーム設置届等の受理等の事務を行い、あわせてそれらの事業者等に対する指導監査等の事務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定居宅サービス事業者等の指定等</li> <li>○介護保険施設等の指定等</li> <li>○指定地域密着型サービス事業者等の指定等</li> <li>○介護予防・生活支援サービス事業者等の指定等</li> <li>○特別養護老人ホーム等の設置認可等</li> <li>○老人デイサービスセンター等設置の届出受理等</li> <li>○有料老人ホーム設置届等の受理等</li> <li>○介護保険事業者に対する運営指導及び指定事務の体制強化</li> </ul>	同左		45,334	拡大		
8	社会福祉法人の設立認可等に係る事務(社会福祉事業関係)	福祉指導課	社会福祉法人の設立認可及び社会福祉事業開始の届出受理等の事務を行うとともに、社会福祉法人に対する指導監査等の事務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉法人の設立認可等</li> <li>○社会福祉事業開始の届出受理等</li> <li>○社会福祉法人設立認可等審査会の開催</li> <li>○社会福祉法人等に対する指導監査に関する説明会の開催</li> </ul>	同左	同左	1,033	継続		
9	保育施設等の認可申請等に係る事務(児童福祉関係)	福祉指導課	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童館)、家庭的保育事業、乳児等通園支援事業の設置認可等、認可外保育施設及び放課後児童育成事業の届出受理等の事務を行い、あわせてそれらの施設等に対する指導監査等の事務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童館)、家庭的保育事業、乳児等通園支援事業の設置認可等</li> <li>○認可外保育施設、放課後児童健全育成事業等の届出受理等</li> <li>○認定こども園の認定等</li> <li>○保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導</li> </ul>	同左	同左	3,314	拡大		
10	指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る事務(障がい者福祉関係)	福祉指導課	指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等の事務を行い、あわせてそれらの施設等に対する指導監査等の事務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定障害福祉サービス事業者の指定等</li> <li>○指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定一般相談支援事業者の指定等</li> <li>○指定障害児通所支援事業者の指定等</li> <li>○指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等</li> <li>○障がい福祉サービス事業者等に対する運営指導及び指定事務の体制強化</li> </ul>	同左		30,734	拡大		
11	地域福祉推進基金活用事業	地域共生推進課	地域福祉推進基金を活用して地域福祉推進のための活動提案を募集し、活動に対して助成することで、住民福祉活動の促進及び住民団体同士のネットワークの構築を図る。	○地域福祉推進基金事業活用団体助成事業の実施	同左	同左	4,876	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
12	民生委員・児童委員事務	地域共生推進課	八尾市民生委員推薦会として八尾市域を担当する民生委員・児童委員、主任児童委員の推薦を行う。委嘱に伴う必要物品の配布や、民生委員・児童委員の研修を行う。八尾市では八尾市民生委員児童委員協議会が設置されており、その活動も支援する。民生委員児童委員大会を実施する。	○推薦会の開催 ○補助金等の交付 ○民生委員児童委員大会の実施	同左	○推薦会の開催 ○補助金等の交付 ○民生委員児童委員大会の実施 ○委嘱状伝達式(一斉改選)の実施	27,371	継続		
13	小地域ネットワーク推進事業	地域共生推進課	社会福祉協議会に対して、その構成団体である地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動に対する補助金を交付することで、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的機関としての機能を十分に発揮できるよう支援する。	○小地域ネットワーク活動推進事業補助金の交付	同左	同左	18,736	継続		
14	社会福祉協議会ボランティアセンターの充実・強化	地域共生推進課	八尾市社会福祉協議会ボランティアセンターの運営に必要な支援を行うとともに成果向上のための協議や助言を行う。	○ボランティア活動振興事業補助金の交付	同左	同左	2,677	継続		
15	福祉人材養成事業	地域共生推進課	地域福祉活動の担い手(「おせっかい人材」)や福祉専門職(「福祉のプロ」)の人材不足解消に向け、様々な機会や場を活用し、地域ニーズに応じた取り組みを行うことで、おせっかい人材の発掘・養成、福祉のプロの確保・養成を行う。	○福祉人材確保・定着のための事業実施	同左	同左	416	継続		
16	戦傷病者、戦没者遺族等の援護事務	地域共生推進課	特別給付金、特別弔慰金の受付、国債の交付事務を行う。戦没者追悼式を実施する。八尾市遺族会の庶務事務を行う。	○特別給付金、特別弔慰金関係事務 ○戦没者追悼式の実施 ○国債の交付事務 ○八尾市遺族会活動に対する支援	同左	同左	485	継続		
17	福祉有償運送関係事務	地域共生推進課	道路運送法第79条の2に基づく福祉有償運送を行いたい事業者が登録申請を陸運支局に行うために必要となる申請書類を大阪府中部ブロック福祉有償運送運営協議会で協議が整うように助言や相談を行うとともに運営協議会構成市の担当課として必要な事務を行う。また、福祉有償運送を利用したいと考えている移動制約者に対して情報提供を行う。	○福祉有償運送協議会への参加 ○福祉有償運送利用希望者への情報提供	同左	同左	41	継続		
18	災害時要配慮者支援事業	地域共生推進課	災害時に備えて平常時からの声掛けや見守りを通じた地域でのつながりづくりを進め、災害時の支え合いにもつながるよう、支援を必要とする人の把握や見守り活動の充実に取り組む。	○避難行動要支援者に対する避難行動意識の醸成 ○地域における見守りネットワークの充実・強化 ○同意者リストの地域での活用支援 ○地域や関係機関と連携した避難行動の実効性を高めるための取り組み	同左	同左	0	継続		28
19	災害時要配慮者支援事業	高齢介護課	「八尾市災害時要配慮者支援指針」に沿って、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域団体等関係機関との情報共有など、地域と連携した要配慮者支援体制の整備を図る。また、当該支援と関係して、民間の社会福祉施設の役割について協議を行い、円滑な避難の確保を図るため連携を行う。	○避難行動要支援者名簿の作成 ○名簿掲載者に対する個人情報提供に関する同意確認と個別避難計画作成 ○移送や避難場所の確保等の実効性のある避難支援の構築	同左	同左	14,175	継続		28
20	災害時要配慮者支援事業	障害福祉課	「八尾市災害時要配慮者支援指針」に沿って、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域団体等関係機関との情報共有など、地域と連携した要配慮者支援体制の整備を図る。また、当該支援と関係して、民間の社会福祉施設の役割について協議を行い、円滑な避難の確保を図るため連携を行う。	○避難行動要支援者名簿の作成 ○名簿掲載者に対する個人情報提供に関する同意確認と個別避難計画作成 ○移送や避難場所の確保等の実効性のある避難支援の構築	同左	同左	0	継続		28
24.高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現										
1	シルバー人材センター事業	高齢介護課	公益社団法人八尾市シルバー人材センターに補助金を交付し、当該事業の目的達成に向けた支援をする。	○公益社団法人シルバー人材センターへの補助金の交付による、当該事業の目的達成に向けた支援 ○新しい事業の創出に向けた支援 ○シルバー人材センターの建て替えに向けた協議	同左	○公益社団法人シルバー人材センターへの補助金の交付による、当該事業の目的達成に向けた支援 ○新しい事業の創出に向けた支援	37,709	継続		
2	高齢クラブ活動助成事業	高齢介護課	高齢クラブ連合会及び単位クラブの活動に対して助成金を交付するとともに各種クラブ活動の支援を行う。	○高齢クラブ連合会事業に対する支援 ○高齢クラブ活動助成金の交付	同左	同左	7,739	継続		
3	高齢者ふれあい農園事業	高齢介護課	農園の整備を行い、農園活動を支援するとともに、地域の児童・生徒等とのふれあい交流活動を推進する。	○農園活動の支援 ○入園者の募集 ○未入園区画に対する対応の検討	同左	同左	1,870	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
4	敬老祝寿等関係事業	高齢介護課	高齢者保健福祉月間に関連して、様々な敬老事業を行う。	○高齢者保健福祉月間に「金婚式・長寿を祝う会」などの各種行事を実施 ○地区開催の敬老祝寿式への支援 ○厚生労働省の百歳高齢者記念事業に係る記念品の贈呈	同左	同左	2,772	継続		
5	高齢者ふれあいサロン運営支援事業	高齢介護課	高齢者の交流や情報交換の場としての常設型の「高齢者ふれあいサロン」の住民主体による運営を支援する。	○住民運営のサロンに対する支援 ○総合事業と併せてあり方を検討	同左	同左	113	継続		
6	加齢性難聴者補聴器購入助成事業	高齢介護課	高齢者の難聴を早期に発見し、補聴器を装着することにより社会参加等を支援し、高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らし続けられるよう支援を行う。	○補聴器購入助成の実施 ○アンケートの実施・分析	同左	同左	1,547	継続		23
7	老人福祉センター運営管理事業	高齢介護課	市内在住の満60歳以上高齢者に対し、講座等の事業を老人福祉センターにて実施する。	○指定管理者制度による老人福祉センターの管理運営 ○施設の修繕及び機能保全	同左	同左	69,573	継続		
8	地域介護予防活動支援事業【一般会計・特別会計】	高齢介護課	身近な地域にある高齢者あんしんセンターにおいて介護予防教室を実施し、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう支援する。また、地域における介護予防活動等を行う意欲のある高齢者に対しては、地域でのリーダーとして活躍するために必要な知識や技能を盛り込んだ講座を実施する。	○地域における介護予防活動等を行うために必要な知識や技能を盛り込んだ講座の実施 ○身近な地域にある高齢者あんしんセンター等において介護予防教室を開催 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	同左	同左	8,762	継続		17
9	介護予防普及啓発事業	高齢介護課	介護予防の啓発・社会参加の促進を目的としたパンフレットの作成・配布を行う。また、介護予防活動を身近な地域で自主的に行うグループが継続的に取り組めるよう支援する。社会参加を通じた介護予防の推進を図るため、介護支援ボランティア制度を実施する。	○介護予防活動を身近な地域で自主的に行うグループの支援 ○介護予防サポーター事業の実施 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	同左	同左	3,250	継続		17
10	介護予防・生活支援サービス事業【特別会計】	高齢介護課	介護保険の予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業として実施する。	○訪問型・通所型サービス(指定相当)、訪問型サービス(基準緩和)、訪問型サービス(シルバー人材センター)、通所型サービス(街かどデイハウス)、通所型サービス(短期集中)の実施 ○多様なサービスの充実に向けた検討	同左	同左	1,023,448	継続		
11	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進事業【一般会計・特別会計】	高齢介護課	老人福祉法及び介護保険法、認知症基本法に基づき、本市における高齢者の保健・福祉分野及び介護保険事業における目標設定や取り組みの方向性を計画の中で位置づけし、策定した計画に基づき各施策を実施する。	○社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催 ○給付実績の分析 ○第10期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と(仮称)八尾市認知症施策推進計画を一体的に策定	○社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催 ○社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催 ○給付実績の分析 ○第10期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と(仮称)八尾市認知症施策推進計画の進行管理	○社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催 ○給付実績の分析 ○第10期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と(仮称)八尾市認知症施策推進計画の進行管理	7,048	継続		
12	訪問理容助成事業	高齢介護課	在宅で疾病等の理由により理美容院に出向くことが困難な高齢者等に対して訪問理容サービスを実施する。	○訪問理容の実施	同左	同左	449	継続		
13	高齢者住宅等安心確保事業【特別会計】	高齢介護課	高齢者に配慮した住宅(大阪府営住宅シルバーハウジング)に生活指導員を派遣し、安否の確認、緊急時の対応等の福祉サービスの提供を行う。	○生活援助員の派遣(常駐)	同左	同左	3,954	継続		
14	生活管理指導短期宿泊事業	高齢介護課	養護老人ホームを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。	○短期宿泊事業の実施	同左	同左	100	継続		
15	家族介護支援事業【特別会計】	高齢介護課	高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的に、家族等の様々なニーズに対応した各種サービスを提供する。	○高齢者あんしんセンター等での家族介護教室の開催 ○家族介護用品の支給	同左	同左	12,785	継続		
16	在日外国人高齢者福祉金支給事業	高齢介護課	国民年金法の改正により外国人にも国民年金法が適用されたが、老齢年金等の適用を受けられなかった在日外国人に対し、高齢者福祉金を支給する。	○在日外国人高齢者福祉金の支給	同左	同左	240	継続		
17	生活支援・介護予防サービスの体制整備事業	高齢介護課	地域の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。	○生活支援コーディネーターと定期的な検討会議の実施 ○生活支援・介護予防サービス協議会の開催 ○地域における協議会の実施による新たなサービスの創出検討	同左	同左	25,284	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
18	在宅医療・介護連携 推進事業【特別会計】	高齢介護課	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進する。	○切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の推進 ○研修会等を通じた在宅医療・介護連携の強化	同左	同左	4,402	継続		
19	見守りネットワーク推進事業【一般会計・特別会計】	高齢介護課	日常的に地域で活動する様々な業種の事業者等と連携することにより、気になる高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見して必要な援助を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する。	○地域における高齢者の見守りの必要性についての理解促進と見守り体制の強化 ○協力事業者の積極的な見守り活動の促進による「高齢者見守りサポーターやお」のさらなる充実 ○緊急通報システムの運用実施	同左	同左	19,315	継続		
20	地域包括支援センター運営事業	高齢介護課	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	○包括的相談支援体制の強化に向け分野横断的な機関との協議を踏まえ、高齢者あんしんセンターの今後の方向性を第10期高齢者保健福祉計画に反映 ○高齢者あんしんセンター職員の総合調整力や指導力等の技術向上 ○ICTを活用した介護予防請求業務及び高齢者あんしんセンター間の情報共有のシステム拡充に向け調整 ○介護予防ケアマネジメント及び介護予防教室の事業評価を踏まえた事業の改善	○包括的な相談支援体制の強化に向けた、高齢者あんしんセンターの体制について関係機関で協議 ○高齢者あんしんセンター職員の総合調整力や指導力等の技術向上 ○ICTを活用した高齢者あんしんセンター間の情報共有システムの拡充に向けた調整に基づく対応	○包括的な相談支援体制の強化に向けた、高齢者あんしんセンターの体制の協議を踏まえた事業者の選定 ○高齢者あんしんセンター職員の総合調整力や指導力等の技術向上	335,692	継続		
21	高齢者福祉施設及び設備整備事業	高齢介護課	八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者施設の整備を図る。	○第9期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき実施	○第10期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき実施	同左	254,981	継続		
22	軽費老人ホーム事務費補助事業	高齢介護課	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者負担にあたるサービス提供費の減免に要した費用を施設に補助する。	○高齢者の入所支援、施設運営の適正化のため事業を実施。	同左	同左	248,513	継続		
23	社会参加型介護予防事業【特別会計】	高齢介護課	成果運動型民間委託契約方式(PFS)を用いて、社会参加を軸とした介護予防プログラムを実施する。介護予防事業のポピュレーションアプローチとして実施するが、ハイリスクアプローチ実施後の受け皿としての機能も果たす。	○事業者選定 ○社会参加を軸とした介護予防事業のプログラムのニーズ調査・調査に基づく実施 ○介護予防事業プログラムの効果検証	○社会参加を軸とした介護予防事業のプログラムの実施 ○介護予防事業プログラムの効果検証	同左	15,074	事業実施	○	17
24	地域ケア会議推進事業【特別会計】	高齢介護課	介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者及び要介護高齢者などを対象に、保健・福祉・医療及び地域との円滑な調整を図りながら、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整を推進する。	○地域ケア連絡協議会の開催 ○地域ケアケース会議の開催 ○自立支援型地域ケア会議の開催	同左	同左	2,345	継続		
25	老人保護措置関係事務	高齢介護課	老人福祉法第11条に基づき、虐待及び環境・経済的理由により在宅生活が困難な者を養護老人ホームへ、また虐待等により保護が必要な者を特別養護老人ホームへ入所させる措置を行う。措置に伴い発生する老人保護措置費を入所施設に支払いし、収入等被措置者の負担能力に応じて入所者負担金の請求を行う。在宅の高齢者が虐待等のやむを得ない事由により必要なサービスを受けることが困難な場合に、老人福祉法に基づく措置により各種の在宅サービスを提供する。	○虐待及び環境・経済的理由により在宅生活が困難な高齢者の養護老人ホームへの入所 ○虐待等により保護が必要な高齢者の特別養護老人ホームへの入所 ○虐待等により在宅サービスが受けられない高齢者へのサービスの提供を実施 ○措置に伴う老人保護措置費の入所施設への支払い、被措置者の負担能力に応じて入所者負担金の請求	同左	同左	31,368	継続		
26	成年後見制度利用支援事務(高齢介護課対応分)【特別会計】	高齢介護課	制度についての情報提供や相談対応を行う。また、認知症等により判断能力が不十分で制度の利用が必要な2親等内の親族がいない人について成年後見の市長申立てを行う。	○後見開始等審判の申立て支援	同左	同左	3,315	継続		
27	認知症総合支援事業【特別会計】	高齢介護課	認知症に関する理解促進のための普及啓発を行うとともに、保健・医療・福祉の様々な分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援を行ったり、認知症の進行による徘徊時に早期に発見できるネットワークやシステムを活用し、認知症の人やその疑いのある人並びにその家族に対して、総合的な支援を実施する。	○認知症ケアに対するサービスの充実 ○認知症についての理解の促進 ○認知症の人の社会参加の推進 ○徘徊高齢者に対する見守り体制の充実と早期発見に寄与する機器等の利用支援 ○第10期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と一体的に(仮称)八尾市認知症施策推進計画を策定	○認知症ケアに対するサービスの充実 ○認知症についての理解の促進 ○認知症の人の社会参加の推進 ○徘徊高齢者に対する見守り体制の充実と早期発見に寄与する機器等の利用支援 ○(仮称)八尾市認知症施策推進計画の策定に沿った活動	同左	19,829	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
28	介護保険給付事業 【特別会計】	高齢介護課	65歳以上の第1号被保険者保険料の他、40歳から64歳の第2号被保険者保険料、国、大阪府、市町村負担金を財源として、要介護者等が利用した介護サービス費の原則9割(一定以上所得者は8割もしくは7割)を負担する。 適切な介護保険事業運営を図るため、適正化事業を計画的に実施する。	○介護保険給付 ○介護給付適正化事業の実施 ①認定訪問調査の点検、②給付適正化に向けたケアプラン点検、③住宅改修の点検、④医療情報との実合、⑤縦覧点検、⑥福祉用具購入・貸与調査、⑦給付実績の活用 ○サ高住・有料老人ホームに係る適正化の推進	同左	同左	32,293,577	継続		
29	介護保険認定調査事業【特別会計】	高齢介護課	介護保険の被保険者に対し、保険者である市町村が日常生活上の介護の必要性を確認するとともにその程度を認定する。	○介護認定審査会の円滑な運営 ○適切な認定調査の実施 ○認定訪問調査の点検 ○高齢者の状況に応じた認定調査の実施 ○調査を通じた介護支援の推進	同左	同左	199,696	継続		
30	介護保険賦課徴収事業【特別会計】	高齢介護課	資格取得者(年齢到達、転入等)、資格喪失者(死亡、転出等)及び適用除外者を的確に把握し、被保険者証の交付及び回収並びに介護保険料の賦課徴収業務を行う。	○介護保険料に関する情報提供 ○介護サービスの適切な利用に向けた納付勧奨の実施 ○口座振替の推進 ○滞納調査を含む不納欠損対策	同左	同左	22,124	継続		
31	介護保険利用者及び事業者支援事業【特別会計】	高齢介護課	サービス利用者が適切に介護保険サービスを利用できるよう、また、介護保険サービス提供事業者が適切に事業運営ができるよう支援を行う。	○介護保険制度利用に関する相談・苦情処理体制の整備(住宅改修・保険料相談) ○コミュニケーションサポーター派遣制度 ○介護相談員派遣事業 ○福祉用具・住宅改修支援事業 ○介護サービス提供に関する相談・苦情処理体制の整備 ○介護保険事業者連絡協議会の支援 ○介護保険事業者情報の提供	同左	同左	6,629	継続		
25.障がいのある人への支援の充実										
1	障がい者基本計画等推進事業	障害福祉課	障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定並びにこれらの計画に基づく施策の進捗管理とサービス提供体制の確保方策について検討する。	○第4期八尾市障がい者基本計画後期計画、第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画の進捗管理 ○第8期八尾市障がい福祉計画及び第4期八尾市障がい児福祉計画の策定	○第4期八尾市障がい者基本計画後期計画、第8期八尾市障がい福祉計画及び第4期八尾市障がい児福祉計画の進捗管理 ○第5期八尾市障がい者基本計画の策定 ○第9期八尾市障がい者基本計画策定に係るアンケート調査		2,495	継続		
2	緊急時障がい者保護事業	障害福祉課	障がい者・児が緊急時や虐待、その他やむを得ない事由により必要なサービスを受けることが極めて困難な場合に、障がい福祉サービス・障がい児通所支援等の各種サービスを措置により提供する。	○緊急時等やむを得ない者に対しての一時的な保護の実施 ○虐待やその他やむを得ない事由により契約によるサービス利用ができない障がい者・児に対し措置によるサービスの提供を実施	同左	同左	3,977	継続		
3	特別障がい者手当等支給事業	障害福祉課	日常生活が著しく制限され、常時特別の介護を要する在宅の重度障がい者等に対し、特別障がい者手当を支給する。また、障がい基礎年金を受給できない外国人等重度心身障がい者の福祉の向上を図るため、特別給付金を支給する。	○手当等の支給	同左	同左	187,536	継続		
4	日常生活用具等給付事業	障害福祉課	在宅の障がい者等に対し、日常生活を円滑に行うことができるよう入浴補助用具、歩行支援用具等の日常生活用具を給付する。また、住宅改修が必要な重度の身体障がい者等の属する世帯に対して改修費用の一部を助成する。	○市内の障がい者等に対する特殊寝台等の日常生活用具の給付 ○住宅改修が必要な対象者の属する世帯に対する改修費用の一部助成	同左	同左	84,415	継続		
5	障がい福祉サービス事業(介護給付、訓練等給付、相談支援)	障害福祉課	障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な障がい福祉サービスに係る給付や支援を行う。	○介護給付(居宅介護等)の実施 ○訓練等給付(就労継続支援A型/B型等)の実施 ○相談支援(計画相談支援等)の実施	同左	同左	12,571,565	継続		
6	補装具給付事業	障害福祉課	身体障がい者等が障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得するため、あるいは補うために用いられる用具の交付・修理を行う。	○身体障がい者等に対する補装具費の支給	同左	同左	66,596	継続		
7	障がい児支援事業	障害福祉課	日常生活における生活能力の向上、集団生活への適応のための必要な訓練及び社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	○障がい児通所給付(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の実施	同左	同左	2,898,496	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
8	障害者総合福祉センター運営事業	障害福祉課	在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図るための拠点施設である障害者総合福祉センターの運営を行う。また、地域生活支援拠点等の中核的施設として、障がい者の緊急時の相談受付や受入れをはじめ、各種相談、講習、訓練、情報提供等を実施する。	○センター事業の実施等	同左	同左	178,806	継続		11
9	地域生活支援事業(サービス系)	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、障がいのある方が、能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、移動支援事業等を実施する。	○移動支援事業の実施 ○日中一時支援事業の実施 ○地域活動支援センター事業の実施 ○訪問入浴サービス事業の実施	同左	同左	417,591	継続		
10	児童発達支援センター事業	こどもいじめ何でも相談課	地域の中核的な療育支援施設として総合的な支援を行う。 第1センター ①すべての児童に対し、必要に応じて診療並びに療育を行うとともに保護者へ指導・助言を行う。 ②地域支援として、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を行う。 ③障がい児に対する通所サービスの利用に係る障がい児支援利用計画を作成するとともに、モニタリングを実施する。 ④発達障害に係る医師の診断から必要な訓練や支援を行うための環境整備を進める。 第2センター 知的障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供し、心身の発達を促進する。また、児童の保護者への相談支援や園庭開放、親子教室等を実施するなど、地域支援事業を行う。	○第1センターにおける外来診療や療育の実施と法改正や市民ニーズに対応するための機能充実及び親子分離療育の実施 ○第1センターにおける肢体や体幹に機能障がいを有する児童への療育と訓練の実施 ○第1センターにおける保育所等訪問支援・障がい児相談支援事業・居宅訪問型児童発達支援の実施 ○第2センターにおける障がい児童への日常生活指導、知識技術付与、集団生活の適応訓練提供や保護者への相談支援等の実施	○第1センターにおける外来診療や市民ニーズを踏まえた外来診療や療育の実施 ○第1センターにおける肢体や体幹に機能障がいを有する児童への療育と訓練の実施 ○第1センターにおける保育所等訪問支援・障がい児相談支援事業・居宅訪問型児童発達支援の実施 ○第2センターにおける障がい児童への日常生活指導、知識技術付与、集団生活の適応訓練提供や保護者への相談支援等の実施	同左	101,822	継続		11
11	自立支援医療給付事業	障害福祉課	身体障がい者、精神障がい者の日常生活や職業能力を回復、改善するため、障がいの軽減を図ることを目的として行われる医療に対して給付する。	○自立支援医療の給付	同左	同左	518,707	継続		
12	重度障がい者医療費助成事業	障害福祉課	重度障がい者の健康増進、福祉の向上を図るため、医療保険により受診した場合に医療費の一部自己負担額を控除した額を公費で負担する。	○大阪府福祉医療費助成制度に基づく障がい者医療制度の実施	同左	同左	697,503	継続		
13	手帳等交付事務	障害福祉課	身体障がい者手帳や療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付にかかる申請・更新受付、交付決定(身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳のみ)、大阪府への進達、手帳引渡しや説明等を行う。	○身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付 ○療育手帳の申請受付、手帳引渡し等	同左	同左	3,040	継続		
14	障がい者理解啓発事業	障害福祉課	障がい者フォーラムやアンテナショップ、障がい者啓発活動支援事業等を通じて、広く市民に障がいや障がい者に対する理解啓発を図る。	○障がい者フォーラムの実施 ○障がい者啓発活動支援事業の実施 ○アンテナショップ運営支援事業の実施	同左	同左	2,869	継続		
15	障がい者福祉施設整備促進事業	障害福祉課	社会福祉法人等が実施する施設整備に要する費用に対して補助を行い、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を促進する。	○事業者選定、国庫協議及び補助金の交付	同左	同左	316	継続		
16	障がい者相談支援事業	障害福祉課	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う。	○基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所による相談支援事業の実施 ○障がい者団体による自立相談等業務の実施 ○八尾市障がい者相談員による相談業務の実施 ○障がい者虐待防止センター運営業務の実施	同左	同左	59,806	継続		11
17	障がい者就労支援事業	障害福祉課	障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した啓発活動や障がい者就職面接会の実施、障がい者就労支援推進事業等を通じ、障がい者の雇用促進を図る。	○障害者就業・生活支援センター、柏原市等との共催による「障がい者雇用を考える集い」の実施 ○障害者就業・生活支援センターと連携した障がい者就労支援推進事業の実施 ○障がい者就職面接会の実施 ○民間事業者と連携した企業説明会等の就職機会の拡大に資する取り組みの実施	同左	同左	3,512	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	18	コミュニケーション支援事業	障害福祉課	聴覚障がい者が外出したり、緊急時に救急車で病院へ搬送された場合などに、登録手話通訳者の派遣等を実施し、意思疎通手段の確保を図る。また、障がい特性に応じた意思疎通支援の充実を図る。 重度の障害により意思の疎通が困難な障がい者又は障がい児(以下「障がい者等」という。)が医療機関に入院した場合に、当該障がい者等と医療機関従事者との意思疎通を支援する者を派遣し、障がい者等が安心して医療を受けられる環境の確保を図る。	○登録手話通訳者の養成及び派遣 ○要約筆記者の養成及び派遣 ○コミュニケーション支援員の養成及び派遣 ○専門性が高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣 ○点字、朗読ボランティア等の普及及び通訳者やボランティアの育成 ○入院時コミュニケーション支援事業の実施	同左	同左	6,781	継続	24
	19	成年後見制度利用支援事務(障がい福祉課対応分)	障害福祉課	成年後見開始等の市長申立てを行い、本人に資力がない場合は、成年後見人等の報酬を助成する。	○成年後見審判申立の実施 ○選任された後見人等への報酬を助成	同左	同左	1,999	継続	
	20	地域生活支援体制推進事業	障害福祉課	障がい者等が障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、地域の障がい福祉に関するネットワークを充実させ、地域自立支援協議会の運営をはじめ、地域生活支援拠点等の整備、医療的ケア児支援のための協議の場や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の運営を行い、地域全体で障がい者等を支援する体制の構築を図る。	○八尾市地域自立支援協議会等の運営 ○医療的ケア児支援のための協議の場の運営 ○地域生活支援拠点等の整備 ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の運営 ○「親なきあと」に関する相談等の実施	同左	同左	9,034	継続	11・21
	21	障がい者社会参加支援事業	障害福祉課	障がい者の社会参加の機会を確保するとともに、移動支援としてタクシー運賃の割引や障がい者団体への助成を行うなど、障がい者福祉の向上を図る。また、障がい者スポーツ等を通じて、障がい者の生きがいづくりを支援する。	○地域福祉推進基金事業を活用し、障がい者福祉の向上に資する取り組みに対して、活動経費を補助 ○タクシー初乗り運賃の補助 ○自動車改造等への助成 ○スポーツ大会の運営の補助 ○障がい者団体育成事業補助金による障がい者団体への補助	同左	同左	21,221	継続	
26.生活困窮者への支援										
	1	生活保護資金貸付制度事業	地域共生推進課	低所得世帯及び災害等による生活困窮者の自立更生を図るため、生活保護資金の貸し付け、償還事務及び同和更生資金貸付金滞納者に対する償還事務を行う。	○生活保護資金の貸付及び償還指導 ○同和更生資金貸付金滞納者に対する償還指導	同左	同左	284	継続	
	2	生活困窮者自立支援事業	地域共生推進課	自立相談支援事業として、拠点型と八尾市生活支援相談センター(委託型)を設置し、生活困窮分野に留まらず、幅広い相談を受け止め、アセスメントを通じて個々の状況に応じた支援プランを作成し支援を行う。また、支援につながるにくい人や世帯に対しては、アウトリーチを通じて関係機関と連携して支援し、「誰ひとり取り残さない支援」を実施していく。	○自立相談支援事業の実施 ○家計改善支援事業の実施 ○学習支援事業の実施 ○就労準備支援事業の実施 ○住居確保給付金の支給	同左	同左	92,732	継続	13・14
	3	ホームレス対策事業	生活福祉課	平成27年度(2015年度)施行の生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や一時生活支援事業として、ホームレスを対象とした生活相談等の支援を行う。	○府及び南大阪ブロックの各市町村と連携してホームレス巡回相談指導事業を中心とする、ホームレスの自立に向けた取り組みの実施	同左	同左	2,786	継続	
	4	中国残留邦人等への支援事業	生活福祉課	中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定と地域での生き生きとした暮らしを実現するために、支援を実施する。	○中国残留邦人等に対する、懇切丁寧な支援の実施	同左	同左	73,409	継続	
	5	自立生活支援事業	生活福祉課	就労困難者である被保護者に対し、就労支援員によるハローワークへの同行訪問など、きめ細やかな就労支援を実施することにより、新規就労や増収につなげ、世帯の自立を促進する。	○ケースワーカー、就労支援員によるきめ細かな就労支援の実施及び保護世帯の自立促進 ○就労支援における、ハローワーク等の関係機関との連携	同左	同左	11,542	継続	
	6	生活保護事務	生活福祉課	生活保護法に基づき保護を実施する。	○生活保護の適正化の取り組み ○生活保護事務ICTシステム推進事業の取り組み ○医療扶助のオンライン資格確認の適切な運用 ○生活保護業務の標準化システムによる運用 ○預貯金照会のオンライン実施	同左	同左	15,300,764	継続	
	7	被保護者健康管理支援事業	生活福祉課	健康問題を抱えている生活保護受給者に対して、経済的自立のみならず日常生活自立・社会生活自立という観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があると考え、被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進する。	○健康診断の受診券発送及びケースワーカーによる受診勧奨 ○健診結果やレセプトデータ等の分析結果に基づいた、健康管理支援員による保健指導の実施	同左	同左	12,941	継続	

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
27.一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進										
1	八尾市人権尊重の 社会づくり推進事業	人権政 策課	すべての人権が尊重される社会の実現に向けて、関係機関と連携した推進体制の充実に努めるとともに、市民との協働により、人権教育・啓発についての取り組みを総合的かつ計画的に推進する。	○八尾市人権尊重の社会づくり審議会の開催 ○八尾市人権施策推進本部会議、幹事会の開催 ○人権主催者研修の開催 ○職員研修、職場研修の開催 ○(仮)第3次八尾市人権教育・啓発プランの推進 ○(仮)第3次八尾市人権教育・啓発プランの進行管理	同左	同左	1,932	継続		
2	人権啓発の推進	人権政 策課	市民、事業者などの人権意識の向上を図るため、啓発事業を実施するとともに、市民による啓発活動への支援を行う。	○人権啓発セミナーの開催 ○ひゅーまんフェスタの開催 ○人権講座の開催 ○地区人権研修をはじめとする八尾市人権啓発推進協議会活動の促進及び支援 ○人権週間街頭啓発、啓発用のぼり等の掲出 ○人権啓発にかかる情報発信の充実	同左	同左	10,184	継続		
3	差別のない社会づくりの 推進事業	人権政 策課	差別の実態を把握し、差別をなくすための取り組みを推進するとともに、人権相談などの充実を図る。	○人権擁護委員八尾地区委員会などによる人権相談や人権擁護活動支援 ○職員による人権相談 ○インターネット上における差別事象に対する調査の実施 ○人権侵害に関する特設法律相談の実施	同左	同左	1,370	継続		
4	人権コミュニティセン ター施設管理	桂人権 コミュニ ティセ ンター	桂人権コミュニティセンターの運営管理と補修、整備改修を含めた施設の維持管理及び貸館業務を行う。	○桂人権コミュニティセンターの運営管理業務 ○施設の補修・維持管理業務 ○貸館業務	同左	同左	5,070	継続		
5	人権コミュニティセン ター施設管理	安中人 権コ ミュ ニ ティ セ ン ター	安中人権コミュニティセンターの運営管理と補修、整備改修を含めた施設の維持管理及び貸館業務を行う。	○安中人権コミュニティセンターの運営管理業務 ○施設の補修・維持管理業務 ○貸館業務	同左	同左	9,358	継続		
6	人権コミュニティセン ター講座事業	桂人権 コミュニ ティ セ ン ター	人権尊重の社会づくりを推進するため、「自立支援」「人権啓発」「市民交流」「生涯学習」等、各種事業を実施する。	○各種講座事業 ○人権啓発事業	同左	同左	2,803	継続		
7	人権コミュニティセン ター講座事業	安中人 権コ ミュ ニ ティ セ ン ター	人権尊重の社会づくりを推進するため、「自立支援」「人権啓発」「市民交流」「生涯学習」等、各種事業を実施する。	○各種講座事業 ○人権啓発事業	同左	同左	2,159	継続		
8	人権コミュニティセン ター相談事業	桂人権 コミュニ ティ セ ン ター	市内とりわけ近隣地域の住民の福祉の向上、自立支援を図るため生活相談事業を実施する。同時に関係機関や関係課との連携を図る。	○生活相談事業 ○周辺地域の実態把握	同左	同左	0	継続		
9	人権コミュニティセン ター相談事業	安中人 権コ ミュ ニ ティ セ ン ター	市内とりわけ近隣地域住民の福祉の向上、自立支援を図るため生活相談事業を実施する。同時に関係機関や関係課との連携を図る。	○生活相談事業 ○周辺地域の実態把握	同左	同左	0	継続		
10	男女共同参画推進 事業	人権政 策課	八尾市男女共同参画施策推進本部会議や八尾市男女共同参画審議会での審議等を踏まえ、「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」に基づく取り組みを推進するとともに、男女共同参画センターの受付管理運営を行う。また、DV相談専用ダイヤルの運用や相談員の配置、男女共同参画センターにおける相談支援により、DV被害等女性を取り巻く問題の解決援助、支援を図る。	○八尾市男女共同参画審議会・同施策推進本部会議の開催 ○八尾市はつらつプランに基づく各種取り組み及び次期プラン策定 ○公民連携による男女共同参画・女性活躍推進 ○拠点施設運営及びその移転・改修 ○アウトリーチ型相談支援を含む寄り添い型支援及び各種相談事業の実施 ○誰もが働きやすい職場環境づくりの推進 ○2025大阪・関西万博でのシンポジウム参画の経験を活かした次代を担う若者の男女共同参画に対する意識醸成を図る取り組みの実施	同左	同左	28,396	継続	○	19

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
28.平和意識の向上										
	1 平和意識の啓発事業	人権政策課	市民を対象として、各種非核・平和啓発事業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長崎平和学習(被爆体験講話・啓発資料貸出支援)の実施</li> <li>○戦争遺跡めぐりの実施</li> <li>○戦争体験講話の実施</li> <li>○黙とうの実施</li> <li>○懸垂幕、車両用ステッカー等を活用した啓発</li> <li>○平和啓発パネルの展示</li> <li>○日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議との連携</li> </ul>	同左	同左	860	継続		
29.多文化共生の推進										
	1 多文化共生推進事業	人権政策課	多文化共生社会の実現をめざし、多文化共生推進計画に基づき八尾市国際交流センターと連携し、相談・情報提供事業などの多文化共生施策の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人支援事業(相談事業・情報発信事業)の実施</li> <li>○外国人市民会議の開催</li> <li>○第2次多文化共生推進計画の進捗管理</li> <li>○災害時多言語支援センターの本運用に向けた準備</li> <li>○地域での多文化共生事業の推進</li> <li>○職員対象の多文化共生推進研修の実施</li> <li>○(公財)八尾市国際交流センターの事業評価と補助金交付</li> </ul>	同左	同左	51,237	継続		
	2 姉妹友好都市交流事業	人権政策課	姉妹友好都市のアメリカ合衆国ワシントン州ベルビュー市及び中華人民共和国上海市嘉定区との行政・青少年・市民等の相互交流を通じて国際感覚を持った人材育成を図るため、受入・派遣事業を行う。また、大韓民国大邱広域市中区との青少年交流を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○姉妹都市アメリカ合衆国ワシントン州ベルビュー市、友好都市中華人民共和国上海市嘉定区と各種交流事業を実施</li> <li>○大韓民国大邱広域市中区との青少年交流事業の実施</li> </ul>	同左	同左	2,371	継続		
30.地域のまちづくり支援・市民活動の促進										
	1 地域まちづくり推進事業	コミュニティ政策推進課	第6次総合計画基本構想に掲げる「共創と共生の地域づくり」を実践するために、校区まちづくり交付金制度を運用し、各種取り組みを通じて多くの人が参加し活躍できる機会の創出を支援し、主体的で持続可能な地域コミュニティづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3期わがまち推進計画に基づいた校区まちづくり協議会の運営支援</li> <li>○校区まちづくり交付金の制度運用</li> <li>○地域のまちづくりの推進に向けた校区まちづくり協議会及び市職員への研修の実施</li> <li>○やお地域まちづくりアドバイザーから各まち協へ助言・情報提供等の実施</li> <li>○校区まちづくり協議会の活動に関する情報発信、広報</li> <li>○校区まちづくり協議会間の情報交換の機会の創出</li> </ul>	同左		48,718	継続		
	2 八尾市市民憲章推進協議会事務	コミュニティ政策推進課	市民の努力目標としての市民憲章精神の周知と各種実践活動の推進を目的に設立された八尾市市民憲章推進協議会の活動を支援する。	○啓発事業等を通じた市民憲章精神の普及	同左	同左	950	継続		
	3 八尾市コミュニティ推進連絡協議会事業	コミュニティ政策推進課	市内10館のコミュニティセンターごとに組織されているコミュニティセンター運営協議会が各館の実情について意見交換等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各館の実情についての意見交換会の開催</li> <li>○各コミュニティセンター運営協議会が実施する各種事業への支援</li> </ul>	同左	同左	500	継続		
	4 コミュニティセンター施設管理	龍華出張所	コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティセンターの計画的な維持管理</li> <li>○コミュニティセンターの貸館業務</li> </ul>	同左	同左	47,501	継続		
	5 コミュニティセンター施設管理	久宝寺出張所	コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティセンターの計画的な維持管理</li> <li>○コミュニティセンターの貸館業務</li> </ul>	同左	同左	5,900	継続		
	6 コミュニティセンター施設管理	大正出張所	コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティセンターの計画的な維持管理</li> <li>○コミュニティセンターの貸館業務</li> </ul>	同左	同左	8,680	継続		
	7 コミュニティセンター施設管理	山本出張所	コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティセンターの計画的な維持管理</li> <li>○コミュニティセンターの貸館業務</li> </ul>	同左	同左	63,202	継続		
	8 コミュニティセンター施設管理	竹淵出張所	コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティセンターの計画的な維持管理</li> <li>○コミュニティセンターの貸館業務</li> </ul>	同左	同左	5,490	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
9	コミュニティセンター 施設管理	南高安 出張所	コミュニティセンターの維持管理及び 貸館業務を行う。	○コミュニティセンターの計画的な維 持管理 ○コミュニティセンターの貸館業務	○コミュニティセン ターの計画的な維 持管理 ○コミュニティセン ターの貸館業務 ○コミュニティセン ターの大規模改修 に伴う設計業務	○コミュニティセン ターの計画的な維 持管理 ○コミュニティセン ターの貸館業務 ○コミュニティセン ターの大規模改修 に伴う改修工事	8,226	継続		
10	コミュニティセンター 施設管理	高安出 張所	コミュニティセンターの維持管理及び 貸館業務を行う。	○コミュニティセンターの計画的な維 持管理 ○コミュニティセンターの貸館業務	同左	同左	3,044	継続		
11	コミュニティセンター 施設管理	曙川出 張所	コミュニティセンターの維持管理及び 貸館業務を行う。	○コミュニティセンターの計画的な維 持管理 ○コミュニティセンターの貸館業務 ○コミュニティセンター外壁及び屋上 防水等改修・空調入替に伴う設計業 務	○コミュニティセン ターの計画的な維 持管理 ○コミュニティセン ターの貸館業務 ○コミュニティセン ター外壁及び屋上 防水等改修・空調 入替に伴う改修工 事	同左	12,681	継続		
12	コミュニティセンター 施設管理	志紀出 張所	コミュニティセンターの維持管理及び 貸館業務を行う。	○コミュニティセンターの計画的な維 持管理 ○コミュニティセンターの貸館業務	同左	同左	4,457	継続		
13	コミュニティセンター 施設管理	コミュ ニティ 政策推 進課	緑ヶ丘コミュニティセンターの維持管 理及び貸館業務を行う。	○コミュニティセンターの計画的な維 持管理 ○コミュニティセンターの貸館業務	同左	同左	2,748	継続		
14	地域まちづくり支援 事業	龍華出 張所	共創と共生の地域づくりを推進して いくため、地域特性や地域課題に応 じた地域のまちづくり支援を進める。	○わがまち推進計画に基づく取り組 みへの支援 ○地域課題に応じた情報提供 ○地域内での対話の場の創出支援 ○地域活動等の情報発信の強化	同左	同左	17	継続		
15	地域まちづくり支援 事業	久宝寺 出張所	共創と共生の地域づくりを推進して いくため、地域特性や地域課題に応 じた地域のまちづくり支援を進める。	○わがまち推進計画に基づく取り組 みへの支援 ○地域課題に応じた情報提供 ○地域内での対話の場の創出支援 ○地域活動等の情報発信の強化	同左	同左	9	継続		
16	地域まちづくり支援 事業	西郡出 張所	共創と共生の地域づくりを推進して いくため、地域特性や地域課題に応 じた地域のまちづくり支援を進める。	○わがまち推進計画に基づく取り組 みへの支援 ○地域課題に応じた情報提供 ○地域内での対話の場の創出支援 ○地域活動等の情報発信の強化	同左	同左	96	継続		
17	地域まちづくり支援 事業	大正出 張所	共創と共生の地域づくりを推進して いくため、地域特性や地域課題に応 じた地域のまちづくり支援を進める。	○わがまち推進計画に基づく取り組 みへの支援 ○地域課題に応じた情報提供 ○地域内での対話の場の創出支援 ○地域活動等の情報発信の強化	同左	同左	138	継続		
18	地域まちづくり支援 事業	山本出 張所	共創と共生の地域づくりを推進して いくため、地域特性や地域課題に応 じた地域のまちづくり支援を進める。	○わがまち推進計画に基づく取り組 みへの支援 ○地域課題に応じた情報提供 ○地域内での対話の場の創出支援 ○地域活動等の情報発信の強化	同左	同左	132	継続		
19	地域まちづくり支援 事業	竹淵出 張所	共創と共生の地域づくりを推進して いくため、地域特性や地域課題に応 じた地域のまちづくり支援を進める。	○わがまち推進計画に基づく取り組 みへの支援 ○地域課題に応じた情報提供 ○地域内での対話の場の創出支援 ○地域活動等の情報発信の強化	同左	同左	42	継続		
20	地域まちづくり支援 事業	南高安 出張所	共創と共生の地域づくりを推進して いくため、地域特性や地域課題に応 じた地域のまちづくり支援を進める。	○わがまち推進計画に基づく取り組 みへの支援 ○地域課題に応じた情報提供 ○地域内での対話の場の創出支援 ○地域活動等の情報発信の強化	同左	同左	119	継続		
21	地域まちづくり支援 事業	高安出 張所	共創と共生の地域づくりを推進して いくため、地域特性や地域課題に応 じた地域のまちづくり支援を進める。	○わがまち推進計画に基づく取り組 みへの支援 ○地域課題に応じた情報提供 ○地域内での対話の場の創出支援 ○地域活動等の情報発信の強化	同左	同左	80	継続		
22	地域まちづくり支援 事業	曙川出 張所	共創と共生の地域づくりを推進して いくため、地域特性や地域課題に応 じた地域のまちづくり支援を進める。	○わがまち推進計画に基づく取り組 みへの支援 ○地域課題に応じた情報提供 ○地域内での対話の場の創出支援 ○地域活動等の情報発信の強化	同左	同左	180	継続		
23	地域まちづくり支援 事業	志紀出 張所	共創と共生の地域づくりを推進して いくため、地域特性や地域課題に応 じた地域のまちづくり支援を進める。	○わがまち推進計画に基づく取り組 みへの支援 ○地域課題に応じた情報提供 ○地域内での対話の場の創出支援 ○地域活動等の情報発信の強化	同左	同左	75	継続		
24	地域まちづくり支援 事業	コミュ ニティ 政策推 進課	共創と共生の地域づくりを推進して いくため、地域特性や地域課題に応 じた地域のまちづくり支援を進める。	○わがまち推進計画に基づく取り組 みへの支援 ○地域課題に応じた情報提供 ○地域内での対話の場の創出支援 ○地域活動等の情報発信の強化	同左	同左	14	継続		
25	地域まちづくり支援 事業	安中人 権コ ミュニ ティセ ンター	共創と共生の地域づくりを推進して いくため、地域特性や地域課題に応 じた地域のまちづくり支援を進める。	○わがまち推進計画に基づく取り組 みへの支援 ○地域課題に応じた情報提供 ○地域内での対話の場の創出支援 ○地域活動等の情報発信の強化	同左	同左	82	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	26 自治振興委員会支援事業	コミュニティ政策推進課	市内町会(自治会)の連合体である八尾市自治振興委員会に補助金や委託料を交付し、その活動を支援する。	○八尾市自治振興委員会への補助金や委託料の交付による活動支援 ○町会加入促進等の実施 ○地域SNS等のICT技術を取り入れた支援 ○「八尾市自治振興委員会・町会への依頼事項見直し方針」や「八尾市町会・自治会の運営・活動のガイドライン」に基づく取り組みの推進	同左	同左	27,823	継続		
	27 地区集会所整備促進事業	コミュニティ政策推進課	自治会等が実施する地区集会所の整備(用地取得・新築・建替え・購入・増改築等・耐震診断)及び家賃等に対する補助金の交付等を行う。	○地区集会所の整備(用地取得・新築・建替え・購入・増改築等・耐震診断)及び家賃等に対する補助金交付	同左	同左	7,563	継続		
	28 小学校区集会所整備事業	コミュニティ政策推進課	市内28校の小学校区を単位とする「小学校区集会所」をそれぞれ順次整備していく。	○老朽化が進んだ箇所の修繕・改修工事の計画検討	同左	同左	2,986	継続		
	29 市民活動支援事業	コミュニティ政策推進課	中間支援組織である八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」の運営により、多様な主体と地域との連携・協力を必要に応じて支援する。特定非営利活動促進法及び大阪府特定非営利活動促進法施行条例等に基づきNPO法人設立認証等事務を行う。市民活動支援基金を活用し、市民活動団体の支援を行うことにより、団体の組織基盤強化や自立継続発展等の活発化を図る。	○八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」の運営及び中間支援の利便性を踏まえた場所の移転 ○多様な主体と地域との公益性を意識した連携・協力の支援 ○NPO法人設立認証等事務 ○市民活動支援基金事業助成金の活用による市民活動団体や地域活動団体への支援	同左	同左	21,784	継続		
	30 表彰・式典関連事務	総務課	定例の儀式・式典を執り行う。具体的には、文化の日に個人及び団体を表彰するほか、国の褒章・叙勲、大阪府の表彰への上申等を行う。また、有功者待遇条例に基づく有功者推挙の議会提出等を実施する。	○文化の日記念式典(文化賞・文化新人賞・一般表彰等) ○有功者の推挙と顕彰状等授与	同左	同左	1,464	継続		
31.生涯学習とスポーツの振興										
	1 社会教育事業	生涯学習課	社会教育法に基づき社会教育委員会を主催するとともに、「よみ・かき・ことば」を必要とする市民に対する継続的な学習機会を提供するなどの取り組みを行う。	○社会教育委員会議の開催 ○識字・日本語教室の開催	同左	同左	4,883	継続		
	2 生涯学習推進事業	生涯学習課	地域や市民が主体となって地域の諸問題に関する学習活動を支援するとともに、学んだ成果を地域に還元できるしくみを構築する。	○地区生涯学習推進事業(定期講座)の実施 ○現代的課題講座の開催 ○人権学習講座の開催 ○視覚障がい者理解教室の開催	同左	同左	19,244	継続		
	3 図書館管理運営業務	生涯学習課	生涯学び、社会で主体的に生きていくように、市民が必要とする資料の収集、保存、提供を行うとともに地域や市民の抱える課題等の解決に向けて必要な情報を提供する。また、関係機関と連携し、利用者に応じた図書館サービスの充実を図る。	○図書資料の収集、保存提供の実施 ○利用者に応じたサービスの実施 ○移動図書館車による図書サービスの実施 ○レファレンス機能の充実 ○学校図書館への支援や連携した取り組みを実施 ○龍華図書館の指定管理者による運営を実施 ○山本図書館・志紀図書館への指定管理制度導入の検討 ○図書館情報システム更新	同左	同左	376,638	継続		
	4 生涯学習人材バンク推進事業	生涯学習課	市民が学んだことを地域や学校等で活躍できるように「人材バンク」への登録を促すとともに、各地域や学校が活用しやすい情報の発信等による活躍の場づくりを支援する。	○「まちなかの達人」(人材バンク)冊子の更新 ○活用マニュアルの配布・PR ○各種講座受講人材の発掘	同左	同左	0	継続		
	5 生涯学習施設管理運営業務	生涯学習課	八尾市生涯学習センター及び八尾市立くらし学習館の管理運営を行う。	○八尾市生涯学習センター及び八尾市立くらし学習館の指定管理者による運営を実施 ○八尾市立くらし学習館の指定管理者の選定	同左	同左	192,112	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	6 家庭教育学級事業	生涯学習課	学校・家庭が抱える諸問題に対して地域と教育委員会が連携して支援を図るしくみづくりを進める一環として、各地域で子どもを取り巻く様々な家庭の教育力や親の学習に関する諸問題に対する研修テーマを地域で選択して学び行動に移す学習の場を開催する。	○家庭の教育力UPサポート事業の実施 ○保護者や地域で子育てに関わる方を対象として非認知能力の育成についての講演会やワークショップ等を開催 ○関係機関等と連携した家庭教育の支援の実施	同左	同左	1,324	継続	○	
	7 団体活動振興助成事務	生涯学習課	八尾市PTA協議会事務局及び八尾市郷土文化推進協議会事務局事務を行う。	○八尾市PTA協議会事務局事務 ○八尾市郷土文化推進協議会事務局事務	○八尾市PTA協議会事務局事務	同左	56	継続		
	8 国際理解教育(分室)事業	生涯学習課	多文化共生のまちづくりをめざし、多文化への理解を深めるための講座等を実施するとともに、異文化ルーツ子ども育成事業、学校教育サポート事業等を通じて、外国にルーツを持つ子どもとの相互理解を促進する取り組みを行う。	○多文化理解講座事業の実施 ○異文化ルーツ子ども育成事業の実施 ○学校教育サポート事業の実施 ○異文化交流サロンの実施	同左	同左	28,104	継続		
	9 地区市民スポーツ祭	文化・スポーツ振興課	老若男女が互いに健康をたたえ、スポーツを通じてよりよき相互理解を図りつつ、市民の体力の向上と親睦を図るため、各地区においてスポーツの祭典を開催する。	○地区市民スポーツ祭の実施(28地区)	同左	同左	5,087	継続		
	10 学校体育施設開放事業	文化・スポーツ振興課	市民のスポーツ活動の推進を図るため、学校教育に支障のない範囲で市民との協働により小中学校の体育施設を開放する。	○市立小中学校及び義務教育学校体育施設開放の実施 ○府立高等学校グラウンド開放の実施	同左	同左	4,767	継続		
	11 社会体育振興事業	文化・スポーツ振興課	市民自らが積極的にスポーツに親しみ、住民相互の連帯を深め、地域住民の健康・体力づくりに資するため、市民体育大会・各種スポーツ大会等や各種スポーツ教室事業を行う。また、公民連携による高度なスポーツイベントの開催等の取り組みを行う。八尾市体育連盟など各種社会体育団体の事務局業務を行う。	○社会体育団体事務局事務 ○八尾市民体育大会の実施 ○各種スポーツ大会の実施 ○各種スポーツ教室の実施 ○大阪府総合体育大会への派遣 ○市民体カテストの実施 ○プロスポーツ試合の市民デー等の開催 ○市民ニーズの変化の把握と検討	同左	同左	14,174	継続		
	12 体育施設管理運営業務	文化・スポーツ振興課	スポーツ施設の管理運営を行う。	○施設管理運営業務 ○施設維持補修業務 ○福万寺町市民運動広場南面の暫定利用 ○大阪府中部広域防災拠点の活用	同左	○施設管理運営業務 ○施設維持補修業務 ○福万寺町市民運動広場南面の暫定利用 ○大阪府中部広域防災拠点の活用 ○総合体育館他9施設及び屋内プールの指定管理者選定	311,404	継続		40
32.信頼される行政経営										
	1 行政経営推進事業(行政評価 他)	政策推進課	限られた行政資源を、効率的・効果的に資源配分する「行政経営」の理念により、施策及び事務事業レベルでの「行政評価」を実施し、実施計画策定につなげていくことで、総合計画の戦略的で実効性のある推進を行う。推進にあたっては、「部局マネジメント戦略」を主体とする「行政経営フロー」により各部局の方針を明らかにするとともに、資源配分における全体最適を図っていく。	○前年度施策・事務事業事後評価の実施 ○次年度施策・事務事業事前評価の実施 ○部局マネジメント戦略の実施	同左	同左	2,238	継続		
	2 固定資産の評価及び賦課に関する業務	資産税課	土地・家屋の固定資産税及び都市計画税の賦課業務を実施する。償却資産の固定資産税の賦課業務を実施する。固定資産税及び都市計画税の賦課に関する証明書の発行や閲覧業務を実施する。登録免許税軽減のための住宅用家屋証明書の発行業務を実施する。相続税法第58条に基づく通知業務を実施する。	○固定資産税等賦課業務の実施 ○部内連携による課税客体の捕捉に係る調査業務の実施 ○土地・家屋の令和9年度(2027年度)評価替え業務の実施 ○税務システムの標準化への移行	○固定資産税等賦課業務の実施 ○部内連携による課税客体の捕捉に係る調査業務の実施 ○土地・家屋の評価替え年度	○固定資産税等賦課業務の実施 ○部内連携による課税客体の捕捉に係る調査業務の実施	56,557	継続		
	3 市民税等の賦課に関する業務	市民税課	市民税課所管市民税(個人市民税、法人市民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税)、府民税及び森林環境税の賦課業務を行う。賦課に関する証明書の発行を行う。原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付を行う。	○市民税等賦課業務 ○部内連携による課税客体の捕捉に係る調査業務の実施 ○マイナンバーを活用した税システムの運用 ○税務システムの標準化への移行	○市民税等賦課業務 ○部内連携による課税客体の捕捉に係る調査業務の実施 ○マイナンバーを活用した税システムの運用	同左	571,665	継続		
	4 市税等の徴収及び滞納整理に関する業務	納税課	市税等の徴収及び滞納整理。市税の収納及び収入状況の把握。国の動向に合わせた税関係システムの改修及び事務の整備。	○市税等の徴収及び滞納整理 ○税務システムの標準化への移行	○市税等の徴収及び滞納整理	同左	196,674	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
	5 債権管理事務	財政課	市債権の管理、回収、整理の適正化を図る。	○市債権の収納状況に関する分析及び進行管理 ○債権所管課からの相談対応等によるサポート ○債権管理研修の実施	同左	同左	36	継続		
	6 歳入確保事務	財政課	自主財源の確保を図るため、財源確保策等に関する調査・研究を行い、取り組みを実施する。また、がんばれ八尾応援寄附金(ふるさと納税)に寄せられた寄附金を各種事業に有効活用するとともに、返礼品の提供等を通じて八尾市の魅力発信を行う。	○歳入確保のための方策の研究及び実施 ○全庁的な自主財源確保策の推進及び拡充 ○がんばれ八尾応援寄附金のPR・実施 ○関係各課と連携することによる寄附金額の増加と魅力発信の強化 ○返礼品の追加・入替	同左	同左	745,030	継続		46
	7 地方税電子申告に関する業務(償却資産)	資産税課	償却資産(固定資産税)の申告について、インターネット環境で利用できる地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用し、電子申告の受付業務を実施する。	○電子申告の受付業務	同左	同左	0	継続		
	8 地方税電子申告に関する業務	市民税課	eLTAX等を利用した地方税の電子化を実施する。 ・公的年金の特別徴収事務 ・国税及び他団体とのデータ連携 ・給与支払報告書、法人市民税申告書等の受け取り	○公的年金支払報告書のeLTAX経由での受領 ○国税及び他団体とのデータ連携の実施 ○給与支払報告書・法人市民税申告書等の受領 ○特別徴収税額決定通知書の電子的送付	同左	同左	28,482	継続		
	9 財産区地区公共事業【一般会計・特別会計】	財産活用課	地区公共事業を認可し、地区公共事業交付金を交付する。 特別地方公共団体である財産区の管理及び基金管理を行う。	○地区公共事業に関する財産区地区との調整 ○ため地・墓地賠償保険の加入 ○財産区財産の管理及び運用	同左	同左	3,792	継続		
	10 公共事業用地買収業務	財産活用課	用地買収契約を実施する。	○公共施設等の用地買収契約 ○土地取得事業特別会計の執行管理	同左	同左	390,222	継続		
	11 財政関連業務	財政課	健全な財政運営をめざし、予算の編成、決算の報告及び地方財政状況調査をはじめとする国、大阪府等への諸報告、地方交付税の算定、財政計画の策定、地方債の申請及び借入れ、財政調整資金の調達等の事務を行う。	○予算の編成、決算の報告 ○地方財政状況調査をはじめとする国、大阪府等への諸報告 ○地方交付税の算定、地方債の申請及び借入れ、財政調整資金の調達等の事務 ○財政運営方針(財政計画)の確認 ○地方公会計制度への対応 ○わかりやすい財政情報の発信	同左	同左	2,338	継続		
	12 入札契約業務	契約検査課	以下を実施するとともに、入札・契約制度の更なる改善を図る。 ・予定価格200万円超の工事及び工事に伴う業務についての入札及び契約(随意契約含む。) ・物品(一部教育委員会に属するものを除く。)の購入及び印刷物の発注、清掃・警備業務等の契約 ・入札審査委員会、業者登録事務や入札参加停止措置など、入札及び契約に必要な事務 ・設計金額500万円以上の工事及び工事に伴う業務の設計審査、契約金額500万円以上の工事検査及び成績評定	○適正な入札及び契約事務 ○適正な設計審査及び工事検査	同左	同左	8,801	継続		
	13 法規事務	政策法務課	条例、規則等の制定改廃時の審査事務等を行う。	○条例、規則等の制定改廃時における審査 ○政策法務研修の実施 ○政策法務ニュースの発行 ○審査請求における審理員、審査庁及び行政不服審査会事務局に係る事務の実施	同左	同左	7,816	継続		
	14 人事管理業務	人事課	職員の人事管理及びキャリア形成支援等を実施する。	○戦略的な職員採用の実施 ○採用試験の見直しや採用プロモーションの推進 ○職員のコンプライアンス意識向上に関する取り組みの実施 ○ハラスメントのない職場に向けた取り組みの推進	同左	同左	102,387	拡大		47・48・49
	15 職員の人材育成	人事課	職員研修計画にもとづいた職員研修を実施する。	○人事課研修(基本研修・専門研修) ○派遣研修 ○自己啓発支援 ○職場研修	同左	同左	7,656	継続		50

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.	
16	労務管理業務	職員課	人事給与制度・労働問題等に関する調査研究及び資料の作成分析を始め、労使間の窓口として、その連絡調整等を担う。 職員の給与等の支給、所得税・住民税の徴収を行う。	○国家公務員の給与制度等を基本とする、給与等の適正化 ○職員の給与等の支給、所得税・住民税の徴収	同左	同左	5,483	継続		1・2・49	
17	福利厚生業務	職員課	職員の健康管理を推進するため、各種健康診断の充実を図る。 衛生管理者の資格取得や安全衛生委員会の開催を通じ、職場の安全衛生の向上を図る。 共済制度の活用を図る。	○職員安全衛生委員会活動 ○健康管理の実施 ○ストレスチェック制度の実施 ○被服貸与の実施 ○厚生活動の実施 ○厚生施設運営管理 ○退職年金及び遺族年金事務 ○公務災害補償事務	同左	同左	64,236	継続			
18	総合計画の推進	政策推進課	八尾市第6次総合計画を推進するため、基本計画に基づき、実施計画を毎年度見直し策定する。 また、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」に基づき、市民のまちづくりへの参画と協働を推進する。さらに、大学等と地方創生に資する地域連携活動を行う。	○第7期実施計画策定 ○市民意識調査の実施 ○八尾市総合計画審議会の開催 ○次期総合計画のあり方検討 ○第2期八尾市人口ビジョン・総合戦略(後期戦略)の推進 ○「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」に基づく市民意見提出制度の運営 ○大学等との地域連携活動の実施	○第8期実施計画の策定 ○市民意識調査の実施 ○八尾市総合計画審議会の開催 ○次期総合計画のあり方検討に基づく実施 ○第2期八尾市人口ビジョン・総合戦略(後期戦略)の推進 ○八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の評価及び条例見直しの必要性検討 ○「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」に基づく市民意見提出制度の運営 ○大学等との地域連携活動の実施	○次期総合計画のあり方検討に基づく実施 ○令和11年度実施計画の策定 ○市民意識調査の実施 ○第3期八尾市人口ビジョン・総合戦略の策定 ○「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」に基づく市民意見提出制度の運営 ○大学等との地域連携活動の実施	2,827	継続			
19	広域行政の推進	政策推進課	市民の日常生活圏の拡大、地方分権の流れ、行政課題の広域化に対応するため、広域行政を推進するとともに、新たな広域的連携のあり方について検討する。	○中核市市長会:総会、市長会議及びプロジェクト会議への参加 ○地域ブロック会議:会議への参加、共通課題の解消に向けた取り組みの検討 ○大阪府中核市連絡会議:会議への参加	同左	同左	0	継続			43
20	公民連携推進事業	行政経営改革課	様々な社会貢献活動に取り組む企業や大学等と積極的な連携を図り、市民サービスの向上や地域の活性化につなげるため、公民連携の取り組みを推進する。 また、取り組み内容や成果などについて、市民の認知度や関心を高めるため、ホームページ等において積極的な情報発信を行う。	○包括連携協定を締結している企業や大学等との連携取り組みの深化 ○企業や大学等との包括連携協定等の締結 ○企業や大学等と庁内各課との連携事業の調整 ○提案募集による公民連携のしくみの活用・強化 ○ホームページ等による積極的な情報発信 ○ガイドラインの作成等による庁内意識醸成 ○新たな公民連携手法・取り組み等の調査・研究・検討	同左	同左	1,107	継続			44
21	国民年金資格管理窓口業務	市民課	国から委任委託された日本年金機構(八尾年金事務所)と協力連携を図りながら、法定受託事務である国民年金に関する適用関係事務及び給付関係事務を継続的業務として実施する。	○第1号国民年金への加入及び脱退等関係届の相談及び受付対応 ○国民年金保険料の学生納付特例等の免除関係の相談及び受付対応 ○障害基礎年金及び遺族基礎年金の請求に係る相談及び受付対応	同左	同左	33,427	継続			
22	戸籍・住民票・届出証明・個人番号カード交付業務	市民課	市民にとって効率的・効果的な窓口サービスの提供を行うため業務を民間委託し、各種証明発行及び戸籍、住民基本台帳、印鑑登録をシステムで入力・管理し、より質の高いサービスを行う。また、マイナンバーカードの交付事務等の一部の窓口について休日開庁を定例化し、市民の利便性の向上を図る。さらに、広告付き番号案内表示機の運用における分かりやすい案内表示を実施するとともに、広告収入の確保、緊急地震速報の発信を行う。 死亡に伴う各種行政手続きについて、事前に手続きが必要な窓口や持参する書類をお伝えするなど、これまで以上に親族等へ寄り添ったサービスを実施する。 また、デジタル技術を活用し、窓口業務の効率化と市民サービスの向上を図る。	○窓口業務委託のメリットを最大限に活用した質の高い窓口サービスの提供 ○マイナンバーカードの交付並びに普及促進、コンビニ交付サービスへの誘導 ○一部の窓口において、休日開庁の実施継続 ○一部の窓口において、休日開庁の実施継続 ○デジタル技術を活用した窓口業務効率化の推進	○窓口業務委託のメリットを最大限に活用した質の高い窓口サービスの提供 ○マイナンバーカードの交付並びに普及促進、コンビニ交付サービスへの誘導 ○一部の窓口において、休日開庁の実施継続 ○市民課・出張所・市民税課・健康保険課・こども若者政策課設置の行政FAX置き換え ○デジタル技術を活用した窓口業務効率化の推進	○窓口業務委託のメリットを最大限に活用した質の高い窓口サービスの提供 ○次期委託契約に向けた事業者選定の実施 ○マイナンバーカードの交付並びに普及促進、コンビニ交付サービスへの誘導 ○一部の窓口において、休日開庁の実施継続	331,841	継続			

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
23	町名地番改正事務 及び住居表示整備 事業	市民課	町名地番改正(大字〇〇⇒〇〇町 〇丁目)を実施する。 住居表示(〇〇町〇丁目〇〇番地 ⇒〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号)を 実施する。 町名地番改正及び住居表示実施に 関する証明書を交付する。 住居表示板の適切な設置・維持管理 を行う。 住居表示実施区域に建築される住 居等の付番申請処理を行う。	〇住居表示板(街区表示板・丁目表 示板)の維持管理	同左	同左	1,151	継続		
24	旅券発給事務	市民課	旅券発給申請の受理及び旅券の交 付を行う。	〇旅券発給業務 〇旅券発給に係る大阪府手数料の収 納業務	同左	同左	571	継続		
25	市民相談	コミュ ニティ 政策推 進課	日常生活で生じる様々な問題や悩 み、行政に対する要望などの相談に 応じ、市民生活の向上を図るため各 種相談業務を行う。 市政に対する意見や提案を広く市民 から聴取する。	〇各種相談事業の実施 〇市民からの意見・提案の幅広い聴 取及び担当課への迅速な連絡調整	同左	同左	11,833	継続		
26	出張所窓口等事務	龍華出 張所	八尾市役所の出張所として諸証明 の発行業務等を行う。	〇諸証明の発行・届出受付の実施	同左	同左	88	継続		
27	出張所窓口等事務	久宝寺 出張所	八尾市役所の出張所として諸証明 の発行業務等を行う。	〇諸証明の発行・届出受付の実施	同左	同左	79	継続		
28	出張所窓口等事務	西郡出 張所	八尾市役所の出張所として諸証明 の発行業務等を行う。	〇諸証明の発行・届出受付の実施	同左	同左	128	継続		
29	出張所窓口等事務	大正出 張所	八尾市役所の出張所として諸証明 の発行業務等を行う。	〇諸証明の発行・届出受付の実施	同左	同左	62	継続		
30	出張所窓口等事務	山本出 張所	八尾市役所の出張所として諸証明 の発行業務等を行う。	〇諸証明の発行・届出受付の実施	同左	同左	87	継続		
31	出張所窓口等事務	竹淵出 張所	八尾市役所の出張所として諸証明 の発行業務等を行う。	〇諸証明の発行・届出受付の実施	同左	同左	57	継続		
32	出張所窓口等事務	南高安 出張所	八尾市役所の出張所として諸証明 の発行業務等を行う。	〇諸証明の発行・届出受付の実施	同左	同左	60	継続		
33	出張所窓口等事務	高安出 張所	八尾市役所の出張所として諸証明 の発行業務等を行う。	〇諸証明の発行・届出受付の実施	同左	同左	99	継続		
34	出張所窓口等事務	曙川出 張所	八尾市役所の出張所として諸証明 の発行業務等を行う。	〇諸証明の発行・届出受付の実施	同左	同左	62	継続		
35	出張所窓口等事務	志紀出 張所	八尾市役所の出張所として諸証明 の発行業務等を行う。	〇諸証明の発行・届出受付の実施	同左	同左	64	継続		
36	証明書コンビニ交付 事業	市民課	マイナンバーカードを利用し、住民 票、印鑑証明書、戸籍証明、税証明 の証明発行を、全国のコンビニ等に 設置してある多機能端末機を使用し て行う。	〇コンビニ交付の安定運用の継続実 施 〇各出張所へのマニュアルの設置 〇証明書コンビニ交付の利用に関す る広報、情報提供等	同左	〇コンビニ交付の安 定運用の継続実施 〇各出張所へのマ ニュアルの設置 〇証明書コンビニ交 付の利用に関する 広報、情報提供等 〇市民課設置マル チコピー機置き換え	56,848	継続		
37	証明書コンビニ交付 事業(市民税)	市民税 課	マイナンバーカードを利用し、市民税 等証明書の発行を、全国のコンビニ に設置してある多機能端末機を使用 して行う。	〇コンビニ交付の安定運用の継続実 施	同左	同左	28,054	継続		
38	市政情報の発信	広報課	広報紙「やお市政だより」、視覚障 がい者への「点字広報」「声の市政だ より」の発行。市ホームページ・生活 応援アプリ・SNSなど多様な広報媒体 を活用し、市政に関する情報を発信 する。	〇「やお市政だより」「点字広報」な どの発行 〇市ホームページ、SNSや動画配信 などによる情報発信	同左	同左	92,933	継続		42
39	統計調査事務	総務課	国が作成する統計のうち、特に重要 な統計である基幹統計調査を実施す る。 各種統計資料及び「八尾市統計書」 等を作成し、ホームページ等にて公 表を行う。	〇経済センサス活動調査の実施 〇各種統計データのホームページへ の掲載及び庁内におけるデータ共有 〇八尾市統計書、基幹統計調査結果 等の作成	〇就業構造基本調 査の実施 〇住宅・土地統計 調査単位区設定の 実施 〇各種統計データ のホームページへ の掲載及び庁内 におけるデータ共 有 〇八尾市統計書、 基幹統計調査結果 等の作成	〇住宅・土地統計 調査の実施 〇各種統計データ のホームページへ の掲載及び庁内 におけるデータ共 有 〇八尾市統計書、 基幹統計調査結果 等の作成	18,468	継続		

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
40	情報公開・個人情報保護に関する事務	総務課	八尾市情報公開条例に基づく公文書の公開を実施する。 情報公開コーナーで行政情報の自由閲覧などを行う。 市政における積極的な情報提供の取り組みを推進する。 個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示を実施する。 市の保有個人情報の取り扱いの適正化を推進する。	○八尾市情報公開条例に基づく公文書の公開等の実施 ○情報公開コーナーでの行政情報の自由閲覧に供する資料の整備、各課の積極的な情報提供の推進 ○情報公開制度に関する研修の実施 ○個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示等の実施 ○個人情報保護制度に関する研修、自己点検、監査の実施 ○八尾市情報公開審査会及び八尾市個人情報保護審査会開催への対応	同左	同左	1,084	継続		
	総合案内推進事業	コミュニティ政策推進課	来庁者の目的に応じた担当窓口を案内するとともに、手続き方法の説明及び書類記載補助を行う。	○来庁者への案内、手続き方法の説明等の実施 ○窓口業務の民間委託 ○窓口関係職場連絡会議の開催 ○窓口業務に係る第5期委託契約の締結	○来庁者への案内、手続き方法の説明等の実施 ○窓口業務の民間委託 ○窓口関係職場連絡会議の開催	○来庁者への案内、手続き方法の説明等の実施 ○窓口業務の民間委託 ○窓口関係職場連絡会議の開催 ○次期委託契約に向けた事業者選定の実施	18,696	継続		
33.公共施設マネジメントの推進										
1	公共建築物長寿命化の推進	公共建築課	公共施設を効率的・効果的に保全していくための取り組みを行う。	○公共施設マネジメント実施計画に基づく各施設の長寿命化への検討 ○教育施設の法定点検等の一括発注の実施	○公共施設マネジメント実施計画に基づく各施設の長寿命化への検討 ○一般施設及び教育施設の法定点検等の一括発注の実施	同左	0	継続		
2	公共建築物整備・改修事業	公共建築課	公共建築物(市営住宅を除く)に係る整備・改修の設計、施工及び工事監理を行う。	○公共建築物(市営住宅を除く)に係る整備・改修の設計、施工及び工事監理	同左	同左	0	継続		
3	学校施設計画推進事業	教育施設課	安全で良好な教育環境のため、計画的な機能更新及び老朽化対策に伴う施設整備等を計画する。	○学校施設計画の進行管理、時点修正 ○学校施設整備(トイレ洋式化等改修、屋上防水・外壁改修、受水設備改修、高圧受電設備改修等)の進行管理	同左	同左	0	拡大		
4	公共施設マネジメント事業	政策推進課	老朽化等の課題を抱える公共施設の再編や機能更新、市有財産の有効活用などに向けた取り組みを進める。	○公共施設マネジメント推進会議の運営 ○公共施設マネジメントに係る各種計画の推進	同左	○公共施設マネジメント推進会議の運営 ○公共施設マネジメントに係る各種計画の推進 ○公共施設マネジメント実施計画の改定	1,121	継続		
5	人権コミュニティセンター及び周辺施設整備事業	人権政策課	八尾市公共施設マネジメント実施計画や八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想に基づき、対象施設の機能更新に向け取り組む。八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設の整備については、八尾市西郡地域まちづくり構想及び(仮称)八尾市立柱3館複合施設整備基本計画に基づき取り組む。	○(仮称)八尾市立柱3館複合施設の基本設計、敷地測量、地質調査 ○(仮称)八尾市立柱3館複合施設の運営・事業方針の詳細検討	○(仮称)八尾市立柱3館複合施設の実設計	○(仮称)八尾市立柱3館複合施設の実設計	44,699	継続	○	35
6	市有財産管理業務	財産活用課	普通財産(他課の所管に属するものを除く。)の管理及び処分を主たる事務とし、財産の適正管理を図るとともに効率的運用に努める。	○市有財産台帳の作成及び管理 ○所管する普通財産の適正な管理と有効活用の推進 ○市有財産の建物の総合損害共済への加入 ○売却可能資産の把握と売却処分等	同左	同左	6,116	継続		
34.行財政改革の推進										
1	行政改革推進事務	行政経営改革課	持続可能な行財政運営を実現するため、行財政改革に関する事務等の実施・調整等を行う。	○新やお改革プラン2.0及び同実行計画の推進及び進捗管理 ○新たな行財政改革計画の策定検討 ○行財政改革推進本部の運営 ○組織機構の見直し ○外郭団体の見直し ○全庁的な事務経費削減の推進 ○行政改革推進員の活動に係る調整など行財政改革に関する事務等の実施、調整等 ○副業人材の活用(試行実施)	○新たな行財政改革計画の策定、推進及び進捗管理 ○行財政改革推進本部の運営 ○組織機構の見直し ○外郭団体の見直し ○全庁的な事務経費削減の推進 ○行政改革推進員の活動に係る調整など行財政改革に関する事務等の実施、調整等	○新たな行財政改革計画の策定、推進及び進捗管理 ○行財政改革推進本部の運営 ○組織機構の見直し ○外郭団体の見直し ○全庁的な事務経費削減の推進 ○行政改革推進員の活動に係る調整など行財政改革に関する事務等の実施、調整等	1,133	拡大		48

施策	事務事業名	担当課	事業概要	令和8年度計画 (2026年度)	令和9年度計画 (2027年度)	令和10年度計画 (2028年度)	計画額 (千円)	方向性	重点	マニフェスト 関連NO.
2	行政管理事務(条例規則等の管理・地方分権 他)	行政経営改革課	行政事務の調査等、組織管理及び事務分掌に関する事務、内部統制の強化に係る取り組みの検討などを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織機構改革や法改正等に伴う各部局等の事務分掌の改正に係る条例、規則、規程、訓令及び要綱等の改正</li> <li>○行政事務の調査等(審議会の管理・調査、市税、使用料、手数料等の減免基準に関する「所得基準表」の管理等)</li> <li>○内部統制の強化に係る取り組みの検討及び推進</li> </ul>	同左	同左	660	継続		51
3	監査制度等の充実(外部監査制度)	行政経営改革課	市民の権利と利益を保護し、行政の信頼性と透明性を確保するため、外部監査を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部監査の実施(包括外部監査の毎年実施、個別外部監査の請求があった場合の対応、監査の結果・意見等に基づく対応に係る調整)</li> </ul>	同左	同左	12,100	継続		
4	公民協働手法の推進	行政経営改革課	公共サービスの事業実施主体の見直しを行い、各部局における事務事業のうち効果が見込めるものについて、外部委託をはじめ、各種公民協働手法の活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部委託、指定管理者制度、PFI制度等、各種公民協働手法の活用促進</li> <li>○指定管理者制度の運用と課題整理</li> <li>○その他、公民協働手法に係る検討及び課題整理等</li> </ul>	同左	同左	0	継続		
5	ICT利活用・システム基盤整備運営事業	デジタル戦略課	<p>CIO及びCISO体制の下、適正な調達、DX推進リーダー等の育成やセキュリティの向上等を図りつつ、効率的、効果的なICTの導入・活用を推進する。</p> <p>通信ネットワーク、セキュリティ対策を強化するシステム、グループウェアシステム及び事務用パソコン等の定期的な機器更新により安全で快適な事務処理の基盤を整備する。</p> <p>電子申請システムやAIの活用など、ICT技術を積極的に採用し、業務の一層の効率化を図るとともに、テレワーク環境を整備することにより柔軟な働き方を支援する。</p> <p>住民情報システムの適切な運用を支援し、市民サービスを行う各業務システムの確実な運用を支えるとともに、国から示された住民情報系20システムの標準化対応に係る移行や運用等での調整を担う。また、マイナンバー制度に基づく他機関との情報連携システムの運用により継続した効率的な行政事務を行う環境を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○DX推進プランの進捗管理</li> <li>○DX推進リーダーの育成やICTリテラシー向上のための研修の企画・実施</li> <li>○庁内システム全般のセキュリティ対策の強化と適正運用</li> <li>○セキュリティクラウド及び庁内ネットワークの統合的な適正運用</li> <li>○AI関連サービス、テレワーク、住民情報システムの運用、電子申請システムの活用</li> <li>○新たなICT技術の研究・検討・支援</li> <li>○住民情報系20システムの標準化対応</li> <li>○窓口DXの導入・推進</li> </ul>	同左	同左	805,953	拡大	○	45



## 第2編 参考資料

### 第1章 施策指標一覧

本章では、33の施策について、各施策のめざす暮らしの姿の達成状況を表すため設定した施策指標一覧を掲載しています。施策指標については、突発的な社会情勢の変化など想定外の特段の事情が認められる場合、より適切な指標設定が可能な場合など、指標の検討時点から状況の変化が見られた際は変更や追加を行う場合があります。

#### 【基準値について】

- ・ 原則として令和5年度（2023年度）における実績値としています。
- ・ 令和5年度（2023年度）において実績把握をしていない指標については、「-」で表示しています。

#### 【めざす値について】

- ・ これまでの取り組み状況に基づき令和10年度（2028年度）に達成をめざす値を設定しておりますが、毎年度の実績を踏まえ必要に応じ見直しを行うこととしています。

#### 【出所について】

- ・ 「指標の定義」欄において、出所の記載が特にならないものは、本市担当課調べです。

【施策指標一覧】

施策No	施策名	めざす暮らしの姿	指標名	単位	指標の定義
1	切れ目のない子育て支援の推進	1. 妊娠・出産・子育ての支援の充実を図ることにより、妊娠・出産を望むすべての人が、安心して子どもを生み育てられる環境が整っています。	1歳6か月児健康診査の受診率	%	1歳6か月児健康診査の受診対象者数に対する受診者の割合
1	切れ目のない子育て支援の推進	2. 保護者が子どもや子育てに関して、身近にいつでも悩みや不安を相談できる場所があり、適切に対応・支援を受けられています。	子ども・子育てに関する総合相談件数	件	八尾市子ども総合支援センターでの総合相談件数 ※延べ件数
1	切れ目のない子育て支援の推進	3. 地域全体で子育て家庭を見守り、支援をすることで、家庭環境にかかわらず、すべての子どもの権利が守られ、体罰のない、心身ともに健やかに育つ環境が整っています。	児童虐待の相談件数	件	児童虐待に関する相談件数(子ども・子育てに関する総合相談件数の内数、延べ件数)
1	切れ目のない子育て支援の推進	4. 子ども・若者が、自らの意見や気持ちについて自由に表現することができており、周囲の大人がそれを受け止めることができ、「子どもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが進められています。	あつまれ八尾っ子ウェブサイトが集まった子どもの意見の数	件	あつまれ八尾っ子ウェブサイトが集まった子どもの意見の数
2	就学前教育・保育の充実	1. すべての就学前施設において、安全・安心な環境のもと、質の高い就学前教育・保育の提供により、子どもたちが認定こども園などで、いきいきと過ごしています。	市内で働く保育士・保育教諭数(4月1日時点)	人	当該年度の4月1日現在、市内の認可施設において勤務する保育士・保育教諭数
2	就学前教育・保育の充実	2. 多様な就学前教育・保育が提供されることにより、保護者が仕事と生活のバランス(ワークライフ・バランス)を実現するなど、子育てがしやすくなっています。	保育入所受入れ枠(4月1日時点)	人	保育入所受入れ枠(2・3号保育枠) ※4月1日時点
2	就学前教育・保育の充実	3. 障がいのあるなしにかかわらず、多様な子どもたちが、ともに育ちあう環境ができています。	障がい児保育(保育サポート枠)の保育施設入所児童数(4月1日時点)	人	認可施設の入所児童のうち、障がい児保育(保育サポート)を受ける児童数
3	子どもの学びと育ちの充実	1. 学びと育ちの連続性と一貫性により、子どもたちが他者とも互いを認め合いながら自立し、自尊感情を高め、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与しようとする子どもが育っています。	「学校に行くのは楽しい」と思う児童生徒の割合	%	学習状況調査での①+②の回答割合 Q.学校に行くのは楽しいと思いますか。 ①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる ③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない 出所:「全国学力・学習状況調査」
3	子どもの学びと育ちの充実	2. いじめや不登校などの多様な教育課題の解決に向けてきめ細かな支援ができており、子どもたちが健やかに育っています。	「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思う児童生徒の割合	%	学習状況調査での①+②の回答割合 Q.いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。 ①当てはまる ②どちらかといえば、当てはまる ③どちらかといえば、当てはまらない ④当てはまらない 出所:「全国学力・学習状況調査」

基準値 R5 (2023)	めざす値 R10 (2028)	指標とすべき理由	めざす値の考え方 (算出式、設定の根拠等)
96.5	100	安心して子どもを産み育てるためには、保護者などが相談しやすい環境が整備されていることが重要であり、子どもの発育や発達の確認、子育て支援につなげる保健指導等を行う1歳6か月児健康診査の受診率を指標とする。	令和10年度までに対象となるすべての子どもを把握できるよう、毎年度1ポイントずつの増加をめざす。
15,216	16,500	保護者が子どもや子育てに関する悩みや不安を相談できる場所において、相談件数が増加することで、保護者の悩みや不安を解消し子どもの健やかな育ちにつながるため。	相談件数の直近3年間の平均増加件数(約1,190件)、令和2年度・3年度の相談件数が同数程度等の件数推移の傾向、少子化の影響等を参考に、年平均300件の増加を見込み、令和10年度までに16,500件をめざす。
9,620	4,400	子どもの虐待に関する相談体制を充実し、相談件数が増加することが、児童虐待発生予防につながるため。	相談件数の直近3年間の平均増加件数(約50件)、令和4年度から令和5年度にかけて約580件の相談件数が増加等の件数推移の傾向、少子化の影響等を参考に、年平均100件の増加を見込み、令和10年度までに4,400件をめざす。 (相談件数の集計について、国から示された基準にあわせ、令和6年度より集計方法を変更している)
—	100	市の施策や事業等にこどもの意見や提案を反映する仕組みをつくり、「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもの意見聴取に係る多様な手法を検討し、より多くのこどもの意見を聴く必要がある。	八尾市こども計画を策定するため令和6年度実施したこどもの意見聴取(常設型)の取り組みで集めたこどもの意見の数100件を4年間で達成することをめざす。
1,684	1,725	質の高い保育を提供するには、配置基準を順守するための保育士・保育教諭の確保が必須であるため	市内で働く保育士・保育教諭について、認可施設数に応じて必要な数が配置されていることをめざし、1,725人を目標とする。
6,518	6,753	保育枠で入所希望する児童数に対して、受入れを可能とする施設整備をはじめとする確保策が行えているかを把握できるため。	八尾市子ども・子育て支援事業計画において確保方策として定める6,753人分の受入れ枠を確保する。
222	290	多様な子どもたちが、ともに育ちあう環境を作るためには、障がい児が集団保育の提供を受ける機会が必要であるため	市内で保育サポート枠へ入所希望する児童に対して、受入れ枠を提供できていることをめざし、290人を目標とし維持していく。
83.4	85.4	「学習意欲の向上」が高まっているかを表すものであるため。	令和4年度と令和5年度の全国学力・学習状況調査における値の上昇率と同率の上昇をめざし、かつ、令和5年度の全国平均値83.6%を上回る値をめざす。
95.8	100.0	いじめを未然に防ぐための取り組みが推進されているかを表すものであるため。	令和10年度までに全ての児童生徒がどんなことがあってもいじめはいけなと思う状態にするため、現状値から毎年度1ポイントずつ増加させることをめざす。

施策No	施策名	めざす暮らしの姿	指標名	単位	指標の定義
3	子どもの学びと育ちの充実	3. すべての子どもが安全に安心して学校生活を過ごすことのできる環境が整っています。	各学校危機管理マニュアルの点検・見直しを実施した学校の割合	%	各学校危機管理マニュアルの内容について、点検・見直しを実施した学校の割合
3	子どもの学びと育ちの充実	4. 学校・家庭・地域の連携・協働のもと、地域とともにある学校づくりを実践することで、すべての子どもが地域社会全体に見守られながら健やかに育っています。	保護者や地域の人との協働による活動を行った学校の割合 ※令和8年度から指標値の算出方法変更	%	全国学力・学習状況調査での①+②の回答割合 Q.地域学校協働活動の仕組みを生かして保護者や地域住民との協働による活動を行いましたか。①よく行った ②どちらかといえば行った
3	子どもの学びと育ちの充実	1. 学びと育ちの連続性と一貫性により、子どもたちが他者とも互いを認め合いながら自立し、自尊感情を高め、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与しようとする子どもが育っています。	「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	%	学習状況調査での①+②の回答割合 Q.自分には、よいところがあると思いますか。 ①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない 出所:「全国学力・学習状況調査」
4	子ども・若者がチャレンジできる環境づくり	1. 次代を担う子どもが、多様な体験・活動を行えるように、安全安心な居場所を確保できる環境を整えることで、将来に希望を持ちながら成長しています。	放課後児童室待機児童数(4月1日時点)	人	放課後児童室待機児童数(4月1日時点)
4	子ども・若者がチャレンジできる環境づくり	2. 子ども・若者の健全育成に関わる主体的な活動を促進することで、すべての子ども・若者が健やかに育っています。	子ども・若者の健全育成に係る事業数	本	青少年関係団体等の実施する、子ども・若者の健全育成に資する事業数
4	子ども・若者がチャレンジできる環境づくり	3. 子ども・若者がそれぞれに抱えている様々な事情について、相談できる体制が整っており、すべての子ども・若者、家族が安心して暮らしています。	若者相談窓口に相談のあった人数(実相談人数)	人	若者相談窓口での実相談人数
4	子ども・若者がチャレンジできる環境づくり	4. 子ども・若者が地域に集える居場所があり、社会全体で青少年を見守り、新たな地域の担い手として活躍しています。	青少年健全育成に関する地区住民懇談会の実施地区数	地区	地区住民懇談会を実施した地区数
5	やおプロモーションの推進	1. 八尾のイメージのブランド化が進み、その魅力が市内外へ届くことにより市外には八尾に興味・関心を持ち、応援する人が増えており、八尾に移り住む人も増えていきます。	八尾の魅力友人や知り合いに推奨する気持ち強い市民の割合	%	市民意識調査での8点から10点をつけた人の回答割合 Q.あなたは、八尾の魅力友人や知り合いにどの程度すすめたいと思いますか。 A.0点～10点
5	やおプロモーションの推進	2. 誇りと愛着を持ちながら八尾に住み続ける人が増えています。	住み続けたいと感じる市民の割合	%	市民意識調査での①+②の回答割合 Q.あなたは、今後も八尾市に住み続けたいとお考えですか。 A.①今の場所に住み続けたい ②市内の他の場所で住み続けたい ③市外に引っ越したい ④市外に引っ越す予定がある ⑤すでに市外に引っ越した ⑥その他
5	やおプロモーションの推進	3. ものづくりをはじめ、歴史・文化等の八尾の様々な魅力に触れる観光客でまちがにぎわい、地域経済が活性化し、市民・地域・企業等の活動・活躍が活発になり地域が活気であふれています。	市外から本市への観光来訪者数 ※令和8年度から指標変更	人	八尾市外からの本市への観光来訪者数

基準値 R5 (2023)	めざす値 R10 (2028)	指標とすべき理由	めざす値の考え方 (算出式、設定の根拠等)
100	100	社会状況の変化や自然災害の発生等を踏まえ、適宜、マニュアルの内容について点検・見直しを実施し、教職員が共有して、緊急事態に対して備えることは、児童・生徒の安全確保につながるものであるため。	毎年度、全学校における点検・見直しの実施を維持することをめざす。
—	85.7	コミュニティスクール等の取り組みを推進し、地域とともにある学校づくりが推進されているかを表すものであるため。	令和7年度の値76.7%を起点として、令和7年度の全国平均値84.35%を上回る値(85%)をめざし毎年3ポイントずつ増加することをめざす。 ※令和7年度より、国が行う全国学力・学習状況調査の調査項目が変更となったことに伴い、指標のめざす値・計画値を設定。
80.2	82.0	自己肯定感・自己有用感が高まっているかを表すものであるため。	令和10年度までに、令和5年度の全国平均値である81.75%を上回る82.0%をめざし、現状値から毎年度0.5ポイントずつ増加することをめざす。
0	0	計画期間においては、入室希望者数の大幅な増加が想定され、希望者が待機期間なく利用できるように児童室の整備と指導員の確保を行い、待機児童ゼロの継続を目指す必要があるため。	毎年度、入室を希望する対象児童が全員、待機期間なく利用できるように、放課後児童室の整備と指導員の確保を行い、待機児童ゼロをめざす。
254	352	子ども・若者の健全育成に関わる活動を活性化し支援を行うことで、こども会活動をはじめとした子ども・若者の健全育成に資する事業が増加すると考えるため。	青少年健全育成に関わる団体等が実施するつな引き・ソフトボール大会等や各行事等の継続を支援することにより、令和元年度値以上の事業数をめざし、352件を目標とする。
78	140	特に支援や相談につながりにくい若者世代において、本相談窓口が、さまざまな悩みを抱える若者や世帯とどれだけつながることができたのかを把握することが必要であるため。	アウトリーチ等を行う他相談支援事業の相談人数を参考に、相談支援員1名あたりの実相談人数約50人×2名を当初目標とし、相談窓口の周知やアウトリーチ、多機関協働等の新たな取り組みを通じて、毎年度10～20人の増をめざす。
15	29	社会全体で青少年を見守り育てていく意識が地域全体で高まることにより、地域による研修や共有の場である住民懇談会の開催につながることを考えるため。	29地区での実施をめざす(地区福祉委員会全32地区から、合同で開催している地区数を減じた29地区)
13.6	25.0	市民を主体とした戦略的なプロモーション展開として、市の魅力を市民自身が他者に推奨することが、関係人口・移住人口の増加につながるため。	前期基本計画は令和6年度に17%を目標としている。後期基本計画では万博の効果を継続させた戦略的なプロモーションを展開することから、毎年2%の増加をめざす。
68.7	80.0	定住意向を計る指標として適当であるため。	前期基本計画の基準値80.0%に回復することを目標とする。
—	1,426,000	本市への来訪者数を把握することで、事業とまちの賑わい創出への関係性が直接的に計測できるため。	2025年大阪・関西万博時の来訪者を再訪につなげるとともに、新たな観光客の来訪により、毎年5%の増加をめざす。※観光来訪者数の取得方法の変更に伴い、令和8年度から指標を変更。

施策No	施策名	めざす暮らしの姿	指標名	単位	指標の定義
6	歴史資産などの保全・活用・発信	1. 地域住民との協働等による歴史資産等の保全・活用の取り組みが広がり、貴重な文化財が受け継がれています。	ボランティア活動への参加人数	人	史跡の保全活動等に参加したボランティアの延べ人数
6	歴史資産などの保全・活用・発信	2. 生涯学習や学校教育等の様々な機会を通じて、国史跡等の八尾の歴史資産に触れることができ、市民が郷土に誇りを感じています。	指定文化財等の件数	件	国や大阪府、八尾市が指定や登録を行った市域の文化財の件数
6	歴史資産などの保全・活用・発信	3. 歴史資産や文化財施設の情報を身近に得ることができ、観光と連携した取り組みが進むことにより来訪者が増え、八尾の歴史資産等の魅力が市内外に広く知られています。	文化財情報等へのアクセス数	件	やおデジマップ(ホームページ)の①埋蔵文化財、②八尾市の文化財へのアクセス件数
7	みどり豊かな潤いのある暮らし	1. 都市近郊の身近な里山である高安山の自然が適切に保全されています。	里山保全に関する活動回数	回	神立里山保全プロジェクト、高安山楽音寺森林整備定期活動及び高安山自然再生定期活動の活動回数の合計
7	みどり豊かな潤いのある暮らし	2. 観光と連携した取り組みにより、高安山の自然や歴史資産に親しむ市民や来訪者が増えています。	生駒山系ハイキングガイドいこいこまっぷの販売数	冊	生駒山系ハイキングガイドいこいこまっぷ(令和4年4月改訂版)の販売数
7	みどり豊かな潤いのある暮らし	3. 景観形成と連携し、玉串川や長瀬川沿道等がみどりの豊かさや潤いを感じられる魅力的な空間として市民に広く知られ、親しまれています。	桜の植樹本数	本	玉串川、長瀬川等の桜の植樹本数
7	みどり豊かな潤いのある暮らし	4. 市民・企業・行政が連携し、みどりの保全、創出、育成に取り組み、潤いややすらぎのある暮らしができています。	グリーンボックス貸出及び街かど緑化の申請回数	回	グリーンボックス貸出事業及び街かど緑化推進支援事業の申請回数の合計
8	芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり	1. 市民の芸術文化活動が盛んに行われています。	文化会館の大ホール及び小ホールの稼働率	%	文化会館の大ホール及び小ホールの稼働率の平均値
8	芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり	1. 市民の芸術文化活動が盛んに行われています。	やおうえるかむcommons推進会議及び文化会館指定管理者が実施する芸術文化に関する事業の来場者数	人	やおうえるかむcommons推進会議及び文化会館指定管理者が実施する芸術文化に関する事業の来場者数
8	芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり	2. 身近に芸術文化にふれることができる機会があります。	日常生活において音楽、映画、演劇、美術などの芸術文化に親しんで心の豊かさを感じる時がある市民の割合	%	市民意識調査での①+②の回答割合 Q.あなたは、日常生活において、音楽、映画、演劇、美術等の芸術文化に親しんで心の豊かさを感じる時はありますか。 A.①大いにある ②少しある ③あまりない ④全くない

基準値 R5 (2023)	めざす値 R10 (2028)	指標とすべき理由	めざす値の考え方 (算出式、設定の根拠等)
63	71	ボランティアの活動状況が歴史資産に対する関心の高まりを示すもので、文化財の保護につながると考えられるため。	ボランティアの高齢化等を考慮し微増をめざす。市史編集ボランティア解散に伴い、史跡保存活用ボランティアの実績による。
132	142	文化財の指定によって保存が図られ、今後、活用を進めることができると考えられるため。	近年の指定等の実績により、毎年度2件ずつの指定等を目標とする。
—	14,400	八尾市にある文化財や新たな魅力となる映画等のロケ地などの情報の入手のためのデジマップへのアクセスが、多くの市内外の人々に八尾市の魅力に対する関心が高まりととらえることができるため。	継続的な情報の追加と更新を行うとともに、ホームページの周知を行い、年間のアクセス数の向上を図る。令和6年度からの情報提供のため、増加率については見込みである。
34	36	里山保全活動において、高安山の自然を活用したイベント等の機会を捉えて周知することで担い手を確保し、自然が適切に保全されることにつながるため。	高齢化等により減少していく活動回数を周知により、活動回数の維持をめざす。
1,401	3,901	山の自然や社寺等の名勝旧跡をネットワークするハイキングコースを案内するハイキングガイドの販売数が、高安山や歴史資産に親しむ来訪者数につながるため。	改訂版販売開始の令和4年度の販売数が799冊で令和5年度の販売数が602冊と販売数が減少している中、販売を促進して、減少率を小さくした年500冊ずつ増加することをめざす。
200	300	玉串川や長瀬川沿道等の桜並木の良好な景観を永続的に保つため。	桜の開花時の風景が寂しくならないよう時間をかけて、毎年度、老朽木を40本程度伐採を行い、20本の植樹を目標とする。
136	140	市民の緑化意識の高揚や緑に対する知識・関心をもってもらい地域の緑化を進めるため。	直近3年間の平均申請数を超える140件を令和10年度まで毎年度維持することをめざす。
65.8	65.0	市民の芸術文化活動の拠点として、文化会館での芸術文化活動が盛んに行われている状態をめざすため。	文化会館の令和6年度実績値(見込み): 64.6%。 人口30万人未満の都市のホールの全国平均: 56.2%(1,000席以上は57.9%)。 全国平均を超える水準を保ちつつ、毎年、65%以上の稼働率を達成することをめざす。
26,825	25,000	文化会館をはじめ市内各地で実施する芸術文化活動が、多くの来場者でにぎわっている状態をめざすため。	文化会館指定管理者主催事業の来場者数を毎年18,000人と見込み、やおうえるかむコモンズ推進会議主催の事業(まちかどライブクリエイション、高校合同文化祭)の来場者数と合算する。やおうえるかむコモンズ推進会議分は令和7年度に万博ミニフェス、令和10年度に(仮称)やお芸術文化フェスティバルを開催予定のため、来場者数を多く見込む。
60.2	63.0	八尾市芸術文化推進基本計画の指標になっており、令和10年度までは進捗を追う必要があるため。	令和2年度から令和5年度までは減少傾向であったが、少しずつコロナ前の状態に戻っていくことをめざす。

施策No	施策名	めざす暮らしの姿	指標名	単位	指標の定義
8	芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり	3. 街中に芸術文化があふれていて八尾の魅力を感ずることができます。	八尾らしさや魅力を活かした事業の数	本	やおうえるかむcommons推進会議及び文化会館指定管理者主催の八尾らしさや魅力を活かした事業(八尾の特色や伝統文化をテーマとする事業、文化財施設等を活用した事業)の本数の合計
8	芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり	3. 街中に芸術文化があふれていて八尾の魅力を感ずることができます。	八尾市において身近な場所で、芸術文化に触れることができると感じる市民の割合	%	イベント参加者に対して実施するアンケートでの①+②の回答割合 Q.あなたは、八尾市において身近な場所で、芸術文化に触れることができると感じますか。 A.①感じる ②少し感じる ③あまり感じない ④全く感じない
8	芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり	4. 芸術文化の力で子どもたちの笑顔が輝いています。	中学生以下対象の芸術文化に関するイベント参加者数	人	文化会館指定管理者主催の中学生以下を対象とする芸術文化に関するイベント参加者数の合計
9	地域経済を支える産業の振興	1. 地域内のつながりによる新たな取り組みへのチャレンジ意欲とその取り組みを応援する機運醸成により、イノベーションエコシステムが構築され、八尾の好循環につながっています。	中小企業におけるイノベーション実践数	事業	産業政策課で把握する八尾市内の中小企業の新事業に挑戦するプロジェクト数(環山楼塾、あきんど起業塾、デザインイノベーション等におけるビジネスプラン数、並びに意欲ある補助金の申請件数及び中小企業サポートセンターによる支援を受けた補助金の申請件数)
9	地域経済を支える産業の振興	2. 操業環境等の整備と企業集積の維持が図られ、活発な産業活動により、職住近在のまちづくりが進んでいます。	立地制度活用による雇用人数	人	ものづくり奨励金(立地制度)の申請企業における市内の新規雇用人数
9	地域経済を支える産業の振興	3. 先輩企業家が次世代の企業家の成長を支えることで人が集まり、にぎわいが持続するまちとなっています。	次世代企業家育成において市内企業がメンター役を担う割合	%	企業家を育成するセミナーとなる環山楼塾、あきんど起業塾、ゆるっとカフェ及びものづくりカレッジ並びに産業連携事業として開催する学ぶ場八尾の登壇者のうちの市内企業家の割合
9	地域経済を支える産業の振興	4. 個性豊かな商店やオープンファクトリーが増え、地域内外から八尾の応援者や、関係人口の増加とともに、八尾の産業が全国から注目されています。	産業分野にかかわる関係人口の対基準年度比率	%	地域内外から産業分野における活動に関わった関係人口の割合(「みせるばやお」の来場者数、ふるさと納税寄付者数(産業関連)、地域商業団体活性化補助金を活用し開催した商店会イベント参加者数、まちのコイン利用者数につき、基準年度数を100としたときの各イベント増加率の平均)
9	地域経済を支える産業の振興	5. 特産物の認知度が上がり、農業者、市民が誇りを持って、生産し賞味され、都市における農地の多様な機能が市民に理解されるとともに、効率的な農作業の確保と合わせて八尾のブランド力が市内外に定着しています。	産直便等事業者を含む直売所数	か所	八尾市直売所開設者連絡会の会員数
10	就労支援と雇用機会の創出	1. 働く意欲・希望のあるすべての市民が多様な働き方で就労を実現しています。	地域就労支援センターにおける相談者の雇用達成の割合	%	相談者の中で就職が実現した人の割合
10	就労支援と雇用機会の創出	2. ダイバーシティ経営と働き方改革の推進により、企業における人材確保や定着が進み、すべての市民がワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活を送っています。	参加したセミナー等の内容が参考になった企業の割合	%	セミナー受講者に実施したアンケートの結果で「大変参考になった」「参考になった」を選んだ参加者の割合

基準値 R5 (2023)	めざす値 R10 (2028)	指標とすべき理由	めざす値の考え方 (算出式、設定の根拠等)
17	17	多様な主体と連携し、市内各地で様々な事業を実施することで、市民の誰もが身近な場所で芸術文化に触れることができる機会の提供につなげるため。	文化会館指定管理者主催の八尾らしさや魅力を活かした事業に、まちかどライブクリエイション、高校合同文化祭を加えた事業数。令和7年度は、大阪・関西万博出展のため、事業数が増える見込み。 事業の本数は現状維持ではあるものの、開催場所の開拓を進めるなど、開催場所数や内容の充実を図る。
—	66.0	芸術文化のすそ野を広げる取り組みを進めることで、市民の誰もが身近な場所で芸術文化に触れることができ、八尾の魅力を感じることに繋がると考えるため。	市民意識調査における「日常生活において音楽、映画、演劇、美術などの芸術文化に親しんで心の豊かさを感じる時がある市民の割合」の令和5年度実績値である60.2%を基準に、芸術文化のすそ野を広げる取り組みにより、人々の関心が徐々に広がっていくと考え、2%ずつの増加をめざす。
12,309	9,250	子どもが身近な場所で芸術文化に触れる機会を提供することで、芸術文化を通じた子どもの育みにつなげるため。	文化会館指定管理者の事業見直しと少子化の影響もあり、参加者数は減少するものの、実態に即して計画値を見直したうえで、現状維持をめざす。
124	63	新しい事業への挑戦がイノベーションにつながり、地域経済の新陳代謝、活性化につながるため。	新たな事業に挑戦する企業を増やすことによりイノベーションがうまれるまちをめざし、63事業を目標とする。 基準年においては国の交付金を活用し意欲ある補助金を拡充し実施していたが、交付金の終了に伴い終了するため、拡充分の実績値を除いた直近3年間の平均値から20%の増加を目指す。
65	77	新規雇用人数が、工場の規模にかかわらず、企業集積による事業効果を示す数値となるため。	地域未来投資促進法に基づく基本計画における目標設定を根拠に5%増を目指す目標とする
53.6	50.0	毎年一定割合の先輩起業家による講演の登壇機会をつくり、先輩起業家が次世代の起業家の成長を支える地域内のエコシステムが構築されるため。	メンター役を担う起業家の選定にあたっては市内外を問わず、メンターに適した者を選定するが、地域で支えられ学んだ経験を次世代起業家に伝えられている状態をめざすため、50.0%を目標とする。
100	120	八尾市の事業及び関係する団体が実施した事業により地域内に関わった人口数が増加することにより、まちへのブランディングが世の中で浸透したことを示す数値となるため。	市産業分野に関する魅力的な各種催しや施設運営・支援等を実施していくことで、まちづくりに関わる人が広がり、まちのブランディングが高まっていく状況をめざすため、基準値から毎年度5%増加を目標とする。
19	19	地産地消を推進し、農産物の販路を確保するために産直便等事業者を含む直売所が経営できていることが特産物の認知度を示す数値となるため。	農業従事者数が減少する中、直売所開設者連絡会の会員数の維持をめざす。
30.2	35.0	就労職困難者等への支援が成果をあげているかどうかを表すため。	センターにおける就労支援が効果的に就労につながっていることをめざし、コロナ禍前の就職率が高かった(突出した値であった令和元年度を除き)平成29年度・平成30年度の平均値35%を目標とする。
96.2	94.1	セミナー等の開催が、参加企業にとって参考となるものかを表すため。	セミナー等の内容が企業におけるダイバーシティ経営や働き方改革の推進につながることをめざし、直近3年間の平均値である94.1%を目標とする。

施策No	施策名	めざす暮らしの姿	指標名	単位	指標の定義
11	消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実	1. 市民が最新の消費生活問題に関する情報を得ることにより、身につけた知識を活用して消費者トラブルを未然に回避することができています。トラブルに直面した場合も、市民が主体的に問題を解決できるようになっています。	消費者教育講座等における理解度	%	消費者教育講座等の受講生へのアンケートにおいて、理解できたとする者の割合
11	消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実	2. 消費生活相談員の相談対応力が向上することにより、様々な消費者トラブルや悪質商法に対して、市民が適切な助言・支援を受けています。	消費生活相談の解決率	%	消費生活相談のうち、助言、あっせんその他情報提供などにより相談が解決した割合
11	消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実	3. 消費者教育がさらに推進され、持続可能な社会の実現に向けて、当事者としての自覚と思いやりを兼ね備えた市民が、自立して行動しています。	エシカル消費に関する講座の受講者数	人	消費者教育講座のうち、エシカル消費(消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと)に関する講座の受講者数
12	住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり	1. 良質な住まいづくりにより、若者や新婚子育て世帯等の定住が進み、活気があふれるまちになっています。	中古住宅利活用等の件数	件	中古住宅マイホーム取得補助金等の件数
12	住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり	2. 耐震性向上など住環境に配慮された住宅が普及することにより、良質な住まいづくりが進んでいます。	民間住宅の耐震化率	%	住宅・土地統計調査等から推計した耐震化率
12	住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり	3. 住宅確保要配慮者が住まいを確保できています。	セーフティネット住宅登録戸数	戸	住宅セーフティネット法における登録住宅の戸数
12	住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり	4. 市営住宅の適切な維持管理・機能更新や、入居者、地域団体、関係機関等との連携により、入居者が安全・安心に生活しています。	市営住宅改善事業実施戸数	戸	居住性向上・福祉対応型改善実施戸数
13	快適な交通ネットワークの充実	1. 一人ひとりの目的や状況に応じ、様々な移動手段を選択でき、誰もが円滑に移動できるまちになっています。	乗合タクシーの運行率	%	乗合タクシーの運行率(運行率=運行便数/運行可能便数)の7地域の平均
13	快適な交通ネットワークの充実	2. 適正な自転車利用と道路環境の充実により、快適に自転車で移動することができるまちになっています。	自転車駐車場利用率	%	市内21か所の自転車駐車場利用率

基準値 R5 (2023)	めざす値 R10 (2028)	指標とすべき理由	めざす値の考え方 (算出式、設定の根拠等)
97.3	98.0	消費者が、消費者教育講座等を通じて消費生活に関する知識を得ることにより、消費者トラブルの防止に繋がるものとするため。	毎年度、講座内容を理解できたとする受講生の割合について、98.0%を維持することをめざす。
97.9	98.0	消費生活相談員のスキル向上を図ることにより、より適切な消費生活相談が実施できるものとするため。	毎年度、消費生活相談について、98.0%の解決率を維持することを目標とする。
88	100	エンカール消費に関する内容の消費者教育講座を実施することにより、持続可能な社会を担う当事者としての自覚を持った市民の育成を図れるものとするため。	年間3回実施し毎回約30人が受講しているエンカール消費に関する講座の受講者数について、全体の1割(約10人)を増加させることで、毎年度100人をめざす。
9	30	空家を活用する事は、管理不良な状態になることを予防することができ、また、若者や新婚子育て世帯が補助を活用し八尾市内に転入することで、活気があふれるまちにつながっていくため。	令和7年度より、補助制度を見直し中古住宅マイホーム取得補助として運用している。令和7年度の実績より30件としている。
88.7	90.0	民間住宅の耐震化を促進することで、安心して暮らせる良質な住まいづくりが進んでいくため。	八尾市耐震改修促進計画において定める耐震化率の目標値から算出した値である90.0%(令和7年度)をめざす。令和8年度以降については、当該計画の値を使用する。
1,658	1,700	住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅が一定数あることで、住宅確保要配慮者が住まいを確保することができるため。	八尾市に登録されているセーフティネット住宅の戸数が増加している状態をめざし、1,700戸を目標とする。 (登録物件の老朽化に伴う減少(200戸)が見込まれるなか、直近3年間の登録件数、年60戸(4年間で240戸)の維持をめざし、4年間で40戸、年10戸の増。)
288	340	入居者の安全・安心のためには、市営住宅の居住性向上や福祉対応改善は欠かせないものであり、八尾市営住宅機能更新事業計画にも位置づけがあるため。	過去3年間の新規入居、福祉住替等に対する平均改善実施戸数(10戸)を維持することを目標に、令和10年度までに340戸を目指す。
24.0	36.0	誰もが円滑に移動できるまちの実現には、乗合タクシーの利便性向上が必要と考えるため。	交通不便地7地域の円滑な移動を図るため、利便性の向上を図り、各地域乗合タクシーの運行率の増加を目標とする。(運行率=運行便数/運行可能便数) 利便性の向上を図るため、利用者アンケートや地域との意見交換を実施しており、本事業開始時からの増加率等から類推し、計画値を設定した。
73.6	80.0	駅周辺における放置自転車の減少をめざすには、自転車駐車場の利用促進を図ることが有効と考えるため。	自転車駐車場の利用率を一層高め、放置自転車が減少し、快適に自転車で移動することができるまちをめざし、80%を目標とする。 コロナ禍によるリモートワーク等の働き方の変化により、市内の鉄道利用者は約10%減少しており、前期計画の目標値(90.0%)に減少率をかけた(80%)を目標値とした。 なお、人口減少等による鉄道利用者の減少を鑑み、令和7年度以降の計画値を据え置きとした。

施策No	施策名	めざす暮らしの姿	指標名	単位	指標の定義
13	快適な交通ネットワークの充実	3. 交通ルールの遵守やマナーの向上等により、交通事故が減っています。	市内の交通事故件数	件	八尾市内で発生した交通事故件数 (出所:八尾の交通事故)
14	魅力ある都市づくりの推進	1. 主要駅周辺がにぎわい、それらが交通ネットワークでつながり、人や企業が活気にあふれるまちになっています。	主要駅周辺のまちづくりに資する関係者協議	回	八尾空港西側跡地の活性化に向けた関係者(大阪航空局、近畿財務局、大阪府、大阪市など)との国有地早期売却やまちづくりに資する協議の回数
14	魅力ある都市づくりの推進	1. 主要駅周辺がにぎわい、それらが交通ネットワークでつながり、人や企業が活気にあふれるまちになっています。	地域が考えている方向でまちの整備が進んでいると思う市民の割合	%	市民意識調査での①+②の回答割合 Q.あなたは、あなたのお住まいの地域のみなさんが考えている方向で、まちの整備が進んでいると思いますか。 A.①思う ②少し思う ③あまり思わない ④思わない ⑤わからない
14	魅力ある都市づくりの推進	2. 計画的な道路整備や土地利用により交通渋滞が緩和され、防災力が向上するとともに、産業集積の維持発展と暮らしやすさが共存したまちとなっています。	都市計画道路の整備率	%	都市計画道路の整備率 事業完了路線及び事業中路線の整備率
14	魅力ある都市づくりの推進	3. 魅力ある都市景観が形成され、多くの人に選ばれるまちとなっています。	景観計画に基づく届出件数	件	景観に関する新築・改修等の届出件数
14	魅力ある都市づくりの推進	3. 魅力ある都市景観が形成され、多くの人に選ばれるまちとなっています。	うるおいと魅力ある景観づくりがなされていると感じる市民の割合	%	市民意識調査での①+②の回答割合 Q.あなたは、八尾市の歴史的まちなみ景観や玉串川・長瀬川等の水路景観について、うるおいと魅力ある景観づくりがなされていると思いますか。 A.①思う ②少し思う ③あまり思わない ④思わない ⑤わからない
15	都市基盤施設の整備と維持	1. 道路、橋梁、河川、公園、下水道等の都市基盤施設が適切に維持管理されることにより、これらの施設が健全に保たれ、市民が安全に安心して暮らせるまちとなっています。	橋梁の修繕工事の整備率	%	八尾市橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事の整備進捗率
15	都市基盤施設の整備と維持	1. 道路、橋梁、河川、公園、下水道等の都市基盤施設が適切に維持管理されることにより、これらの施設が健全に保たれ、市民が安全に安心して暮らせるまちとなっています。	公共下水道事業会計の経常収益対経常費用比率	%	経常費用に対する経常収益の割合 (経常収益対経常費用比率=経常収益/経常費用×100)
15	都市基盤施設の整備と維持	2. 交通安全対策や道路改良により、すべての市民が生活道路を安全・快適に通行できています。	市道で発生した交通事故件数	件	市道で発生した交通事故件数 (出所:八尾の交通事故)

基準値 R5 (2023)	めざす値 R10 (2028)	指標とすべき理由	めざす値の考え方 (算出式、設定の根拠等)
586	620	交通安全意識の高揚は、交通事故の減少として表れると考えるため。	交通安全教室をはじめ、各種啓発活動を実施し、交通事故の減少につなげることをめざし、620件を目標とする。 令和3年度から令和6年度までの実績値や令和7年速報値、前期基本計画におけるめざす値(660件)を踏まえ、令和10年度を620件と設定した。
25	25	国有地である八尾空港西側跡地は、本市の主要駅の一つである八尾南駅の北側に位置し、将来民間開発により駅周辺のにぎわいの核となることが見込まれる余剰地であり、多岐にわたる関係者と調整を図る必要があるため	令和3年度からの関係者協議回数実績の平均値を基に算出した回数として、25回をめざす。
29.6	32.0	事業の進捗状況を市民の目線から確認するため	お住まいの地域のみなさんが考えている方向でまちの整備が進んでいると思う市民の割合の増加をめざし、32.0%を目標とする。過去の増加率の平均を取った結果、0.5%増とした。
55.9	57.2	道路ネットワークの構築による交通渋滞の緩和や、災害発生時における避難路、緊急交通路及び延焼を防ぐ防火帯としての都市防災機能が図られる都市計画道路の整備状況を表すため。	整備率が増加している状況をめざし、57.2%を目標とする。
23	20	景観法に基づく景観計画の届出件数による協議を行うことにより、大規模建築物等の景観誘導を行い周辺への影響も含め良好な都市景観形成が図れるため	直近5年間の平均実績(18件)を超える20件を目標とする。
62.0	63.0	事業の進捗状況を市民の目線から確認するため	八尾市の歴史的まちなみ景観や玉串川・長瀬川等の水路景観について、うるおいと魅力ある景観づくりがなされていると感じる市民の割合について、過去の増加率が4年で1%程度であるため同程度の増加をめざし、令和10年度に63.0%を目標とする。
41.3	84.8	都市基盤施設である橋梁の修繕を進めることが、市民の安全・安心な暮らしにつながると考えるため。	令和11年度末を目標としている八尾市橋梁長寿命化修繕計画で定める令和10年度における整備率84.8%(39/46橋)を目標とする。
102.8	100	下水道施設の維持管理に要する費用が収益によって賄えていることにより、適切な維持管理を行うことができるため。	100%以上の維持をめざす。
359	355	交通安全施設等に関する整備を進め交通事故件数の減少に取り組むことが、市民の安全・安心な暮らしにつながると考えるため。	令和3年度から令和6年度までの実績値や令和7年速報値、前期基本計画におけるめざす値(375件)を踏まえ、令和10年度に355件をめざす。

施策No	施策名	めざす暮らしの姿	指標名	単位	指標の定義
15	都市基盤施設の整備と維持	3. 河川、下水道、流域対策等による総合的な治水対策により、水害や土砂災害の防止・軽減を図ることができています。	寝屋川流域水害対策計画の貯留量達成率	%	寝屋川流域水害対策計画に基づく雨水流出抑制施設の累積貯留量の八尾市目標値38.5万㎡に対する割合 (貯留量達成率=貯留量/目標貯留量(38.5万㎡)×100)
15	都市基盤施設の整備と維持	4. 地域住民に親しまれ、愛される公園が整備され、多くの人が活発に利用しています。	一人当たりの都市公園面積	㎡	一人当たりの都市公園面積=市内の都市公園の総面積/人口
15	都市基盤施設の整備と維持	5. 景観に配慮した整備により、多くの人が魅力を感じ快適に暮らせるまちとなっています。	玉串川護岸整備事業の整備率	%	玉串川護岸整備事業(Ⅱ期)の整備進捗率
17	防災・防犯・緊急事態対応力の向上	1. 防災や減災につながる様々な取り組みが広がり、八尾の防災力が向上し、災害に強いまちになっています。	地区防災計画策定済み地区数	地区	地区防災計画を策定済みの地区数
17	防災・防犯・緊急事態対応力の向上	1. 防災や減災につながる様々な取り組みが広がり、八尾の防災力が向上し、災害に強いまちになっています。	地区防災計画策定等支援にかかる職員の支援地区数	地区	地区防災計画策定等支援にかかる職員の支援地区数
17	防災・防犯・緊急事態対応力の向上	2. 大阪府警・地域・事業所・学校等と連携し、防犯活動や啓発活動に取り組むことにより「大阪重点犯罪」の被害が減っています。	大阪重点犯罪認知件数	件	大阪重点犯罪に指定されている犯罪のうち、大阪府警察が市町村別認知件数を公表しているものの合計 (出所:大阪府警察本部ホームページ)
17	防災・防犯・緊急事態対応力の向上	2. 大阪府警・地域・事業所・学校等と連携し、防犯活動や啓発活動に取り組むことにより「大阪重点犯罪」の被害が減っています。	学生防犯隊活動回数	回	学生防犯ボランティアに関する覚書に基づき、学生防犯隊に参加を要請した活動の回数
17	防災・防犯・緊急事態対応力の向上	3. 効果の高い啓発活動により、市民や職員における危機管理意識が向上しています。	危機管理マニュアルの更新率	%	各所属において作成した危機管理マニュアルの更新率
18	消防力の強化	1. 消防力の強化により、市民の生命、身体、財産の安全・安心が守られています。	災害想定訓練(指令・警防・救急・救助)回数	回	指令課員、消防隊、救急隊及び救助隊の実践訓練回数の合計
18	消防力の強化	2. 市民・地域や事業所、各種団体との連携により地域における消防防災力の向上が図られ、災害に強いまちとなっています。	防火管理者の選任率	%	防火管理者の選任率 =防火管理者が選任されている防火対象物数(敷地)÷防火管理者の選任を要する防火対象物数(敷地)×100
18	消防力の強化	2. 市民・地域や事業所、各種団体との連携により地域における消防防災力の向上が図られ、災害に強いまちとなっています。	防災リーダー養成講習受講者数	人	防災リーダー養成講習の受講者数

基準値 R5 (2023)	めざす値 R10 (2028)	指標とすべき理由	めざす値の考え方 (算出式、設定の根拠等)
80.5	83.0	総合的な治水対策を進めることが、水害等の防止・軽減につながると考えるため。	校庭貯留が残り1校で完了するため、新たな実施箇所としてため池の治水活用を進めながら、83.0%を目標とする。
3.05	3.40	憩い、安らぎの場としての空間の提供が、豊かな生活環境の実感につながると考えるため。	八尾市みどりの基本計画で定める令和10年度の目標値3.40㎡/人をめざす。
15.9	100	玉串川の護岸整備を進めることが、魅力を感じ快適に暮らせるまちにつながると考えるため。	玉串川護岸整備事業(Ⅱ期)の総延長2.2kmを、令和3年度から令和10年度の事業期間で整備完了することをめざす。
3	28	地区防災計画は、住民が主体となって組織的に、かつ、地域ごとの特性に応じて災害に備えるために作られるものであり、策定に至る経過はもとより、策定後には計画に基づく訓練の実施が想定されることなどから、地域の自助・共助の向上に寄与するとともに防災力の向上が図られると考えられるため。	全28小学校区での地区防災計画策定をめざす。なお、令和2年以降のコロナ禍の地域活動制限を受け、当初目標の令和6年度を2年延伸し、令和8年度での全地区策定をめざす。
22	28	地区防災計画の策定等支援にかかり、職員が積極的に地域に対して支援することで、地域防災力の向上が図られると考えられるため。	全28小学校区に対して職員が地区防災計画策定等に係る支援に携わることが目標とする。
357	294	市民が著しく不安を感じる犯罪として大阪府警察が指定している大阪重点犯罪(子どもや女性を狙った性犯罪、特殊詐欺及び自動車関連犯罪)を減少させることが、体感治安の改善につながるものと考えられるため。	大阪府重点犯罪の定義が変更された令和3年以降の大阪重点犯罪件数のうち、最も低い件数であった294件をめざす。
12	12	学生が地域の防犯活動に積極的に参加することによって、地域における連帯感や絆、社会の規範意識が高まり、犯罪の起こりにくいまちづくりにつながるものと考えられるため。	学生防犯隊が月1回以上、防犯活動に参加している状態を継続するため、年12回を目標とする。
100	100	変化する社会情勢に応じて危機管理マニュアルの整備・更新を行うことにより、的確な対応を図ることができるため。	危機管理マニュアルの更新が必ず行われる状態を維持する。
1,012	720	訓練を充実させ、消防職員の技術・技能向上を図り、各種災害に迅速的確に対応するため。	令和元年度(コロナ前)の実績値(約600回)を超える回数を毎年度維持することをめざす。(令和5年度基準値はコロナの影響で署外業務が制限され、臨時的に訓練回数が増加した。)
97.0	97.0	防火対象物における防火安全対策を推進するためには、消防用設備等の設置・維持とともに、防火管理者による防火管理業務が主たる要素となるため。	令和5年度の実績値(97.0%)を基準に、高い選任率を毎年度維持することをめざす。
68	68	防災リーダーを養成することで、自主防災組織が自ら訓練を企画・運営する自立型訓練を促進するため。	令和5年度の実績値(68人)を基準に、毎年度維持することをめざす。

施策No	施策名	めざす暮らしの姿	指標名	単位	指標の定義
19	健康づくりの推進	1.「みんなの健康をみんなで守る」健康コミュニティづくりを進めることにより、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、いつまでも心身ともに健康に暮らせる健康でつながるまちが実現しています。	健康のために運動などを心がける市民の割合	%	市民意識調査での①の回答割合 Q.あなたは、健康のために運動を心がけるなど、自主的に何か取り組みをしていますか。 A.①している ②していない
19	健康づくりの推進	1.「みんなの健康をみんなで守る」健康コミュニティづくりを進めることにより、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、いつまでも心身ともに健康に暮らせる健康でつながるまちが実現しています。	糖尿病重症化予防に係る受療率	%	健康診査受診者中、HbA1Cの数値6.5%以上の者のうち、受療者の割合
19	健康づくりの推進	1.「みんなの健康をみんなで守る」健康コミュニティづくりを進めることにより、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、いつまでも心身ともに健康に暮らせる健康でつながるまちが実現しています。	男性の健康寿命(前年の暫定値)	歳	日常生活動作が自立している期間の平均(要介護2～5を健康でない状態とし、それ以外を健康な状態と定義し算出) 【健康寿命算定プログラムにより算出するため、前年数値(かつ暫定値)を記載】
19	健康づくりの推進	1.「みんなの健康をみんなで守る」健康コミュニティづくりを進めることにより、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、いつまでも心身ともに健康に暮らせる健康でつながるまちが実現しています。	女性の健康寿命(前年の暫定値)	歳	日常生活動作が自立している期間の平均(要介護2～5を健康でない状態とし、それ以外を健康な状態と定義し算出) 【健康寿命算定プログラムにより算出するため、前年数値(かつ暫定値)を記載】
19	健康づくりの推進	1.「みんなの健康をみんなで守る」健康コミュニティづくりを進めることにより、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、いつまでも心身ともに健康に暮らせる健康でつながるまちが実現しています。	国民健康保険加入者における特定健康診査受診率【※出納閉鎖時点】	%	国民健康保険加入者における特定健康診査受診率＝特定健康診査受診者数／特定健康診査対象者×100【※出納閉鎖時点】
20	健康を守り支える環境の確保	1. 市民の生命や健康の安全を脅かす大規模災害や感染症などへの備えが充実しており、市民一人ひとりが、安全かつ安心して健康な生活ができる環境が整っています。	健康危機管理訓練の実施回数	回	大規模災害や感染症などへの備えとしての健康危機事象対応訓練の実施回数
20	健康を守り支える環境の確保	1. 市民の生命や健康の安全を脅かす大規模災害や感染症などへの備えが充実しており、市民一人ひとりが、安全かつ安心して健康な生活ができる環境が整っています。	ゲートキーパー研修等の受講者数	人	身近な人のこころの不調や自殺の危険を示すサインに気づき、対応するゲートキーパーを養成する研修等の受講者数
21	地域医療体制の充実	1. 市民が適切な医療を受けることができるよう、地域の医療機関等が役割分担と連携を推進し、必要な医療提供体制が確保されています。	中河内保健医療協議会・各種懇話会の開催回数	回	中河内保健医療協議会・各種懇話会の開催回数
21	地域医療体制の充実	1. 市民が適切な医療を受けることができるよう、地域の医療機関等が役割分担と連携を推進し、必要な医療提供体制が確保されています。	市立病院における紹介率	%	市立病院における初診患者のうち、地域の医療機関(かかりつけ医)からの紹介患者が占める割合
21	地域医療体制の充実	1. 市民が適切な医療を受けることができるよう、地域の医療機関等が役割分担と連携を推進し、必要な医療提供体制が確保されています。	市立病院における逆紹介率	%	市立病院における初診患者のうち、当院での治療を終えた後、紹介元の地域の医療機関(かかりつけ医)などへ逆紹介した患者が占める割合

基準値 R5 (2023)	めざす値 R10 (2028)	指標とすべき理由	めざす値の考え方 (算出式、設定の根拠等)
50.8	65.0	健康づくり推進の取り組みの成果は、自主的に健康づくりに取り組む市民が増えることに表れると考えられるため。	健康づくりに取り組んでいる市民の割合を高めることをめざし、65.0%を目標とする。
83.5	90.0	八尾市の健康づくり推進の取り組みの成果を表すため。	糖尿病重症化予防対策に係る受療勧奨対象者の受療率90%以上をめざす。(八尾市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画を参考に受療率を算出)
78.7	81.3	自主的に健康づくりに取り組む市民が増えることによる成果を表すため。	第6次総合計画期間内において前期基本計画の基準値(令和元年度実績)である79.3歳から2年以上の延伸を図ることをめざし、81.3歳を目標とする。
83.1	85.4	自主的に健康づくりに取り組む市民が増えることによる成果を表すため。	第6次総合計画期間内において前期基本計画の基準値(令和元年度実績)である83.4歳から2年以上の延伸を図ることをめざし、85.4歳を目標とする。
33.5	47.0	健康づくりにあたって、特定健康診査の受診が有効であると考えられるため。	八尾市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、各年度3ポイントの上昇をめざし、受診率47.0%を目標とする。
5	2	大規模災害や感染症等の健康危機事象が生じた際に、適切な対策を行うには、職員の技術強化を目的とした訓練実施が重要なため。	災害対応訓練・感染症対応訓練各1回(能登半島地震のフィードバックにより緊急実施された令和5年度を除き、直近3年間の平均実施回数(1回)を超える値)の実施の維持をめざす
123	200	自殺対策を推進するには、自殺対策を支える人材の育成が重要であり、ゲートキーパー研修等を行う必要があるため	従前の実績に加え、支援者研修等の新たな取組により、年間200人の受講をめざす
6	6	大阪府や中河内医療圏内各市の行政機関・医療機関等の連携体制を確保するには、保健医療協議会や各種懇話会の開催が重要なため。	中河内保健医療協議会1回・各種懇話会(医療・病床、救急、在宅医療、精神医療、薬事)5回の開催をめざす。
68.98	50.00	医療法に基づき、大阪府が定める地域医療支援病院の承認基準である紹介率50%以上を超えることが重要なため。	医療法に基づき、大阪府が定める地域医療支援病院の承認基準である50%以上の紹介率を維持する。
103.82	70.00	医療法に基づき、大阪府が定める地域医療支援病院の承認基準である逆紹介率70%以上を超えることが重要なため。	医療法に基づき、大阪府が定める地域医療支援病院の承認基準である70%以上の逆紹介率を維持する。

施策No	施策名	めざす暮らしの姿	指標名	単位	指標の定義
21	地域医療体制の充実	2. かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持ち、医療機能に応じた役割分担を理解し、適切な医療機関を受診する市民が増えています。	「かかりつけ医」を持っている市民の割合	%	市民意識調査での①の回答割合 Q.あなたは、病気や健康について相談や受診できる「かかりつけ医」など(かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局)がありますか。 A.①ある ②ない
22	良好な生活環境の確保・地球環境の保全	1. 環境を意識した暮らしや事業活動により、河川や空気がきれいな状態に保たれ、温室効果ガスの排出量削減に向け、市民、事業者と行政が一体となって取り組みを進めています。	環境基準適合率(大気環境・水質環境・騒音環境)	%	{(大気NO2適合率)+(水質BOD適合率)+(一般環境騒音適合率)}÷3
22	良好な生活環境の確保・地球環境の保全	1. 環境を意識した暮らしや事業活動により、河川や空気がきれいな状態に保たれ、温室効果ガスの排出量削減に向け、市民、事業者と行政が一体となって取り組みを進めています。	市域の温室効果ガス排出量(前々年度の指標値)	万t-CO2	エネルギー供給事業者からのデータや各種統計書等を用いて算出した数値(各種統計書等が公表されるまでに時間を要することから、指標値(計画値および実績値)は2年前の排出量となる)
22	良好な生活環境の確保・地球環境の保全	2. 市民や事業者等が地域の美化活動に自主的に取り組むとともに、美化をテーマにした市民活動や地域でのネットワークが強化され、まちが美しく清潔に保たれています。	地域一斉清掃受付件数	件	環境保全課で受付をした地域一斉清掃の受付件数
22	良好な生活環境の確保・地球環境の保全	3. 市民や事業者等と協働し、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進することで、資源が循環して利用され、廃棄物が減少するとともに、排出される廃棄物が適正に管理、処理されています。	資源化されている量を除くごみ処理量	t	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量-リサイクルセンター資源化量
23	つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり	1. 包括的な支援により、すべての市民が夢や生きがいを持って、孤立することなく住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。	つなげる支援室で支援調整などを行い終了した割合	%	つなげる支援室で支援調整などを行い終了した割合
23	つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり	2. 地域において、住民一人ひとりが尊重され、お互いの多様性を認めながら、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合うことで、自分らしく活躍しています。	地域での福祉活動における登録制度への登録者数	人	市民後見人バンク登録者数+地域の福祉活動に関わっているボランティアセンターにおける福祉ボランティア登録者数 出所:権利擁護センター調べ、ボランティアセンター調べ
24	高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現	1. 身近な地域で高齢者の居場所や社会参加の機会があり、それらを活用しながら高齢者が生きがいをもって自立した生活を送っています。	高齢者見守りサポーターやお協力事業者数	事業者	高齢者見守りサポーターやお協力事業者数
24	高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現	1. 身近な地域で高齢者の居場所や社会参加の機会があり、それらを活用しながら高齢者が生きがいをもって自立した生活を送っています。	認知症サポーター数	人	認知症サポーター累計人数
24	高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現	1. 身近な地域で高齢者の居場所や社会参加の機会があり、それらを活用しながら高齢者が生きがいをもって自立した生活を送っています。	健康のために運動などを心がける市民の割合(60代以上)	%	市民意識調査の設問「あなたは、健康のために運動を心がけるなど、自主的に何か取り組みをしていますか。」に「はい」と答えた60代以上の割合。
24	高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現	2. 高齢者が必要なサービスを適切に利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。	要支援・要介護認定率	%	第1号被保険者の要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者数

基準値 R5 (2023)	めざす値 R10 (2028)	指標とすべき理由	めざす値の考え方 (算出式、設定の根拠等)
77.6	80.0	限りある医療資源を有効活用するには、市民が「かかりつけ医」を持つことが重要なため。	令和3年度～5年度の平均値を基に、より高い目標である80.0%を維持することをめざす。
99.2	100	環境基準は人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として定められたもので、行政上の政策目標であるため。	大気、水質、騒音の代表的な項目についての100%達成を維持する。
132	98	市域から温室効果ガス排出量を減らすことで、地球温暖化の進行を和らげることにつながるため。	八尾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、令和10年度までの目標値98万t-CO2をめざす。
930	930	地域における清掃活動の機会の増加が、まちを美しく清潔に保つことに繋がるため。	自主的な美化活動に取り組むことで、市民の環境美化意識の醸成と良好な生活環境の確保を図り、直近3年間の平均受付件数(907件)を超える930件を毎年度維持することをめざす。
63,803	57,000	市民・事業者等との協働により、家庭系・事業系ごみの更なる減量・資源化と、排出された廃棄物が適正に管理、処理される循環型社会の構築をめざしており、現況を確認するのに最適な指標であるため。	八尾市廃棄物減量等推進審議会での議論を踏まえ、「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」での減量施策を推進し、令和元年度実績の69,864tから令和10年度までに約13,000t減量した57,000tをめざす。
76.0	80.0	つなげる支援室で支援調整などを行い終結した割合を把握することで、必要な支援につながり、誰ひとり取り残されることなく、住み慣れた地域で自分らしく生活ができることを目標とする	過去3年間の相談実績に基づき目標値の設定を行い、つなげる支援室の調整により、必要な支援につながり終結した割合80%をめざす。
1,368	1,660	地域住民の福祉活動への活動従事者数を把握することで、地域住民の地域活動への関心度の高まりや、活動する場や機会の確保状況を把握できるから。	市民後見人バンク登録者の現状(新規登録者と定年による退会者の数を勘案)やコロナ禍のボランティア登録者数の変動状況を踏まえた目標値の設定を行い、地域住民の福祉活動への活動従事者数を増やすことをめざす。
658	745	事業者の参画が進むことにより、地域での見守り体制の充実につながるため。	過去の実績を踏まえ、第9期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と合わせて、毎年度5事業者増をめざす。
17,702	22,600	認知症サポーターを増やし、認知症への理解を広げることで、地域での見守り支援体制の充実につながるため。	令和3年度～5年度の平均増加人数(1,209人)であり、より施策を進めるため、第9期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と合わせ毎年度1,300人を増加をめざす。
56.3	65.0	生きがいをもって自立した生活を送るには、主体的に健康づくりに取り組む意識が大切であるため。	八尾市健康まちづくり計画～健康日本21八尾第4期計画及び八尾市食育推進第3期計画～で定めている令和10年度の目標値に65.0%に合わせ、毎年度2.0%の増加をめざす。
25.5	25.5	要支援・要介護認定率が上昇傾向にある中、持続可能な介護保険制度の運営のためには、認定率の上昇を抑制する必要があるため。	第9期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を踏まえ、要支援・要介護認定率は増加傾向にあるものの、現状より上昇しないよう令和5年度の実績値をめざす。

施策No	施策名	めざす暮らしの姿	指標名	単位	指標の定義
25	障がいのある人への支援の充実	1. 多様化するニーズに対応したサービスや相談体制を活用し、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしています。	施設入所者の地域移行者数	人	施設入所から地域移行する障がい者数
25	障がいのある人への支援の充実	2. 保健、医療、福祉、教育等との連携により地域全体で障がいのある人を支える仕組みをつくることで、多様で複合的な課題を抱える障がいのある人やその家族が安心して暮らしています。	地域生活支援拠点等の登録者数	人	地域生活支援拠点等の活用にあたり事前登録を行った障がい児者数
25	障がいのある人への支援の充実	2. 保健、医療、福祉、教育等との連携により地域全体で障がいのある人を支える仕組みをつくることで、多様で複合的な課題を抱える障がいのある人やその家族が安心して暮らしています。	関係機関との連携により対応した基幹相談支援センターにおける支援件数	件	基幹相談支援センターにて関係機関と連携のうえ支援を実施した件数
25	障がいのある人への支援の充実	3. 障がいや障がいのある人に対する理解と合理的配慮が促進されることで、障がいの有無にかかわらず、すべての人が、自己決定が尊重され社会参加と自己実現を図りながら暮らしています。	障がい者雇用率の達成企業割合(前年6月1日時点)	%	ハローワーク布施所管内における障がい者雇用率達成企業割合(前年6月1日時点)
26	生活困窮者への支援	1. 生活に困窮したときに、誰もが必要な支援を適切に受けられることができ、社会とのつながりや居場所を持ち、地域社会の一員として安心して安定した生活を送ることができています。	就労支援対象プランを作成した者のうち、就労開始または増収につながった者の割合	%	就労支援対象プランを作成した者のうち、就労開始または増収につながった者の割合
26	生活困窮者への支援	2. 生活困窮者支援を通じた地域づくりにより、誰もが地域のなかで尊厳をもって安心して暮らし続ける包摂型社会が実現しています。	学習支援事業へ参加する前に比べて勉強の仕方が分かるようになった生徒の割合	%	学習支援事業に参加した生徒のうち、参加する前に比べて勉強の仕方が分かるようになった生徒の割合
26	生活困窮者への支援	3. 希望する誰もが、様々な支援を受けながら再スタートを切ることができます。	自立生活支援を行った生活保護受給者に対する効果のあった件数の割合	%	自立生活支援事業(就労支援)を希望し、支援を行った生活保護受給者のうち、実際に就労を開始(増収を含む)した者の割合。 (自立支援を行った生活保護受給者に対する効果のあった件数の割合=自立支援を行った結果、就労決定したもの、増収したものなど支援効果が認められたケース数/支援ケース数×100)
27	一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進	1. 一人ひとりの人権が尊重され、差別のない、ともに認め合い、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らしています。	人権啓発セミナーの内容について満足と答えた参加者の割合	%	人権啓発セミナーの内容について、「非常に満足」「満足」と答えた参加者の割合
27	一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進	3. 職場、地域など様々な場において環境づくりが進むことにより、性別にかかわらず、すべての人が活躍しています。	男女共同参画が実現していると思う市民の割合	%	市民意識調査での①+②の回答割合 Q.あなたは、性別に関わらず男女が互いに認め合える社会が実現していると思いますか。 A.①思う ②少し思う ③あまり思わない ④思わない ⑤わからない
27	一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進	3. 職場、地域など様々な場において環境づくりが進むことにより、性別にかかわらず、すべての人が活躍しています。	市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合(年度末時点)	%	女性委員の登用の割合(年度末時点) =八尾市が設置している審議会、委員会などにおける女性委員数/全体の委員数×100

基準値 R5 (2023)	めざす値 R10 (2028)	指標とすべき理由	めざす値の考え方 (算出式、設定の根拠等)
2	3	障がい児者が施設入所から地域移行することにより、住み慣れた地域での生活の実現につなげることができるため。	第7期八尾市障がい福祉計画に掲げる令和8年度末時点3人の目標値を基にして算出した値である3人をめざす。
135	190	地域生活支援拠点等の登録者が増加することにより、地域全体で障がい者等を支える社会の実現につなげることができるため。	緊急時の受け入れ支援を行うための事前登録者の増加傾向を踏まえ令和10年度で190人をめざす。
113	100	障がい児者を取り巻く困難ケースにつき、関係機関と連携して支援することで、地域全体で障がい者等を支える社会の実現につなげることができるため。	基幹相談支援センターにて関係機関と連携のうえケース会議を行った年間延べ件数にて算出した値である100件をめざす。
50.1	51.5	事業所による障がい者雇用が広がることで、障がい者の社会参加と自己実現につなげることができるため。	民間企業の法定雇用率が令和6年4月に2.5%に、令和8年7月に2.7%に引き上げられることを踏まえ令和10年度で51.5%をめざす。
49.4	60.0	生活困窮者自立支援制度の事業として生活保護に至る前に自立に向けて支援する必要があるため、就労支援対象プランを作成し、就労開始または増収につながった割合とする。	過去3か年度の実績値、および全国の平均値に基づき目標値を設定し、割合が60%となるようめざす。
63.2	80.0	学習支援事業に参加し、勉強の仕方を理解することによって子どもたちの自尊心向上につながり、そのことが将来に向けた選択肢の拡大に結びつくため。	過去3か年度の実績値に基づき目標値を設定し、学習支援事業に参加し、勉強の仕方が分かるようになった生徒の割合が80%となるようめざす。
62.8	66.0	生活保護制度の目的である自立助長の促進に向けて、引き続き就労支援員を中心としてケースワーカーなど所員が一体となり、保護受給者と寄り添い、懇切丁寧な支援を行っていく必要があるため。	前期基本計画の最終目標値を基準とし、過去3年間の大阪府の有効求人倍率の動向(1.14倍～1.19倍)を鑑みて、就労等で効果のあった者の割合を毎年度1ポイント程度増やすことをめざす。
88.5	93.0	市民の人権意識の高揚の状況を表すため。	令和5年度の実績(88.5%)より、毎年度1ポイントの増加を図り、93.0%をめざす。
27.7	36.5	性別に関係なく個性や能力が発揮できる環境の実現状況を表すため。	「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」で定める目標値(令和7年度目標値:35%※計画期間延伸に伴い令和8年度目標値も35%継続)から、毎年度1.5ポイント÷2か年の増加を図り、令和10年度に36.5%をめざす。
35.5	41.5	政策・方針決定過程への女性の参画状況を表すため。	令和7年度及び8年度(計画期間の延伸に伴う)については、「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」で定める目標値の40%とし、令和10年度までに、ポジティブアクションプランに基づく働きかけをより実効性のあるものとするので41.5%をめざす。

施策No	施策名	めざす暮らしの姿	指標名	単位	指標の定義
28	平和意識の向上	1. 核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを伝える体験講話を通じて、次代を担うすべての若者・子どもたちが、平和の大切さを理解しています。	平和学習の受講者数	人	市内の小・中学校を対象に行っている長崎平和学習の受講者数
28	平和意識の向上	2. 一人ひとりの市民が、戦争のない、核兵器のない、対話による平和な社会の大切さを認識し、国際平和に貢献する地域社会が創造されています。	平和な社会が大切だと感じている市民の割合	%	市民意識調査での①+②の回答割合 Q.あなたは、平和な社会が大切だと思いますか。 A.①思う ②少し思う ③あまり思わない ④思わない
29	多文化共生の推進	1. 様々な国籍の人たちが文化や習慣などの相互理解を深め、尊重し、学びあいながら共生しています。	国際交流センター事業参加者数	人	国際交流センターが主催で行う多文化共生事業の参加者数
29	多文化共生の推進	2. 共生社会の推進により、多くの外国人市民が八尾のまちに集まり、学び、働き、活躍しています。	外国人相談窓口における相談件数	件	八尾市が開設する外国人相談窓口での相談件数
29	多文化共生の推進	3. 姉妹・友好都市をはじめとする海外の都市との交流が活発に行われ、互いの文化や歴史の理解が深まり、豊かな共生社会が形成されています。	国際交流に興味のある市民の割合	%	市民意識調査での①+②の回答割合 Q.あなたは、さまざまな国の人たちと交流し、相互理解を深める国際交流について、興味がありますか。 A.①興味がある ②少し興味がある ③興味がない
30	地域のまちづくり支援・市民活動の促進	1. 地域住民が多様な主体と協力・連携し、地域課題の解決に向けた活動が実践されています。	校区まちづくり協議会が多様な主体と連携した事業数	本	校区まちづくり交付金を活用した事業のうち、多様な主体と連携した事業数
30	地域のまちづくり支援・市民活動の促進	2. 様々な地域活動や市民活動へ、多くの市民が参加することで、地域の組織運営や、地域活動や市民活動の持続性が高まっています。	町会加入世帯率	%	町会加入世帯数÷全世帯数(住民基本台帳における世帯数)×100
30	地域のまちづくり支援・市民活動の促進	3. 様々な人材や活動をつなぐことで、地域の活性化につながるアイデアの創出や、より多くの活動資源が集まるようになっていきます。	市民活動支援ネットワークセンター「つどい」を介して連携した件数	件	市民活動支援ネットワークセンター「つどい」を介して人材や活動をつなぎ、連携した件数
31	生涯学習とスポーツの振興	1. 市民が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、学んだ知識や成果を社会に還元できる環境づくりにより、自己の人格を磨き、高い幸福感を持ちながら地域社会で活躍しています。	生涯学習施設で実施する講座等の参加者数	人	生涯学習センター(かがやき)及び各コミュニティセンターにおいて実施した講座等の参加者
31	生涯学習とスポーツの振興	1. 市民が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、学んだ知識や成果を社会に還元できる環境づくりにより、自己の人格を磨き、高い幸福感を持ちながら地域社会で活躍しています。	生涯学習施設で実施した講座の修了生の成果発表者数	人	生涯学習センター(かがやき)で実施する成果発表の場(フェスタかがやき)に出品・出演した人数

基準値 R5 (2023)	めざす値 R10 (2028)	指標とすべき理由	めざす値の考え方 (算出式、設定の根拠等)
2,496	2,500	次代を担う若者・子どもたちに平和の大切さを理解してもらうためには、小・中学校時代の平和啓発が効果的であると考えているため。	令和3年度～5年度の3年間の平均値(2345.3人)をふまえ、2,500人の維持をめざす。
94.6	96.0	全ての市民が、平和な社会の大切さを理解していることが必要であるため。	令和3年度～5年度の3年間の平均値(95.6%)をふまえ、96.0%の維持をめざす。
3,859	4,000	多くの市民に多文化共生に関わってもらうことが必要であるため。	コロナ前の令和元年度から過去5年間の平均値(3,949.8人)をふまえ、4,000人の維持をめざす。
2,192	2,200	外国人市民が相談しやすい環境で、住みやすさを感じる八尾になるように、多文化共生を推進していく必要があるため。	コロナ禍の相談状況と令和3年度～5年度の3年間の平均値(2,349件)をふまえ、2,200件の維持をめざす。
49.4	55.0	多文化共生社会を実現させるためには、国際交流に興味がある市民を増加させる必要があるため。	令和3年度～5年度の3年間の平均値(50.9%)をふまえ、毎年度1%の増加を図り55.0%をめざす。
21	26	校区住民だけでは解決が困難な課題に対して、在勤・在学、事業者、大学等の多様な主体との連携によって、課題解決につなげていくことができるものと考えられるため。	令和5年度事業実績21本をふまえ、毎年度連携を実施した事業の1件増加をめざし、事業数26本を目標とする。
55.2	50.4	最も身近な地域団体である町会の加入世帯率を維持していくことが、地域活動や市民活動の持続性を高めると考えられるため。	直近の減少幅-2.4%をふまえ、令和7年度見込値(50.4%)の維持をめざす。
24	29	「つどい」が多様な主体の連携・協力をコーディネートすることで活動資源が集まり、さまざまな地域課題の解決や地域の活性化に向けて支援できるものと考えられるため。	令和元年度から令和5年度の5か年に人材や活動を紹介した最大件数24件を基に、毎年度連携を実施した件数の1件増加をめざし、29件を目標とする。
43,649	50,000	生涯学習に取り組むきっかけとして、生涯学習センター(かがやき)及び各コミュニティセンターで実施する講座等への参加人数の増加を図ることにより、市民の生涯学習意欲の高まりにつながると考えるため。	地区生涯学習推進事業と生涯学習センター—一般講座において、毎年下記のとおり新規に開催することにより、1,200人の増加をめざす。 (定員20人×16回)×2講座×0.95=608人×2事業=1,200人
781	1,000	生涯学習センター(かがやき)及び各コミュニティセンターで実施した講座の修了生が生涯学習活動を発表する機会が増えることで、学んだ知識や成果を社会に還元した成果を測定できると考えるため。	舞台発表とイベント等の参加者を令和5年度実績の1割(45人)ずつ増加をめざす。 ※令和5年度内訳 舞台発表(330人)、展示出展(338人)、イベント等(113人) ※出展展示については、子ども総合支援センターの拡張に伴い、展示スペースに限りがあるため、現状維持をめざす。

施策No	施策名	めざす暮らしの姿	指標名	単位	指標の定義
31	生涯学習とスポーツの振興	2. 市民が、ライフステージに応じたスポーツや運動を継続的に取り組み、地域社会がスポーツを通じて、都市の魅力と人々の活気にあふれています。	市立のスポーツ施設を利用した人数	人	総合体育館他スポーツ施設の指定管理者からの事業報告書に基づく、各施設利用者数の合計(南木の本防災公園を除く)
32	信頼される行政経営	1. 財源や人材などの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、市民が必要とする行政サービスが的確に提供される持続可能な行政経営が行われています。	施策指標達成率	%	各施策の進捗度を定量的に測定するために設定した指標(施策指標)の計画値に対する単年度達成率
32	信頼される行政経営	1. 財源や人材などの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、市民が必要とする行政サービスが的確に提供される持続可能な行政経営が行われています。	経常収支比率	%	経常的支出に充てられた経常一般財源の割合・経常経費充当一般財源÷(経常一般財源+減収補てん債発行額+臨時財政対策債発行額)
32	信頼される行政経営	2. 住み続けたいと思えるまちとなるよう、大学や企業、他の自治体等の多様な主体との連携による行政活動が進んでいます。	若者世代の社会動態	人	転出超過傾向にある20代~30代の人口の社会動態(転入者数-転出者数)
32	信頼される行政経営	2. 住み続けたいと思えるまちとなるよう、大学や企業、他の自治体等の多様な主体との連携による行政活動が進んでいます。	企業・大学等と連携した取り組み件数	件	企業・大学等と連携した取り組み件数
32	信頼される行政経営	3. 行政手続きにおける市民の利便性の向上が図られており、また、必要な情報を正確に手に入れることができます。	八尾市役所からの情報が入手しやすいと感じる市民の割合	%	市民意識調査での①+②の回答割合 Q.あなたは、八尾市役所からの情報が入手しやすいと思いますか。 A.①思う ②少し思う ③あまり思わない ④思わない ⑤わからない
33	公共施設マネジメントの推進	1. 計画的かつ適切な維持保全や機能更新により、どのような時でもすべての市民が安全に安心して公共施設(庁舎、コミュニティセンター、教育施設、福祉施設、消防施設など)を利用することができます。	公共施設が利用しやすいと感じる市民の割合	%	市民意識調査での①+②の割合 Q.あなたは、公共施設を利用される際、誰もが利用しやすいバリアフリーな建物であると感じますか。 A.①思う ②少し思う ③あまり思わない ④思わない ⑤わからない
33	公共施設マネジメントの推進	2. 長期的な視点に立って、公共施設の適正な規模や配置の見直しが適宜行われています。	公共施設(建物)総量	m <sup>2</sup>	建物施設における資産台帳の合計延べ床面積(用途廃止済の施設は施設総量に含めない)
33	公共施設マネジメントの推進	3. PPP/PFI手法の活用等により、民間の資金・ノウハウを活かし、公共施設の管理・運営が効率的に行われています。	公民連携手法の活用施設数	箇所	公民連携手法により整備・改修した施設数(累積)
33	公共施設マネジメントの推進	4. 未利用施設や未利用地の民間活用や売却等により、適切な資産管理が行われています。	未利用地(100坪以上、建物付きを含む)の総数	箇所数	未利用地(100坪以上)の箇所数

基準値 R5 (2023)	めざす値 R10 (2028)	指標とすべき理由	めざす値の考え方 (算出式、設定の根拠等)
603,172	718,000	市民が運動やスポーツの楽しみ、喜びを実感するとともに、健康づくりにつながると考えるため、総合体育館他スポーツ施設利用者の増加をめざす。	毎年度の計画値は、コロナ禍後における直近年の増加率をふまえて設定し、コロナ禍前の水準をめざす。
38.5	90.0	各施策における取り組みの成果を図る施策指標の達成率が向上することで、市民が必要とする行政サービスが的確に提供されているかを把握できるため。	全33施策で122の指標を設定しており、令和5年度実績値38.5%に対して、毎年度10%ずつ増加し、90%をめざす。
100.6	92.0	社会経済環境の変化に応じた新たなニーズに適切に対応するため、財政構造の弾力性の維持が、行財政運営における重要な要素となるため。	基本構想の最終年度である令和10年度に中核市平均値(92.2%)を上回る92%をめざし、毎年度1ポイントの良化をめざす。
-89	0	住み続けたいと感じるまちの実現に向けた取り組みの成果として、市外から転入する人口が増加し、転出する人口が減少する社会増となるため。	転出超過している直近3年間(令和3年度～5年度)の平均実績値(-176人)をふまえ、令和10年度までに転入者数と転出者数が均衡している社会増減0(ゼロ)をめざす。
408	448	住み続けたいと思えるまちづくりの実現に向けては、それぞれの強みを活かして行政課題解決へアプローチにする必要があると考え、企業・大学等と連携した取り組みの件数を指標とする。	公民連携の取り組みが増加することをめざし、448件を目標とする。
42.5	52.5	市の発信する情報が、必要な方に様々な媒体を通じて届けられている状態を測るため。	直近3年間での増加ポイント平均値2%ずつ基準値から毎年度増加していく状況をめざす。
47.5	50.0	市民が安全に安心して公共施設を利用できるよう計画的かつ適切な維持保全や機能更新を行うことにより、公共施設が利用しやすいと感じる市民の割合が増加すると考えるため。	過去10年間の平均的な増加割合が約0.5%であり、基準値から毎年度0.5%ずつの増加をめざす。
671,349	658,000	公共施設の適正な規模や配置の見直しの進捗状況を測るには、公共施設総量を指標として使うことが最適と考えます。	令和7年度の公共施設(建物)総量実績見込値を維持しつつ、引き続き公共施設の適正な規模や配置の見直しを図る。
5	9	効率的な公共施設の管理・運営を行うために、公民連携手法が有効と判断し整備・改修を実施した施設数の増加をめざします。	実績の増加をめざす。
3	3	未利用土地(100坪以上、建物付きを含む)の箇所数をもって削減の進捗を把握する。	未利用地(100坪以上)を減少させる。

施策No	施策名	めざす暮らしの姿	指標名	単位	指標の定義
34	行財政改革の推進	1. 行財政改革の推進により、多様化・複雑化する市民生活の課題、行政需要への対応や未来に向けた新たな投資を可能とし、まちの成長につなげる改革と成長の好循環を実現しています。	年度末決算における基金残高	億円	各年度決算時における基金残高
34	行財政改革の推進	2. ICTの活用等により、市民サービスの向上や業務の効率化など、行政活動の生産性が向上しています。	八尾市の取り組みが改善されていると思う市民の割合	%	市民意識調査での①+②の回答割合 Q.あなたは行政の取り組みが改善されていると思いますか。 A.①思う ②少し思う ③あまり思わない ④思わない ⑤わからない
34	行財政改革の推進	2. ICTの活用等により、市民サービスの向上や業務の効率化など、行政活動の生産性が向上しています。	電子申請システムのユーザー登録者件数	人	「八尾市電子申請システム」に登録した個人の登録ユーザー者数

基準値 R5 (2023)	めざす値 R10 (2028)	指標とすべき理由	めざす値の考え方 (算出式、設定の根拠等)
98.1	60.0	新やお改革プラン2.0に掲げている目標で、令和8年度末時点の基金残高60億円を維持することにより、同プランに掲げる「改革と成長の好循環」を将来にわたり実現することができるため。	新やお改革プラン2.0において、中期財政見通しを踏まえ、令和8年度末の基金残高60億円を維持する。
26.5	31.0	ICTの活用等により行財政改革が進み、行政の取り組みが改善されていると思う市民の割合が向上すると考えるため。	第6次総合計画の策定時における基準値(26.3%)から5ポイントの上昇させることとして31.0%を目標とし、新やお改革プラン2.0をはじめとした取り組みを進めることにより毎年度1ポイント増を計画とする。
23,533	54,500	市民サービスの向上における行政のオンライン化について、市民の方への周知度を計測する上で、その進捗度を可視化することにより、行政側の意識向上にもつながると考えられるため。	電子申請システム稼働時からの実績等(月間平均500~600人増)を踏まえつつ、今後も引き続き、さらなる新規登録ユーザー数の増加(年間6,500人の新規登録者の増加)をめざす。



## 第2章

# 市長マニフェスト関連事業一覧



マニフェスト項目（めざす方向性）	関連する事務事業	担当所属名
<b>目標1:身を切る改革の継続</b>		
1 市長退職金1期4年ごとの2,424万円を100%カット⇒0円に	労務管理業務	職員課
2 市長月額給料101万円を30%カット ⇒71万円に	労務管理業務	職員課
<b>目標2:切れ目のない子育て支援・教育環境を充実</b>		
3 0～1歳児の保育・教育の無償化	施設型給付・指導事業	保育・こども園課
	幼児教育・保育の無償化対応事務	保育・こども園課
4 小学校・中学校給食費の無償化	小学校給食管理運営業務	学務給食課
	中学校給食管理運営業務	学務給食課
5 不妊治療・産後ケア支援を強化	妊産婦包括支援事業	こども健康課
	不育症治療費等助成事業	こども健康課
6 家事、育児のサポート・妊産婦の移送支援を導入	ママ・サポート事業	こども健康課
	家庭支援事業	こども・いじめ何でも相談課
	妊産婦包括支援事業	こども健康課
7 在宅子育て支援の充実	地域子育て支援推進事業	こども健康課
	家庭支援事業	こども・いじめ何でも相談課
8 新生児聴覚スクリーニング検査費用を無償化	乳幼児健康診査事業	こども健康課
9 3歳6か月健診に目の屈折検査を導入	乳幼児健康診査事業	こども健康課
10 病児保育事業(病院対応型)を強化	病児保育事業	保育・こども園課
11 発達障がい・医療的ケア児・難聴児の支援対策を強化	障害者総合福祉センター運営事業	障がい福祉課
	障がい者相談支援事業	障がい福祉課
	地域生活支援体制推進事業	障がい福祉課
	障がい児保育サポート等利用調整事務	保育・こども園課
	障がい児保育支援事業(私立認定こども園等)	保育・こども園課
	障がい児保育支援事業(公立認定こども園)	こども施設運営課
	児童発達支援センター事業	こども・いじめ何でも相談課
特別支援教育推進事業	教育センター	
12 新設した、こども総合支援センター「ほっぷ」の充実強化	こども相談事業	こども・いじめ何でも相談課
13 専門職の増員や支援活動に取組む民間活力も活用するなど不登校・いじめ貧困対策を強化	いじめから子どもを守る八尾づくり推進事業	こども・いじめ何でも相談課
	生活困窮者自立支援事業	地域共生推進課
	こどもの未来応援推進事業	こども若者政策課
	いじめ問題対策事業	人権教育課
	不登校児童生徒支援事業	教育センター
14 要支援児童等の見守り支援体制(居場所づくり・配食・学習支援など)を構築し、児童虐待対策を強化	生活困窮者自立支援事業	地域共生推進課
	こどもの未来応援推進事業	こども若者政策課
	児童虐待対策事業	こども・いじめ何でも相談課

マニフェスト項目（めざす方向性）	関連する事務事業	担当所属名
15 各分野のプロからの技術指導や非認知能力など特色ある学校園教育を推進	公立認定こども園運営事業	こども施設運営課
	教育振興基本計画の推進	教育政策課
	学校適正規模等推進事業	教育政策課
	小規模特認校における特色ある教育推進事業	学校教育推進課
	子どもが輝く学校づくり総合支援事業	学校教育推進課
	幼児教育研究・研修事業	教育センター
16 プログラミング教育の推進	学校ICT活用事業	教育センター
<b>目標3:すべての市民に光があたるまちづくり</b>		
17 「健康まちづくり科学センター」を中心とした健康寿命の延伸などの取組みを強化	健康づくり推進事業	保健企画課
	国民健康保険 特定健康診査等事業【特別会計】	健康保険課
	後期高齢者医療事業【特別会計】	健康保険課
	地域健康づくり支援事業	健康推進課
	介護予防普及啓発事業	高齢介護課
	地域介護予防活動支援事業【一般会計・特別会計】	高齢介護課
	社会参加型介護予防事業【特別会計】	高齢介護課
18 乗合デマンドタクシーなど「誰もが出かけしやすい」交通手段の充実	交通政策推進事業	都市交通課
19 男女共同参画の推進「ふらっと すみれ」事業を強化	男女共同参画推進事業	人権政策課
20 複合的な相談など「断らない」重層的相談支援体制を本格稼働	重層的支援体制整備事業	地域共生推進課
21 障がい者の「親なきあと」支援事業を強化	地域生活支援体制推進事業	障がい福祉課
22 成年後見制度の充実など八尾市版全国モデル事業を推進	権利擁護推進事業	地域共生推進課
23 補聴器の購入補助など高齢者施策を充実	加齢性難聴者補聴器購入助成事業	高齢介護課
24 重度障がい者など入院時の意思疎通がスムーズにできる支援を導入	コミュニケーション支援事業	障がい福祉課
25 ヤングケアラー支援体制を導入	家庭支援事業	こども・いじめ何でも相談課
	人権教育研修事業	人権教育課
	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター
26 骨髄バンクなどのドナー助成金(休業補償)を導入	地域保健対策推進事業	保健企画課
27 地域フォーミュラ(安全・安心・有効で適正な薬物治療)を推進	薬事監視指導等事業	保健企画課
<b>目標4:安全・安心・環境にやさしいまちづくり</b>		
28 災害時要配慮者・地区防災計画策定支援を推進	地区防災推進事業	危機管理課
	災害時要配慮者支援事業	地域共生推進課
	災害時要配慮者支援事業	高齢介護課
	災害時要配慮者支援事業	障がい福祉課
29 消防本部移転建替え、八尾市域南東部・南西部2か所での消防署所増設の円滑な推進	消防庁舎機能更新事業	消防総務課
	消防体制充実・強化対策事業	消防総務課

マニフェスト項目（めざす方向性）	関連する事務事業	担当所属名
30 消防力の強化とともに自衛隊など外部機関との連携を強化	災害対策事業	危機管理課
	消防体制充実・強化対策事業	消防総務課
	救急高度化事業	救急課
	救助高度化事業	警防課
	消防資機材・水利整備事業	警防課
	消防団活性化事業	警防課
	高機能消防指令センター運用事業	指令課
31 国道25号大阪柏原バイパスや防災道路などの整備促進に関係機関との連携を強化	都市計画道路整備事業	都市基盤整備課
32 犯罪被害者支援条例を制定	防犯計画推進事業	危機管理課
33 ゼロカーボンにむけた省エネ設備等導入時の補助制度を創設	ゼロカーボンシティやお推進事業	環境保全課
<b>目標5: 魅力・活力あるまちづくり</b>		
34 八尾空港西側跡地と八尾空港を活用した新都市核となるまちづくり	八尾空港西側跡地活性化促進事業	政策推進課
	国有地等有効活用検討事業	都市政策課
35 八尾市域北部・東部のにぎわいのあるまちづくり	西郡地域活性化促進事業	政策推進課
	人権コミュニティセンター及び周辺施設整備事業	人権政策課
	都市計画推進事業	都市政策課
	産業政策検討事業	産業政策課
	観光魅力創造事業	観光・文化財課
	遊休農地の解消対策事業	農とみどりの振興課
	高安山の保全活用事業	農とみどりの振興課
36 大阪・関西万博「大阪パビリオン」に八尾市が唯一自治体として出展が決定したことで、全国・世界に向けた八尾のものづくりをはじめとした魅力の発信など万博の相乗効果を八尾に	オープンイノベーション推進事業	産業政策課
37 空飛ぶクルマを活用したにぎわいづくり	観光魅力創造事業	観光・文化財課
38 商業・工業・農業などの振興を支援	ベンチャーエコシステム創出事業	産業政策課
	地域商業にぎわい創出事業	産業政策課
	産業ブランディング事業	産業政策課
	オープンイノベーション推進事業	産業政策課
	産業立地誘導推進事業	産業政策課
	農業支援事業	農とみどりの振興課
39 持続可能な芸術文化の振興を支援	芸術文化振興事業	文化・スポーツ振興課
40 ドッグラン施設や多目的グラウンドを整備	体育施設管理運営業務	文化・スポーツ振興課
41 「映画のまち・やお」を推進	「映画のまち・やお」推進事業	観光・文化財課
42 市ホームページのリニューアルなど、わかりやすい情報発信を構築	市政情報の発信	広報課
43 大阪府や大阪市などとの広域連携を強化	広域行政の推進	政策推進課

マニフェスト項目（めざす方向性）	関連する事務事業	担当所属名
<b>目標6: 新たな財源の確保と役所組織の改革</b>		
44 公共と民間の強みを相互活用し、市民サービスを拡充する「公民連携・三方よし」を推進	公民連携推進事業	行政経営改革課
45 デジタルトランスフォーメーションなど市役所のデジタル化を推進	ICT利活用・システム基盤整備運営事業	デジタル戦略課
46 ふるさと納税の増加に向けた取組みを強化	歳入確保事務	財政課
47 外部人材の登用や民間事業者などを積極的に活用	人事管理業務	人事課
	オープンイノベーション推進事業	産業政策課
48 超過勤務の抑制・削減	人事管理業務	人事課
	行政改革推進事務	行政経営改革課
49 現業職給与水準・職員数・給料表などを適正化	人事管理業務	人事課
	労務管理業務	職員課
50 新たな人事評価制度などを導入	職員の人材育成	人事課
51 改革と成長の好循環を加速させる組織体制を強化	行政管理事務(条例規則等の管理・地方分権 他)	行政経営改革課



## 八尾市第6次総合計画 第6期実施計画書

令和8年（2026年）2月発行

令和8年（2026年）4月改訂

発行者 八尾市 政策企画部 政策推進課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

T E L 072-924-3816（直通）

F A X 072-924-3570

E - mail [seisakusuisin@city.yao.osaka.jp](mailto:seisakusuisin@city.yao.osaka.jp)

八尾市ホームページ <https://www.city.yao.osaka.jp>

刊行物番号 R 8 - 23